開出鹿藏　長田、三ノ三九、電長本四二八三
笠谷熊吉　武庫精道
金田兼吉　神若、二ノ三九、電長葺六七八
金田甚之助　日暮、六ノ一八ノ二八
金森宇一郎　中山手、三ノ一八、電長三宮二九九
龜井辨三郎　武庫、良元
河合浩藏　北長狹、六ノ七、電元二八七一
河合政市　大道一ノ二三ノ一
河野菊五郎　武庫、御影
木村政太郎　武庫住吉
木下清吉　三川口、三ノ一七〇
木谷榮吉　一番、一ノ一、電本四二一七
岸　謙太郎　三宮二ノ四、電三宮二三六二
山本庄八　夢座、二ノ一三一
北服安藏　北本、一ノ八四
久島熊雄　日暮、四ノ一五
工藤覺二　加納
日下梅吉　武庫、大庄
桑島國平　中山手、七ノ三一、電元二四七五
佐田吉太郎　永澤、二ノ一三
齋藤熊四郎　長田、二二
酒井常藏　武庫、御影、電御二七〇
酒井庄藏　西宮、產所
小林舛太郎　三番、二ノ五九、電本二五九九
小山助太郎　宮本、五ノ二二ノ六
御田泉次郎　西宮染殿、五〇、電西七七五
志水源吉　荒田、一ノ五六九
重成千代吉　旗塚、三ノ三四、電葺二二六九
志村種次郎　西柳原、二二五ノ二
永澤、三ノ六三、電本二三三八
武庫、武庫
荒田、四ノ二五
武庫、精道
松本、七ノ三〇、電本五八九
神田、五〇、電元一九八二
下田安吉
周川熊吉
中島幸一　西宮、濱脇
中川仙吉　武庫、御影
長尾彌三郎　小龍池七ノ一一、電葺一〇八八
長尾金藏　元、六ノ一七一ノ一、電元一〇二九
長尾榮助　武庫、住吉
永島庫三郎　武庫、精道葺屋
橋本市太郎　塚本、三ノ一五ノ二、電本三三七二
橋本清次郎　下山手、八ノ二四五
橋　本　勉　武庫、御影
長谷艇二　再度筋、三四ノ一三、電長元一四五
畑中松藏　四番七ノ五五、電本二三一九
旗手榮三郎　下山手八ノ一、電長元五三七
花田藤一郎　加納、四ノ二四ノ一、電三宮二六九
濱口勇吉　葺合、二ノ一一五ノ三六
濱野濱治　大開、二ノ三〇ノ一〇九
林　政　七　今出在家、三ノ三四ノ一〇、電兵一五〇三
林　松　三　神田、四六六ノ一
林造酒太郎　今出在家、三ノ三四ノ一〇
原　田　實　武庫、御影
原田宮太郎　西宮、濱、七三
樋口孫兵衛　武庫、鳴尾
富永　久　武庫、西灘、畑原
中岡惣吉　生田、三ノ六九
中垣喜代藏　四番七ノ五四、電本一四六二
寺田早太郎　武庫、精道
西宮、濱脇
武庫、御影
武庫、精道
武庫、武庫
荒田、四ノ二五
武庫、精道
松本、七ノ三〇、電本五八九
神田、五〇、電元一九八二
下田安吉
周川熊吉
中島幸一
中川仙吉
長尾彌三郎
長尾金藏
長尾榮助
永島庫三郎
橋本市太郎
橋本清次郎
橋　本　勉
長谷艇二
畑中松藏
旗手榮三郎
花田藤一郎
濱口勇吉
濱野濱治
林　政　七
林　松　三
林造酒太郎
原　田　實
原田宮太郎
樋口孫兵衛

平井太藏　塚本、二ノ六〇、電本五二三
平松友太郎　熊野三ノ四四
藤谷眞助　西須磨池ノ內、一一ノ二
藤原梅吉　中道九ノ五九ノ一三
藤本美代松　武庫、精道
福田伊之助　東須磨、中屋敷三七
福永平吉　日暮、四ノ一七、電長葺一二七
古川種吉　荒田三ノ一六四ノ一〇
堀口長七　武庫、住吉
前田新藏　西宮內二五九
正井春吉　下山手五三〇、電長元二一八八
增本榮次　生田一ノ三六
松井榮太郎　水木、四ノ五七ノ二、電本二〇九
松浦勇太郎　釜ケ谷、七五一
松尾福太郎　菊水、四ノ二五、電長本四〇〇五
松田國治　東須磨、辰巳六、電本二八六九
松本市藏　門口、一五八、電兵一一〇八
松本米次郎　武庫、六甲八幡
三浦卯三郎　切戶七八
三木和子　切戶五一二
三宅春三郎　三ノ一〇〇
水野周藏　東川崎、三ノ二三五
滿田利一　北長狹、四ノ一三一
宮口芳松　御藏六ノ一四九
宮崎三之助　上筒井五ノ六四、電葺七五〇
宮地吉三　石井二ノ一三七
山崎兼三郎　武庫、瓦木
山崎新之助　上澤八ノ一二一、電長本三三七五
山下莊藏　西宮、久保
山田德三郎　東須磨堀ノ內七ノ一
山田治司　武庫西灘
山路しか　北長狹、一ノ二二四
八木誠治　武庫御影、電御六九〇
吉浦萬太郎　武庫精道
吉田梅吉　割塚一ノ三六、電葺一二二九
吉中秀藏　武庫精道
吉本一郎　下山手八ノ一七八ノ七九、電元一六六七
吉本甚八郎　布引二ノ一、電葺六一八
横山榮吉　下山手三ノ六五ノ一四三〇
和田甚九福　武庫船元
綿貫保元　武庫精道

木材商

赤尾福松　關屋一一三、電長兵一三八六
天野發之助　武庫、西灘、電葺一四四五
井上嘉藏　荒田一ノ一六五、電長本一〇〇五
井上宗吉　西宮、宮森二ノ二〇、電西宮二六七
井上治介　關谷二九ノ一、電兵五五
井上富藏　東尻池一七〇ノ一三
伊藤嘉吉　磯上四ノ二七
岩本松二　明石三二
江見品五郎　草田四ノ一六八、電本二四四八
宇治榮太郎　西濱、新家、二ノ二四八
宇野大太郎　杉原、三ノ三二、電兵一四七五
上村峯吉　住吉二ノ一ノ一、電長兵一三九五
海田甚吉　宮川、二ノ四ノ四
梅澤新太郎　西宮、池田
大塚良市　入江一ノ三〇、電長兵五八〇
大西禧太　加納、四ノ一三一
大野次郎　脇濱二ノ二五一、電葺四〇五
木村常楠　二番、三ノ二〇
木村俊次郎　西須磨
喜田元藏　入江二ノ四、電兵九九三
柏木由松　中山手、一ノ二八六ノ三
蒲田重義　武庫住吉
河井重吉　南澁瀨川一ノ三六ノ三電兵四六六
楠本郁之助　松原、三八
小西直市郎　新、七六
小林初藏　東柳原、七ノ一
後出清三郎　水木、八ノ五五ノ二〇
島山秀吉　東尻池寺山
下田安太郎　伸、一ノ六三、電一五四五
佐々木泰嗣　南逆川一ノ三六ノ五
西條喜子太　入江二ノ八
薩摩總平　御行八ノ九九、電長三宮一六五

堺嘉太郎　尻池二ノ三七ノ二、電本二五二五
杉原佐市　住吉、二ノ三、電長兵四〇七
住田熊藏　武庫、今澤
タ　ー　グ　明石、三二
田林虎之助　武庫六甲、八幡、電御三四九
高倉嘉十郎　北本三ノ五
武田宗八　入江三ノ四六、電兵三五六
武野源次郎　榮六ノ六八、電長元五二八
環林次郎　芦原、三ノ三、電長兵一二九八
鶴田道治　野崎五ノ一〇
千足清衛門　武庫、西宮、久保、電西一八
寺崎伊之助　西宮、久保一三〇、電西一八
土岐安太郎　濱崎一二四ノ一、電長者七〇六
豐田夢太郎　脇濱三ノ四八ノ七、電葺六八六
名村德太郎　東雲一ノ八二
中島善七　西尻池五ノ八〇、電兵九七五
申谷萬平　脇濱二ノ二三九ノ五、電葺一四六一
中野岩松　二番三ノ二一、電本三六四七
永井新次郎　住吉二ノ四、電長兵二五三八
長野仙治　眞砂二ノ二四
新田福太郎　腕塚一〇ノ二、電兵一三八〇
西田熊太郎　雲井一六、電葺一九三
樋口龜松　武庫御影
平田萬吉　大寶、四ノ二五
灰谷與助　魚橋四七、電濱二一六九
　　入江二ノ一〇、電兵一六四八

濱增一　芦原、三ノ三〇、電長兵七七四
林田千太郎　西宮、沈戈二ノ四〇三
春田本次郎　塚本四ノ二八
藤田平六　須佐野二ノ一二、電兵九三二
前田源次　上橋三ノ二七〇、電本八四四
前田彌三郎　塚本三ノ五三
增井又太郎　芦原二ノ二二ノ二、電兵一四九五
松井善之助　西宮鞍掛
丸尾藤太郎　古湊一ノ一二四、電長元一六六五
關屋七二　關屋六六二
松本龜三郎　布引四ノ二〇、電葺九五八
三木士藏　入江四ノ七ノ三
南正季　芦原二ノ四〇ノ一、電長兵六七〇
宮前純次郎　脇濱二ノ一八
大黑五ノ二、電須一二四
森井實之助　東尻池、寺山四ノ一電兵一四六七
森川龜次郎　武庫御影、電御四九八
森川松治　雲井八ノ三七ノ一、電葺四六五
森川光次　武庫西鄉、新在家
矢島與一　武庫精道、電芦五二〇
山下留次郎　東山三ノ三四
山下米吉　武庫御影、電御五九六
山本榮次郎　加納五ノ一
山本延藏　武庫魚崎
抽木保一　播磨一六ノA、電長
横地喜之助　北本、四ノ七五

吉川吉松　東須磨上中島一〇ノ二六、電本一六三一
吉田福藏　脇濱三二〇四ノ六

家具商

阿南忠吉　三宮、二ノ一八〇
井上善吉　仲、三ノ九九
小野彌吉　加納、二ノ四六、五三
吉上伊豫吉　加納、六ノ二〇
大石良藏　三宮、二ノ三三六、電三宮、三二九
大島榮吉　三宮、一ノ一五三ノ一〇
長田定治　仲、三ノ一四八
加古井友一郎　元、六ノ四七、電元一七四七
柏井德松　中山手ノ三二四、電三宮一〇八二
神吉伊之助　三宮、二ノ二一七
河南清藏　北長狹、二ノ二六一、電長三宮一一一二
菊本善作　荒次、三ノ一八〇ノ二九
齋藤光次郎　下山手一ノ三九、電三宮一六一五
酒井新次郎　西須磨中一丁所一〇
繁田丑松　荒田、三ノ一六二ノ三二一
富田茂三郎　港、四ノ二〇〇
中島松太郎　西宮本、五六
中島文吉　西宮本
永田良介　三宮三ノ四二一、電三宮一二四〇
長坂淺次郎　三宮三ノ四五、電三宮一三六四

眞期正一　仲、三ノ一〇五
西村勝次　仲、三ノ一二四
溝淵一雄　下山手、四ノ二五
室井新太郎　三宮、一ノ一五三ノ九、電三宮三七八四
藤原精之亮　北長狹二ノ一二三、電三宮八五八
山本楠太郎　塚本、四ノ二八

ペンキ商

安部七郎衛　三川口、三ノ二九
植田惣吉　仲、四ノ三七、電本三三三四
井上信治　西出、二二六
伊澤榮治　仲、四ノ三九
岡　織吉　北長狹四ノ二九、電葺四三二七
岡田三松　三宮、二ノ八三
奥田治三郎　楠六、四四
奥田平吉　西出、二五、電兵二四六五
白石保　上澤、七ノ五ノ一三
八木繁次　相生三ノ八四、電長元二四三二
藪口萬次　七番、一五、電本一五五三
中川秀一　東、川崎、六ノ二七六
渡邊林太郎　森、七ノ二五六ノ一

瓦商

赤穗谷豐　相生、五ノ二〇八、電本四二八二
荒木榮次　西尻池、四ノ三ノ一三八
大谷卯吉　三宮、一ノ九五、電三宮三六〇
井上米太郎　脇濱、三ノ一三一、電葺一三一〇

伊藤福松　西宮、鞍掛
池谷周一郎　東山、四ノ一〇
織井久二　多聞、四ノ八八ノ一
嘉野藤介　西宮、用海、一三
志智嘉作　芦原、六ノ一六ノ
堤良藏　五番、七ノ六
田宮伊平　脇濱、二ノ六〇ノ八
竹內辰吉　武庫、住吉
中濱清藏　西宮、濱松原
成瀨喜一　武庫、御影
宮本榮次　東須磨、天神目、二五ノ一
吉田久壽秀　北長狹、一ノ一二三
山內熊太郎　武庫、今澤
山本菊次郎　武庫、御影、電御九七八

金物商

秋山虎吉　今出在家、二七
笠原元吉　西柳原、七六
香川萬吉　旭五、一三一
家永宮吉　榮、一二三ノ七
石崎木材鐵工所　二番、三ノ
木澤熊次郎　三川口二ノ二四
岸田幸吉　小野柄、四ノ六
岡爲藏　東濱山外、四七
小川助六　御幸、三ノ九
大村鐵工所　相生、五、四三
近藤虎太郎　筒井、二

城野由松　西尻池村、中村
鹽谷宇一　小河、七ノ六八
申央鐵工製鈑株式會社　永日、一〇、一〇
攝津鐵工所　小河、一二五
綱本榮吉　荒田、一八三
月原鐵工所　明治、二六
高木權次郎　菅原、一
田中工業所　神戸市外御影、振替大阪五四〇三六、窓金家具

中谷木八　塚本、八四
中野德太郎　梅ケ枝香、二ノ五
中西卯之助　門口、二四八
二光商會　東、川崎、二一四
藤井利一　須佐野、一七〇ノ八
原友吉　琴緒、二五〇ノ一
松島佐介　上澤、三一〇八ノ三
松本清吉　古湊、三ノ九八
正木常一　切戶、五九四
久山彌三郎　申道、四ノ六
平戶幸吉　仲、六、八四ノ一
平戶松太郎　仲、六ノ一八九
平野千惠太　二宮、二一ノ一
宮谷龜吉　御幸、一二二ノ一
山內重作　雲井、一、一〇
山本與五郎　西尻池、三、二一ノ一

山口與三郎　御藏、六ノ七
藪井傳次郎　湊、一、七二一
安原三藏　濱崎、二ノ三六
和田龜太郎　小河、三ノ四〇

材　料　商

山本倫一　神戸市磯邊通四ノ九六ノ一、電三宮六二七四、パドロー

エレベーター製造株式會社　神戸下澤通二ノ五ノ一、電本一七七一

三菱造船株式會社　神戸市和田崎、塗料剝離劑

石　工

石本定次郎　武庫、住吉
石本德三郎　武庫、住吉
東谷由太郎　明治、一ノ五二
元山松太郎　荒田、三ノ一六二ノ二七、電本一一四〇
西中德次郎　武庫、西灘、原田
松田源藏　筒井、一二七

砂利商

北川龜吉　東尻池一四二ノ一五、電兵六四一
久喜由松　下山手、七ノ八三

建　具

井原彌三郎　加納、五ノ一五三
五十嵐安太郎　荒田、二ノ一二八
今垣岩吉　小野柄、四ノ三六〇
北條太郎　入江二ノ六〇七、電兵三一五六
氏丸清吉　西宮、染殿、一四
倉　清太郎　大日、七ノ七
島田繁雄　小河一ノ五〇、電兵六一二
島村又助　大日、六ノ二四ノ一
出口正雄　古湊、三ノ五九
武田寺八　吾妻六ノ三九一、電葺一四三九
戸田已喜次　大關、五ノ四四、電本三六〇一
中村繁次郎　武庫、住吉
平野德藏　古湊、三ノ七八、電本四五〇
平山政七　入江、八ノ一
西村市次郎　仲、三ノ八三、電長本一三八一
藤村林吉　仲、二ノ一五、電本一六六二
堀　仙太郎　大開、一〇ノ一〇ノ二
村上力三郎　北長狹、二ノ一〇六ノ一
森　藤　治　筒井、九三ノ一四
南川市太郎　加納五ノ一五九、電三宮五五六二
矢野ヒサ　多聞、五ノ四六
柳生シマ　脇濱三ノ一七五ノ二八

電　氣

石川達次　楠、四ノ一〇六
今井七次郎　三宮二ノ三三
河村治郎左衞門　御行、八ノ九四、電三宮二六

三三

大井高　生相、四ノ一二
尾花卓之助　仲、三ノ一二

大島强力　湊、一ノ一五三
楠田萬藏　港、一ノ一五一、電本一二九〇
澤地安太郎　小野柄、八ノ八七
立花訓光　武庫、精道、山戸屋
莊村未造　元、四ノ一三二
都司愈義　港、一ノ二〇八
辻　榮仲、三ノ六八
富村研三　北長狹、一ノ五三
富樫參　元、二ノ二八、電三宮二四五九
則武稔　三宮、一ノ三四〇
中井關造　北長狹、八ノ五一、電元一四二〇
中山理葺合、東山一ノ一、電葺九一八
仲野大助　元、一ノ一六

左　官

中野熊吉　西宮、本
小山幸八　零緒、四ノ一三四
塗井宗太郎　武庫、御影
平尾平次郎　上甑園、一四
福島悅次郎　武庫、精道
深野力松　下山手、七ノ一一五

セメント商

小西寅吉　加納、四ノ一二二
佐富寬之助　武庫、住吉
酒井吉兵衞　關屋、二六、電兵四二五

硝　子

小野竹太　下山手、一ノ一九ノ二

大西六藏　元、六ノ一三一、電長元六一二
大野澄次　元、三ノ一三七、電三宮二六三九
沖　もと　下山手、一ノ六九
奥野安吉　中山手一ノ一三二、電葺二四一〇
香川常次郎　仲、二ノ二〇、電元二〇九一
神谷長次郎　灘藻六ノ七九ノ一、電長兵六六一
桑田正一　多聞、四ノ二二、電長元二四八一

福岡方面

土木建築請負業

青柳一郎　東中州、六丁目
新井伊三郎　箱屋、箱崎二四、電長二九三八
岡部十三郎　千年三ノ一、電八三二
井上久三郎　築紫、千代、旭小路
池見正太路　惠比須、五、電二三一七
石橋龜次郎　築紫、千代、大學通二丁目
岩崎庄司　荒戸二番、一六四ノ一、電六一〇
木村鐵太郎　奮柳
清　水　豐　紺屋、三四、電二五八四
白水熊吉　築紫、堅粕馬出八八三、電三九公
高田良富　上新川端
高橋市次郎　住吉、中横田
高橋福松　西湊、一〇二、電一九二四
谷岡鹿三　箱屋、志賀島、電一八三三
清　秀丸　住吉、宮崎、四
近石春吉　西新、七二〇、電一八四〇
辻　松之助　東湊、二、電一七八九
中門長被　蓮池、電二三八九
中野民藏　宗像、神港
中西ヒロ　箱屋、志賀島
中橋彌吉郎　橋口、二八、電二九四七
中村浦吉　築紫、堅粕、馬出
中山藤太郎　本
仲前柳太郎　東中州二丁目
長野長次郎　春吉花園一五五ノ一、電三二一九
楢原子之吉　竹若
西川晉次郎　石城、一ノ二五、電四七六
原田善太郎　西新
播岡豐三郎　上小山
野口才次郎　上小山、六、電一九一五
廣瀨金太郎　春吉四十川三ノ七七ノ一、電三六一三
藤崎新三郎　行
藤原勝太郎　箱屋、箱崎
森　金次郎　上臭服
松本治一郎　築紫、堅粕
安武源太郎　箱屋、席內
安高ヤス　筑紫千代水茶屋、電一〇五一

建築に關する材料商

八幡製鐵所　福岡縣八幡市、各種セメント

左　官

上原又三郎　新大工
藤井唯次郎　住吉、南住吉

ペンキ商

白水安次郎　下土居、三一ノ一、電四六八

瓦　商

澁谷熊吉　大濱、一ノ二三、電一六六一

家　具

木原潤二　新川崎、三一、電三三六四
柴田周造　下土居
雀田久之助　臭服
田原喜三郎　筑紫千代水茶屋七一、電二四九四
富永榮次郎　上新川端、電二九〇一
福島直太郎　下警固五〇六、電一六九二
古屋義雄　上濱口、三六、電一八二六
長尾龜次郎　臭服、一二、電二八四
楢崎久治郎　臭服、七ノ一、電三三七〇
楢崎久三　臭服、八五、電一一一五
己城富吉　上店屋、電二八八八
村上萬吉　片土居、二九、電一四七三
渡邊清次郎　上須崎、七、電三六四八
安高ヤス　筑紫千代水茶屋、電一〇五一

電氣商

石田清　川端、一一、電一一八四
山口吉次郎　上吳服、三一
高橋至藏本、四三、電二九二九
渡邊作之助　因幡、四九、電二〇七三

硝子商

草野幹二　粕屋、箱崎、電一〇九三
篠原長平　左門戶、四四、電八〇三

建具商

長尾太三郎　東職人、一〇、電三九八九

石材業

小田部桑太郎　下辻堂、一一、電二七七
中村百太郎　錬治屋、電一〇五二

材木商

青水勘一郎　海岸通、二ノ八、電六三
上田宗太郎　石城、一ノ一、電五六八
上田松太郎　千代二丁目
井上百太郎　筑紫、千代二ノ八一、電一二六一
石井松之助　石城、一ノ二一、電一九〇一
市岡源次郎　行、三五、電三三四六
岩隈綱五郎　下州崎、三五、郎五四六
大須賀金義　下濱口、三一、電三三七九
大原嘉藏　大濱、四ノ一〇〇
大峯太平　大濱、三ノ二五、電一七六七
日下部九平　春吉土橋、三五四、電二七九三
日下部宗雄　下警固
奥野勘市　全南羅州郡羅州面六、電羅三三
沖長紋治　全羅北道全州面大正、電全州五九
渡邊眞造　海州面北本、電海州五六
上池榮吉　全南谷城郡谷城面邑內里
金尾富藏　平南平壤壽一三五、電平壤五二一
加藤藤吉　鐵原面富田里、電鐵原一二五
吉岡國太郎　長興郡長興面
横山太十郎　馬山通一丁目、電馬山二五二
吉原親義　鐵原郡鐵原
平瀧男　全南順天郡順天面太平
田村源藏　大邱南龍岡二ノ三、電大邱四二六
田中釜吉　釜山草梁洞八一、電釜山九一〇
田口彌平　全北群山、横田
多田嘉作　平壤南、一六
高榮京一　全南光州郡松汀里、電松汀里五六
檜崎辰之助　仁川、電仁川一四四
中村直市　郡山、横田、電美山五三七
中西彥三郎　大邱錦、二ノ二一八ノ二
中島熊夫　慶南、釜山寶水三九
中島萬吉　鏡城羅南面本八九、電羅南三五八
長澤喜代司　新義州鴨川一、電新義二六五
長野治三郎　咸北羅南東本、電羅四〇五
村山義一　全南順天郡天面本
村上幸助　宣川面、南洞
上中幸七　莞島郡、莞島邑內
海田千代吉　清津彌生、電清津二一五
野村新吉　咸興羅南生駒二、電羅南三六八
山田八太郎　平壤壽九八、電平壤二二二
山崎幸一　忠北槐山郡槐山面
松井清三　忠南太田鐵道局官舍二六號
松田房熊　全南光州郡光州面須寄屋、電光州三四二
松尾重信　鎭海鴨島三、電鎭海二〇
松田寬　海州南本二〇二
槇野太一　平壤港、一三一
藤花寬次　全南海南郡海南面六
藤本福右衞門　大邱、幸、二四
藤井完太郎　平南平壤櫻五三、電平壤一〇一七
藤田猶吉　咸鏡北道會寧郡會寧面四洞一九
藤原清藏　新義州常盤三丁、電新義二一三
福田富市　咸南元山泉四ノ二、電元山八〇五
淵上勇右衞門　兼二、浦榮、電兼二、四二
河野清助　忠南公州郡公州面、電公州一六九
河內彥吉　咸南咸興咸興面朝日、電咸興二五
天島熊藏　平南平壤黃金四二二、電平壤一〇七七
有松政夫　全南順天郡順天面本
淺海新一　馬山通一丁目
朝日奈清九郎　義州旭一丁目、電義州一五〇
在間甚太郎　全北裡里幸、電裡里四一
崎山長貞　黃海道載寧郡邑內
佐藤李平　忠南公州郡公州面旭二六四、電公州一二五
佐田實　咸興郡咸興面大和二ノ四六、電咸興三〇一
貴志新五郎　海州面北本、電海州二七五
三原正幸　始興郡永登浦、電永登四〇
水戶清吉　忠北清州面旭
水谷岩松　平壤幸四一、電平壤二五
宮本貞次郎　忠南公州面旭
宮川潔　全南光州光州面東門
繁田勝之助　全北郡山九福洞、電群山九一八
清水虎一　新義州榮六丁目、電新義一六四
弘田政次郎　全北群山旭四、電群山三〇四
平澤禎三　羅南東八四
東原龜松　京城初音一三三、電本二五八
本村好松　全南木浦曙三ノ四、電本浦三五四
森岡駒太郎　黃海道延安鳳南里七〇
森本又三郎　新義州常盤六ノ四二、電新義二三
森田留吉　新義州旭一、電新義五三八
森元三四郎　全北井邑郡龍北面新泰江里
今岡熊之助　京城府林三四、電本七三九
石田定次郎　京城舟橋三一八、電光七〇五
石田政四郎　京城漢江通三、電龍一〇一六
入江靖之助　京城大和一ノ三、電本三〇四四
岩崎啓六　京城櫻井一ノ五七、電本一五七二
生田松太郎　京城若草、電本一五七二
池田鶴松　京城、光熙、二

黑岩淺吉　下對馬小路、二六、電一七七八
齋藤和久　千年、二ノ二、電二三九五
櫻木德次郎　千年、一丁目、電二七七
小島定雄　佳吉、明治、電三〇一七
小谷豊吉　千年、三ノ八九、電六一八
兒島善兵衞　粕屋箱崎原田一二七五、電三八三
合屋英太郎　幾世、三、電一五四〇
合屋初次郎　筑紫千代三丁目、電一〇九一
柴田平三郎　南港、二、電一四〇四
下村助治　須崎裏、五八ノ一、電八八五
杉村次八郎　筑紫、大宰府
杉村次郎助　筑紫、二日市
中村喜藏　上東
中村喜代次郎　上東、二六、電三
田原健三郎　舊柳、四四ノ一四、電三六九
高原清三　宗像、赤間
新島藤一郎　石城、一ノ一一、電三八二
樋口伊勢吉　今泉、四七、電一四四六
三留喜平　下吳服、電五〇六
藤野孫兵衞　筑紫堅粕馬出一〇九三、電九〇一
牟田口英治郎　千年、二ノ二一二
安松伊之吉　粕屋、仲原
山口甚之助　石城、二ノ一三、電
山本次三郎　西新、五七二、電五
山本清吉　萬行寺前二五、電二七七
和田米吉　西濱、五、電一七七
湯淺キク　諏訪通鍵屋下、電下二一六一
吉澤幸吉　聖護院蓮華藏、電上一九二一
吉田幸五郎　壬生、御所ノ內、電中一一八九

朝鮮方面

土木建築請負業

伊藤甚一　平南平壤、泉六、電平壤三七五
伊藤榮太郎　全北郡山九福洞、電群山七一二
岩崎定吉　全北群山榮、電群山九一七
石井春一郎　咸北、羅南面本
櫨間六　大邱元、二丁目、電大邱三八三
半田龜一　長城郡、長城面、鈴泉里
羽根田丑藏　全北群山、榮
橋本鶴松　平壤、南山、一三
二宗秀三郎　大邱、村上、六三
西村太一　平壤、大和、一六
刀禰正直　滿州面北、旭二七六、電海州四
豐島柳慶　咸興、咸興面朝日、電咸興二〇
沼野峰三郎　釜山西、三ノ四、電釜山一一二一
岡田松三郎　全南木浦京一ノ五、電木浦三五四
岡常次郎　兼二浦、電兼二、四二
岡村茂四郎　開城郡松都面大和二五三、電開城二二〇
大益廣一　全北、郡上、橫田
小原信一　京畿、道川利郡、長湖院

服部房吉　京城府漢口通一三、電吉龍五五六
間組　前野定喜　京城漢江通一一、電龍四四〇
花田佐市　全南光州郡光州面西光出二六、電光三三三
花園佐市　京城黃金二ノ一九六、電本一九二六
萩野寅吉　京城岡崎七、電龍一六七
西本組　千田修二　京城府若草一〇六、電本二九五六
荷福仁助　京城黃金四ノ一〇一、電本一八〇九
當房有次郎　京城西界洞一九四、電龍七八九
千歲定吉　慶尙南道釜山富平一、電釜四九〇
陣內茂吉　京城漢江通一一、電龍一四七
大倉土木株式會社　京城大和一ノ四四、電本二〇四
大高虎吉　京城漢江通一一、電龍六三六
岡本小三郎　慶尙北道大邱龍岡、電大邱五三九
渡邊傳四郎　京城北園四五、電本四〇〇六
鹿島組出張所　京城旭一ノ七二、電本三九六
柏木玉藏　京城吉野一ノ一二四、電龍七二六
金子幸七　京城南米倉九五、電本七四〇
米田廣吉　京城黃金七ノ八〇、電本三四一一
多田順三郎　京城太平通一ノ四、電光一二二
谷口小次郎　京城南大門通五ノ七四、電本九五〇
田中半四郎　京城若草四〇、電本二四二
田部峰之助　京城南米倉二六二、電本三八八〇
竹本熊次　慶南釜山榮一ノ三
大堂作次　京城黃金三丁目
津田辰次郎　京城漢江通一一、電龍六三九
妻木義雄　京城漢江通一一、電龍七一二
中道千吉　京城漢江通三、電龍三五三
中村直吉　京城漢江通一一、電龍九五〇
中村繁作　京城竹添二ノ一、電光三三〇
中村梅吉　京城南米倉一三一、電本一七一三
中村梅次郎　京城南大門通五六七、電本一四七
中島直吉　京城永樂一ノ五、電本一四九七
中島茂一郎　京城漢江通一一、電龍四二八
中島專重　京城苑南洞九七
中平岩藏　平南平壤本三二、電平一七七
名草源一郎　京城太平通一ノ二九、電光五九一
長門組　京城漢江通一一、電龍五
村上菊一郎　京城並木一八二、電本三九四〇
武藤惣三郎　京城黃金三ノ二四三、電本一三六
內田元治郎　京城漢江通一一、電龍一八二
內田平治郎　平南平壤旭一、電平四七七
野本榮太郎　慶南釜山大倉一〇
野村久吉　慶尙北道大邱村上六六、電大邱三三八
桑野金太郎　京城黃金七ノ一五、電龍一一三
矢部與太郎　京城花園一〇、電本一二八八
山田德治　京城若草一四〇、電本一〇三五
山田政次郎　京城黃金三ノ二六四、電本一三七
山本安吉　京城青葉二ノ七一、電本三四九
松本組　阿部喜之助　京城漢江通一五、電龍一五二
房井龜太郎　京城漢江通三ノ三五、電龍三八八
藤田幸次郎　京城黃金五ノ八、電本二七五三
藤重竹造　京城蓬來一ノ二七、電本五五六
深堀元市　京城黃金四ノ二〇二、電本三五二
古家小谷之助　京城若草一〇六、電本六九九
小寺忠行　京城竹添二ノ九九、電光五九七
小杉謹八　京城南大門通四ノ五〇、電本二八
森美之助　京城中林洞六一、電本二七四〇
惠良增太郎　京城櫻井二ノ一三五、電本一二〇
江波鐵次　京城南黃金三ノ二五六、電本二七五八
寺尾猛三郎　京城漢江通一五、電龍五一二
秋山督次　京城榮七、電龍一二三
赤松文吉　京城東二ノ三四、電本一四四五
阿部唯次郎　京城大和一ノ一〇、電本一四九九
阿部昌次　京城南米倉一八五、電本一四八七
安藤秀治　京城櫻井二ノ二一〇、電本一四五五
荒井初太郎　京城漢江通一三、電龍二〇二一
有馬組　京城漢江通一一、電龍三一七
佐藤金藏　慶尙南道釜山榮七ノ一
佐藤隈吉　京城黃金七ノ五九、電本二一九一
佐藤熊太郎　京城旭二ノ五一、電本四七九
佐藤嘉十　京城櫻井一ノ六三、電本二八五六
佐々木安之助　京城黃金四ノ一九三、電本八五五
佐川富次郎　咸南咸興郡咸興面大和、電咸二〇二

木原猪之丞　京城元三ノ四三、電龍二〇五
木下元次郎　慶尙南道釜山大倉一〇、電釜六〇三
菊地嘉吉　京城古市三八、電本三九八二
菊地源八　京城光化門七一、電光一六四一
岸登吉　京城本四丁目
三瀨久女吉　京城西小門一二四、電光八二七
宮本太助　京城花園四三、電本二四八五
宮川和一　京城岡崎七〇、電龍一三三
清水組　藤井專之助　京城黃金一ノ一五、電本一一八二
志岐信太郎　京城日出一三、電本四三
白坂信雄　京城漢江通一一、電龍二〇七
白坂七雄　京城漢江通一一、電龍二〇七
下畑秀藏　京城岡崎九、電本八四七
市東邦三　京城義州通一ノ三三、電光五〇六
平下助三郎　京城旭一ノ八一、電本二四四九
日出嘉市　京城本二ノ六七、電本三五
樋口友藏　京城孝子洞一九八、電光一八八九
姬野金次郎　京城林二一二、電光一〇七六
姬野寶太郎　京城大和一ノ六、電本三八五〇
盛陽社　浦田多喜人　京城漢江通一一、電龍一六五

建築材料

石田建築材料店　京城黃金二ノ九、電本二六一
池田賢吾　京城黃金一ノ一八一、電本三八元
細見勝次郎　京城太平通二ノ七三、電本六〇七
朝鮮商工株式會社　京城長谷川五八、電本一六九二二二
近藤安吉　京城本三、電本一五六二
新井爲三郎　京城南大門通四ノ壱、電本六五六
三井物產株式會社　京城黃金二ノ六四、電本四〇三〇
三好唯吉　京城南大門通二丁目、電本九一九

建築金物

井原助太郎　京城本一ノ二二、電本八三六
早崎源吾　京城、京一一、電龍三五二
原田熊夫　京城北米倉四二、電本三四五二
橋口卯作　京城本一、電本一四二
釘本藤次郎　京城本二ノ五八、電本四五
古賀福太郎　京城蓬來一ノ九、電本一四五三
佐藤半次郎　京城本三ノ五五、電本二四三
島田忠作　京城漢江通八、電龍一九
進和商會　京城漢江通一六、電龍六六三
住友利左衞門　京城漢江通一三、電龍三六〇

雜ノ部

宮崎吉太郎　京城漢江通一一、電龍八四二

家具

橋本國松　京城本二ノ五、電本二二一五
西山小太郎　京城黃金二ノ一壱、電本三四一五
横山商店　京城本一ノ四八、電本一六七
谷川完吾　京城黃金二ノ九、電本一五九六
小岩錢彌　京義線長湍驛前
ペンキ
井村秀太郎　京城若草五二、電本二九三一
飯野光太郎　京城明治一ノ四〇、電本一九七九
辰巳吉之助　京城漢江通一一、電龍一四二
草野汎　京城三坂通二四四、電龍四六五
國行丑之輔　京城明治二丁目、電本一六九〇
小林德三郎　京城南米倉二五三、電本三二四

左官

市山定省　京城北米倉五二、電本一五四八
濱村玉之助　京城漢岸洞九〇、電光一四二一
土生辰三郎　京城京一〇、電龍五六八
戶張又市　京城漢江通一三、電龍五三四
大石貞七　京城永樂一ノ八七、電本二二三
河手仲藏　京城黃金五ノ二一〇、電本二六三一
梶屋德市　京城太平通一ノ四三、電光五四四
片山群三　京城漢岸洞九〇、電光二六四
岸本六太郎　慶南釜山幸二ノ五ノ五

タイル

加藤勝美　京城元二丁目、電龍八三八

石材

川津玉留　京城本二ノ三〇、電本一二二〇
野中文八　全北群山新具洞

セメント

管勇吉　慶南釜山水昌洞一〇〇

コルク

永柳與太郎　京畿道永登浦、電永登四

煖房及水道

芳賀豐吉　京城永樂七七、電本一四〇一
杉山久　京城竹添二ノ一五七、電光一八一
須賀藤五郎　京城黃金二ノ八四、電本一八三五
須賀商會　京城黃金一ノ八四、電本一八三五

電氣機器

京城電氣株式會社　京城本二ノ九二、電本二一三〇
古河電氣工業　京城黃金二日生ビル、電本一七四一

木材

三木岩彌　全南州郡光州面西光山三
須川久彥　京城岡崎八七、電龍四三四
石崎清四郎　京城漢江通一三、電龍二八五
大二商會　京城岡崎六九、電龍二九〇
藤田富藏　慶南釜山榮四、電釜山一二八九

瓦

太田式鐵筋瓦製造所　京城京一一、電龍二四四
竹林止藏　京城東二ノ四五、電本一九四一
長島綱吉　京畿道永登浦、電永登五〇
京城窯業株式會社　京城黃金一、日本生命ビル電本三九三一
木下淺太郎　京城櫻井一ノ一三三、電本一二七八

大連方面

土木建築業

安藤浦藏　大連、聖德街、三ノ二三二
安藤哲三　大連聖德街太子通、一三六
安達眞太郎　橋頭鹿島町二四
安部倉清四郎　鞍山元町二ノ一五四
荒井啓策　鞍山元町一ノ一五
荒木太郎　關原附屬地一區五
青葉代吉　安東二番通四ノ一
飛鳥井清他郎　撫順、中央大街、二〇
阿川甲一　長春、日本橋通
池內新八郎　大連、但馬、四五
池永小三郎　安東、五番通、八
市川金太郎　大連、若狹、二一四
和泉國太郎　大連、惠比壽、四一
泉屋與吉　金州驛前、五番戶
伊賀原德太郎　撫順、東一番、一八
伊東善作　大連、若狹、二二四
伊藤園次郎　公主嶺朝日町、一ノ一
井上菊次郎　大連、對馬、六六
石井本一　旅順、名古屋、一九
石田兵市　鐵嶺、老松町、四ノ七
今村太二　四平街、福壽路、五八
板塲子之吉　撫順、明石町二ノ二
梅本鶴松　大連、聖德街、三ノ一四五
上木仁三郎　奉天、橋立町五
大井常四郎　大連、楓町一七〇
大內眞次郎　吉林新開門外商埠地
岡常次郎　大連、彌生町四〇
奧野榮三郎　大連、聖德街、三ノ一一〇
桶田愼吾　鐵嶺、東大街
思田太一郎　撫順、高砂町一ノ三
神田藤太　撫順、東二條通一八
數野寅吉　安東四番通三ノ四
金野千太郎　天津、日本租界淡路街脇昌里五號
川畑喜次郎　營口、青堆子街
笠原弘　鞍山、北三條一ノ五
河內林太郎　長春、日本橋通七九
北奧治良　四平街、北四條路、二四
草塲又一　大連、北大山通、四
久保田組　大連、山縣通、一五五
久保田伊平　奉天、住吉、八
越村吉造　大連、柳町六九
櫻藤洗二　大連、大黑町六一
近藤壽三郎　奉天、藤浪町二
近藤直一　安東、南一條通、一ノ二
近藤嘉壽直　長春、室町三ノ五（三八六）
後藤愛助　撫順、東三條通、四九

榊谷仙次郎　大連能登町一五
佐伯貫一　大連、能登町一二
佐々間浦之助　柳樹屯、西街一〇九
坂本泰通　鞍山、北二條、一ノ一五
島津禮作　大連、若狹町三
島田正人　奉天、零平町四
志岐信太郎　朝鮮、東城、日ノ出一三
重松島太　安東、堀割南通八丁目
清水範一　安東、三番通、四ノ二
鈴木將二　安東、五番通、九ノ四
鈴木玄吉　大連、聖德街、二ノ一二八
菅田菊一　鞍山北二條、二ノ一二四
高倉助太郎　大連、若狹町四三
高岡金也　鞍山、北三條、一ノ一二
高岡久留工務所　大連、紀伊、七一六
田中慶一　奉天、千代田通、四ノ八
田中鶴太郎　鐵嶺、東大街、一四
田中敬次郎　同　一六
田中廣吉　撫順、東二條通、一三
竹村武五郎　大連、梅花臺、一〇〇
蔦井新助　大連聖德街二ノ一一九（沙二〇三）
辻吉太郎　大連能登町八四、（七五四四）
坪內宇吉郎　大連、柳町六九
鶴岡三造　撫順、元町
常行衆吉　安東、六番通七ノ二
寺本梅吉　長春、祝町一ノ五
富松半次郎　大連、紀伊、四五
富守長次郎　大連聖德街四一七四（沙二四二）
內藤土之助　大連、西通二ノ一〇〇
長澤七藏　大連、若狹町三
中島順藏　大連、近江、一八
中原文太郎　奉天、松島、一九
中村佐々門　長春、大和橋通、六一ノ四
中島健吉　大連、浪速、四ノ七一
長岡染三郎　安東、九番通八號ノ三
西村百合藏　大連、近江、四四
橋田勝平　大連、若狹、七四
林七藏　大連、東公園、五八
林茂雄　安東、六番通、三ノ三ノ一
原半次郎　大連、八幡、二七
長谷川岱次　鞍山、北二條、一ノ一五
長谷川國一　奉天、千代田通三七
長谷川組合名會社　大連、神明、六
畠山源五郎　長春、大和橋通、五九
馬塲友作　安東、北二條通三五
原田猪八郎　大連、山縣通二二
蛭田福太郎　大連、榮町六（六九八七）
檜垣吾一　瓦房店、西街、南一區二六
藤城堅太郎　奉天、春日、八
福地太三　橋頭警、第四二
福間德雄　本溪湖旭、九六
星野悅司　大連榮町、一四
細川安藏　大連、若狹二四三、（二四二一）
細川穗太郎　撫順、東二條通、六
堀幸平　四平街、福壽路五八
增川治三郎　大連、能登、三四
松本西次郎　大連、近江、一九
松江昇　撫順、明石、五ノ四
前西熊市　旅順、大津、四一
前澤吉右衞門　奉天、零平、一一
益田清益　四平街、南四條路、四
丸山謙吾　公主嶺、堀、二
丸山直助　長春、日本橋通八二（七一）
三田芝之助　大連、越後、五
皆川成司　大連、聖德街、一ノ一九〇
南滿州興業株式會社　大連、山縣通、三八
溝上已之祐　本溪湖旭、六〇
森雄二　本溪湖、桃月、三六
山下傳次郎　大連、敷島、四八
吉川康　奉天、松島、四
渡脇　瓦房店、東大街、六區一二

建築材料

筧文造　大連、光風台
甲斐秀三　大連、聖德街、四ノ三五
管友吉　鞍山、遼陽城內西二道街

莊　國四郎　大連、山城、二(三五四〇)
東野寛治　安東、四番通、六
藤川惣吉　大連、大山通、一四
三井物産大連支店　大連、山縣通、一八二
前澤三郎　大連、聖德街、一(沙三四一)

ペンキ塗料

門屋庫太郎　大連、柳町、三ノ七〇
河合善太郎　奉天、松島、一四
立野龍雄　大連、西通、六二
大連ドロマイト工業合資會社　大連、惠比須、八一
橋本專吉　奉天、八幡町、三
丸山清次郎　大連、若狹、六
村木光治　安東、大和橋通、七ノ二

左官

神開貞一　大連神明、三八
松尾茂助　大連、聖德街、一ノ三〇四

煉瓦

伊藤純一　大連、但馬、一六
奉天窯業株式會社　奉天、宮島、八
辰巳銀二　大連、柳、三一(六六〇五)
撫順窯業株式會社　撫順、新町、八

タイル

小森忍　大連、裾野、六〇

石材

多田廣助　大連、淡路、三
原嘉市　大連、對馬、七〇

セメント

小島定吉　大連、西通、一七

硝子

福田勝藏　大連、浪速通、七九

建築事務所

安藥五郎　大連、但馬、三五
荒井敏郎　大連、若狹、一六
青木保　大連、天神、四一
岡野重久　上海狄思威路四六五號
岡本暢　大連、須磨、四(五七一六)
小野木孝治　大連、桃源臺二四〇(八二八二)
川見久松　大連、聖德街一ノ八八(沙二〇八)
勝本永次郎　大連、霧島、三(三五九〇)
北川芳洲　大連、大連通、七七
小林多吉　大連、聖德街二ノ二六(沙三二七)
佐藤武夫　大連、若狹町三
柴田正　長春、平安、一ノ五
澁木幸平　天津、日本租界橋街(一二三〇)
須賀商會　大連、西公園、五五
高梨勉一　大連、天神、三七(七七七一)
田中勝藏　大連、若狹、一八九
大連土木建築株式會社　大連、若狹、三
中島平治　大連、惠比壽、九二
西野作助　大連、對馬、九(三五三四)
松澤万三八　大連、千歲、二〇(三三五一)
望月至誠　大連、霧島、二九(四九〇六)
長谷川辰次郎　大連、神明、六(五六七三)
初田正太郎　大連、聖德街、三ノ一八二一
平井長七　大連、西崗街、一〇〇
宗像主一　大連、播磨、六七
山口文治郎　安東、六番通、一ノ四
横井謙介　大連、櫻町、二一(五七九二)

★　★　★　★　★　★　★　★　★

附錄

規格

近時歐米諸國に於て工業發展策として施設するものは枚擧に遑がないが、工業品の規格統一は就中最重要なる事項の一である。蓋し同一の用途に供する工業品の品質、形狀、寸法の區々なる時は、その生產取引及使用上の損失甚だ多く著しく工業能率を減殺する事は明かである。然るに工業品を統一して、その種類を減ずるときは、同種品を多量に生產することとなるを以て、使用材料の貯藏竝に製圖及見積に關する費用を減じ、特種設備の利用、技工の習熟、工場管理の改良に依つて製品を優良にし、而も生產費を低廉ならしめ、尙互換性を必要とする構成部分品の寸法を統一する結果として、豫備品の貯藏を減じ、又各工場の協同作用を便にする等その利益は甚だ多いのである。斯くの故を以て歐米諸國に於ては夙にこの事業を行つてゐる而してその方法には(一)各個の工場に於て行ふもの、(二)各個々の協會又は聯合會にて行ふもの、(三)各國の中央機關にて行ふものあり、又或ものは萬國的に統一せられてゐる。

而して各個の工場で行ふものは規定事項詳密であるが、(二)(三)と進むに從ひその關係する圍廣大となり、統一事項は詳密なる點に於て縮小せらるるも、その重要程度を增すものである。而して右の內最重要なるは(三)に屬する各國の中央機關である。

今日中央機關　設ある國は、英國、獨逸、佛蘭西、白耳義、伊太利、瑞西、瑞典、和蘭、諾威、丁抹、墺國、ハンガリー、チエコスロバキヤ、フヰンランド、ポーランド、露國、カナダ、米國、濠洲及日本の二十箇國である。之等各國の機關中、歐洲大戰前の設立に係るものは、一九〇一年創立の英國規格統一委員會を繼承したる英國規格統一協會のみであつて、獨、佛、米等はその起原は古いが、該國の中央機關として現れたのは一九一七年又はその翌年のことである。斯くの如く中央機關の大部分は近年の設立に係るも、何れも皆急速に進展して、當該國の工業の發達に寄與すべき事業を爲した。就中獨米のものは最大規模にしてその事業の範圍も廣大である。而して英國その他の中央機關の殆ど全部は私設團體であつて、その構成團體は學會、工業團體及政府の部局よりなり、尙其決定規格は船舶、車輛、土木、建築、機械等に用ふる金屬その他の材料、機械の部分品、工具、その他の工業品に關するものである。

一般工業品の萬國的統一に關しては、未だ完全なる機關の成立を見ないが、前記二十箇國の中央機關に於ては既に決定したる規格及參考資料を互に交換して相互に斯業の達成を助くると同時に、將來行はるべき萬國的統一の準備をも爲しつつあるのである。

我國の規格統一事業の起源は十餘年前にあるも、その組織立てる機關となつたのは、大正八年設立の度量衡及び工業品規格統一調査會からであつて、同會の審議の結果として從來日本固有系、英國系及ナートル系の三系統一に分れたる我が度量衡は、法律を以て之をメートル法に統一することとなつた大正八年二月、歐米の前例にならひ、建築材料の寸法規格を統一せしめるは相互の利益であると着眼し、玆に我が建築學會は建築材料寸法統一調査委員會なるものを設立し、建築材料の規格調査を始めたるに、商工省は勅令を以て工業品規格統一調査會官制を發布し、之が調査を具體的ならしめたる爲、建築學會に於ても同月末に委員會を開き、前記建築材料寸法統一調査委員會を廢し、新に建築材料統一聯合調査會を組織し、委員長に橫河民輔を選ひ建築學會、建築士會、建築協會、建築業協會並に官廳技師會の第一回聯合委員會を大正九年四月に開いた。建築に關係ある材料種類及形狀、寸法材質、生產併て用途の狀況を調査し商工省工業品規格統一調査會へ報告した。

右委員會の答申に依りて參考として工業品規格統一調査會は審議決定大正十四年九月商工省告示として一般に發表した今爾後每年總會を開き審議決定し商工省告示として發表するのである。

○普通煉瓦

政府に於て購入し又は政府の註文する工事に使用する普通煉瓦は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

普通煉瓦

第一條　本規格は粘土を主要原料として燒成したる普通煉瓦に適用す

第二條　標準寸法は次の通りとす

長　210mm　幅　100mm　厚　60mm

公差は長及幅に於て土3%厚に於て土4%とす

第三條　品等は次の4種に之を區分す

1. 上燒一等　2. 上燒二等　3. 並燒一等　4. 並燒二等

上等は燒度良好にして之を打てば金屬性の清音を發し吸水率 14% 以下耐壓力 150kg/cm² 以上を有するもの

並等は燒度普通にして吸水率 18% 以下、耐壓力 100kg/cm² 以上を有するもの

一等は形狀良好にして割れ又は疵極めて少きもの

二等は形狀普通にして大なる割れ又は疵なきもの

第四條　受渡に付特に前條の吸水率及耐壓力の檢査を行ふ旨の協定ありたるときは次の試驗法に依りて之を行ふ

1. 試料は特に協定なき限り煉瓦 5,000 箇又は其の端數に付各5箇を取り試驗成績は5箇の平均値を以て表はすものとす

2. 吸水率試驗法

煉瓦を空氣浴槽に入れ槽内の温度を 130°c に保ち 5°c 以上の差異なき樣注意しつつ乾燥し 2 時間毎に煉瓦を取出して熱きまま秤量し其の重量に差異なきに至らば之を乾燥煉瓦の重量とし次に煉瓦が常温に冷却するを待ちて深さ 1cm の淡水中に 24 時間平に浸し更に 24 時間煉瓦の上面上 3cm の淡水中に浸したる後之を取出して濕布にて手早く其の表面を拭ひ直に秤量して得たる結果を飽水煉瓦の重量とし次式に依り吸水率を算出す但し 8 未滿は秤量せず

$$\text{吸水率} = \frac{\text{飽水煉瓦の重量} - \text{乾燥煉瓦の重量}}{\text{乾燥煉瓦の重量}} \times 100$$

耐壓力試驗法

煉瓦を長手の中央にて半分に橫斷し其の切斷小口を互に反對に向け薄み重ね此の間を純「ポルトランド・セメント・モルタル」の薄層にて接合し尙上下受壓面を平行ならしむる爲純「ポルトランド・セメント・モルタル」を薄く塗布し約 7 日間濕氣ある槽内に置き該「モルタル」を固結せしめ常温にて乾燥したる後耐壓試驗を行ひ崩壞したるときの荷重を檢し次式に依り耐壓力を算出す

$$\text{耐壓力 kg/cm}^2 = \frac{\text{崩壞したる時の荷重}}{\text{受壓面の平均面積}}$$

○空洞煉瓦

政府に於て購入し又は政府の註文する工事に使用する空洞煉瓦は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

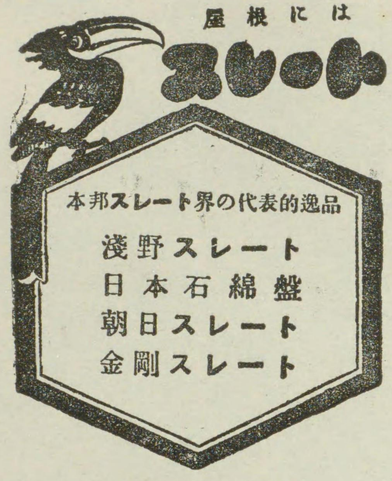

共同販賣元

日本スレート販賣株式會社

東京市京橋區三十間堀三丁目
電話銀座長684・841・2434番

臺北	仙臺	名古屋	門司	大阪	横濱
三六丁番四東	二町新西區中	二町新西區中	通り橋桟	一通南堀戸江區西	一八ノ五町盤常
電話	電話	電話	電話	電話	電話
〇六九二	九七八三東	八四五	八六四九	八六四三 堀佐土	七〇二五町者長

アスファルトと木煉瓦

東京鐵道局大宮工場組立職場床面木煉瓦舗裝

日本石油株式會社アスファルト類販賣及朝鮮支那一手販賣
日本木煉瓦株式會社販賣所

東京市日本橋區河西岸町十六番地
中西商會
電話日本橋(24)一七九〇番

營業品種目

- 內外アスファルト類及加工品
- 防腐木煉瓦
- シヤチ印便利瓦
- シヤチ印アスファルト、フエルト
- シヤチ印アスファルト、クロース
- 伸縮接合部用萬代氈
- 內外重油類

燒けず。錆びず。腐らぬ。**石綿セメント製**

朝日パイプ。朝日煙突。

製造元　**朝日スレート株式會社**　神奈川縣鶴見町豊岡
發賣元　**朝日販賣株式會社**　横濱市本町六丁目

諸官省御用

水道温水
煖房裝置
衞生給水置筒設
揚水喞筒
淨化裝置
電信
電話用クーブル敷設

川崎式家庭用梯子
特許川崎式輕便ツキンテ
川崎式ポンプ
水道用器具
衞生器具
諸喞筒
諸機械

工事計畫請負
工事迅速
製作販賣

川崎製作所

營業所　神田區錦町一丁目一番地
電話神田二四九三番　振替東京四二〇七番
第一工場　府下岩淵町赤羽七〇四番地
電話赤羽六番
第二工場　東京市神田區錦町一丁目一番地

特許
金屬屋根瓦
（奥萬五郎考案）

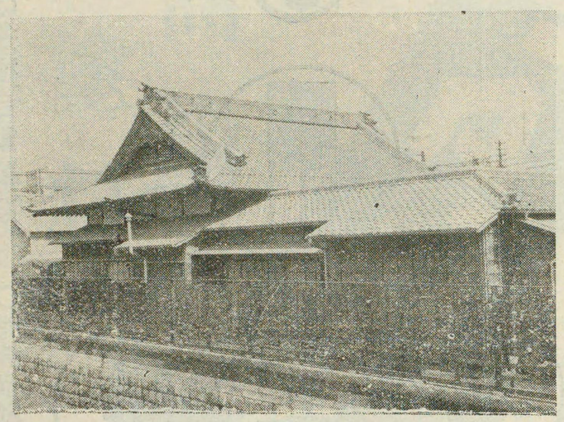

金屬瓦ニテ葺上グタルル横濱櫻木町本願寺

屋根瓦界
ノ寵兒

詳細カタログ御申越次第郵送致可候

復興建築界
ノ福音

本社工場ノ銅板
分工場ノ金屬瓦

金屬瓦ノ特徴

一、雨漏ノ心配絶無
一、腐蝕セズ耐久力絶大
一、不燃質ニテ火災ニ安全
一、輕量ニシテ取扱葺上簡易
一、耐暑耐寒耐風避雷具備
一、形狀和洋各種共體裁極美
一、價格工費至極低廉

種類
金屬瓦並葺（一坪五十六枚）
金屬瓦本葺
金屬洋瓦（一坪四拾八枚）

東京市麻布區新廣尾町一ノ一二
合名會社 山中製煉所金屬瓦部
電話高輪七〇四八番

大阪市此花區春日出町
合名會社 山中製煉所
電話土佐堀二八一一二八四五番

営業品目

○各種配電盤
○各種電熱器
○各種自動裝置
○各種特許自動起動器
○特許電氣煖房器
○特許自動水位指示器
○特許自動水準及壓力計開閉

御注意!!

近來弊所特許自動器ノ粗品類似品續出セルヲ以テ御注文ノ節ハ特ニマーク御注意ヲ乞フ

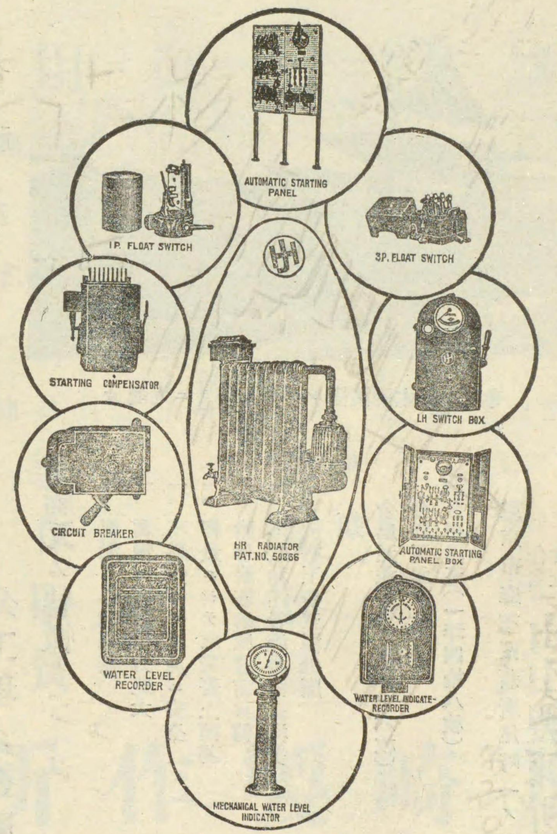

電氣機械

廣澤製作所

東京市日本橋區本石町二ノ四

電話京橋(56)4666・4667番 振替東京47433番

ミタカ水性塗料

高級塗料

內外に冠絶せる本品の色見本說明書は御申越次第送呈

ミタカ水性塗料並ニ工事
ミタカ壁材料並ニ工事
ミタカ塗板並ニ工事
ロックスタック並ニ工事
各種煖房工事
衛生並ニ給水工事
諸機械器具諸材料

ミタカ水性塗料發賣元

三益商店塗工部

東京市日本橋區本石町二丁目十二番地

電話 大手 一七九四番

米杉 天井板 製造販賣

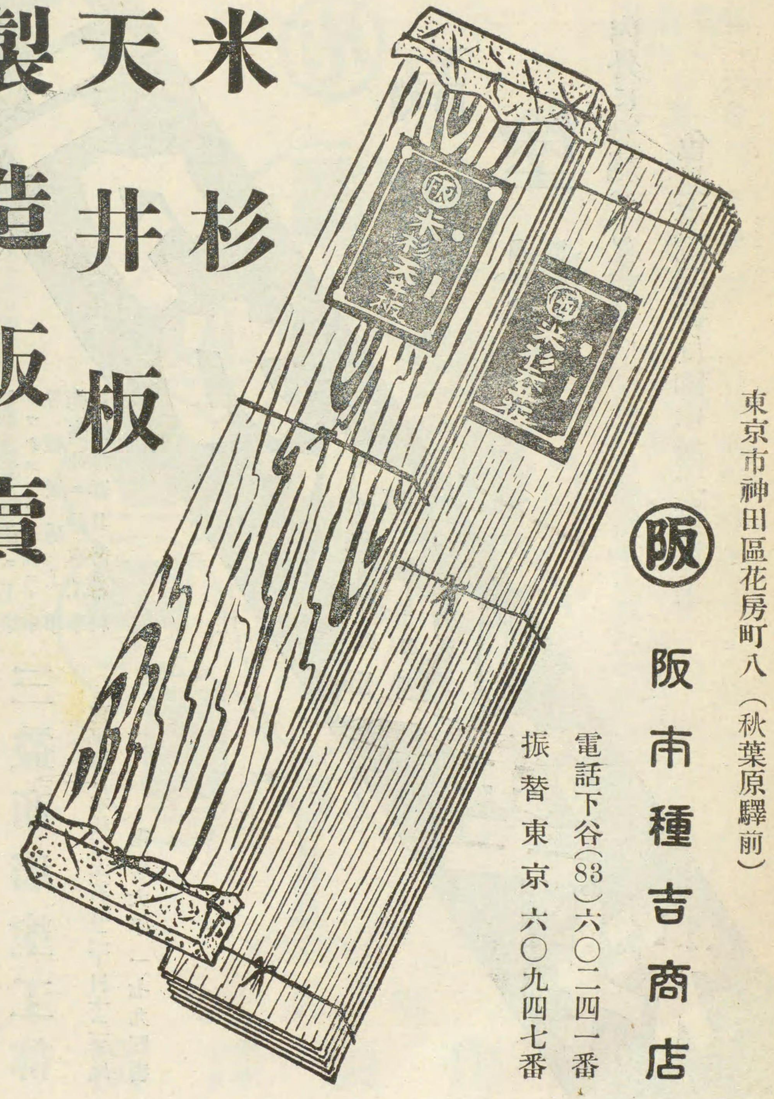

東京市神田區花房町八（秋葉原驛前）

阪市種吉商店

電話下谷(83)六〇二四一番
振替東京 六〇九四七番

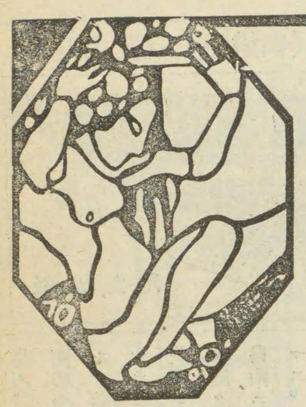

別府ステンド硝子製作所

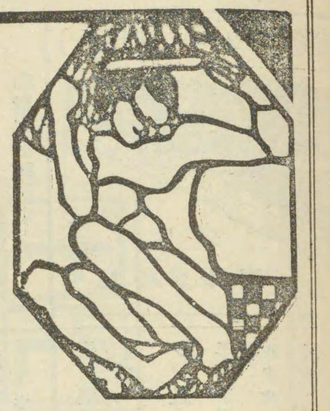

東京市芝區西久保廣町廿五番地

別府七郎

電話芝二四七八番

出張所 奉天千代田通

萬盛商行

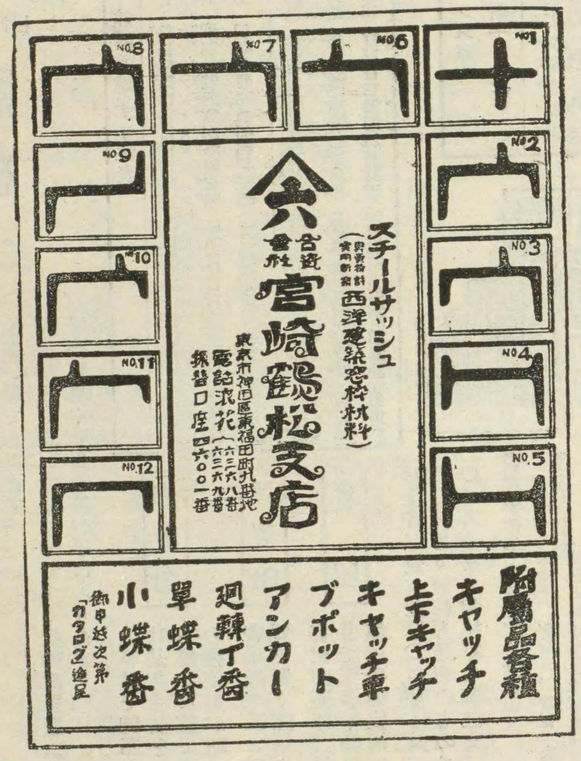

耐震耐火建築用金網

月報進呈

（八田式混凝土用鐵網）

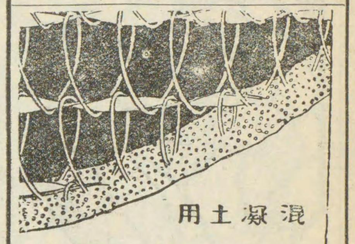

此ノ鐵網ハ圖ノ如ク、斷面積少數デ塗着面積大ナル、撚捲力骨ヲ多數挿入シテ有リ、故ニ、力骨ヲ差入レル手數ガナク、スグ廉ク強キ混凝土ノ壁厚自由ニ仕上ル建築ガ出來マス。

是からの建築には是非！

特許 八田式 螺旋「ラス」又ハ コンクリート鐵網 と

御指定を願ます

（八田式モルタル用鐵網）

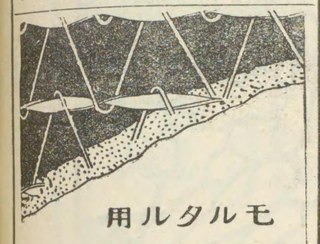

此ノ鐵網ハ在來菱形網ノ如ク、龜裂ヲ生ズル患ナク、且ツ力骨ヲ挿入スル手續ヲ省キ、強固ニ「モルタル」仕上、又ハ「タイル」張下地トシテ好適品デアリマス。

八田製作所

第一工場
東京淀橋町柏木九六五
電話四谷二〇一二番
振替口座東京六一〇九四

第二工場
宇治山田吹上町三一六

菱形金網

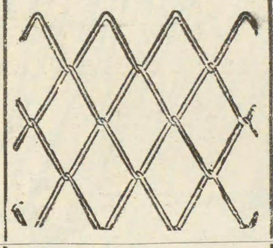

並通「モルタル」塗下地ニ適シ網目ノ大小網針金ノ太サヲ增シテ各種ニ製造シテ有リマスカラ垣根間仕切等ニ用ヒマス。

（八田式木摺不要螺旋ラス）

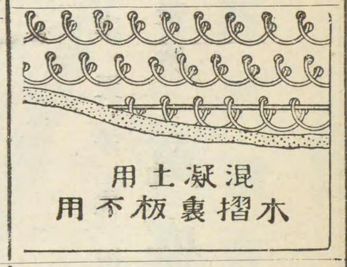

此ノ螺旋「ラス」ハ鐵板ニ多數ノ孔ヲ穿チ其ノ孔ニ倣ヒ螺旋線ヲ鐵板ノ表裏ニ顯シテ製造シテ有リマスカラ如何ナル構造物ニモ其儘混凝土ヲ塗着スル事ガ出來テ防火塀、又ハ間仕切壁、浴槽、液槽、屋根、床等ニ最モ有利デアリマス。

（八田式木摺不用混凝土鐵網）

本鐵網ハ圖ノ如ク撚捻平線デ螺旋ノ多數ヲ級テ有マスカラ工費ノ三割以上モ費ス裏板ヲ設クル手數ヲ省キ木骨鐵骨構造ノ壁間仕切壁、屋根、床等ニ使用スルニ最モ有益ナル事ハ在來各種ノ鐵網ト御試シ下サイ。

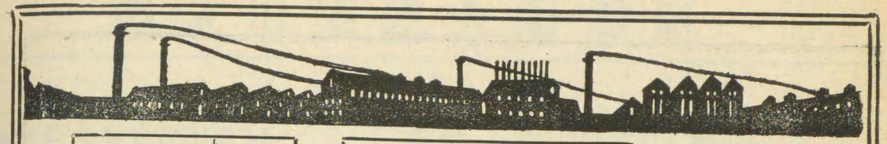

菱印

窓硝子

窓硝子には大形のものと小形のものと色々の大きさがあります。然し一函に荷造されてある延面積は何れも約百平方尺でありますから大形の硝子は一函に這入つてゐる枚數が少く、小形のものは入數が多い譯であります。

御建築の際左記寸法に適當する樣御設計願ふと切損もなく且破損の場合容易く所要の品が手に入ります。

並厚窓硝子寸法表

一函入枚數	英尺	吋	一函入枚數	英尺	吋
9	47″×36″		32	28″×16″	
10	45″×32″		33	24″×18″	
11	42″×32″		35	26″×16″	
13	40″×28″		36	22″×18″	
15	40″×24″		38	24″×16″	
16	32″×28″				
17	36″×24″		40	20″×18″	
17	30″×28″		40	24″×15″	
17	32″×26″		40	26″×14″	
19	32″×24″		41	22″×16″	
20	30″×24″		43	24″×14″	
20	28″×26″		45	20″×16″	
20	40″×18″		46	24″×13″	
20	36″×20″		46	26″×12″	
21	28″×24″		47	22″×14″	
22	36″×18″		50	18″×16″	
			50	24″×12″	
23	26″×24″				
24	30″×20″		51	20″×14″	
25	32″×18″		53	18″×15″	
25	24″×24″		53	17″×16″	
25	36″×16″		56	16″×16″	
26	28″×23″		57	18″×14″	
27	30″×18″		60	16″×15″	
28	25″×20″		64	16″×14″	
28	32″×16″		67	18″×12″	
29	28″×18″		69	16″×13″	
			69	15″×14″	
30	24″×20″		75	16″×12″	
30	30″×16″		80	15″×12″	
31	25″×18″		103	14″×10″	

二十四オンス厚窓硝子寸法表

一函入枚數	英尺	吋
7	60″×36″	
8	60″×32″	
8	52″×36″	
9	47″×36″	
10	60″×24″	
10	45″×34″	
10	42″×36″	
11	42″×32″	
13	40″×28″	
17	36″×24″	

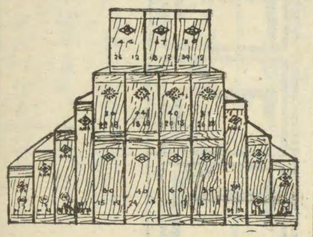

赤菱印

上等品で御邸宅向、商品陳列棚等には是非此品を御奬め致します。値段も僅かな差で永久に氣持のいゝ硝子の御使用が願へます。

黒菱印

普通舶來品と稱する外國製品と同品質で廣く窓用に使用されます。

松印

前記赤菱印、黒菱印に比して格安の品で工場や物置等の體裁のいらない場所の御使用に適します。

以上各品質共並厚(二耗厚)及二十四オンス(三耗厚)の二種あり何れも透明のものと摺(艶消)加工したものとあります尙結霜も御註文に應じ製作致します。

資本金壹千貳百五拾萬圓

製造品目〔窓硝子、曹達灰、重曹、鹽化石灰、炭酸石灰、炭酸苦土、耐火煉瓦、促肥素

東京市丸の內

旭硝子株式會社

出張所。東京・大阪・名古屋・門司・小樽

良不良の撰擇に困る
タイルの御購求は最
も信用ある**タイル**問
屋組合員の店へ!!

ABC順

東京タイル問屋組合

深川區東元町十三番地
海老沼房藏 電話本所(七三)一八九〇番

日本橋區濱町三丁目一番地
廣田米吉 電話浪花(六七)七二三番 六〇六番

小石川區指ヶ谷町三番地
平田文治 電話小石川(八五)六四〇六番

芝區新堀河岸三十三號地
石川工務店 電話高輪(四四)三五二一番

牛込區神樂町一丁目八番地
加藤茂兵衛 電話牛込(三四)三一六九番

日本橋區箱崎町四丁目二番地
河村信之 電話茅場町(六六)九八番

神田區西小川町二丁目七番地
河野豐修 電話四谷(三五)三二九番 五七五六番

日本橋區本材木町二丁目八番地
小宮山貞三 電話日本橋(二四)四〇三番 四〇一四番

京橋區松屋町一丁目七番地
菊地勝三郎 電話京橋(五六)六〇四七番

神田區美土代町一丁目三十番地
實駒吉 電話神田(二五)一六四四番

神田區花房町一番地
光川秀孝 電話下谷(八三)三五番 二四二六番

日本橋區蠣殼町一丁目四番地
西内平七 電話浪花(六七)五八四二番

日本橋區濱町三丁目一番地
大屋初太郎 電話浪花(六七)七一八六番

神田區美土代町一丁目二番地
小川庄之助 電話神田(二五)一七四三番 五六〇番

神田區表猿樂町二十三番地
大阪窯業株式會社 東京出張所 電話神田(二五)一四〇六番 一四〇七番 一四〇八番

日本橋區濱町三丁目一番地
佐治タイル合資會社 電話浪花(六七)七六五三番

麹町區丸ビル六階
品川白煉瓦株式會社 電話丸の內(二三)一五九一、一五九二番

神田區鎌倉町六番地
下里貞次郎 電話神田(二五)二三八六番

日本橋區濱町三丁目壹地番
瀨戸林太郎 電話浪花(六七)七〇六四番

府下寺島町曳舟通二五七七
鳥井庄右衛門 電話墨田(七四)八五四番

日本橋區濱町三丁目一番地
陶業株式會社 電話浪花(六七)七〇八〇番

神田區材木町二番地
東洋タイル商會 電話浪花(六七)二〇七五番

日本橋區濱町二丁目十七番地
淡陶株式會社東京支店 電話浪花(六七)長六三〇五番

小石川區關口水道町四十番地
高木精一 電話牛込(三四)三六九五番

京橋區幸町四番地
田中茂三郎 電話京橋(五六)五〇八五番

日本橋區南茅場町二十三番地
塚本長三郎 電話茅場町(六六)一四四三番 一四四四番

赤坂區溜池町三十番地
山内良太郎 電話青山(三六)五一〇四番

府下上大崎町三十三番地
横山孝次郎 電話高輪(四四)一三三〇番

鋼鐵製家具書架

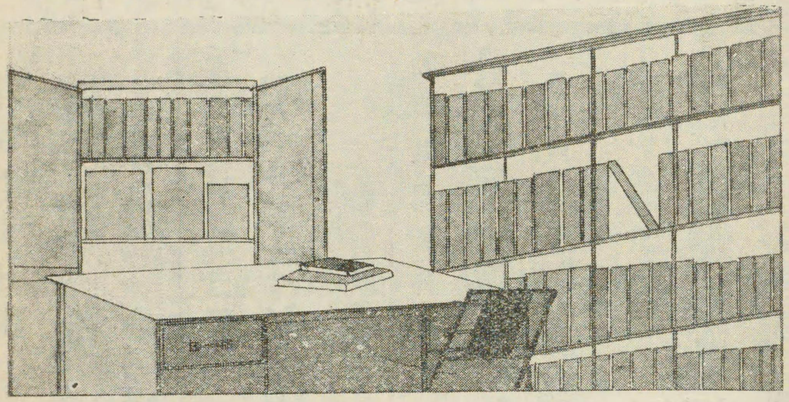

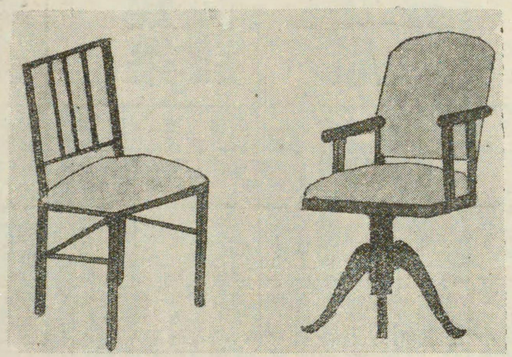

東京鋼鐵製家具製作所出張所

平重浦杉

東京市神田區小川町一番地

電話神田(25)二四四六三八番

品質本位——平和博受賞

中島式穴無レール

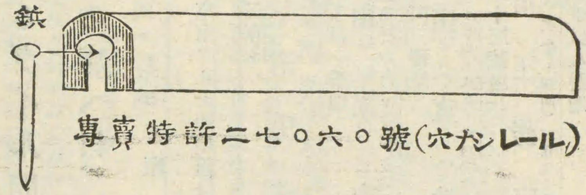

専賣特許二七〇六〇號(穴ナシレール)

完全穴無レール使用法

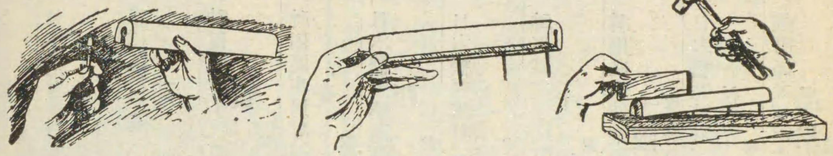

(1)附屬取附ケ鉄ヲ一間ニ對シ十二本程度ニレールノ横穴ヨリ差入レ

(2)差入タル鉄ヲ五寸間位ニ配付シ

(3)先ニ打付ク可キ彼所ニ錐揉シタル穴ニ配付ノ鉄ヲノゾカセ一端ヨリ當木シテ準次打付ケル可シ

諸官省指定ノ戸車レール(穴無レール特徴)

◆普通ノレールノ如ク釘穴ヲ明ケザル爲メ釘穴ヨリ折レル事ナク且ツ隱シ鉄ナル故ニ上部ニ釘頭無爲車ノ滑走最モ輕快ナリ

◆何間何尺ノ長尺使用ニモ一本ノ釘頭ヲ現サズシテ繼合自由也

◆澁鉄ノ故ニ幾筋使用アルモ體裁優美也

東京市芝區三田二丁目十九番地

元賣發造製金物築建

中島平次郎商店

電話高輪一一八六番

振替東京一二四四八番

岩波書店建築書

工學士 古宇田實
文學士 齋藤茂三郎 譯

フレッチャア 建築史

菊大判八四〇頁 定價拾壹圓
別刷圖版三百頁 送料書留四十五錢

我國には從來とても世界建築史の編著は絶無ではないが併し學術的基礎の上に立てるものなく一貫せる主義も統一もなかつた。本書は最も簡明にして要領を得しフレッチャア氏獨特の比較分析法に從ひ古今東西の建築樣式を比較配列して其異同を批判し相互の關係を明かにしたもの。建築、構造、形態及裝飾各方面より建築發達の眞諦に通曉せん事を期してゐる。而も譯文平易何人も聊の難解を感ずる事なく容易に此大問題を把握することが出來るであらう。

工學士 堀口捨己著

現代オランダ建築

四六倍判本文七二頁 定價六圓五拾錢
別刷寫眞版八十六枚 送料書留廿七錢

其藝術的表現に於て世界に比類なき現代オランダ建築を著者は自ら彼地にありし見學し、其建築家達を親しく訪ひ來たりて此書を著す。卷中特に見るべきは田園都市の美しき住宅、プロレタリアートに對する其雄大なる集合住宅及浴場、學校等、就中驚くべきは藥と煉瓦を以て自由奔放なる建築表現をなす比類なき住宅の新しく美しい表現である。建築をなさんとする人又建築界の人々のみならず現代の藝術思想生活文化への關心を持つ人々の必讀すべき好著である。

分離派建築會編

分離派建築會作品

第三輯 四六倍判本文三二頁 定價貳圓五拾錢
別刷寫眞版四十二枚 送料書留拾八錢

『過去建築圈より分離し、總ての建築をして眞に意義あらしめる新建築圈を創造せんがために。過去建築圈內に眠つて居る總てのものを目覺さんために溺れつつある總てのものを救はんがために。』と世界に向つて宣言して起てる分離派建築會の作品集第三輯である。本輯の執筆者は、石本喜久治、瀧澤眞弓、濱岡周忠、堀口捨己、森田慶一、矢田茂、山田守、岡村蚊象の同人八氏にして各々その作品の寫眞版を添へてある。

工學士 田中正義著

鐵筋鐵骨 建築構造規準

四六判二一二頁 定價貳圓五拾錢
クロース裝函入 送料書留拾八錢

本書は鐵筋コンクリート構造及び鐵骨構造の設計計算より施工に至るまでの全般に亙つて簡明にして要を竭し、且つ便利なる表及び圖表を完備してあるから、設計計算には無駄のないハンドブックとなり、又學修者にとつては、手頃な正しい教科書となる。尙本書は現今建築條令に準據してあるが故に、之による計算は直ちに同條令に適合するから一々參照するの手數を要しない。斯界の人々の必携すべき好著である。

發行所 東京南神保町 岩波書店
振替東京二一一一一 電話(33)九六〇〇番

空洞煉瓦

第一條　本規格は粘土を主要原料として燒成したる空洞煉瓦に適用す

第二條　種類及標準寸法は次の通りとす

第一種

	長mm	幅mm	厚mm
一本型	210	100	60
二本型	130	210	100
三本型	200	210	100
四本型	270	210	100
六本型	320	210	130

第二種

	長mm	幅mm	厚mm
八個型	240	240	80
十二個型	240	240	120
十六個型	240	240	160
二十個型	240	240	200
二十四個型	240	240	240

長は空洞の方向の寸法を謂ふ

公差は長、幅及厚に於て——3%とす

第三條　品等は次の2種に之を區分す

一等　二等

一等は燒度良好にして之を打てば金屬性の清音を發し形狀良好にして龜れ又は缺少きもの

二等は燒度普通にして大なる割れ、缺又は變形なきもの

○耐火煉瓦

政府に於て製造者は購入し又は政府の注文する工事者は製造品に使用する耐火煉瓦は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

耐火煉瓦

第一條　本規格は「ゼーゲル」錐20番以上の耐火度を有する煉瓦に適用す

第二條　錐型の標準寸法は次の通りとす

長　215mm　幅　105mm　厚　65mm

公差は長及幅に於て　±1.5%、厚に於て　±2.%とす

第三條　耐火度試驗法

一、試料は成るべく細粒となさざることに注意しつつ毎平方糎に付400孔を有する篩を通過する大さに粉碎するものとす此の場合に於ける篩の針金の徑は 0.10mm を標準とす

二、前項の試料に糊料を混和し小型「ゼーゲル」錐と同一に成形したるものを試驗錐とす

三、本試驗には試驗錐と「ゼーゲル」錐とを併立して均一に加熱するものとす此の場合に於ける加熱速度は約 800°c 以上に於ては毎分 10°c 上昇せしむることを標準とす

四、耐火度は試驗錐の尖端の曲り始めてより受臺に接觸する迄の間に於て之に最も近似の變化を示す「ゼーゲル」錐の番號に依り之を判定す

○電氣用銅線

（大正十四年九月十八日商工省告示第十五號）

政府に於て製造者は購入し又は政府の注文する工事者は製造品に使用する電氣用銅線は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

電氣用銅線

第一章　總　則

第一條　本規格に於て規定する銅線は品質均一且表面平滑にして疵、錆、裂目其の他不完全なる點なきことを要す

第二條　銅線は接觸點なきことを要す但し線引作業に依り完全に仕上げられたるものは此限に在らず

第三條　銅線の徑の公差は次表に依る

徑 mm	公差 mm
6.00－12.00	± 0.06
3.20 以上	± 0.04
3.10 以上	± 0.03
0.55 以上	± 0.02
0.26 以上	± 0.01
0.10 以上	± 0.008

第四條　導電率は 1913 年萬國電氣工藝委員會に於て定めたる標準軟銅（附錄參照）の導電率を 100 とし之に對する百分率にて表はすものとす

第五條　銅線の徑の測定、抗張力及伸の試驗は次の各號に依るものとす

一、徑は每條の銅線に付少くとも其の兩端及中央の 3 箇所に於て測定す

二、抗張力の試驗に於て試驗片か其の支持點にて切斷したる場合には其の試驗は之を無效とす

三、伸は標點距離を 250mm として之を測定す
試驗片か標點內に於て標點より 25mm 以內又は標點外に切斷したる場合には其の試驗は之を無效とす

四、試驗片の抗張力又は伸か本規格に合せざるときは更に 2 箇の試驗片を採り前後 3 同の平均值を以て其の線の抗張力又は伸とす

第六條　長を測る爲に用うる密度は 20°c に於て 1cm³ に付き 8.89g とす

第二章　軟　銅　線

第七章　導電率は次表に依る

徑 mm	導電率 %
2.00－12.00	99 以上
0.50 以上	98 以上

第八條　抗張力及伸は次表に依る

徑 mm	抗張力 kg/mm²	伸 %
3.00－12.00	25.0以下	35以上
2.00 以上	26.0以下	30以上
0.80 以上	27.0以下	25以上
0.50 以上	28.0以下	20以上

第九條　導電率は次表に依る

徑 mm	導電率 %
2.00－12.00	97以上
0.50 以上	96以上

第十條　抗張力及伸は次表に依る

徑 mm	斷面積 mm²	抗張力 kg	抗張力 kg/mm²	伸 %	重量 g/m
13.00	132.73	4884 以上	36.8 以上	3.12以上	1185.5
12.00	113.10	4238 〃	37.5 〃	2.88 〃	1009.8
11.00	95.03	3562 〃	37.5 〃	2.64 〃	848.6
10.00	78.54	2944 〃	37.5 〃	2.40 〃	701.1
9.00	63.62	2385 〃	37.5 〃	2.16 〃	567.9
8.00	50.27	1885 〃	37.5 〃	1.92 〃	448.6
7.00	38.48	1516 以上	39.4 以上	1.92 〃	342.1
6.50	33.18	1326 〃	40.0 〃	1.80 〃	295.0
6.00	28.27	1145 〃	40.5 〃	1.68 〃	251.3
5.50	23.76	975.3 〃	41.1 〃	1.56 〃	211.2
5.00	19.64	817.0 〃	41.6 〃	1.44 〃	174.6
4.50	15.90	670.2 〃	42.15 〃	1.32 〃	141.1
4.00	12.57	538.7 〃	42.70 〃	1.20 〃	111.7
3.50	9.621	416.1 〃	43.25 〃	1.08 〃	85.53
3.20	8.042	350.5 〃	43.58 〃	1.01 〃	71.49
2.90	6.605	290.0 〃	43.91 〃	0.94 〃	58.72
2.60	5.309	234.9 〃	44.24 〃	0.86 〃	47.20
2.30	4.155	185.2 〃	44.57 〃	0.79 〃	36.94
2.00	3.142	141.1 〃	44.90 〃	0.72 〃	27.93
1.80	2.545	114.8 〃	45.12 〃	0.67 〃	22.63
1.60	2.011	91.18 〃	45.34 〃	0.62 〃	17.88
1.40	1.539	70.12 〃	45.56 〃	0.58 〃	13.68
1.20	1.131	51.78 〃	45.78 〃	0.53 〃	10.05
1.00	0.7854	36.13 〃	46.00 〃	0.48 〃	6.982
0.90	0.6362	29.34 〃	46.11 〃	0.46 〃	5.656
0.80	0.5027	23.23 〃	46.22 〃	0.43 〃	4.468
0.70	0.3848	17.83 〃	46.33 〃	0.41 〃	3.421
0.65	0.3318	15.39 〃	46.39 〃	0.40 〃	2.950
0.60	0.2827	13.15 〃	46.44 〃	0.38 〃	2.513
0.55	0.2376	11.05 〃	46.50 〃	0.37 〃	2.112
0.50	0.1964	9.142 〃	46.55 〃	0.36 〃	1.746

備考　一　本表の抗張力、伸の算式は次の如し
T＝抗張力 kg/mm²
T＝4.71－1.1d
d＝徑 mm
E＝0.24d＋0.34
E＝伸 %

二　本表の寸法、抗張力、伸及重量は 20°C に於て測りたるものとす

附　錄

第一　1913 年萬國電氣工藝委員會制定の 標 準軟銅の電氣抵抗

一、各部の斷面積均一にして其の面積 1mm² の標準軟銅の抵抗は 20°c に於て長 1m に付 0.017241「オーム」とす

二、標準軟銅の密度は 20°c に於て 1cm³ に付 8.89g とす

三、標準軟銅の抵抗の定質量溫度係數は 20°c に於て 1°c に付 0.00993 とす

第二　各種導電率を有する銅線の電氣抵抗の定質量溫度係數

導電率 %	「メートル」「グラム」の抵抗 (20°C) 「オーム」	α 10	α 15	α 20	α 25	α 30	α 50	K
93.0	0.16481	0.00394	0.00372	0.00366	0.00359	0.00353	0.00329	253.6
94.0	0.16305	9.00399	0.00376	0.00369	0.00363	0.00356	0.00333	250.7
95.0	0.16134	0.00403	0.00380	0.00373	0.00367	0.00330	0.00336	247.8
96.0	0.15966	0.00408	0.00385	0.00377	0.00370	0.00364	0.00339	245.1
97.0	0.15802	0.00413	0.00389	0.00381	0.00374	0.00367	0.00342	242.3
97.5	0.15719	0.00415	0.00391	0.00383	0.00376	0.00369	0.00344	241.0
98.0	0.15640	0.00417	0.00393	0.00385	0.00378	0.00371	0.00345	239.6
99.0	0.15482	0.00422	0.00397	0.00389	0.00382	0.00374	0.00348	237.0
100.0	0.15328	0.00427	0.00401	0.00393	0.00385	0.00378	0.00352	234.5

第三　抵抗計算公式

$$Rt = Rt_1 \left\{1 + at_1 (t - t_1)\right\}$$

又は $$\frac{Rt}{Rt_1} = 1 + \frac{t - t_1}{k + t_1}$$

Rt　=t°C に於ける抵抗

Rt_1 =t°C に於ける抵抗

at_1 =t°C に於ける溫度係數(附錄第二)

k　=定數(附錄第二)

○電球のねぢ型金及承口

(大正十四年九月十八日商工省告示第十六號)

政府に於て購入し又は政府の註文する工事者は製造品に使用する電球のねぢ型口金及承口の形狀寸法は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

電球用ねぢ型口金及承口

口　金

消費電力 100「ワット」以下の電球用標準ねぢ型口金の形狀及寸法(單位粍)は次の如く之を定む

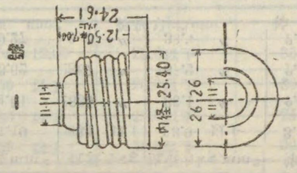

二號

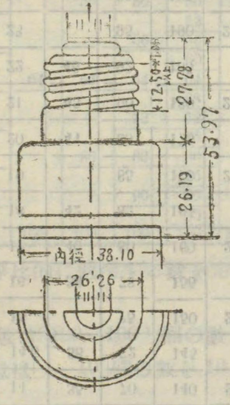

ねぢ部擴大圖

外　徑＝ 26.26

「ピッチ」＝ 3.63

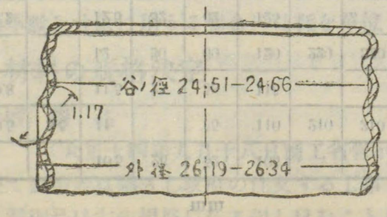

承　口

消費電力 100「ワット」以下の電球用標準ねぢ型承口の形狀及寸法(單位粍)は次の如く之を定む

口金中心部の接觸點

(口金を挿入したる場合)

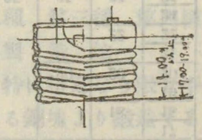

ねぢ部擴大圖

「ピッチ」= 3.63

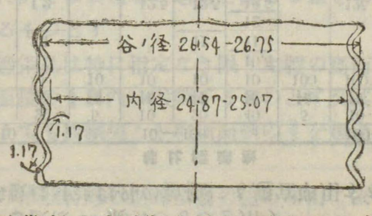

工業品の標準寸法及工業品に關し用うる等比標準數

(大正十四年九月十八日商工省告示第十七號)

政府に於て製造又は使用する工業品の標準寸法及工業品に關し用うる等比標準數は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

寸法標準數

mm

		10.5	26	52	105			
0.5	5.5	11		55	110	210	310	410
0.8		11.5	28	58	115			
1	6	12	30	60	120	220	320	420
1.2		12.5	32	62	125			
1.5	6.5	13		65	130	230	330	430
1.8		13.5	34	68	135			
2	7	14	35	70	140	240	340	440
2.2		14.5	36	72	145			
2.5	7.5	15		75	150	250	350	450
2.8		16	38	78	155			
3	8	17	40	80	160	260	360	460
3.2		18	42	82	165			
3.5	8.5	19		85	170	270	370	470
		20	41	88	175			
4	9	21	45	90	180	280	380	480
		22	46	92	185			
4.5	9.5	23		95	190	290	390	490
		24	48	98	195			
5	10	25	50	100	200	300	400	500

備考

1. 本標準數は工業品の寸法に用うるものとす但し技術上の根據に依り本表以外の數の使用を必要とする場合は此の限に在らず
2. 100—500 mm の數にて特に本表以外の數の使用を必要とする場合は末尾に 2, 5, 8 を有するものを用ゐ又 500mm を超ゆる數は 10 飛びのものを用う
3. 本標準數は寸法以外の數値にも適宜準用するものとす

等比標準數

1—10			10—100				100—1000			
5種	10種	20種	5種	10種	20種	40種	5種	10種	20種	40種
1	1	1	10	10	10	10	100	100	100	100
						10.5				105
		1.1			11	11			112	112
						12				118
	1.2	1.2		12.5	12.5	12.5		125	125	125
						13				132
		1.4			14	14			140	140
						15				150
1.6	1.6	1.6	16	16	16	16	160	160	160	160
						17				170
		1.8			18	18			180	180
						19				190
	2	2		20	20	20		200	200	200
						21				210
		2.2			22	22			225	225
						24				235
2.5	2.5	2.5	25	25	25	25	250	250	250	250
						26				265
		2.8			28	28			280	280
						30				300
	3	3		32	32	32		320	320	320
						34				340
		3.5			36	33			360	360
						38				380
4	4	4	40	40	40	40	400	400	400	400

		4.5			45	42 45			450	425 450
						48				475
	5	5		50	50	50		500	500	500
						52				530
		5.5			56	56			560	560
						60				600
6	6	6	64	64	64	64	640	640	640	640
						68				680
		7			72	72			720	720
						75				760
	8	8		80	80	80		800	800	800
						85				850
		9			90	90			900	900
						95				950
10	10	10	100	100	100	100	1000	1000	1000	1000

1. 本標準數は等比的に遞增する數を定むる場合に用うるものとす
2. 1000 以上の數は「100—100」欄の數を 10 倍 100倍等と爲し 1 以下の數は「1—10」欄の數を 10 分 100 分等と爲すものとす
3. 本標準數を用うるに當り必要に應し同種の列のみを用ゐず隣接せる他種の列に移ることを得
4. 本標準數を寸法に用うる場合には粍を單位とす

材料の規格決定

○鍛鋼品

（大正十四年九月十八日商工省告示第九號）

官府に於て製造若は購入し政府の注文する工事若は製造品に使用する鍛鋼品は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず

鍛鋼品

第一章 種別

第一條 本規格に於て規定する鍛鋼品は炭素鋼鋼塊より鍛造し燒入其の他特殊の熱處理を施さざるものにして之を次の 6 種とす

第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種

第二章 製造法

第二條 鍛鋼品は特に指定なき限り平爐、坩堝爐又は電氣爐に依り製造したる鋼塊より鍛造するものとす

第三條 鋼塊は其の上部下部に於て注文者又は其の指定したる檢査員(以下單に檢査員と稱す)の指定したる量又指定なき場合に於ては製造者の適當と認むる量を切取り有害部を除去するものとす

第四條 鍛鋼品は特に指定なき限り主體の斷面積を原鋼塊の平均斷面積の $\frac{1}{4}$ 以內に鍛練するものとす又其の他何れの部分に在りても原鋼塊の平均斷面積の $\frac{2}{3}$ を超過することを得ず

鍛鋼品の形狀特殊の鍛鍊法其の他の事由に依り豫め注文者又は檢査員の承認を經たるときは前項の規定に依らざることを得

第五條 鍛鋼品は適當の構造を有する爐內にて各部一樣に燒鈍するものとす但し長大にして爐內に容れ難きものに在りては注文者又は檢査員の承認を經て適當の方法に依り燒鈍することを得

一旦燒鈍を行ひたる後熱加工を施したるときは再び燒鈍するものとす

小形又は特殊の鍛鋼品に在りては注文者又は檢査員の承認を經て燒鈍を省略することを得

第三章　化學試驗

第六條　鍛鋼品の成分中燐及硫黄の含有量は次表の制限を超過することを得

酸性爐に依る場合		鹽基性爐に依る場合	
燐　%	硫黄%	燐　%	硫黄%
0.055	0.050	0.045	0.050

第七條　前條成分の檢定は製造所に於て1鎔鋼毎に採取せる試料に付之を行ふものとす

第八條　第六條の含有量は第四章に規定せる抗張試驗及屈曲試驗の成績良好にして注文者又は檢査員に於て使用の目的に適するものと認めたるときは其の1割以内を超過することを得

第九條　注文者又は檢査員の承認を經たるときは本章の規定に依らさることを得

第四章　抗張試驗及屈曲試驗

第十條　抗張試驗に在りては標準抗張試驗片第四號を用ゐ次表の規定に合格することを要す

種別	抗張力 kg/mm²	伸 % 甲	伸 % 乙
第一種	34－40	抗張力と伸1.58倍との和90以上	抗張力と伸の1.5倍との和90以上
第二種	39－45		
第三種	44－50		
第四種	49－55		
第五種	54以上60未滿	抗張力と伸の1.5倍との和90以上	
第六種	60以上70未滿		

第十一條　前條に規定せる抗張力の制限は破斷面の狀況良好にして注文者又は檢査員に於て使用の目的に適するものと認めたる時は上限に於て2kg以内を增し下限に於て1.5kg以内を減することを得

第十二條　屈曲試驗に在りては幅25mm厚19mmの斷面を有する試驗片を用ゐ常温のまゝ之を次表規定の内側半徑にて同表規定の角度だけ屈曲するも裂疵を生せさることを要す此の場合に於ける試驗片の角隅には半徑1.5mmの丸味を付するものとす

種別	屈曲角度	内側半徑mm
第一種	180	0
第二種	180	3
第三種	180	6
第四種	180	10
第五種	180	16
第六種	180	22

第十三條　試驗片の數は特に指定なき限り次表に依るものとす

鍛鋼品1箇の鍛造重量 kg	抗張試驗片の數	屈曲試驗片の數
500以上	鍛鋼品毎に1箇但し1鋼塊より多數の鍛鋼品を接續して鍛造する場合に於ては其の鋼塊上部に相當する部分より1箇	同左
500未滿	1鋼塊より鍛造したる鍛鋼品中より1箇	同左

第十四條　試驗片は特に指定なき限り鍛鋼品と一體に鍛造し且其の主體より小ならさる斷面積を有する供試材より縱に切取るものとす

第十五條　燒鈍を要する鍛鋼品の試驗片は燒鈍したる後之を切取るものとす

第十六條　試驗片の仕上不良なるか又は疵あるときは試驗前之を排却し更に試驗片を製作するものとす

第十七條　抗張試驗に於て試驗片が標點間の中心より標點距離の¼以外に於て切斷したるときは更に試驗片を製作し再試驗を行ふことを得

第十八條　抗張試驗又は屈曲試驗の成績が規格に合せさる場合注文者又は檢査員に於て試驗片が適當に材質を代表せさるものと認めたるときは其試驗片各1箇に付更に2箇の試驗片を製作し再試驗を行ふことを得此の場合に於ては試驗片の全部が合格したるとき其の試驗を合格とす

第十九條　抗張試驗又は屈曲試驗の成績が規格に合せさるときは更に其の鍛鋼品に燒鈍を施し試驗を行ふことを得此の場合に於ては新に抗張試驗及屈曲試驗の全部を行ふものとす

第五章　檢　　查

第二十條　鍛鋼品は其の質均一にして有害なる疵なきことを要す

第二十一條　試驗片又は分析試料にして其の試驗成績が本規格の一部若は全部に合せさるときは其の代表する鍛鋼品を不合格とす

第二十二條　重要なる鍛鋼品には其の材質竝原鋼塊の性狀等の調査に便ならしむる爲見易き箇所に適當なる記號を刻するものとす

第二十三條　本規格に合格したる鍛鋼品には種別、製造所名及檢査濟の證印を刻し且其の周圍に塗料を施し識別に容易ならしむるものとす但し刻印を施し難きものに在りては適當の方法に依り種別、製造所名及檢査濟を表示するものとす

第六章　附　　則

第二十四條　鋼塊より鍛造する鍛鋼品用鋼片に對しては次の各號の外本規格を準用するものとす

一、特に指定なき限り其の斷面積を原鋼塊の平均斷面積の⅔以内に鍛錬し燒鈍を施さざるものとす

二、試驗片は原鋼塊平均斷面積の¼以内に鍛錬し且燒鈍したる供試材より之を切取るものとす

第二十五條　鍛造又は壓延したる鋼片より鍛造する鍛鋼品に對しては其の種類に應し本規格を準用するものとす

（參照）

大正十四年三月五日農商務省告示第四十三號抄錄

金屬材料抗張試驗片　第四號

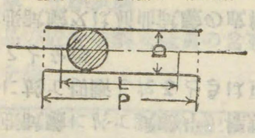

標點距離　L＝　50mm

平行部の長　P＝約60mm

徑　D＝　14mm

本試驗片の斷面は圓形なるを要す

材料の都合に因り上記の寸法に依ること能はさるときは次表に依り標點距離を定むることを得

$L=4\sqrt{A}$（Aは試驗片の斷面積）

○鑄鋼品

政府に於て製造若は購入し又は政府の注文する工事若は製造品に使用する鑄鋼品は左の規格に依る但し已むことを得さる事由ある場合は此の限にあらす

鑄鋼品

第一章　種別

第一條　本規格に於て規定する鑄鋼品は之を次の4種とす

第一種　第二種　第三種　第四種

第二章　製造法

第二條　鑄鋼品は特に指定なき限り平爐、轉爐、電氣爐又は坩堝爐に依り鑄造するものとす

第三條　鑄鋼品は適當の構造を有する爐內にて各部一樣に燒鈍するものとす但し長大にして爐內に容れ難きものに在りては注文者又は其指定したる檢査員（以下單に檢査員と稱す）の承認を經て適當の方法に依り燒鈍することを得

第四種品に在りては注文者又は檢査員の指定あるときは前項の燒鈍を省略することを得

第三章　化學試驗

第四條　鑄鋼品の成分中炭素燐及硫黃の含有量は次表の制限を超過することを得す

種別	炭素%	酸性爐に依る場合		鹽基性爐に依る場合	
		燐　%	硫黃%	燐　%	硫黃%
第一種	……	0.035	0.060	0.055	0.060
第二種	……	0.035	0.060	0.055	0.060
第三種	……	0.065	0.060	0.055	0.060
第四種	0.40	……	……	……	……

第五條　前條成分の檢定は製造所に於て1鎔鋼毎に採取せる試料に付之を行ふものとす

第六條　第四條の含有量は第四章以下に規定せる試驗及檢查の成績良好にして注文者又は檢査員に於て使用の目的に適するものと認めたるときは其の1割以內を超過することを得

第七條　注文者又は檢査員の承認を經たるときは本章の規定に依らさることを得

第四章　抗張試驗及屈曲試驗

第八條　抗張試驗及屈曲試驗は第一種、第二種及第三種の3種に限り之を行ふものとす

第九條　抗張試驗に有りては標準抗張試驗片第四號を用ゐ次表の規定に合格することを要す

種別	抗張力kg/mm	伸　%
第一種	41—55	20以上
第二種	45—57	15以上
第三種	47—61	12以上

第十條　前條に規定せる抗張力の制限は伸及破斷面の狀況良好にして注文者又は檢査員に於て使用の目的に適するものと認めたるときは上限に於て1.5kg以內を增し下限に於て1.5kg以內を減することを得

第十一條　屈曲試驗に在りては幅25mm厚19mmの斷面を有する試驗片を用ゐ常溫のまま次表規定の內側半徑にて同表規定の角度だけ屈曲するも裂疵を生せさることを要す

此場合に於ける試驗片の角隅には半徑1.5mmの丸味を付するものとす

種別	屈曲角度	內側半徑mm
第一種	120	25
第二種	90	25
第三種	60	25

第十二條　試驗片の數及供試材の鑄造法は特に指定なき限り次表に依るものとす

鑄鋼品1箇の仕上重量kg	抗張試驗片の數	屈曲試驗片の數	供試材の鑄造法
150以上	鑄鋼品每に1箇但し同形の鑄鋼品を1鎔鋼より多數鑄造する場合に於ては注文者又は檢査員の承認を經て試驗片の數を減ずることを得2鎔鋼以上を使用し1箇の鑄鋼品を鑄造する場合に於ては4箇	同左	供試材は鑄鋼品に附着せしむるものとす但し注文者又は檢査員の承認を經て連結又は別箇に鑄造することを得
150未滿	1鎔鋼每に1箇	同左	供試材は鑄鋼品と連結又は別箇に鑄造するものとす

第十三條　試驗片は其の代表する鑄鋼品と共に燒鈍を施したる供試材より切取るものとす

第十四條　試驗片の仕上不良なるか又は疵あるときは試驗前之を排却し更に試驗片を製作するものとす

第十五條　抗張試驗に於て試驗片か標點間の中心より標點距離の$\frac{1}{4}$以外に於て切斷したるときは更に試驗片を製作し再試驗を行ふことを得

第十六條　抗張試驗又は屈曲試驗の成績か規格に合せさる場合注文者又は檢査員に於て試驗片か適當に材質を代表せさるものと認めたるときは更に之と同數の試驗片を製作し再試驗を行ふことを得

第十七條　抗張試驗又は屈曲試驗の成績か規格に合せさるときは更に其の鑄鋼品に燒鈍を施し試驗を行ふことを得

此の場合に於ては新に抗張試驗及屈曲試驗の全部を行ふものとす

第五章　落下試驗及鎚打試驗

第十八條　本章の試驗は特に指定せられたる場合に限り之を行ふものとす

第十九條　落下試驗は次の一號又は二號に依る

一、硬質の地面に於て鑄鋼品（突起部あるものに對しては地面に適當の凹所を設く）の一端を支點とし原位置より約 45 度の角度を爲す迄他端を揚げ之を落下すること

二、鑄鋼品を約 3m の高より硬質の地面に落下すること但し鑄鋼品の形狀、重量に應し注文者又は檢査員の承認を經て其の高を減することを得

第二十條　特殊の形狀を有する鑄鋼品にして前條の試驗に依り明かに損傷を蒙る虞あるものに付ては注文者又は檢査員の承認を經て本試驗を省略することを得前項に依り試驗省略の場合に於て特に注文者又は檢査員の指定あるときは第四章の抗張試驗及屈曲試驗を行ふに當り成るへく隔りたる 2 箇所より各 2 箇の試驗片を採取し其の試驗を行ふものとす

第二十一條　鎚打試驗に在りては鑄鋼品の形狀、重量に應し 3kg 乃至 7kg の鎚にて其の表面を打ち缺點の有無を試驗するものとす

落下試驗を行ふものに在りては鎚打試驗は落下試驗の後之を行ふものとす

第六章　檢　　査

第二十二條　鑄鋼品は其の質均一にして有害なる疵又は巢等のなきことを要す

第二十三條　試驗片、分析試料又は試驗品にして其の試驗成績が本規格の一部若は全部に合せざるときは其の代表する鑄鋼品を不合格とす

第二十四條　鑄鋼品の割れ又は疵にして強さに對する影響の輕微なるものは注文者又は檢査員の承認を經て鑄掛け、電氣鎔接其の他適當の方法に依り之を修補することを得

前項の加工後特に指定あるときは更に燒鈍を行ふものとす

第二十五條　鑄鋼品には檢査前塗裝其の他表面の檢査に妨けある處理を施すことを得す

第二十六條　本規格に合格したる鑄鋼品には種別、製造所名及檢査濟の證印を刻し且其の周圍に塗料を施し識別に容易ならしむものとす但し刻印を施し難きものに在りては適當の方法に依り種別、製造所名及檢査濟を表示するものとす

〔參　　照〕

大正十四年三月五日農商務省告示第四十三號抄錄（前號に揭載のものと同一に付略す）

○鑄物用銑鐵

政府に於て製造若は購入し又は政府の注文する工事若は製造品に使用する鑄物用銑鐵は左の規格に依る但し已むことを得さる事由ある場合は此の限に在らす

鑄 物 用 銑 鐵

第一條　本規格に於て規定する鑄物用銑鐵は之を次の 4 種とす

一號　二號　三號　四號

第二條　銑鐵の成分中全炭素、珪素及硫黃の含有量は次表に依るものとす

種　別	全炭素 %	珪　素 %	硫　黃 %
一　號	3.0以上	2.5－3.5	0.04以下
二　號	3.0以上	2.0－3.0	0.06以下
三　號	2.8以上	1.5－2.5	0.08以下
四　號	2.8以上	1.0－2.0	0.10以下

第三條　分析試料採取の方法を次の如く定む

一、銑鐵數量 30 瓲又は其の端數毎に 1 試料を採取するものとす

二、試料採取用銑鐵塊の數は全塊數の 0.5% 以上とす但し 3 塊を下らさるものとす

三、試料採取用銑鐵塊は其の外面に附着せる砂、鑛滓等を完全に除去し毎塊一箇所中央に近き位置に於て其の厚さ面に對し垂直に貫通せる孔を錐もみし其の削屑を完全に採取し各塊に對する削屑を集め能く混合し適當に分割して一試料と爲すものとす

第四條　分析試驗の方法は別に定むる處に依る

第五條　第二條に規定せる全炭素、珪素及硫黃の含有量は一試料に付分析試驗 2 回以上の平均數を以て之を定む

第六條　分析試驗は賣買者雙方協定せる分析所に於て之を行ふものとす

第七條　試料の分析試驗の成績が本規格に合せさるときは其の試料の代表する銑鐵の全量を不合格とす

第八條　製造者は銑鐵の每塊に製造所の記號を鑄出し且次の塗裝を施して其の種別を表示するものとす

一號　白　　二號　青　　三號　赤　　四號　黑

金屬材料の抗張試驗用試驗片の形狀及寸法

政府に於て製造若は購入し又は政府の注文する工事若は製造品に使用する金屬材料の抗張試驗に用うる試驗片の形狀及寸法は左の規格に依る但し已むことを得さる事由ある場合は此の限に在らす

金屬材料標準抗張試驗片

金屬材料の抗張試驗に用うる標準試驗片の形狀及寸法は次の如く之を定む

第一號試驗片

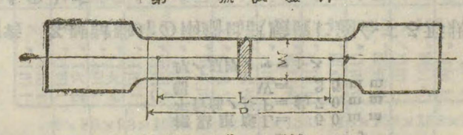

標點距離 L＝ 200 m m
平行部ノ長 P＝ 約220 m m

試驗片ノ厚(mm)	幅W (mm)
23ヲ超ユルモノ	40 以下
9以上23以下	50 以下
9未滿	60 以下

第二號試驗片

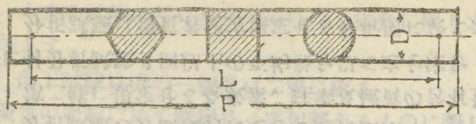

標點距離Lは徑(又は對邊距離)Dの3倍、兩端を太くするものに在りては平行部の長PはDの約9倍

第三號試驗片

徑(又は對邊距離)25mm を超ゆる試驗片

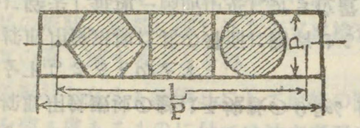

標點距離Lは徑(又は對邊距離)Dの4倍、兩端を太くするものに在りては平行部の長PはDの約45倍

第四號試驗片

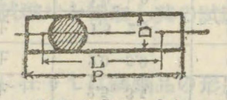

標點距離 L= 60mm
平行部ノ長 P= 約60mm
徑 D= 14mm

本試驗片の斷面は圓形なるを要す
材料の都合に依り上記の寸法に依ること能はさるときは次式に依り標點距離を定むることを得

1K

$L=4\sqrt{A}$ (Aハ試驗片ノ斷面積)

第五號試驗片

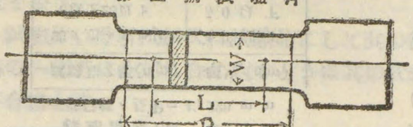

標點距離 L= 50mm
平行部ノ長 P= 約70mm
幅 W= 25mm
厚ハ原厚ノマヽトス

備考 各號試驗片の兩端は試驗機に適合する形狀に仕上くるものとす

各號試驗片の用途

第一號試驗片

本試驗片は主として鋼板、平鋼、形鋼の抗張試驗に用う

第二號試驗片

本試驗片は主として棒鋼の抗張試驗に用う

本試驗片の平行部は壓延せるまゝとし又は機械仕上に依り之を作成することを得

第三號試驗片

本試驗片は徑(又は對邊距離)25mm を超ゆる棒鋼の抗張試驗に用う

本試驗片は平行部は壓延せるまゝとし又は機械仕上に依り之を作成することを得

第四號試驗片

本試驗片は主として鍛鋼品及鑄鋼品竝非鐵金屬(又は其の合金)棒の抗張試驗に用う

第五號試驗片

本試驗片は主として管類及非鐵金屬(又は其の合金)板の抗張試驗に用う

針金の徑、薄板の厚及其の稱呼

大正十四年四月一日以降政府に於て製造若は購入し又は政府の注文する工事若は製造品に使用する針金の徑、薄板の厚及其の稱呼は左の規格に依る但し已むを得さる事由ある場合は此の限に在らす

針金の徑薄板の厚及其の稱呼

針金の徑及薄板の厚は之を次の四十二種とし其の稱呼には徑又は厚を表はす寸法を以てし番號等を用ゐさるものとす

右建築學會に於て決定したると未だ商工省告示として公布せられさるものなれとも建築には非常に深き關係を有するものなれば參考として次に掲く

徑又ハ厚 mm	徑又ハ厚 mm	徑又ハ厚 mm
12.00	1.20	0.12
10.00	1.00	0.10
9.00	0.90	
8.00	0.80	
7.00	0.70	
6.50	0.65	
6.00	0.60	
5.50	0.55	
5.00	0.50	
4.50	0.45	
4.00	0.40	
3.50	0.35	
2.20	0.32	
2.90	0.29	
2.60	0.26	
2.30	0.23	
2.00	0.20	
1.80	0.18	
1.60	0.16	
1.40	0.14	

木材基準寸法表

稱呼は總て寸法を以てす 本表中西洋數字は「センチメートル」日本數字は「尺」m は「メートル」とす

挽材

3×3	3×4																		
九九	一三二																		
	4×4	4×5	4×6	4×7	4×8	4×9	4×10	4×11	4×12	4×12	4×14	4×15	4×16	4×17	4×18				
	一三二	一六五	一九八	二三一	二六四	二九七	三三〇	三六三	三九六	四二九	四六二	四九五	五二八	五六一	五九四				
		5×5	5×6	5×7	5×8	5×9	5×10	5×11	5×12	5×13	5×14	5×15	5×16	5×17	5×18				
		一六五	一九八	二三一	二六四	二九七	三三〇	三六三	三九六	四二九	四六二	四九五	五二八	五六一	五九四				
			6×6	6×7	6×8	6×9	6×10	6×11	6×12	6×13	6×14	6×15	6×16	6×17	6×18				
			一九八	二三一	二六四	二九七	三三〇	三六三	三九六	四二九	四六二	四九五	五二八	五六一	五九四				
				7×7	7×8	7×9	7×10	7×11	7×12	7×13	7×14	7×15	7×16	7×17	7×18				
				二三一	二六四	二九七	三三〇	三六三	三九六	四二九	四六二	四九五	五二八	五六一	五九四				
					8×8	8×9	8×10	8×11	8×12	8×13	8×14	8×15	8×16	8×17	8×18				
					二六四	二九七	三三〇	三六三	三九六	四二九	四六二	四九五	五二八	五六一	五九四				
						2.5×3	.7×3	.9×5	1.5×9	2×5	2×11								
						八九三	二九九	三六五	五九〇	六六五	六六六								

長サ m 2.05 m 3.1 m 4.1

木材品等

木材の品等を次の如く區分す

I 丸身

角材及挽材

最大丸身面の幅と大さとの比を以てし之を次の七等に區分す

但し斷面長方形をなすものは其厚さと幅との平均を以て大さとす

丸身無

丸身一割(一割以下)

丸身二割(二割以下)

丸身三割(三割以下)

丸身四割(四割以下)

丸身五割(五割以下)

大丸身(五割を超過するもの)

板材

最大丸身面の幅と板厚

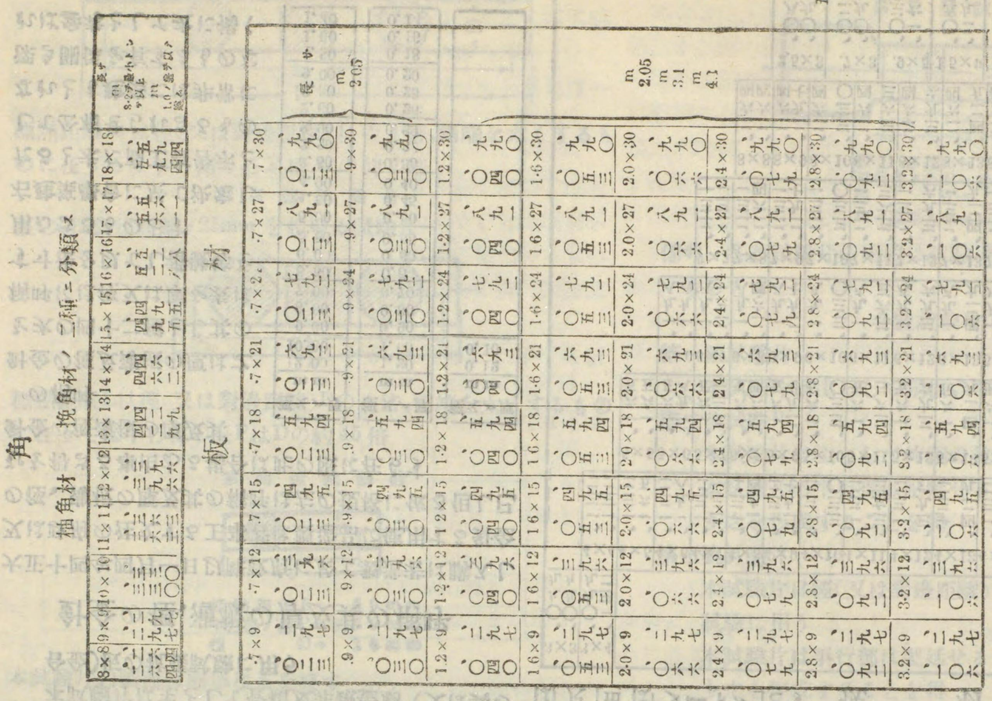

との比を以てし次の四等に區分す

丸身無　丸身三割(三割以下)　丸身六割(六割以下)

大丸身(六割を超過するもの)

II 樹心

次の二等に區分す

心持(樹心を有するもの)　心去(樹心を有せざるもの)

III 赤身白太

次の三等に區分す

赤　全部赤身のもの

赤勝　角材及挽材は末口斷面積に於て、板材は白太の多き面の面積に於て三割以下の白太を有するもの

交　前記以外のもの

IIII 木理

次の二種に區分す

板目　柾目　但し一面を以て標準とす

V 節及其他の缺點

其他の缺點とは割れ、拔節、鉤傷、入皮、脂壺、「しみ」、腐れ、虫喰、目廻り、「あて」、穴、猿喰等を云ふ

節の狀況に依りて次の五等に區分す

但し其他の缺點を併有するものは各等共該等の次品とす

無節　全く節なきもの

節一等　材面の何れの部分を問はず、一平方メートル內に於て各節の長徑一・五センチメートル以下にて其長徑の和八センチメートル以下なるもの

節二等　材面の何れの部分を問はず一平方メートル內に於て各節の長徑三センチメートル以下にして其長徑の和三十センチメートル以下なるもの

節三等　材面の何れの部分を問はず一平方メートル內に於て各節の長徑五センチメートル以下にして其長徑の和五十センチメートル以下なるもの

節四等　前記以外のもの

木材檢尺法

角材　長さの檢尺基點は元口とし十センチメートルを計算の最小數とし端數は切捨つ

但し長さは「メド穴」「トキン」あるときは之を除き檢尺す

太さの檢尺點は長さの檢尺內の最小部とし一センチメートルを計算の最小數とし端數は一々切捨つ

丸太材　長さ同斷　太さ前項に準ず

但し長短兩徑を有するものは檢尺部に於ける其平均數を以て太さとす

二つ割其他　角材及丸太材に準ず

細長丸太材　丸太材に準ず

但し檢尺の位置は元口より二メートルの點に於てし最小徑を以て太さとす

木材材積單位

角材挽材(田來合品)及細長丸太材は「本」を以てし板材(田來合品)は「枚」を以てし其他のものは一立方メートルを以て單位とす

木材材積計算法

角材　斷面積に長さを乘じたるものを材積とす

丸太材　太さの自乘に長さを乘じたるものを材積とす

木材結束法

壹束は二十五キログラム乃至三十五キログラムを以て標準とす

木造建築柱間隔標準寸法

木造和式建築に於ては柱真々2メートル內法高1.8メートルとす

木造洋式建築に於ては柱真々2メートルとす

建具雜作標準寸法表

本表は挽立寸法を示す

表中mとは「メートル」cmは「センチメートル」と「メートル」とを示す

洋風建築之部

名稱	高及厚 m	高及厚 尺	幅 m	幅 尺
出入口大サ				
欄間無片開キ	2.00	6.60	.75	2.475
同	2.00	6.60	.90	2.970
欄間無兩開キ	2.00	6.60	1.35	4.455
同	2.00	6.60	1.50	4.950
欄間付片開キ	2.60	8.58	.75	2.475
同	2.60	8.58	.90	2.970
欄間付兩開キ	2.60	8.58	1.35	4.455
同	2.60	8.58	1.50	4.950
欄間無引違ヒ	2.00	6.60	1.70	5.610
欄間付引違ヒ	2.60	8.58	1.70	5.610
窓大サ				
上ゲ下ゲ窓 欄間無	1.85	6.11	.90	2.970
同 欄間付	2.45	8.09	.90	2.970
上ゲ下ゲ窓 欄間無	1.85	6.11	.75	2.475
同 欄間付	2.45	8.09	.75	2.475
欄間無引違ヒ窓	1.25	4.13	1.70	5.610

名稱	高及高 m	高及高 尺	高 m	高 尺
窓ノ引違付欄間構	1.85	6.11	1.70	5.610
名稱	名及厚 c.m.	名及厚 尺	幅 c.m.	幅 尺
出入口枠				
開口出入枠	6.	.198	12.	.396
同口入無目	8.	.264	12.	.396
同下枠	5.	.165	12.	.396
引違窓	5.	.165	12.	.396
同下枠	6.	.198	12.	.396
同無目	8.	.264	12.	.396
窓枠				
上ゲ下ゲ及引窓枠	5.	.165	13.	.429
下枠	8.	.264	16.	.495
無目	8.	.264	13.	.429
分銅箱	板使用			
引違窓及上枠	5.	.165	12.	.396
無目	8.	.264	12	.396
下枠	6.	.198	14.	.462
雨戸				
縱橫桟	4.	.132	10.	.330
下桟及帶桟	4.	.132	15.	.495
鏡板	板使用			
欄間障子	4.	.132	6.	.198
窓障子				
窓障子及上框欄間障子四方框共	4.	.132	6.	.198
下框	4.	.132	7.	.231
出合框	6.	.198	6.	.198
組子	4.	.132	3.	.099
額縁				
額縁	4.	.396	12	.132
同	6.	.198	4.	.132
腰板	3.2	板使用		
同	5.	.165	4.	.132
鎧羽目				
笠木	8.	.264	4.	.132
羽目板	板使用			
幅木				

名稱	高及厚 c.m.	高及厚 尺	幅 c.m.	幅 尺
幅木	3.2	.106	18.	.594
天井				
廻縁	10.	.330	4.	.132
同	8.	.264	6.	.198
板	板使用			

名稱	高及厚 c.m.	尺	幅 c.m.	尺
上框	3·5	·116	7·0	·231
下框	3·5	·116	7·0	·231
中桟	3.5	·116	8·0	·264
板	·9	板	使	用
障子				ニ
竪框	3·5	·116	3·0	·099
上框	2·0	·066	4·5	·149
下框	3·5	·116	4.5	·149
中桟	3·5	·116	3·0	·099
板	·7	板	使	用
組子	2·0	·066	1·0	·033
猪障子				
竪框	2·0	·066	2·0	·066
上框	1·5	·050	2·5	·083
下框	1·5	·050	2·5	·083
組子	1·5	·050	·7	·023
襖				
竪框	2·5	·083	2·5	·083
出合竪框（定規縁）	3·0	·099	3·5	·116
同（戸尻）	3·0	·099	2·5	·083
上框	2·5	·083	3·0	·099
下框	2·5	·083	3·0	·099
板（引手板 火打板）	2·0	板	使	用
下地組子（四方框）	2·0	·066	2·0	·066
同（力骨）	2·0	·066	3·0	·099
同（組子）	2·0	·066	1·5	·050
腰高硝子戸				
竪框	4·0	·132	5·0	·165
上框	4·0	·132	6·0	·198
下框	4·0	·132	6·0	·198
中桟	4·0	·132	5·0	·165
板	·7	板	使	用
組子	4·0	·132	3·0	·099
明障子硝子戸				
竪框	4·0	·132	4·5	·149

和風建築之部

名稱	高 m	厚 尺	幅 m	尺
間入口大サ				
	標準内法トス		柱割ニ依ルモノトス	
窓大サ				
	1·0	3.30	柱割ニ依ルモノトス	
	1.4	4.12	同	
	.4	1.32	同	

名稱	高及厚 c.m.	尺	幅 c.m.	尺
格子戸				
竪框	3.5	.116	4.0	.132
上框	3.5	.116	5.0	.165
下框	3.5	.116	5.0	.165
格子ノ竪	2.5	.083	2.0	.066
格子ノ横	1.0	.033	2.0	.066
雨戸				
竪框	4.0	.132	4.5	.149
上框	4.0	.132	6.0	.198
下框	4.0	.132	6.0	.198
中桟	2.5	.083	4.0	.132
板	.7	板	使	用
目板	同	同		
板戸				
竪框	3·5	·116	3·0	·099
上框	3·5	·116	5·0	·165
下框	3·5	·116	5·0	·165
中桟	2.0	·066	3·0	·099
板	·7	板	使	用
目板	同	同		
桟戸				
竪框	3·5	·116	3·5	·116
上框	3·5	·116	4·5	·149
下框	3·5	·116	4·5	·149
中桟	2·0	·066	2·0	·066
板	·9	板	使	用
帶戸				
竪框	3·5	.116	6·0	.198

名稱	高及厚 c·m·	尺	幅 c·m	尺
上框	4·0	·132	5·0	·165
下框	4·0	·132	5·0	·165
中桟	4·0	·132	4·5	·149
板	·7	板	使	用
組子	4·0	·132	3·0	·099
窓硝子戸				
竪框	3·5	·116	4·0	·132
上框	3·5	·116	5·0	·165
下框	3·5	·116	5·0	·165
組子	3·5	·116	3·0	·099
小窓硝子戸				
竪框	3·0	·099	3·0	·099
上框	3·0	·099	4·0	·132
下框	3·0	·099	4·0	·132
組子	3·0	·099	2·5	·083

煉瓦規格

煉瓦とは粘土燒成の普通煉瓦をいふ。

煉瓦寸法　長　21「センチメートル」(6.₹93)　幅 10。「センチメートル」(3.₹30)　厚 6「センチメートル」(1.₹98)

煉瓦品等　煉瓦の品等を次の如く區分す

1. 上燒一等　2. 上燒二等　3. 並燒一等　4. 並燒二等　5. 等外

、上燒とは燒度良好にして吸水量十四パーセントを超へざるもの
並燒とは燒度普通にして吸水量十八パーセントを超へざるもの
、一等とは形狀良好にして罅疵極めて少なきもの
、二等とは形狀普通にして罅疵あるもの
、等外とは以上の標準に適合せざるもの　　(建築材料聯合調査會)

水造建築柱間隔標準寸法

水造和式建築ニ於ケル柱通リ 2.メートル 内法高 1.8 メートルトス
水造洋式建築ニ於ケル柱通リ 2.メートルトス

建具雛作標準寸法表

表中 M.ハ「メートル」C.M.ハ「センチメートル」トス

洋式建築ノ部

名稱	尺 M.	尺	寸 M.	寸
出入口大サ				
1.1間開キ	2.00	6.60	75	2.475
2. 〃	2.00	6.60	90	2.970
3.1間無両開キ	2.00	6.60	135	4.455
4. 〃	2.00	6.60	150	4.950
5.1間付片開キ	2.60	8.58	75	2.475
6. 〃	2.60	8.58	90	2.970
7.1間付両開キ	2.60	8.58	135	4.455
8. 〃	2.60	8.58	150	4.950
9.1間無引違ヒ	2.00	6.60	170	5.610
10.1間付前違ヒ	2.60	8.58	170	5.610
窓大サ				
11.上ケ下ケ窓1間無	1.85	6.11	90	2.970
12. 〃 1間付	2.45	8.09	90	2.970
13.上ケ下ケ窓1間無	1.85	6.11	75	2.475
14. 〃 1間付	2.45	8.09	75	2.475
15.1間無引違窓	1.25	4.13	170	5.610
16.1間付引違窓	1.85	6.11	170	5.610

各材料寸法

名稱	幅 尺 C.M.	尺	厚 尺 C.M.	尺	幅 寸 C.M.	寸	厚 寸 C.M.	寸
出入口桟								
開ケ入口桟	6.	1.98	5.75	.19	12.	3.96	11.5	.38
〃入口敷目	8.	2.64	7.5	.248	12.	3.96	11.5	.38
〃下桟	5.	1.65	4.75	.157	12.	3.96	11.5	.38
引違桟	5.	1.65	4.75	.157	12.	3.96	11.5	.38

名稱	幅 尺 C.M.	尺	厚 尺 C.M.	尺	幅 寸 C.M.	寸	厚 寸 C.M.	寸
引違下桟	6.	1.98	5.75	190	12.	3.96	11.5	380
〃敷目	8.	2.64	7.5	248	12.	3.96	11.5	380
窓桟								
上ケ下ケ窓上桟	5.	1.65	4.75	157	13.	4.29	12.5	413
中桟	8.	2.64	7.75	256	16.	4.95	15.5	512
敷目	8.	2.64	7.5	248	13.	4.29	12.5	413
外廻桟	板	使	用					
引違窓上桟	5.	1.65	4.75	157	12.	3.96	11.5	380
敷目	8.	2.64	7.5	248	12.	3.96	11.5	380
中桟	6.	1.98	5.75	190	14.	4.62	13.5	446
扉戸								
縦横桟	4.	1.32	3.5	116	10.	3.30	9.5	314
中桟及腰桟	4.	1.32	3.5	116	15.	4.95	14.5	479
鏡板	板	使	用					
棚間障子	4.	1.32	3.5	116	6.	1.98	5.5	182
窓障子								
窓障子上桟及	〃							
棚間障子竪桟	4.	1.32	3.5	116	6.	1.98	5.5	182
下框	4.	1.32	3.5	116	7.	2.31	6.5	215
出合框	6.	1.98	5.5	182	6.	1.98	5.5	182
組子	4.	1.32	3.5	116	3.	0.99	2.5	083
鎖錠								
猿錠	4.	1.32	3.75	124	12.	3.96	11.5	350
〃	4.	1.32	3.75	124	6.	1.98	5.5	182
腰板	3.2	板						
〃	5.	1.65	4.5	149	4.	1.32	3.5	116
腰羽目								
竪木	8.	2.64	7.5	248	4.	1.32	3.5	116
羽目板	板	使	用					
幅木								
幅木	3.2	1.06	2.95	097	18.	5.94	17.5	578
長井								
廻縁	10.	3.30	9.5	314	4.	1.32	3.5	116
〃	8.	2.64	7.5	248	6.	1.98	5.5	182
板	板	使	用					

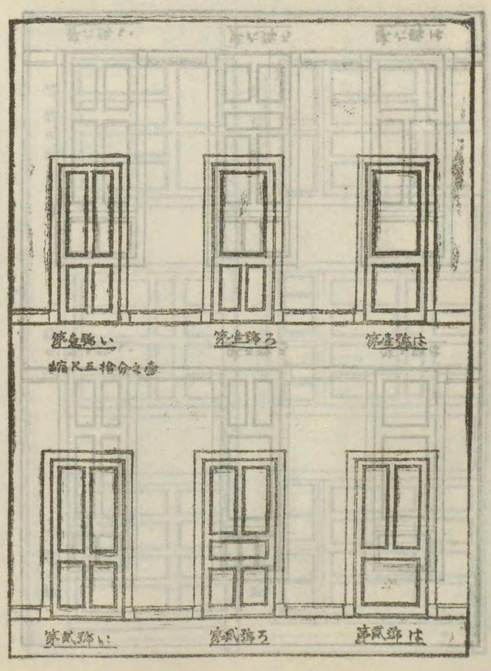

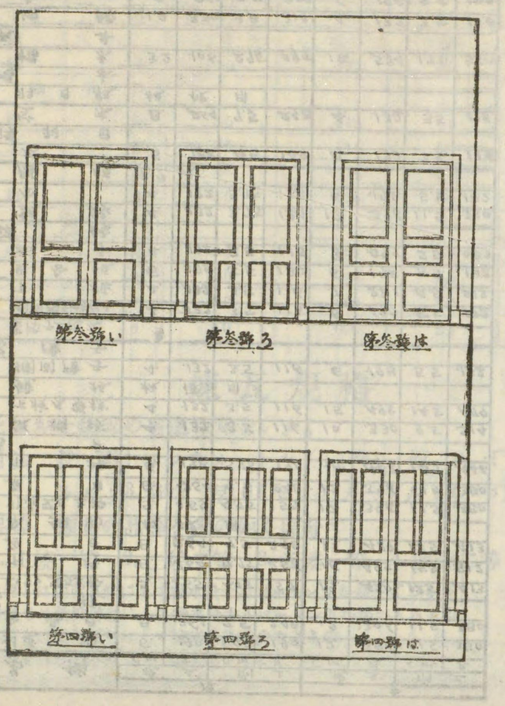
第參號い
第參號ろ
第參號は
第四號い
第四號ろ
第四號は

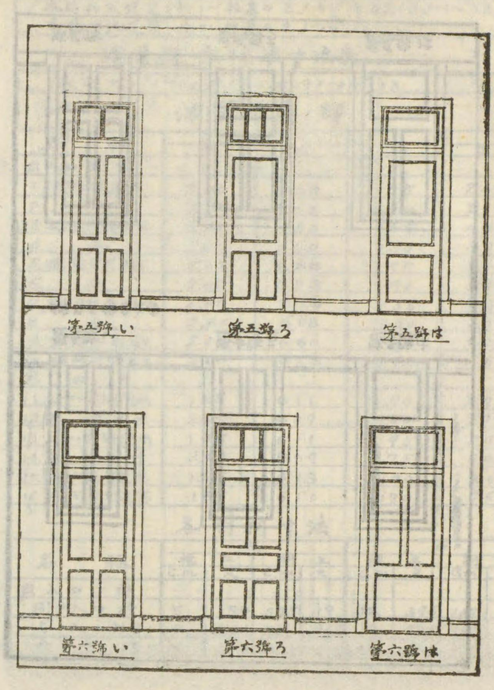
第五號い
第五號ろ
第五號は
第六號い
第六號ろ
第六號は

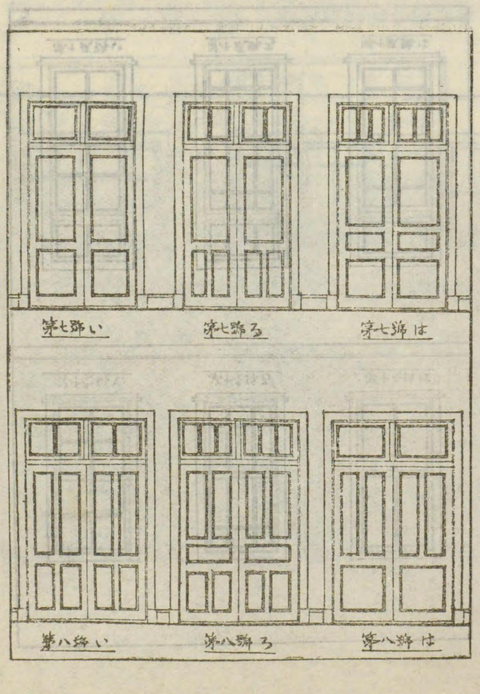
第七號い
第七號ろ
第七號は
第八號い
第八號ろ
第八號は

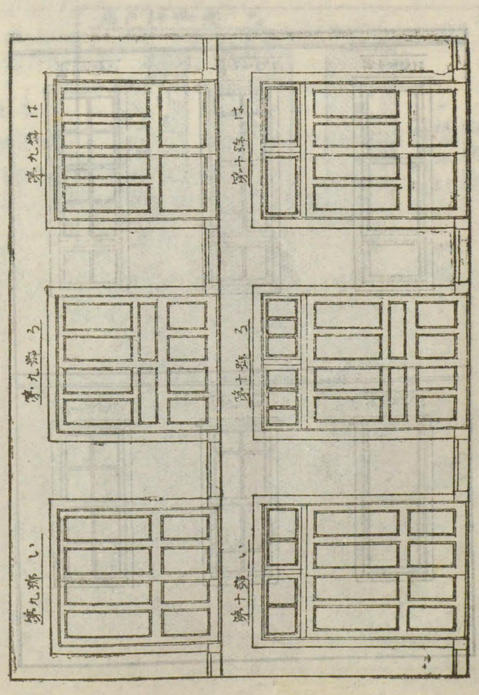
第九號は
第十號は
第九號ろ
第十號ろ
第九號い
第十號い

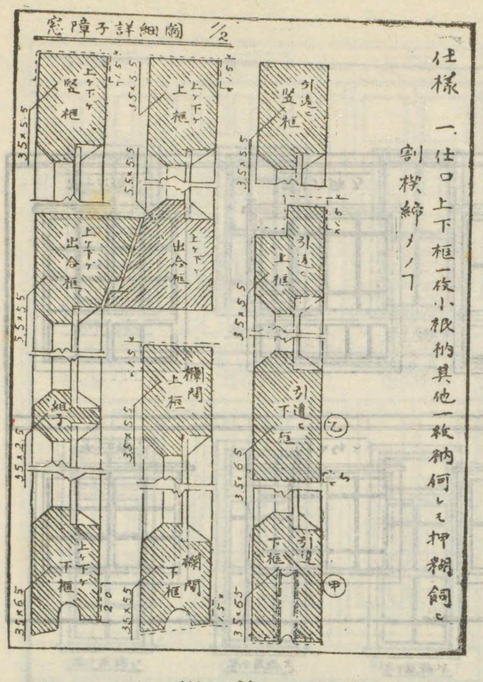

瓦規格（建築材料聯合調査會）

本規格は粘土を主要原料として燒成したる帶黑色素燒の普通棧瓦及其附屬品に適用す

一、稱呼及寸法

棧瓦を分ちて掛棧瓦、置棧瓦の二種とす共に軒及妻用を含み其使用位置により平、軒、妻用等の名稱を附加す

平用掛棧瓦の寸法は左記の如くにして一米平方に十八枚使用

A
- 一 總長29糎、一 總巾（上28、4糎 / 下28、7糎）、一 厚1、7糎
- 一 左端長25、25糎、一、右端長25、7糎、一 上端巾24糎
- 一 下端巾（働巾）25糎、（水垂20、3糎、左袖巾4、7糎）
- 一 上切込（巾上4、4糎、巾下4糎）（長3、75糎）
- 一 下切込（巾3、7糎、長3、3糎）一 谷深（上3、5糎下3糎）
- 一 引掛（巾9糎、附根巾15糎）、厚1、7糎
  高右2、1糎、同中1、5糎、同左2、5糎

一穴 谷心にて上より3糎下りの個所

平用置棧瓦 平用掛棧瓦の引掛を除きたるものに同じ

駄斗瓦

B
- 一 長25糎、一 巾22糎、一 厚2糎、
- 一 端厚2、4糎、一 山高5糎、

穴長の心てて中心より左右へ各2糎の個所 裏糎に筋を附す

C
- 一 總長26、6糎、一 働長25糎、
- 一 巾（紐附巾17糎、紐附根巾13、8糎、端巾13、5糎）
- 一 山高5、5糎、一 厚1、5糎、
- 一 紐（巾4糎、繼口の出1、6糎、厚1、6糎）

二、品等 品等は次の如く區分す

一 兩面磨（表裏兩面を磨きたるもの）。二 片面磨（表面の三面を磨きたるもの）。三 素面（表裏兩面共磨かざるもの）

一、二、三を更に吸水量、色、音響の區別に依り次の三等に區分す

	吸水量	色	音響
一等	一〇「パーセント」以下	銀色	金屬音
二等	一五「パーセント」以下	鐵黑色	清音
三等	二〇「パーセント」以下	暗黑色	濁音

三、缺點 外傷及外觀又は用途に關する如き地割れ不歪其他の缺點を有するもの

附則 黑色以外の他色を帶びたる素燒のもの、釉藥を施したるもの等も之れに準す

陶管規格

一、陶管とは配水に用ゆる粘土燒成の管及溝を謂ふ

二、陶管の種類次の如し

陶管基準寸法表

稱呼は總て內徑寸法を以てす

圓形陶管

種類	品等	內徑	有效長	厚サ	羽深	隙	羽ノ內配勾	參考重量（最少減）
		糎	糎	耗	耗	耗	耗	瓩
6 糎管	並等	6	45	9	27	5	3	2
9 〃	並等	9	45	10	30	5	3	3
	上等	9	45	12	45	8	6	5
12 糎管	並等	12	60	13	45	6	5	8
	上等	12	60	16	55	10	6	9
15 〃	並等	15	60	15	60	6	6	11
	上等	15	60	20	60	12	7	15
	特等	15	60	26	60	12	7	21
18 〃	並等	18	60	17	60	7	6	14
24 〃	並等	24	60	20	64	8	6	22
	上等	24	60	25	65	15	7	23
	特等	24	60	30	65	15	7	34
30 〃	並等	30	60	22	67	8	7	34
	上等	30	60	30	70	18	8	45
	特等	30	60	37	70	18	8	58
36 〃	並等	36	60	27	73	10	7	45
	上等	36	60	35	75	20	8	62
	特等	36	60	41	75	20	8	80
45 〃	並等	45	60	27	75	11	8	62
	上等	45	60	39	80	23	8	85
	特等	45	60	45	80	23	8	105
60 〃	並等	60	60	36	81	13	9	105
	上等	60	60	45	85	25	9	140
	特等	60	60	50	85	25	9	171
75 〃	並等	75	60	44	100	15	10	165
90 〃	並等	90	60	52	110	17	11	240

半圓陶管

種類	品等	內口徑	有效長	厚サ	深サ	羽ノ袖幅	參考重量（最少減）
		糎	糎	耗	耗	耗	瓩
12 糎管	並等	12	45	17	72	33	4
15 〃	〃	15	45	20	90	40	6
18 〃	〃	18	45	22	108	43	8
24 〃	〃	24	45	23	144	46	10
30 〃	〃	30	45	26	180	55	14
36 〃	〃	36	45	24	216	56	18

溝形陶管

種類	品等	內口徑	效長	厚サ	深サ	底幅	羽ノ延幅	參考重量最少減
9 糎管	並等	糎 9	糎 45	粍 15	粍 26	粍 63	粍 30	瓩 3
12 〃	〃	12	45	20	26	34	40	6
15 〃	〃	15	45	21	33	105	43	8
18 〃	〃	18	45	23	33	126	46	10
24 〃	〃	24	45	25	40	168	50	12
30 〃	〃	30	45	28	40	210	56	16

三、陶管の品等を次の如く區分す

特等上等　缺點なく各規定の寸法を有し吸水八パーセント以下のもの

並等　缺點なく各規定の寸法を有し吸水拾パーセント以下のもの

等外　前記以外のもの

四、陶管の缺點

一、管長に沿ひて其の曲り長さ十三糎に付五粍以上のもの

二、管の內徑規定寸法の二十分の一以上の差異あるもの

三、管の斷面眞圓ならず其の長徑と短徑との差規定直徑の二十分の一以上なるもの

四、管身に著しき龜裂あるもの

五、挿口及受口に於ける龜裂の長さ受口の深さ二分の一以上にして裂傷の深さ管厚を透徹するもの

石材規格

稱呼は總て寸法を以てす

本表中西洋數字は「センチメートル」
日本數字は「尺」

○角石　軟石、準硬石、及硬石の三種に分類す
寸法は總て各面共仕上正寸とす

軟石及準硬石

長サ 1「メートル」			
		12 × 30、（一・六六）	
15 × 18、（一・六六）	15 × 24、（一・三三）	18 × 30、（一・六六）	
21 × 18、（一・六六）	21 × 24、（一・三三）	24 × 30、（一・六六）	
		30 × 30、（一・六六）	

硬石及準硬石

長サ	巾サ	厚サ 15（・四九五）	20（・六六）	30（・九九）
60（一・九六）	14（・四六二）	14 × 15		
	21（・六九三）	21 × 15		
	28（・九二四）	28 × 15		
	35（一・一五五）	35 × 15		
80（二・六四）	21	21 × 15	21 × 20	
	28	28 × 15	28 × 20	
	35	35 × 15	35 × 20	
	42	42 × 15	42 × 20	
100（三・三）	21		21 × 20	
	28		28 × 20	28 × 30
	35		35 × 20	35 × 30
	42		42 × 20	42 × 30
	49（一・六一六）		49 × 20	49 × 30
120（三・九六）	28		28 × 20	28 × 30
	35		35 × 20	35 × 30
	42		42 × 20	42 × 30
	49		49 × 20	49 × 30

一、軟石とは一邊の長五寸を有する立方體に對し其の崩壞時の耐壓强度五噸以下のものをいふ

一、準硬石とは一邊の長五寸を有する立方體に對し其の崩壞時の耐壓强度五噸を超へ十五噸に達せざるものをいふ

一、硬石とは一邊の長五寸を有する立方體に對し其の崩壞時の耐壓强度十五噸以上のものをいふ

○板石　稱呼は總て幅の寸法を以てす

一、寸法

幅	長	厚
40（一・三二〇）	1.「メートル」	8乃至15「センチ」
45（一・四八五）		
50（一・六五〇）		
55（一・八一五）		
60（一・九八〇）		
65（二・一四五）		

備考　鐵平石、石板石並に之れに類似せる石材は其厚さを適宜に定むるものとす

二、品等　板石の品等を次の如く區分す

荒　板……表面及四周に加工せざるもの

整切板……表面に大なる凹凸なく四周に加工したるもの

山叩板……表面稍平坦に且つ四周に加工したるもの

○四半石

大サ	厚
25×25、（・八二五×・八二五）	8（・二六四）乃至
33×33（一・〇八九×一・〇八九）	12（・三九六）「センチ」
40×40（一・三二 ×一・三二）	

備考　四半石は總て荒石のまゝとす　鐵平石、石板石並に之に類似せる石材は其厚さ適宜に定むるものとす

○間知石　稱呼は總て面の寸法を以てす

大サ	控長サ
25×25、（・八二五×・八二五）	35（一・一五五）以上
30×30、（・九九 ×・九九）	45（一・四八五）〃
33×33（一・〇八九×一・〇八九）	55（一・六五〇）〃
40×40（一・三二 ×一・三二）	60（一・九八〇）〃

後面は表面の面積の十六分の一以上とし控長さ最小限の位置に於て計る　控の長さは面に垂直に計る

備考　積上り面積を以て計算する間知石は本規格以外とす

屋根葺用スレート規格

稱呼は大さの寸法を以てす

屋根葺用スレートは天然產スレートを云ふ

大さ（センチ）

42×22	39×22						
	39×20	36×20					
		36×18	33×18				
			33×16	30×16			
				30×14	27×14		
					27×12	24×12	
24×24	30×30						

厚さ(センチ)……厚さは各大さのものに對し次の四種に區分す

4–5	5–6	6–7	7–8

品等は……次の三種に區分す

一等　色、吸水量、耐酸力何れも第一項に屬し缺點なきもの

二等　色、吸水量、耐酸力何れも第二項に屬し缺點なきもの

等外　前記以外のもの

色は……黑、鼠の二種を以て標準色とす

（其他の天然色は生產額少量なるを以て之を省略す）

一、黑　變色することなきもの　二、鼠　前記以外のもの

吸水量……次の二種に區分す。

一、吸水せざるもの

二、一パーセント以下の吸水をなすもの

耐酸力……次の二種に區分す

一、强酸類に對し反應なきもの　二、前記以外のもの

缺點　橫目、粗面、瘤、皮、反り、縞、割れ、硫化鐵を含むもの等とす

JES | 日本標準規格 | 第27号

木材

類別01　頁1

第一章　總則

第一條　本規格ハ針葉樹ノ素材及主トシテ建築ニ使用スル製材ニ之ヲ適用ス　但シ其ノ他ノ木材ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章　材種及称呼

第二條　材種ハ次ノ通リ之ヲ區分ス

一、素材

(一)、穗付丸太　檢尺徑6cm以上ニシテ梢端ヲ有スルモノ

(二)、丸太

1. 小丸太　檢尺徑20cm未滿ノモノ
2. 中丸太　檢尺徑20cm以上30cm未滿ノモノ
3. 大丸太　檢尺徑30cm以上ノモノ　但シ檢尺徑45cm以上ノモノハ特大丸太ト称スルコトヲ得

(三)、柚角　厚6cm以上ニシテ幅カ厚ノ3倍未滿ノモノ

1. 柚小角　幅20cm未滿ノモノ
2. 柚中角　幅20cm以上30cm未滿ノモノ
3. 柚大角　幅30cm以上ノモノ

二、製材

(一)、挽角　厚6cm以上ニシテ幅カ厚ノ3倍未滿ノモノ

1. 小角　幅20cm未滿ノモノ
2. 中角　幅20cm以上30cm未滿ノモノ
3. 大角　幅30cm以上ノモノ

(二)、挽割　厚6cm未滿ニシテ幅カ厚ノ3倍未滿ノモノ

1. 小割　幅6cm未滿ノモノ
2. 大割　幅6cm以上ノモノ

(三)、板　厚6cm未滿ニシテ幅カ厚ノ3倍以上ノモノ　但シ幅12cm以下ノモノハ之ヲ小幅板ト称スルコトヲ得

1. 薄板　厚2cm以下ノモノ
2. 厚板　厚2cmヲ超ユルモノ

(四)、盤　厚6cm以上ニシテ幅カ厚ノ3倍以上ノモノ

第三條　木材ノ称呼ニハ前条ノ材種及第三章ノ標準寸法ヲ併用ス　但シ場合ニ依リ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第27号

木材

類別01　頁2

第三章　標準寸法

第四條　木材ノ厚、幅又ハ徑ノ標準寸法ハ次表ニ依ル

素材	製材					
穗付丸太 丸太 柚角	挽角 挽割	板			盤	
		薄板	厚板	薄板、厚板		
厚、幅又ハ徑	厚、幅	厚	厚	幅	厚	幅
2cmノ倍數　但シ穗付丸太及柚小角ハ1cmノ倍數ト爲スコトヲ得	1cmノ倍數　但シ中角及大角ハ2cm、小割ハ0·2cmノ倍數ト爲スコトヲ得	0·1cmノ倍數	0·2cmノ倍數	2cmノ倍數　但シ幅12cm以下ノモノハ1cmノ倍數ト爲スコトヲ得	1cmノ倍數	2cmノ倍數

第五條　木材ノ長ノ標準寸法ハ0·1mノ倍數トス　但シ穗付丸太ニ在リテハ1mノ倍數トス

第六條　主ナル出來合品ノ標準寸法ハ次表ニ依ルモノトス

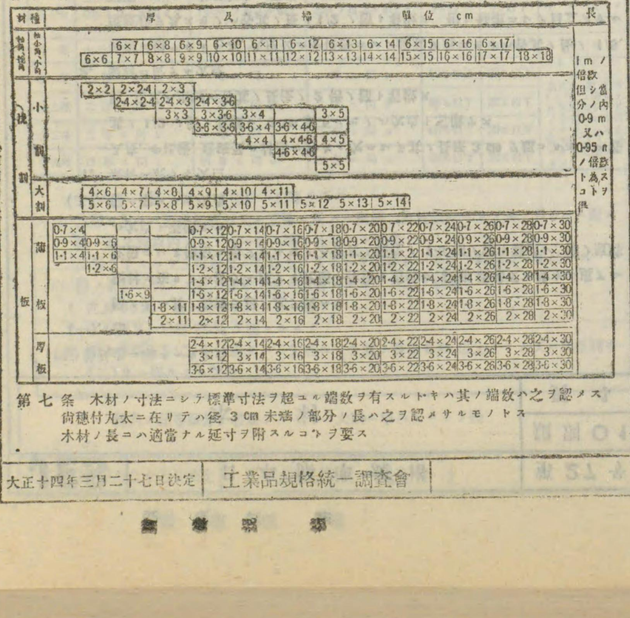

第七條　木材ノ寸法ニシテ標準寸法ヲ超ユル端數ヲ有スルトキハ其ノ端數ハ之ヲ認メス　但穗付丸太ニ在リテハ徑3cm未滿ノ部分ノ長ハ之ヲ認メサルモノトス

木材ノ長ニハ適當ナル延寸ヲ附スルコトヲ要ス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第27号

木材

類別01　頁3

第四章　欠点

第八條　木材ノ品等ヲ區分スルニ用ウル欠点ハ次ノ通リ之ヲ定ム　但シ節又ハめと孔ノ部分ニ於ケルモノハ之ヲ欠点ト看做サス

一、丸身

(一)、柚角、挽角及挽割

丸身ハ材ノ最小斷面ニ於ケル各辺ノ丸身厚ノ和ノ四辺ノ和ニ對スル百分率ヲ以テ之ヲ表ハス

材縁ニ於ケル欠ハ丸身ト看做ス

丸身ノ等級ハ次ノ通リトス

等級	丸身
丸身無シ	5%以下ノモノ
丸身二割	20%以下ノモノ
丸身四割	40%以下ノモノ
丸身六割	60%以下ノモノ
大丸身	60%ヲ超ユルモノ

(二)、板及盤

丸身ハ材ノ最大丸身厚ノ材厚ニ對スル百分率ヲ以テ之ヲ表ハス

丸身ノ等級ハ次ノ通リトス

等級	丸身
丸身無シ	10%以下ノモノ
丸身三割	30%以下ノモノ
丸身六割	60%以下ノモノ
大丸身	60%ヲ超ユルモノ

二、曲

曲ハ根張ヲ含マサル內曲面ノ最大矢高カ最小徑又ハ最小辺ニ對スル百分率ヲ以テ之ヲ表ハシ、5%以下ノモノハ曲ナキモノト看做シ、20%以下ノモノヲ小曲材、20%ヲ超ユルモノヲ大曲材、二方面ニ5%ヲ超ユル曲アルモノヲ重曲材ト称ス

三、木口割及目廻

木口割ハ割ノ長ノ材ノ長ニ對スル百分率ヲ以テ、目廻ハ其ノ弧長ノ材ノ周圍ニ對スル百分率ヲ以テ之ヲ表ハシ各5%以下ノモノハ木口割又ハ目廻ナキモノト看做ス

木口割又ハ目廻ニシテ材ノ同一端ニ2箇以上アルモノハ長ハ其ノ最長ノモノニ依リ、兩端ニアルモノハ長ハ各端ニ於ケル最長ノモノノ和ニ依ル

引拔ハ木口割ト看做ス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

四、節及之ニ準スヘキ欠点

(一)、節

節ノ大ハ其ノ長径ヲ以テ之ヲ表ハス

製材ニ在リテハ抜ケル虞ナキ死節ハ生節ト看做シ、抜節、腐節又ハ抜ケ虞アル死節ニシテ他面ニ通ラサルモノハ各其ノ長径ノ1·5倍ノ節ト看做シ、節ノ痕跡ハ欠点ト看做サス

(二)、節ニ準スヘキ欠点

1. 素材ニ於ケル欠点

入皮、やに壺、変質又ハ材面ニ於ケル欠ニシテ其ノ長径3cmヲ超ユルモノハ各其ノ1/2ノ節ト看做シ、3cm以下ノモノハ欠点トセス

腐、孔又ハ虫喰ハ各其ノ長径ノ2倍ノ節ト看做ス

2. 製材ニ於ケル欠点

他面ニ通ラサルしみ、入皮又ハやに壺ニシテ線状ヲ為スモノハ各其ノ長ノ1/5、斑紋状ヲ為スモノハ各其ノ長ノ1/2ノ節ト看做ス　但シ軽微ニシテ目立タサル程度ノモノハ之ヲ欠点ト看做サス

腐、変質、孔、虫喰又ハ材面ニ於ケル欠ニシテ他面ニ通ラサルモノハ各其ノ長径ノ1·5倍ノ節ト看做ス

五、重大ナル欠点

(一)、素材ニ於ケル欠点

あて、腐、胴打、捩れ、虫喰、空胴又ハ入皮ニシテ顕著ナルモノ

(二)、製材ニ於ケル欠点

1. しみ、入皮、やに壺、抜節、腐節、抜ケ虞アル節、腐、変質、孔、虫喰又ハ材面ニ於ケル欠ニシテ他面ニ通レルモノ
2. あて、捩れ又ハ反リニシテ顕著ナルモノ
3. 変色ノ顕著ナルモノ

第五章　品等

第九条　素材ノ品等ハ節、木口割又ハ目廻ノ状況ニ依リ次ノ通リ之ヲ区分ス

一、丸太

品等	節 径20cm未満ノ材	節 径30cm未満ノ材	節 径30cm以上ノ材	木口割又ハ目廻
一等	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ1cmヲ超ユル節ナキモノ	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ1·5cmヲ超ユル節ナキモノ	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	10%以下
二等	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ3cmヲ超ユル節ナキモノ	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ4cmヲ超ユル節ナキモノ	10%以下
三等	二方無節又ハ四方ニ1cmヲ超ユル節ナキモノ	二方無節又ハ四方ニ1·5cmヲ超ユル節ナキモノ	二方無節又ハ四方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	40%以下
四等	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	10%以下

一、小曲材ハ一等ヲ下レ、大曲材及重曲材ハ二等ヲ下ス

二、二等ニ属スル三方無節材又ハ三等ニ属スル隣接二方無節材ニシテ材ノ長4mニ對シ節ノ數2箇以内ナルトキハ各一等ヲ上ス

三、二等ヲ下スヘキ三等材及一等以上ヲ下スヘキ同等材ハ之ヲ四等材ノ疵品トス

四、腐、胴打、入皮ニシテ其ノ顕著ナルモノ又ハ10%ヲ超ユル木口割、若ハ目廻ヲ有スルモノハ此等ノ欠点ヲ有セサルモノノ属スル品等ノ疵品トス

二、柚角

柚角ノ品等ハ丸太ニ準ス　但シ丸身ニ依リ品等ヲ區分スル必要アルトキハ丸身ノ節数ヲ併察ス

第十条　製材ノ品等ハ節、丸身、木口割、目廻其ノ他ノ欠点ノ状況ニ依リ次ノ通リ之ヲ區分ス

一、挽角

品等	節 幅20cm未満ノ材	節 幅30cm未満ノ材	節 幅30cm以上ノ材	丸身	木口割又ハ目廻	其ノ他ノ欠点
一等	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ1cmヲ超ユル節ナキモノ	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ1·5cmヲ超ユル節ナキモノ	四方無節又ハ三方無節ニシテ他ノ一方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	5%以下	5%以下	ナキモノ
二等	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ3cmヲ超ユル節ナキモノ	三方無節又ハ隣接二方無節ニシテ他ノ二方ニ4cmヲ超ユル節ナキモノ	5%以下	5%以下	ナキモノ
三等	二方無節又ハ四方ニ1cmヲ超ユル節ナキモノ	二方無節又ハ四方ニ1·5cmヲ超ユル節ナキモノ	二方無節又ハ四方ニ2cmヲ超ユル節ナキモノ	5%以下	5%以下	ナキモノ
四等	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	20%以下	10%以下	ナキモノ
次一等	一等ニ同シ	一等ニ同シ	一等ニ同シ	60%以下	20%以下	ナキモノ又ハ第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm未満ノモノ又ハ同条同号(二)3ニ掲ケタル欠点アルモノ
次二等	二等ニ同シ	二等ニ同シ	二等ニ同シ	60%以下	20%以下	
次三等	三等ニ同シ	三等ニ同シ	三等ニ同シ	60%以下	20%以下	
次四等	四等ニ同シ	四等ニ同シ	四等ニ同シ	60%以下	20%以下	

一、小曲材ハ一等ヲ下レ、大曲材ハ二等ヲ下ス

二、二等ニ属スル三方無節材又ハ三等ニ属スル隣接二方無節材ニシテ材ノ長4mニ對シ節ノ數2箇以内ナルトキハ各一等ヲ上スコトヲ得

三、二等ヲ下スヘキ三等材及一等以上ヲ下スヘキ四等材ハ各之ヲ四等材ノ疵品トス

四、節ノ如何ニ拘ラス次ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ疵品トス

1. 丸身60%ヲ超ユルモノ
2. 木口割又ハ目廻20%ヲ超ユルモノ
3. 第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm以上ノモノ又ハ同条同号(二)2ニ掲ケタル欠点

挽角ノ品等區分ハ必要アルトキハ大割ニ準スルコトヲ得

二、挽割

品等	節(長4m基準、四面通算) 小割	節(長4m基準、四面通算) 大割	丸身	木口割又ハ目廻	其ノ他ノ欠点
無節	節ナキモノ	節ナキモノ	5%以下	5%以下	ナキモノ
上小節	1cm以下ノ節4箇以内	1cm以下ノ節6箇以内	5%以下	5%以下	ナキモノ
小節	2cm以下ノ節4箇以内	2cm以下ノ節6箇以内	5%以下	5%以下	ナキモノ
並	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	20%以下	10%以下	ナキモノ
次無節	無節ニ同シ	無節ニ同シ	60%以下	20%以下	ナキモノ又ハ第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm未満ノモノ又ハ同条同号(二)3ニ掲ケタル欠点アルモノ
次上小節	上小節ニ同シ	上小節ニ同シ	60%以下	20%以下	
次小節	小節ニ同シ	小節ニ同シ	60%以下	20%以下	
次並	並ニ同シ	並ニ同シ	60%以下	20%以下	

一、節ノ大カ各品等ニ對シ定メラレタル最大限ノ1/2以下ナルトキハ2箇ヲ以テ、又1/4以下ナルトキハ4箇ヲ以テ節ト看做シ計算スルコトヲ得

二、小節材ニシテ節ノ数カ其ノ最大限ノ1/2以下ナルトキハ上小節材ニ上スコトヲ得

三、節ノ如何ニ拘ラス次ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ疵品トス

1. 丸身60%ヲ超ユルモノ
2. 木口割又ハ目廻20%ヲ超ユルモノ
3. 第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm以上ノモノ又ハ同条同号(二)2ニ掲ケタル欠点

二、板及挽

品等	節(長2m基準、四面通算) 幅12cm以下ノ材	幅24cm以下ノ材	幅24cmヲ超ユル材	丸身 幅12cm以下ノ材	幅12cmヲ超ユル材	木口割又ハ目廻 幅12cm以下ノ材	幅12cmヲ超ユル材	其ノ他ノ欠点
無節	節ナキモノ	節ナキモノ	節ナキモノ	10%以下	10%以下	5%以下	5%以下	ナキモノ
上小節	1cm以下ノ節5箇以内	1cm以下ノ節8箇以内	1.5cm以下ノ節8箇以内	10%以下	10%以下	5%以下	5%以下	ナキモノ
小節	2cm以下ノ節7箇以内	2cm以下ノ節8箇以内	3cm以下ノ節8箇以内	30%以下	10%以下	10%以下	5%以下	ナキモノ
並	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	上記以外ノモノ	30%以下	30%以下	10%以下	10%以下	ナキモノ
大無節	無節ニ同シ	無節ニ同シ	無節ニ同シ	60%以下	60%以下	20%以下	20%以下	ナキモノ又ハ第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm未満ノモノ又ハ同条同号(二)3ニ掲ケタル欠点アルモノ
大上小節	上小節ニ同シ	上小節ニ同シ	上小節ニ同シ	60%以下	60%以下	20%以下	20%以下	
大小節	小節ニ同シ	小節ニ同シ	小節ニ同シ	60%以下	60%以下	20%以下	20%以下	
大並	並ニ同シ	並ニ同シ	並ニ同シ	60%以下	60%以下	20%以下	20%以下	

一、節ノ大カ各品等ニ對シ定メラレタル最大限ノ1/2以下ナルトキハ2箇ヲ以テ、又1/4以下ナルトキハ4箇ヲ以テ1箇ト看做シ計算スルコトヲ得

二、小節材ニシテ節ノ數カ2箇以内ナルトキハ上小節材ニ上スコトヲ得 但シ幅12cm以下ノモノニ在リテハ丸身、木口割又ハ目廻ナキコトヲ要ス

三、幅24cmヲ超ユル並材ニ於テ4cm以下ノ節2箇以内ニシテ丸身、木口割又ハ目廻ナキトキハ小節材ニ上スコトヲ得

四、節ノ如何ニ拘ラス次ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ挽品トス

1. 丸身60%ヲ超ユルモノ
2. 木口割又ハ目廻20%ヲ超ユルモノ
3. 第八条第五号(二)1ニ掲ケタル欠点ニシテ其ノ長径5cm以上ノモノ又ハ同条同号(二)2ニ掲ケタル欠点

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

第十一条 製材ハ木理ノ狀況ニ依リ柾目、板目及杢目ノ3種ニ、樹心ノ有無ニ依リ心持及心去ノ2種ニ、赤身ノ程度ニ依リ次表ノ通リ區分シ前各条ニ定ムル品等ヲ併称スルコトヲ得

區分	赤身ノ程度	備考
赤	全部赤身ノモノ	挽角及挽割ノ木口ノ斷面ニ依リ板及盤ハ木表ニ依ル
赤脇	70%以上赤身ノモノ	
突リ	上記以外ノモノ	

第十二条 製材ノ品等ハ丸身ノ等級ヲ併称シテ之ヲ表ハスコトヲ得 此ノ場合ニ於ケル品等ニハ第十条ニ定メタル丸身ニ對スル条件ヲ適用セス

第六章 檢尺法

第十三条 長ハ延寸、ときん又ハめと孔ヲ除キテ檢尺ス

第十四条 丸太ノ太ハ檢尺径ヲ以テ表ハス

檢尺径ハ長6m未満ノ丸太ニ在リテハ長ノ檢尺内ノ最小部、長6m以上ノモノニ在リテハ長ノ檢尺内ノ中央部ノ最小径トス 但シ檢尺部ニ於ケル長径及短径ノ差カ短径ノ20%ヲ超ユルトキハ其ノ平均數ヲ檢尺径トス

第十五条 穂付丸太ノ檢尺径ハ元口ヨリ1.3m ノ部分ニ於ケル最小径トス 但シ檢尺部ニ於ケル長径及短径ノ差カ短径ノ20%ヲ超ユルトキハ其ノ平均數ヲ以テ檢尺径トス

第十六条 柚角及製材ノ厚及幅ノ檢尺点ハ長ノ檢尺内ノ最小斷面部トス

第七章 單位

第十七条 木材ノ寸法及數量ノ單位ハ次ノ通リ之ヲ定ム

1. 寸法ノ單位ハ幅、厚及径ニ在リテハcm、長ニ在リテハmトス
2. 材積ノ單位ハm^3(立方メートル)トス 但シ製材ニ在リテハdm^3(立方デシメートル)ヲ以テ單位トスルコトヲ得
3. 木材ノ取引ニハ小丸太、小角、大割及薪材丸太ハ本、板ハ枚又ハ束、小割ハ本又ハ束ヲ以テ單位トスルコトヲ得
4. 主ナル出来合品ノ束ノ入數ハ次表ニ依ルモノトス

單位cm　　入數 板ハ枚、小割ハ本

板 長2m	寸法	0.7×4					0.7×12	0.7×14	0.7×16	0.7×18	0.7×20	0.7×27	0.7×24	0.7×26	0.7×28	0.7×30
	入數	100					33	29	25	22	20	18	17	15	14	13
	寸法	0.9×4	0.9×6				0.9×12	0.9×14	0.9×16	0.9×18	0.9×20	0.9×22	0.9×24	0.9×26	0.9×28	0.9×30
	入數	90	60				33	29	25	22	20	18	17	15	14	13
	寸法	1.1×4	1.1×6				1.1×12	1.1×14	1.1×16	1.1×18	1.1×20	1.1×22	1.1×24	1.1×26	1.1×28	1.1×30
	入數	70	50				25	21	19	17	15	14	13	12	11	10
	寸法		1.2×6				1.2×12	1.2×14	1.2×16	1.2×18	1.2×20	1.2×22	1.2×24	1.2×26	1.2×28	1.2×30
	入數		50				25	21	19	17	15	14	13	12	11	10
	寸法						1.4×12	1.4×14	1.4×16	1.4×18	1.4×20	1.4×27	1.4×24	1.4×26	1.4×28	1.4×30
	入數						17	15	13	11	10	9	8	8	7	7
板 長4m	寸法			1.6×9			1.6×12	1.6×14	1.6×16	1.6×18	1.6×20	1.6×22	1.6×24	1.6×26	1.6×28	1.6×30
	入數			12			10	9	8	7	6	6	5	5	4	4
	寸法					1.8×11	1.8×12	1.8×14	1.8×16	1.8×18	1.8×20	1.8×22	1.8×24	1.8×26	1.8×28	1.8×30
	入數					10	8	7	6	6	5	5	4	4	3	3
	寸法					2×11	2×12	2×14	2×16	2×18	2×20	2×22	2×24	2×26	2×28	2×30
	入數					10	8	7	6	6	5	5	4	4	3	3
厚板 長4m	寸法						2.4×12	2.4×14	2.4×16	2.4×18	2.4×20	2.4×22	2.4×24	2.4×26	2.4×28	2.4×30
	入數						8	7	6	6	5	5	4	4	3	3
	寸法						3×12	3×14	3×16	3×18	3×20	3×22	3×24	3×26	3×28	3×30
	入數						6	5	4	4	3	3	3	3	2	2
	寸法						3.6×12	3.6×14	3.6×16	3.6×18	3.6×20	3.6×22	3.6×24	3.6×26	3.6×28	3.6×30
	入數						6	5	4	4	3	3	3	3	2	2
小割 長4m	寸法	2×2	2×2.4	2×3												
	入數	50	40	35												
	寸法		2.4×2.4	2.4×3	2.4×3.6											
	入數		35	30	20											
	寸法			3×3	3×3.6	3×4		3×5								
	入數			20	16	16		12								
	寸法				3.6×3.6	3.6×4	3.6×4.6									
	入數				16	12	12									
	寸法					4×4	4×4.6	4×5								
	入數					12	10	10								
	寸法						4.6×4.6									
	入數						9									
	寸法							5×5								
	入數							8								

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

第八章 材積計算法

第十八条 材積計算法ハ次ノ通リ之ヲ定メ之ニ用ウル寸法ハ第三章標準寸法ニ依ルモノトス

1. 柚角及製材ノ材積ハ幅及厚ノ相乗積ニ長ヲ乗シタルモノトス
2. 丸太ノ材積ハ長6m未満ノモノニ在リテハ檢尺径ニ次表ノ定數ヲ加ヘタルモノノ自乗ノ8割ニ長ヲ乗シタルモノトシ、長6m以上ノモノニ在リテハ檢尺径ノ自乗ノ8割ニ長ヲ乗シタルモノトス

材長	2m未満	3m未満	4m未満	5m未満	6m未満
定數	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0

3. 穂付丸太ノ材積ヲ計算スル場合ニハ中央部ノ最小径ノ自乗ノ8割ニ長ヲ乗スルモノトス

第九章 標示

第十九条 挽角及結束シタル製材ニハ樹種、品等、寸法、數量及製材者名又ハ記号ヲ表示スルモノトス

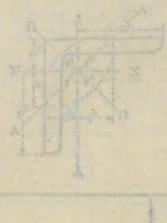

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第26号

標準形鋼

類別G15 頁 1

等辺山形鋼

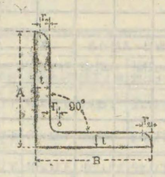

寸法 mm A×B	t	r_1	r_2	断面積 mm²	重量 kg/m
20×20	3	4	2·8	111	0·87
25×25	3	4	2·8	141	1·10
25×25	5	4	2·8	225	1·76
30×30	3	4	2·8	171	1·34
30×30	5	4	2·8	275	2·15
35×35	3	4·5	3·2	201	1·57
35×35	5	4·5	3·2	325	2·55
40×40	3	4·5	3·2	231	1·81
40×40	5	4·5	3·2	375	2·94
45×45	4	6·5	4·5	344	2·70
45×45	6	6·5	4·5	504	3·95
45×45	8	6·5	4·5	656	5·14
50×50	4	6·5	4·5	384	3·01
50×50	6	6·5	4·5	566	4·42
50×50	8	6·5	4·5	736	5·77
60×60	5	6·5	4·5	575	4·51
60×60	7	6·5	4·5	791	6·20
60×60	9	6·5	4·5	999	7·84
65×65	6	8·5	6	744	5·84
65×65	8	8·5	6	976	7·66
65×65	10	8·5	6	1200	9·42
70×70	6	8·5	6	804	6·31
70×70	8	8·5	6	1056	8·28
70×70	10	8·5	6	1300	10·20
75×75	6	8·5	6	864	6·78
75×75	9	8·5	6	1269	9·96
75×75	12	8·5	6	1656	12·99

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第26号

標準形鋼

附表

類別G15 頁 2

等辺山形鋼

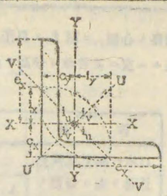

断面性モーメント $J = al^2$

回転半径 $l = \sqrt{J/a}$

断面係数 $Z = J/e$

(a＝断面積)

主要寸法 mm A×B	t	重心ノ位置 cm c_x	c_y	慣性モーメント cm⁴ J_x	J_y	最大 J_u	最小 J_v	回転半径 cm i_x	i_y	最大 l_u	最小 l_y	断面係数 cm³ Z_x	Z_y
20×20	3	0·59	0·58	0·36	0·36	0·62	0·10	0·57	0·57	0·75	0·29	0·25	0·25
25×25	3	0·71	0·71	0·75	0·75	1·27	0·23	0·73	0·73	0·95	0·41	0·42	0·42
25×25	5	0·78	0·78	1·19	1·19	1·87	0·52	0·73	0·73	0·91	0·48	0·69	0·69
30×30	3	0·84	0·84	1·36	1·36	2·26	0·45	0·89	0·89	1·15	0·57	0·63	0·63
30×30	5	0·91	0·91	2·17	2·17	3·40	0·93	0·89	0·89	1·11	0·68	1·03	1·03
35×35	3	0·96	0·96	2·17	2·17	3·66	0·68	1·04	1·04	1·35	0·68	0·85	0·85
35×35	5	1·03	1·03	3·52	3·52	5·59	1·45	1·04	1·04	1·31	0·67	1·43	1·43
40×40	3	1·08	1·08	3·33	3·33	5·56	1·10	1·20	1·20	1·55	0·89	1·14	1·14
40×40	5	1·16	1·16	5·41	5·41	8·58	2·23	1·20	1·20	1·51	0·77	1·90	1·90
45×45	4	1·23	1·23	5·97	5·97	10·33	1·61	1·32	1·32	1·73	0·89	1·83	1·83
45×45	6	1·31	1·31	8·89	8·89	14·48	3·30	1·33	1·33	1·69	0·81	2·78	2·78
45×45	8	1·38	1·38	11·48	11·48	18·03	4·93	1·32	1·32	1·66	0·97	3·68	3·68
50×50	4	1·36	1·36	8·41	8·41	14·36	2·45	1·48	1·48	1·83	0·80	2·31	2·31
50×50	6	1·43	1·43	12·50	12·50	20·37	4·73	1·49	1·49	1·80	0·82	3·50	3·50
50×50	8	1·50	1·50	16·17	16·17	25·42	6·92	1·48	1·48	1·86	0·97	4·62	4·62
60×60	5	1·65	1·65	18·83	18·83	30·86	6·80	1·81	1·81	2·32	1·09	4·32	4·32
60×60	7	1·72	1·72	25·83	25·83	41·05	10·60	1·81	1·81	2·28	1·16	6·03	6·03
60×60	9	1·79	1·79	32·23	32·23	50·18	14·28	1·80	1·80	2·24	1·20	7·65	7·65
65×65	6	1·80	1·80	27·70	27·70	46·44	8·97	1·93	1·93	2·50	1·10	5·89	5·89
65×65	8	1·87	1·87	35·50	35·50	59·09	13·92	1·94	1·94	2·46	1·19	7·59	7·59
65×65	10	1·94	1·94	44·61	44·61	70·47	18·76	1·93	1·93	2·42	1·25	9·78	9·78
70×70	6	1·92	1·92	35·15	35·15	58·59	11·72	2·01	2·09	2·70	1·21	6·92	6·92
70×70	8	1·99	1·99	46·31	46·31	74·79	17·84	2·09	2·09	2·66	1·30	9·25	9·25
70×70	10	2·06	2·06	56·68	56·68	89·51	23·86	2·09	2·09	2·62	1·35	11·49	11·49
75×75	6	2·05	2·05	43·83	43·83	72·69	14·98	2·25	2·25	2·90	1·32	8·04	8·04
75×75	9	2·15	2·15	64·40	64·40	102·6	26·20	2·25	2·25	2·84	1·44	12·05	12·05
75×75	12	2·26	2·26	82·85	82·85	128·7	36·99	2·24	2·24	2·79	1·49	15·81	15·81

工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第26号

標準形鋼

類別G15 頁 3

寸法 mm A×B	t	r_1	r_2	断面積 mm²	重量 kg/m
80×80	6	8·5	6	924	7·25
80×80	9	8·5	6	1359	10·66
80×80	12	8·5	6	1776	13·94
90×90	7	10	7	1211	9·50
90×90	10	10	7	1700	13·34
90×90	13	10	7	2171	17·04
100×100	7	10	7	1351	10·60
100×100	10	10	7	1900	14·91
100×100	13	10	7	2431	19·08
130×130	9	12	8·5	2259	17·73
130×130	12	12	8·5	2976	23·36
130×130	15	12	8·5	3675	28·84
150×150	11	14	10	3179	24·95
150×150	15	14	10	4275	33·55
150×150	19	14	10	5339	41·91
200×200	15	17	12	5775	45·33
200×200	20	17	12	7600	59·66
200×200	25	17	12	9375	73·59

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第26号

標準形鋼

附表

類別G15 頁 4

主要寸法 cm A×B	t	重心ノ位置 cm c_x	c_y	慣性モーメント cm⁴ J_x	J_y	最大 J_u	最小 J_v	回転半径 cm i_x	i_y	最大 l_u	最小 l_y	断面係数 cm³ Z_x	Z_y
80×80	6	2·17	2·17	53·83	53·83	89·88	18·77	2·41	2·41	3·10	1·43	9·23	9·23
80×80	9	2·28	2·28	79·14	79·14	125·9	32·34	2·41	2·41	3·04	1·54	13·84	13·84
80×80	12	2·39	2·39	102·0	102·0	158·6	45·38	2·40	2·40	2·99	1·60	18·17	18·17
90×90	7	2·45	2·45	88·70	88·70	147·0	30·37	2·71	2·71	3·48	1·59	13·54	13·54
90×90	10	2·56	2·56	121·7	121·7	199·7	43·81	2·71	2·71	3·43	1·71	19·36	19·36
90×90	13	2·66	2·66	157·7	157·7	246·7	68·63	2·69	2·69	3·37	1·78	24·99	24·99
100×100	7	2·70	2·70	124·0	124·0	204·1	43·34	3·03	3·03	3·89	1·30	16·97	16·97
100×100	10	2·81	2·81	174·5	174·5	278·6	70·40	3·03	3·03	3·83	1·92	24·26	24·26
100×100	13	2·92	2·92	221·0	221·0	346·0	95·98	3·01	3·01	3·77	1·99	31·19	31·19
130×130	9	3·51	3·51	354·8	354·8	577·1	132·4	3·86	3·86	5·03	2·42	37·39	37·39
130×130	12	3·62	3·62	466·3	466·3	748·9	183·5	3·86	3·86	5·00	2·52	49·71	49·71
130×130	15	3·73	3·73	571·2	571·2	896·7	245·7	3·94	3·94	4·94	2·69	61·61	61·61
150×150	11	4·07	4·07	663·3	663·3	1077	249·7	4·57	4·57	5·92	2·80	60·70	60·70
150×150	15	4·22	4·22	889·0	889·0	1410	368·0	4·56	4·56	5·74	2·93	82·45	82·45
150×150	19	4·36	4·36	1098	1098	1715	481·8	4·54	4·54	5·67	3·00	103·3	103·3
200×200	15	5·45	5·45	2165	2165	3472	857·5	6·12	6·12	7·75	3·85	148·8	148·8
200×200	20	5·63	5·63	2830	2830	4457	1202	6·10	6·10	7·66	3·98	197·0	197·0
200×200	25	5·81	5·81	3449	3449	5363	1536	6·07	6·07	7·56	4·03	243·2	243·2

工業品規格統一調査會

不等辺山形鋼

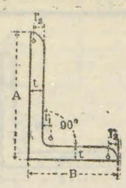

寸法 mm A × B	t	r_1	r_2	断面積 mm²	重量 kg/m
40 × 20	3	5	3·5	171	1·34
40 × 20	5	5	3·5	275	2·15
50 × 35	4	6·5	4·5	324	2·54
50 × 35	6	6·5	4·5	474	3·72
60 × 50	5	6·5	4·5	525	4·12
60 × 50	7	6·5	4·5	721	6·65
65 × 50	5	6·5	4·5	550	4·31
65 × 50	7	6·5	4·5	756	5·93
65 × 50	9	6·5	4·5	954	7·48
70 × 60	6	8·5	6	744	5·84
70 × 60	8	8·5	6	976	7·66
70 × 60	10	8·5	6	1200	9·42
75 × 50	6	8·5	6	714	5·60
75 × 50	8	8·5	6	936	7·34
75 × 50	10	8·5	6	1150	9·02
75 × 65	6	8·5	6	804	6·31
75 × 65	8	8·5	6	1056	8·29
75 × 65	10	8·5	6	1300	10·20
80 × 60	6	8·5	6	804	6·31
80 × 60	8	8·5	6	1056	8·28
80 × 60	10	8·5	6	1300	10·20
80 × 70	6	8·5	6	864	6·78
80 × 70	9	8·5	6	1269	9·96
80 × 70	12	8·5	6	1656	12·99
90 × 60	6	8·5	6	864	6·78
90 × 60	9	8·5	6	1269	9·96
90 × 60	12	8·5	6	1656	12·99

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

不等辺山形鋼

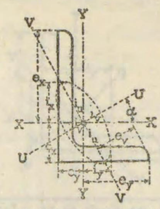

慣性モーメント $J = al^2$

回転半径 $l = \sqrt{J/a}$

断面係数 $Z = J/e$

(a＝断面積)

主要寸法 mm A × B	t	重心の位置 cm e_x	e_y	慣性モーメント cm⁴ J_x	J_y	最大 J_u	最小 J_v	回転半径 cm l_x	l_y	最大 l_u	最小 l_v	tan α	断面係数 cm³ Z_x	Z_y
40 × 20	3	1·42	0·43	2·54	0·42	2·78	0·13	1·22	0·50	1·27	0·27	0·355	0·98	0·27
40 × 20	5	1·49	0·50	4·16	0·68	4·36	0·41	1·23	0·50	1·26	0·39	0·290	1·66	0·46
50 × 35	4	1·58	0·94	7·47	2·96	9·34	1·09	1·52	0·96	1·70	0·55	0·561	2·19	1·11
50 × 35	6	1·65	0·92	11·09	4·39	13·22	2·21	1·53	0·98	1·67	0·63	0·515	3·31	1·70
60 × 50	5	1·78	1·30	17·83	11·20	24·21	4·60	1·84	1·46	2·15	0·96	0·714	4·23	3·02
60 × 50	7	1·85	1·37	24·42	15·23	32·17	7·58	1·84	1·45	2·11	1·03	0·693	5·69	4·19
65 × 50	5	1·98	1·25	22·35	11·48	28·48	5·30	2·02	1·44	2·23	0·98	0·619	4·95	3·06
65 × 50	7	2·06	1·32	30·64	15·61	38·02	8·23	2·01	1·44	2·24	1·05	0·595	6·99	4·24
65 × 50	9	2·13	1·39	38·22	19·35	46·57	11·19	2·00	1·42	2·21	1·08	0·577	8·74	5·36
70 × 60	6	2·06	1·57	33·66	22·66	47·52	8·69	2·13	1·75	2·53	1·08	0·759	6·81	5·12
70 × 60	8	2·13	1·64	44·29	29·66	60·60	13·45	2·13	1·74	2·49	1·17	0·738	9·03	6·81
70 × 60	10	2·20	1·72	54·03	36·06	72·41	18·10	2·12	1·73	2·46	1·23	0·725	11·26	8·42
75 × 50	6	2·42	1·19	38·23	13·57	45·19	6·02	2·32	1·38	2·52	0·92	0·500	7·54	3·56
75 × 50	8	2·50	1·26	50·41	17·73	58·40	9·47	2·32	1·38	2·50	1·01	0·471	10·08	4·75
75 × 50	10	2·57	1·34	61·62	21·51	70·15	12·82	2·31	1·37	2·47	1·05	0·449	12·49	5·87
75 × 65	6	2·18	1·70	42·12	20·22	59·82	11·43	2·29	1·91	2·73	1·19	0·772	7·92	6·08
75 × 65	8	2·25	1·77	55·43	26·26	76·51	17·38	2·29	1·90	2·69	1·28	0·755	10·56	8·09
75 × 65	10	2·32	1·84	67·78	46·60	91·70	23·17	2·28	1·89	2·66	1·34	0·742	13·09	10·00
80 × 60	6	2·46	1·47	49·13	23·64	62·17	10·33	2·47	1·71	2·78	1·13	0·601	9·06	5·22
80 × 60	8	2·53	1·55	64·70	30·93	79·84	15·72	2·48	1·71	2·75	1·22	0·578	11·83	6·95
80 × 60	10	2·60	1·62	79·17	37·62	96·00	20·95	2·47	1·70	2·72	1·27	0·560	14·77	8·59
80 × 70	6	2·30	1·82	51·99	35·92	74·09	14·67	2·45	2·07	2·93	1·30	0·783	9·11	7·13
80 × 70	9	2·41	1·93	76·10	53·81	104·8	23·57	2·45	2·05	2·87	1·42	0·763	13·62	10·61
80 × 70	12	2·52	2·04	97·69	68·86	131·7	36·04	2·43	2·04	2·82	1·49	0·747	17·86	13·88
90 × 60	6	2·87	1·39	68·20	24·19	80·64	11·71	2·91	1·68	3·05	1·16	0·493	11·16	5·31
90 × 60	9	2·98	1·50	106·5	35·73	115·3	20·44	2·91	1·67	3·01	1·27	0·460	16·71	7·91
90 × 60	12	3·03	1·61	129·6	45·39	146·1	28·79	2·90	1·66	2·97	1·32	0·446	21·93	10·34

寸法 mm A × B	t	r_1	r_2	断面積 mm²	重量 kg/m
90 × 75	6	8·5	6	954	7·48
90 × 75	9	8·5	6	1404	11·02
90 × 75	12	8·5	6	1836	14·41
90 × 80	7	10	7	1141	8·95
90 × 80	10	10	7	1600	12·56
90 × 80	13	10	7	2041	16·02
100 × 75	7	10	7	1176	9·23
100 × 75	10	10	7	1650	12·95
100 × 75	13	10	7	2106	16·53
100 × 80	7	10	7	1211	9·50
100 × 80	10	10	7	1700	13·34
100 × 80	13	10	7	2171	17·04
100 × 90	7	10	7	1281	10·05
100 × 90	10	10	7	1800	14·13
100 × 90	13	10	7	2301	18·06
125 × 75	7	10	7	1351	10·60
125 × 75	10	10	7	1900	14·91
125 × 75	13	10	7	2431	19·08
125 × 90	7	10	7	1456	11·42
125 × 90	10	10	7	2050	16·09
125 × 90	13	10	7	2626	20·61
150 × 90	9	12	8·5	2079	16·32
150 × 90	12	12	8·5	2736	21·47
150 × 90	15	12	8·5	3375	26·49
150 × 100	9	12	8·5	2169	17·02
150 × 100	12	12	8·5	2856	22·41
150 × 100	15	12	8·5	3525	27·67
175 × 90	9	12	8·5	2304	18·08
175 × 90	12	12	8·5	3036	23·83
175 × 90	15	12	8·5	3750	29·43

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

主要寸法 mm A × B	t	重心の位置 cm e_x	e_y	慣性モーメント cm⁴ J_x	J_y	最大 J_u	最小 J_v	回転半径 cm l_x	l_y	最大 l_u	最小 l_v	tan α	断面係数 cm³ Z_x	Z_y
90 × 75	6	2·63	1·89	74·05	46·72	100·7	20·02	2·79	2·21	3·25	1·45	0·717	11·62	8·33
90 × 75	9	2·74	2·00	108·8	68·16	143·5	34·01	2·78	2·20	3·20	1·56	0·695	17·37	12·40
90 × 75	12	2·84	2·11	140·4	87·43	181·4	47·57	2·77	2·18	3·14	1·61	0·678	22·80	16·22
90 × 80	7	2·58	2·10	85·99	63·63	125·0	24·47	2·75	2·36	3·31	1·46	0·807	13·40	10·79
90 × 80	10	2·69	2·21	120·6	88·79	169·5	40·54	2·75	2·36	3·26	1·59	0·790	19·12	15·33
90 × 80	13	2·80	2·32	152·2	111·5	209·1	56·10	2·73	2·34	3·20	1·66	0·776	24·54	19·63
100 × 75	7	3·06	1·83	113·1	54·58	142·9	24·27	3·10	2·15	3·40	1·44	0·603	16·30	9·62
100 × 75	10	3·17	1·94	159·0	76·07	195·1	39·94	3·10	2·15	3·44	1·56	0·573	23·27	13·68
100 × 75	13	3·28	2·05	201·0	95·47	242·0	55·01	3·09	2·13	3·39	1·62	0·553	29·88	17·50
100 × 80	7	2·98	2·00	115·8	65·79	153·0	28·25	3·09	2·33	3·55	1·53	0·670	16·49	10·96
100 × 80	10	3·09	2·11	162·7	91·79	203·7	46·17	3·09	2·32	3·50	1·65	0·646	23·53	15·58
100 × 80	13	3·19	2·21	205·7	115·3	238·7	63·45	3·03	2·31	3·45	1·71	0·628	30·22	19·94
100 × 90	7	2·83	2·35	120·6	92·26	176·5	36·39	3·07	2·68	3·71	1·69	0·824	16·62	13·98
100 × 90	10	2·94	2·46	169·4	129·0	240·3	59·25	3·07	2·68	3·65	1·81	0·808	24·03	19·72
100 × 90	13	3·05	2·57	214·3	162·5	298·4	80·49	3·05	2·66	3·60	1·87	0·798	30·62	25·26
125 × 75	7	4·11	1·63	211·0	58·21	237·0	30·14	3·95	2·09	4·10	1·49	0·413	25·15	9·92
125 × 75	10	4·22	1·74	297·2	81·12	327·9	48·38	3·96	2·07	4·15	1·60	0·387	35·91	14·09
125 × 75	13	4·33	1·85	377·2	101·9	411·3	65·77	3·94	2·05	4·11	1·64	0·369	46·19	18·04
125 × 90	7	3·84	2·11	225·3	98·79	275·2	47·96	3·93	2·60	4·35	1·81	0·555	26·00	14·33
125 × 90	10	3·95	2·22	317·3	138·1	379·4	75·78	3·93	2·60	4·30	1·92	0·531	37·00	20·35
125 × 90	13	4·06	2·33	402·8	173·9	475·1	102·3	3·92	2·57	4·25	1·97	0·516	47·71	26·05
150 × 90	9	4·96	1·98	468·2	129·0	524·0	68·96	4·75	2·49	5·02	1·82	0·408	46·61	18·37
150 × 90	12	5·07	2·03	616·3	168·2	679·6	100·7	4·75	2·48	4·98	1·92	0·388	62·05	24·35
150 × 90	15	5·18	2·20	755·4	204·4	825·1	130·5	4·73	2·46	4·94	1·97	0·372	76·91	30·06
150 × 100	9	4·77	2·29	486·4	175·3	568·4	90·52	4·74	2·84	5·12	2·04	0·483	47·53	22·73
150 × 100	12	4·88	2·40	640·2	228·9	736·3	130·7	4·73	2·83	5·03	2·14	0·464	63·24	30·13
150 × 100	15	4·99	2·51	784·9	278·6	892·7	169·5	4·72	2·81	5·03	2·19	0·449	78·39	37·20
175 × 90	9	6·03	1·83	717·4	134·3	765·9	77·10	5·58	2·41	5·77	1·83	0·318	62·67	18·71
175 × 90	12	6·17	1·94	945·7	175·1	999·5	111·1	5·58	2·40	5·74	1·91	0·305	83·43	24·80
175 × 90	15	6·28	2·05	1162	212·9	1219	143·7	5·57	2·39	5·70	1·96	0·297	103·5	30·65

工業品規格統一調査會

JES　日本標準規格　第26号　類別G15　頁9

標準形鋼

工形鋼

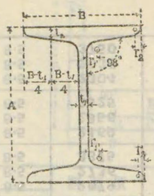

寸法 mm					断面積 cm²	重量 kg/m
A × B	t_1	t_2	r_1	r_2		
75 × 75	5	8	7	3.5	1517.5	11.91
100 × 75	5	8	7	3.5	1642.5	12.89
125 × 75	5.5	9.5	9	4.5	2045.3	16.05
150 × 75	5.5	9.5	9	4.5	2182.8	17.13
150 × 125	8.5	14	13	6.5	4614.9	36.22
180 × 100	6	10	10	5	3006.1	23.59
200 × 100	7	10	10	5	3306.1	25.95
200 × 150	9	16	15	7.5	6415.7	50.36
230 × 150	7.5	11.5	11	5.5	3908.2	30.68
250 × 125	7.5	12.5	12	6	4878.8	38.29
250 × 125	10	19	21	10.5	7073.3	55.52
300 × 150	8	13	12	6	6158.3	48.34
300 × 150	11.5	22	23	11.5	9787.9	76.83
350 × 150	9	15	13	6.5	7457.9	58.54
350 × 150	12	24	25	12.5	11112.1	87.23
400 × 150	10	18	17	8.5	9173.2	72.01
400 × 150	12.5	25	27	13.5	12211.1	95.85
450 × 175	11	20	19	9.5	11676.4	91.66
450 × 175	13	26	27	13.5	14610.1	114.68
500 × 190	11.5	23	22	11	14184.1	111.34
500 × 190	15	30	32	16	18472.1	145.00
600 × 190	13	25	25	12.5	16938.1	132.96
600 × 190	16	35	38	19	22445.8	176.19

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

JES　日本標準規格　第26号　類別G15　頁10

標準形鋼

附表

工形鋼

慣性モーメント　$J = al^2$

回轉半径　$l = \sqrt{J/a}$

断面係数　$Z = J/e$

（a＝断面積）

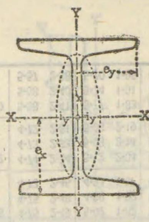

主要寸法 mm			重心の位置 cm		慣性モーメント cm⁴		回轉半径 cm		断面係数 cm³	
A×B	t_1	t_2	e_x	e_y	J_x	J_y	l_x	l_y	Z_x	Z_y
75 × 75	5	8	0	0	145.8	48.23	3.10	1.78	38.88	12.83
100 × 75	5	8	0	0	202.7	49.32	4.15	1.72	56.54	12.68
125 × 75	5.5	9.5	0	0	339.8	59.03	5.14	1.70	86.36	15.74
150 × 75	5.5	9.5	0	0	423.1	59.07	6.13	1.65	109.3	15.75
150 × 125	8.5	14	0	0	1779	394.5	6.21	2.92	237.2	63.11
180 × 100	6	10	0	0	1674	141.2	7.46	2.17	186.0	28.24
200 × 100	7	10	0	0	2175	142.0	8.11	2.07	217.5	28.40
200 × 150	9	16	0	0	4492	770.5	8.37	3.47	449.2	102.7
230 × 100	7.5	11.5	0	0	3347	167.5	9.25	2.07	291.0	33.50
250 × 125	7.5	12.5	0	0	5106	344.8	10.31	2.66	414.9	55.16
250 × 125	10	19	0	0	7339	560.1	10.19	2.81	587.0	89.62
300 × 150	8	13	0	0	9199	600.0	12.42	3.12	653.2	79.99
300 × 150	11.5	22	0	0	14719	1115	12.26	3.38	981.3	148.7
350 × 150	9	15	0	0	15226	715.2	14.29	3.10	870.6	95.36
350 × 150	12	24	0	0	22455	1250	14.22	3.33	1283	164.0
400 × 150	10	18	0	0	23974	887.0	16.17	3.11	1199	118.3
400 × 150	12.5	25	0	0	31609	1288	16.11	3.25	1584	171.8
450 × 175	11	20	0	0	39210	1551	18.33	3.64	1743	177.2
450 × 175	13	26	0	0	48814	2036	18.29	3.79	2169	239.5
500 × 190	11.5	23	0	0	58568	2300	20.49	4.03	2382	242.1
500 × 190	15	30	0	0	75482	3120	20.21	4.11	3032	328.4
600 × 190	13	25	0	0	98172	2538	24.07	3.87	3272	267.2
600 × 190	16	35	0	0	129767	3701	24.01	4.06	4326	389.6

工業品規格統一調査會

JES　日本標準規格　第26号　類別G15　頁11

標準形鋼

溝形鋼

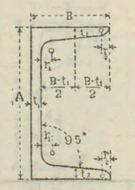

寸法 mm					断面積 cm²	重量 kg/m
A × B	t_1	t_2	r_1	r_2		
75 × 40	5	7	8	4	881.7	6.92
100 × 50	5	7.5	8	4	1191.7	9.35
125 × 65	6	8	8	4	1710.7	13.42
150 × 70	6	8.5	9	4.5	2009.2	15.77
150 × 75	6.5	10	10	5	2371.1	18.61
180 × 75	7	10.5	11	5.5	2719.6	21.34
180 × 90	7.5	12.5	13	6.5	3456.7	27.13
200 × 70	7	10	11	5.5	2691.6	21.12
200 × 80	7.5	11	12	6	3132.7	24.59
200 × 90	8	13.5	14	7	3865.3	30.34
230 × 80	8	12	13	6.5	3612.2	28.35
230 × 90	8.5	13.5	15	7.5	4214.4	33.08
250 × 80	8	12.5	14	7	3851.3	30.23
250 × 90	9	13	14	7	4407.3	34.59
250 × 90	11	14.5	17	8.5	5116.6	40.16
280 × 100	9	13	14	7	4937.3	38.75
280 × 100	11.5	16	18	9	6136.8	48.17
300 × 90	9	13	14	7	4857.3	38.13
300 × 90	10	15.5	19	9.5	5574.5	43.76
300 × 100	10	16	17	8.5	5955.6	46.75
300 × 100	12	18	21	10.5	6883.4	54.03
380 × 100	10.5	16	18	9	6938.8	54.46
380 × 100	13	20	24	12	8570.8	67.20

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

JES　日本標準規格　第26号　類別G15　頁12

標準形鋼

附表

溝形鋼

慣性モーメント　$J = al^2$

回轉半径　$l = \sqrt{J/a}$

断面係数　$Z = J/e$

（a＝断面積）

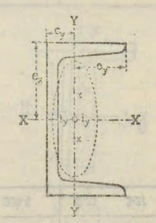

主要寸法 mm			重心の位置 cm		慣性モーメント cm⁴		回轉半径 cm		断面係数 cm³	
A×B	t_1	t_2	e_x	e_y	J_x	J_y	l_x	l_y	Z_x	Z_y
75 × 40	5	7	0	1.27	75.86	12.40	2.93	1.19	20.23	4.54
100 × 50	5	7.5	0	1.55	198.9	26.97	3.98	1.50	37.79	7.82
125 × 65	6	8	0	1.94	425.2	65.45	4.99	1.96	68.01	14.35
150 × 70	6	8.5	0	2.04	721.3	89.10	5.99	2.11	96.17	17.97
150 × 75	6.5	10	0	2.31	864.3	122.3	6.04	2.27	115.2	23.58
180 × 75	7	10.5	0	2.15	1383	136.5	7.13	2.24	153.7	25.53
180 × 90	7.5	12.5	0	2.85	1836	259.2	7.29	2.73	204.0	41.96
200 × 70	7	10	0	1.85	1624	112.5	7.77	2.04	162.4	21.83
200 × 80	7.5	11	0	2.24	1949	177.1	7.89	2.38	194.9	30.75
200 × 90	8	13.5	0	2.77	2493	285.6	8.03	2.72	249.3	45.85
230 × 80	8	12	0	2.15	2902	200.2	8.96	2.35	252.3	34.22
230 × 90	8.5	13.5	0	2.58	3491	303.3	9.10	2.68	303.6	47.26
250 × 80	8	12.5	0	2.11	3631	210.0	9.71	2.34	290.5	35.66
250 × 90	9	13	0	2.42	4181	306.0	9.74	2.64	334.5	46.47
250 × 90	11	14.5	0	2.39	4685	341.7	9.57	2.58	374.8	51.63
280 × 100	9	13	0	2.64	5928	428.2	10.96	2.85	423.4	58.19
280 × 100	11.5	16	0	2.68	7146	515.0	10.79	2.90	510.3	70.38
300 × 90	9	13	0	2.23	6435	324.7	11.61	2.59	429.0	47.95
300 × 90	10	15.5	0	2.33	7403	373.2	11.52	2.58	493.5	55.99
300 ×100	10	16	0	2.71	8167	514.2	11.71	2.94	544.5	70.56
300 ×100	12	18	0	2.71	9166	574.2	11.54	2.89	611.0	78.71
380 ×100	10.5	16	0	2.41	14481	556.9	14.45	2.83	762.2	73.32
380 ×100	13	20	0	2.50	17561	671.2	14.32	2.80	924.4	89.49

工業品規格統一調査會

標準形鋼

丁形鋼

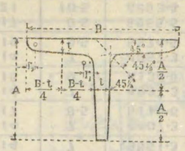

寸法 mm				断面積 cm²	重量 kg/m
B × A	t	r_1	r_2		
40 × 40	6	5	3·5	447·3	3·51
50 × 50	8	6·3	4·4	741·2	5·81
75 × 75	9·5	7·6	5·3	1341·1	10·52
100 × 75	9·5	8·2	5·7	1580·5	12·40
120 × 60	9·5	7·6	5·3	1627·4	12·77
125 × 100	12·5	9·5	6·6	2665·1	20·92
150 × 100	12·5	10·8	7·5	2983·0	23·41

標準形鋼
附表

丁形鋼

慣性モーメント $J = ai^2$

回転半径 $i = \sqrt{J/a}$

断面係数 $Z = J/e$

(a＝断面積)

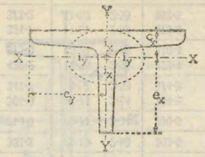

主要寸法 mm		重心の位置 cm		慣性モーメント cm⁴		回転半径 cm		断面係数 cm³	
B × A	t	e_x	e_y	J_x	J_y	i_x	i_y	Z_x	Z_y
40 × 40	6	1·19	0	6·19	3·01	1·18	0·82	2·20	1·52
50 × 50	8	1·50	0	15·91	7·07	1·47	1·01	4·55	3·19
75 × 75	9·5	2·18	0	66·74	32·08	2·23	1·55	12·54	8·55
100 × 75	9·5	1·91	0	72·84	75·61	2·15	2·19	13·63	15·19
120 × 60	9·5	1·32	0	39·82	132·5	1·56	2·85	8·50	22·10
125 × 100	12·5	2·63	0	223·4	137·1	2·90	2·72	30·30	31·54
150 × 100	12·5	2·40	0	235·2	338·6	2·81	3·37	30·96	45·14

標準形鋼

球山形鋼

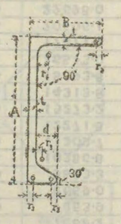

寸法 mm						断面積 cm²	重量 kg/m
A × B	t	r_1	r_2	r_3	d		
140 × 75	7·5	10·4	6	6	18	1820·1	14·28
150 × 75	8	10·4	6	6	20	2040·7	16·01
180 × 75	9·5	11·6	6	7	23	2736·9	21·50
180 × 90	9·5	12·1	7	7	23	2881·4	22·61
200 × 75	10	12·8	6	8	26·5	3187·1	25·01
200 × 90	10	13·3	7	8	26·5	3337·1	26·19
200 × 90	16	13·3	7	8	26·5	4921·1	38·63
230 × 90	11	14·5	7	9	30	4084·6	32·06
230 × 90	17	14·5	7	9	30	5836·6	45·81
250 × 90	14	15·8	7	10	33	5398·8	42·38
280 × 90	12	15·8	7	10	36	5237·9	41·11

一、形鋼ノ寸法ヲ本表ノ通リ定メタヲ標準形鋼トス
二、本表以外ノ寸法ノモノハ凡テヲ標準外形鋼トス
三、本表ノ形鋼ニハ厚サ t_1, t_2 及單位重量ヲ併記スト雖実際ノ場合ニハ其ノ一ヲ指定シ双方ヲ指定セサルモノトス
四、本表ノ單位重量ハ 1 cm² ノ鋼ヲ 7·959 トシテ算出シタルモノトス

標準形鋼
附表

球山形鋼

慣性モーメント $J = ai^2$

回転半径 $i = \sqrt{J/a}$

断面係数 $Z = J/e$

(a＝断面積)

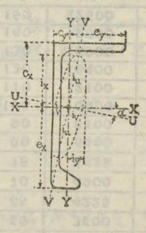

主要寸法 mm		重心の位置 cm		慣性モーメント cm⁴				回転半径 cm				tan α	断面係数 cm³	
A × B	t	e_x	e_y	J_x	J_y	最大 J_u	最小 J_v	i_x	i_y	最大 i_u	最小 i_v		Z_x	Z_y
140 × 75	7·5	5·87	1·56	401·0	69·25	502·3	58·01	5·19	1·95	5·25	1·79	0·161	69·38	11·67
150 × 75	8	6·55	1·57	633·2	74·36	644·2	63·36	5·57	1·91	5·62	1·76	0·139	74·91	12·53
180 × 75	9·5	8·14	1·53	1200	91·12	1210	80·39	6·62	1·82	6·65	1·71	0·098	121·6	15·27
180 × 90	9·5	7·76	1·97	1279	152·5	1307	124·2	6·66	2·30	6·74	2·08	0·157	124·9	21·37
200 × 75	10	9·42	1·53	1731	100·2	1737	94·17	7·37	1·77	7·38	1·72	0·060	163·7	16·78
200 × 90	10	9·02	1·93	1845	165·2	1864	146·0	7·44	2·22	7·47	2·09	0·106	169·1	23·04
200 × 90	16	8·67	2·08	2501	244·2	2552	215·4	7·13	2·23	7·17	2·09	0·112	220·9	35·30
230 × 90	11	10·75	1·90	2359	189·5	2373	174·4	8·51	2·15	8·53	2·07	0·071	211·5	26·19
230 × 90	17	10·34	2·05	3628	270·7	3949	250·0	8·20	2·15	8·22	2·07	0·075	310·3	33·94
250 × 90	14	11·73	1·90	4510	241·1	4520	231·1	9·14	2·11	9·15	2·07	0·049	339·8	33·06
280 × 90	12	13·69	1·80	5536	222·6	5544	215·2	10·28	2·06	10·29	2·03	0·037	392·2	30·92

丸鋼

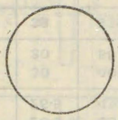

径 mm	断面積 mm²	重量 kg/m
6	28·2	0·22
7	38·4	0·30
8	50·2	0·39
9	63·6	0·49
10	78·5	0·61
11	95·0	0·74
12	113·0	0·88
13	132·7	1·04
14	153·9	1·20
15	176·7	1·38
16	201·0	1·57
17	226·9	1·78
18	254·4	1·99
19	283·5	2·22
20	314·1	2·46
21	346·3	2·71
22	380·1	2·98
23	415·4	3·26
24	452·3	3·55
25	490·8	3·85
26	530·9	4·16
28	615·7	4·83
30	706·8	5·54
32	804·2	6·31
34	907·9	7·12
36	1017·8	7·98
38	1134·1	8·90
40	1256·6	9·86
42	1385·4	10·87

径 mm	断面積 mm²	重量 kg/m
44	1520·5	11·93
46	1661·9	13·04
48	1809·5	14·20
50	1963·4	15·41
55	2375·8	18·65
60	2827·4	22·19
65	3318·3	26·04
70	3848·4	30·20
75	4417·8	34·67
80	5026·5	39·45
85	5674·5	44·54
90	6361·7	49·93
95	7088·2	55·64
100	7853·9	61·65
105	8659·0	67·97
110	9503·3	74·60
115	10386·8	81·53
120	11309·7	88·78
125	12271·8	96·33
130	13273·2	104·19
135	14313·8	112·36
140	15393·8	120·84
145	16513·0	129·62
150	17671·4	138·72
160	20106·1	157·83
170	22698·0	178·17
180	25446·9	199·75
190	28352·8	222·56
200	31415·9	246·61

角鋼

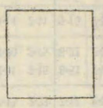

辺 mm	断面積 mm²	重量 kg/m
6	36	0·28
7	49	0·38
8	64	0·50
9	81	0·63
10	100	0·78
11	121	0·94
12	144	1·13
13	169	1·32
14	196	1·53
15	225	1·76
16	256	2·00
17	289	2·26
18	324	2·54
19	361	2·83
20	400	3·14
21	441	3·46
22	484	3·79
23	529	4·15
24	576	4·52
25	625	4·90
26	676	5·30
28	784	6·15
30	900	7·06

辺 mm	断面積 mm²	重量 kg/m
32	1024	8·03
34	1156	9·07
36	1296	10·17
38	1444	11·33
40	1600	12·56
42	1764	13·84
44	1936	15·19
46	2116	16·61
48	2304	18·08
50	2500	19·62
55	3025	23·74
60	3600	28·26
65	4225	33·16
70	4900	38·46
75	5625	44·15
80	6400	50·24
90	8100	63·58
100	10000	78·50
110	12100	94·98
120	14400	113·04
130	16900	132·66
140	19600	153·86
150	22500	176·62

八角鋼

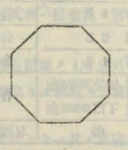

對辺距離 mm	断面積 mm²	重量 kg/m
15	186·3	1·46
20	331·3	2·60
25	517·7	4·06
30	745·5	5·85
35	1014·7	7·96
40	1325·4	10·40

一、棒鋼ノ寸法ヲ本表ノ通リ定メ之ヲ標準棒鋼トス

二、本表以外ノ寸法ノモノハ凡テ之ヲ標準外棒鋼トス

三、本表ノ單位重量ハ 1 cm³ ノ鋼ヲ 7·85 g トシテ算出シタルモノトス

第一章 總則

第一条 本規格ハ橋梁、建築用壓延鋼材及別ニ定ムル規格ニ依ラサル構造用壓延鋼材(以下單ニ鋼材ト称ス)ニ之ヲ適用ス 但シ特ニ指定又ハ承認ニ依リ之ニ依ルヲ必要トセヌ鋼材ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二章 種別

第二条 鋼材ノ種別ハ之ヲ次ノ2種トス

第一種
第二種

第二種ハ橋梁材及厚 6mm 以上ノ鋼板竝鋼材ニハ之ヲ用キヲルモノトス

第三章 製造法

第三条 鋼材ハ特ニ指定ナキ限リ第一種ニ在リテハ酸性又ハ塩基性平爐ニ依ヲ第二種ニ在リテハ酸性又ハ塩基性平爐若ハ轉爐ニ依リ製造スルモノトス

第四条 鋼材ハ使用上差支ナキ程度ニ非成セラレ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス

第四章 化学試驗

第五条 鋼材ノ成分中燐及硫黄ノ含有量ハ次表ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

種別		燐 %	硫黄 %
第一種		0·05	0·05
第二種	平爐ニ依ル場合	0·08	0·05
	轉爐ニ依ル場合	0·12	0·06

第六条 註文者又ハ其ノ指定シタル檢査員(以下單ニ檢査員ト称ス)ノ要求アルトキハ製造者ハ各銘鋼ノ分析表ヲ提出スルモノトス

第五章 抗張試驗及屈曲試驗

第七条 試驗片ハ註文者又ハ檢査員ノ指定シタル鋼材ノ断片ヨリ之ヲ採取スルモノトス 但シ註文者又ハ檢査員ノ希望ニ依リ指定ノ寸法ニ切断シタル鋼材ヨリ試驗片ヲ採取スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テ試驗片カ試驗ニ合格シタルトキハ該鋼材ヲ指定寸法ノモノトシテ受領スルモノトス

第八条　抗張試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼（山形鋼、丁形鋼、工形鋼溝形鋼等）、棒鋼及平鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ之ヲ採取シ若矯正ノ必要アルトキハ常温ノママ之ヲ行フモノトス

試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

試験片ニハ成ルヘク壓延肌ヲ残スモノトス　但シ径又ハ對辺距離 75 mm 以下ノ棒鋼ニ在リテハ適宜機械仕上ヲ為シ又 75mm ヲ超ユルモノニ在リテハ製造者ノ希望ニ依リ第一図ニ於テ小円ヲ以テ示ス位置ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得　此等ノ場合ニ於テハ試験片ノ径ハ 14 mm 以下ト為スコトヲ得ス

第一図

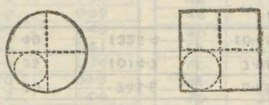

第九条　抗張試験ニ在リテハ標準抗張試験片ヲ用ヰ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス

但シ鍋鋼板（之ニ類スルモノヲ含ム）及径又ハ對辺距離 9mm 未満ノ鋼材並厚 6mm 未満ノ鋼材ニハ本試験ヲ行ハス

抗張力ヲ重要トセサル部分ニ使用スル鋼材ニハ註文者又ハ検査員ノ指定又ハ承認ニ依リ本試験ヲ省略スルコトヲ得　此ノ場合ニ於テハ常温屈曲試験ノミヲ行フモノトス

種類	抗張力 kg/mm²	標準抗張試験片	伸 %
鋼板形鋼及平鋼	39—47	第一号	厚9mm以上　21 以上
			厚9mm未満　17 以上
棒鋼	39—47	第二号	21 以上
		第三号	25 以上
鉄筋「コンクリート」用棒鋼	39—52	第二号	21 以上
		第三号	25 以上
鉄材	34—41	第二号	27 以上
		第三号	34 以上

鍛接又ハ鑞接ヲ為スヘキモノニ在リテハ鋼板、形鋼及平鋼ニ限リ上表ノ規定ニ依ラサルモノトス

第十条　常温及焼入屈曲試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼、棒鋼及平鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ採取シ其ノ幅、径又ハ對辺距離 35mm 以上ヲ要ス　但シ「フランヂ」ノ幅 50mm 未満ノ形鋼ヨリ採取セル試験片ノ幅ハ 35mm 未満ナルヲ妨ケス　径又ハ對辺距離 35mm 未満ノ棒鋼又ハ幅 50mm 未満ノ平鋼ノ試験片ハ壓延セルママノ材料ヲ用フルモノトス

「フランヂ」ノ幅 50mm 未満ノ形鋼ニ在リテハ之ニ壓力ヲ加ヘ若ハ鎚打シテ扁平ト為シタルモノヲ試験片ト為スコトヲ得

常温及焼入屈曲試験片ニ在リテハ剪断ノ為生シタル稜角又ハ縁ノ不整ハ鑢又ハ研磨機ニ依リ削除シ又厚 25mm 以上ノモノニ在リテハ剪断面ヲ機械仕上ト為スコトヲ得　但シ厚 12mm 未満ノ焼入屈曲試験片ニ在リテハ此等ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試験片ニハ前項以外ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

第十一条　常温屈曲試験ニ在リテハ試験片ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ其ノ厚、径又ハ對辺距離ノ 1·5 倍以下ノ内側半径ニテ 180 度タケ屈曲スルモ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ鋲材ニ在リテハ密着スル迄屈曲スルモノトス

第十二条　焼入屈曲試験ニ在リテハ試験片ヲ濃紅色（約 650°C）ニ熱シタル後之ヲ約 28°C ノ水中ニ急冷スルモノトス　此ノ場合ニ於テハ色ノ見ヘ方ハ日光ノ直射セサル室内ニ於テ判定ス　試験片ハ之ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ其ノ厚、径又ハ對辺距離ノ 1·5 倍以下ノ内側半径ニテ 180 度タケ屈曲スルモ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ鋲材ニ在リテハ密着スル迄屈曲スルモノトス

第十三条　試験片ノ数ハ次表ニ依ルモノトス

種類	抗張試験片ノ数	常温又ハ焼入屈曲試験片ノ数
鋼板形鋼及平鋼	同一鎔鋼ニ属スル鋼板、形鋼又ハ平鋼毎ニ1箇　但シ其ノ重量ヲ25噸ヲ超ユルトキハ25噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増シ又其ノ厚7mmノ差アル毎ニ更ニ1箇ヲ加フ	同左
棒鋼	1鎔鋼毎ニ1箇　但シ其ノ重量25噸ヲ超ユルトキハ25噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増シ又径若ハ對辺距離2種以上ニシテ註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ断面ノ寸法ヲ異ニスル毎ニ更ニ1箇ヲ加フ	同左
鉄材	1鎔鋼毎ニ1箇　但シ其ノ重量10噸ヲ超ユルトキハ10噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ加フ	同左

第十四条　試験片ハ供試材ヨリ採取前試験用ノ記号ヲ附シタル上製造者之ヲ規定ノ形状、寸法ニ作成スルモノトス

試験ハ製造所ニ於テ之ヲ行フ　此ノ場合ニ於テ註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ其ノ立會ヲ受クルモノトス

第十五条　抗張試験ニ於テ試験片ノ標点間ノ中心ヨリ標点距離ノ 1/4 以外ニ於テ切断シタルトキハ其ノ試験ヲ無效トシ更ニ最初ニ試験片ヲ採取セシ鋼材ニ付再試験ヲ行フコトヲ得

第十六条　抗張試験又ハ屈曲試験ノ成績カ規格ニ合セサルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ採取シ再試験ヲ行フコトヲ得　此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル鋼材ハ全部之ヲ不合格トス

第六章　鋲ノ試験

第十七条　本規格ニ依リ鋲材ノ試験ヲ行ハサル材料ヲ用ヰ製造シタル鋲ニ對シテハ次ノ各号ノ試験ヲ行フモノトス

一、屈曲試験　常温ノママ鋲ノ脚部ヲ 180 度タケ屈曲シ第二図ノ如ク密着セシムルモ屈曲部ノ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

二、打展試験　鋲ノ頭部ヲ赤熱シ之ヲ第三図ノ如ク打チ展ハシテ扁平ト為シ其ノ径カ脚部ノ径ノ 2·5 倍ニ達スルモ其ノ縁ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

三、各試験ニ用ウル鋲ノ数ハ同一径ノモノノ重量 1/4 噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇トス

第二図　第三図

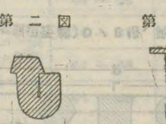

第十八条　鋲ノ再試験ニ付テハ第十六条ヲ準用ス

第七章　寸法及重量ノ公差

第十九条　鋼材ノ公差ハ別ニ定ムル鋼材ノ寸法及重量ノ公差規格ニ依ル

鋼材ノ重量ハ 1 cm³ ノ鋼ヲ 7·85 g トシテ算出スルモノトス

第八章　検査

第二十条　註文者又ハ検査員ハ隨時註文鋼材ノ製造工場及関係工場ニ出入シ註文鋼材ノ製造ヲ検査スルコトヲ得

第二十一条　鋼塊、鋼片及鋼材ニハ適當ナル記号ヲ附シ其ノ製造ニ供シタル鎔鋼トノ関係ヲ明カナラシムルモノトス

鋼材ニハ製造所名又ハ商標及製鋼番号ヲ明示スルモノトス　但シ小ナル鋼材ハ之ヲ結束シ1束毎ニ適當ノ方法ニ依リ上記ノ記号ヲ表示スルコトヲ得

試験片採取ニ先タチ製造者ハ鋼材ノ製鋼法、製鋼番号、壓延番号、寸法及重量ヲ明記セル鋼材ノ明細表ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ前記ノ諸記号ノ外鋼材ノ種別ヲ表示スヘキ塗色ヲ施シ且本規格ニ合格セシコトヲ証明スル記号ヲ鋼材毎ニ明示スルモノトス

第二十二条　鋼材ヲ壓延スル製造所ニ於テ鋼塊ヲ製造セサル場合ニ於テハ鋼材ノ製造ニ使用セル鋼塊ノ製造所名、製鋼法及製鋼番号ヲ明記セル証明書ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

鋼材ノ記号其ノ他ニ付テハ前条第二項乃至第四項ヲ準用ス

附　錄　（日本標準規格第1号抜萃）

金属材料抗張試験片

第一号試験片

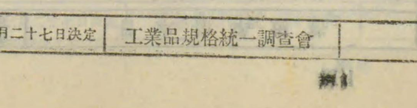

標点距離　L＝　200 mm

平行部ノ長　P＝約 220 mm

試験片ノ厚 mm	幅 W mm
23 ヲ超ユルモノ	40 以下
9—23	50 以下
9 未満	60 以下

JES | 日本標準規格 | 第20号 | 類別G9 | 頁 6

構造(橋梁、建築其ノ他)用壓延鋼材

第二号試験片

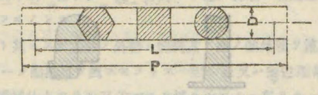

標点距離Lハ径(又ハ對辺距離)Dノ8倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約9倍

第三号試験片

径(又ハ對辺距離)25 mmヲ超ユル試験片

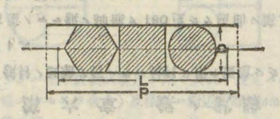

標点距離Lハ径(又ハ對辺距離)Dノ4倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約4.5倍

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第22号 | 類別G11 | 頁 1

罐用壓延鋼材

第一章 總則

第一条 本規格ハ罐用壓延鋼材(以下單ニ鋼材ト称ス)ニ適用ス 但シ特ニ指定又ハ承認ニ依リ之ニ依ルヲ必要トセサル鋼材ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二章 種別

第二条 鋼材ノ種別ハ次ノ通リトス

一、鋼板 第一種
第二種
第三種
第四種
二、形鋼
三、棒鋼 第一種
第二種
四、鋲材 第一種
第二種

第三章 製造法

第三条 鋼材ハ特ニ指定ナキ限リ酸性又ハ塩基性平爐ニ依リ製造スルモノトス
第四条 鋼材ハ使用上差支ナキ程度ニ作成セラレ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス

第四章 化学試験

第五条 罐本体ノ構造ニ使用スル鋼材ノ燐及硫黄ノ含有量ハ各0.05%ヲ超過スルコトヲ得ス
第六条 註文者又ハ其ノ指定シタル檢査員(以下單ニ檢査員ト称ス)ノ要求アルトキハ製造者ハ容鋼ノ分析表ヲ提出スルモノトス

第五章 抗張試験及屈曲試験

第七条 試験片ハ註文者又ハ檢査員ノ指定シタル鋼材ノ断片ヨリ之ヲ採取スルノトス 但シ註文者又ハ檢査員ノ希望ニ依リ指定ノ寸法ニ切断シタル鋼材ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得 此ノ場合ニ於ケル試験片カ試験ニ合格シタルトキハ該鋼材ヲ指定寸法ノモノトシテ受領スルモノトス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第22号 | 類別G11 | 頁 2

罐用壓延鋼材

第八条 抗張試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼(山形鋼、丁形鋼、工形鋼、溝形鋼等)及棒鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ之ヲ採取シ若矯正ノ必要アルトキハ常温ノマヽヲ行フモノトス
試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ燒鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス
試験片ニハ成ルヘク鑄造肌ヲ殘スモノトス 但シ径又ハ對辺距離75 mm以下ノ棒鋼ニ在リテハ適宜機械仕上ヲ為シ又75 mmヲ超ユルモノニ在リテハ製造者ノ希望ニ依リ第一図ニ於ケル小円ヲ以テ示ス位置ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得 此等ノ場合ニ於ケル試験片ノ径ハ14 mm以下ト為スコトヲ得ス

第一図

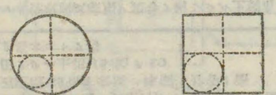

第九条 抗張試験ニ在リテハ標準抗張試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス
厚6 mm未満ノ鋼材及抗張力ヲ重要トセサル部分ニ使用スル鋼材ニハ註文者又ハ檢査員ノ指定又ハ承認ニ依リ本試験ヲ省略スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ常温屈曲試験ノミヲ行フモノトス

種別		主ナル用途	抗張力 kg/mm²	標準抗張試験片	伸 %
鋼板	第一種	胴、支柱及支梁用	39 — 47	第一号	厚9 mm以上 23以上 厚9 mm未満 20以上
	第二種		44 — 55	第一号	厚9 mm以上 20以上 厚9 mm未満 17以上
	第三種	鍛接其ノ他加工ノ為加熱スル鋼板及火焔ニ接触スル鋼板	34 — 41	第一号	厚9 mm以上 26以上 厚9 mm未満 25以上
	第四種		41 — 48	第一号	厚9 mm以上 23以上 厚9 mm未満 20以上
形鋼			44 — 50	第一号	厚9 mm以上 20以上 厚9 mm未満 17以上
棒鋼	第一種	燃焼室又ハ鉄ノ支柱用	41 — 48	第二号	23以上
				第三号	28以上
	第二種	鉄支柱用	44 — 55	第二号	20以上
				第三号	24以上
鉚材	第一種		34 — 41	第二号	27以上
				第三号	34以上
	第二種		41 — 48	第二号	25以上
				第三号	30以上

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第22号 | 類別G11 | 頁 3

罐用壓延鋼材

鋼板ノ第二種及棒鋼ノ第二種ニ於ケル抗張力ノ差ノ絶對ハ同時ニ同一用途ニ供スルモノニ付6.5 kg/mm²ヲ超ユルコト得ス

第十条 常温及燒入屈曲試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼及棒鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ採取シ其ノ幅、径又ハ對辺距離35 mm以上ナルコトヲ要ス 但シ「フランヂ」ノ幅50 mm未満ノ形鋼ヨリ採取セル試験片ノ幅ハ35 mm未満ナルヲ妨ケス径又ハ對辺距離35 mm未満ノ棒鋼ノ試験片ハ壓延セルママノ材料ヲ用ユルモノトス「フランヂ」ノ幅50 mm未満ノ形鋼ニ在リテハ之ニ壓力ヲ加ヘ若ハ鎚打シテ扁平ト為シタルモノヨリ採取スルコトヲ得
常温及燒入屈曲試験ニ在リテハ剪断ノ為生シタル稜角又ハ縁ノ不整ハ鑢又ハ研磨機ニ依リ削除シ又厚25 mm以上ノモノニ在リテハ剪断面ヲ機械仕上ト為スコトヲ得 但シ厚12 mm未満ノ燒入屈曲試験片ニ在リテハ此等ノ加工ヲ為スコトヲ得ス
試験片ニハ前項以外ノ加工ヲ為スコトヲ得ス
試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ燒鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

第十一条 常温屈曲試験ニ在リテハ試験片ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ次表規定ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ裂目ヲ生セサルコトヲ要ス

種別		内側半径
鋼板	第一種	厚ノ1.0倍
	第二種	厚ノ1.5倍
	第三種	密着
	第四種	厚ノ1.5倍
形鋼		厚ノ1.5倍
棒鋼	第一種	径又ハ對辺距離ノ1.5倍
	第二種	径又ハ對辺距離ノ1.5倍
鋲材	第一種	密着
	第二種	密着

第十二条 燒入屈曲試験ニ在リテハ試験片ヲ濃紅色(約650° C)ニ熱シタル後之ヲ約28° Cノ水中ニ急冷スルモノトス 此ノ場合ニ於テハ色ハ日光ノ直射セサル室内ニ於テ判定ス試験片ハ之ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ前条規定ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ裂目ヲ生セサルコトヲ要ス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

第十三条 試験片ノ数ハ次表ニ依ルモノトス

種別		抗張試験片ノ数	常温又ハ焼入屈曲試験片ノ数
鋼板	第一種及第二種	「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材1箇毎ニ1箇 但シ其ノ重量2.5瓲ヲ超ユルトキハ両端ヨリ各1箇	「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材1箇毎ニ常温屈曲試験片1箇 但シ其ノ重量2.5瓲ヲ超ユルトキハ両端ヨリ各1箇 又抗張力53kg/mm²以上ノ厚板ニ在リテハ更ニ焼入屈曲試験片1箇
	第三種及第四種	同上	「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材1箇毎ニ焼入屈曲試験片1箇 但シ其ノ重量2.5瓲ヲ超ユルトキハ両端ヨリ各1箇
形鋼 棒鋼(第一種及第二種) 鉄材(第一種及第二種)		同種、同一断面寸法ノ鋼材ニ付1錠銅毎ニ1箇 但シ同一錠銅ニ属シ「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材ノ数15箇以上ナルトキハ15箇又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増ス又径、若ハ対辺距離45mm未満ノ棒鋼ニ在リテハ上記15箇ヲ50箇トスコトヲ得	同一錠銅ニ属シ「ロール」ヨリ出テタルママノ同種、同一断面寸法ノ鋼材15箇又ハ其ノ端数毎ニ常温及焼入屈曲試験片各1箇

第十四条 試験片ハ供試材ヨリ採取前試験用ノ記号ヲ附シタル上製造者之ヲ規定ノ形状、寸法ニ作成スルモノトス

試験ハ製造所ニ於テ之ヲ行フ 此ノ場合ニ於テ註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ其ノ立會ヲ受クルモノトス

第十五条 抗張試験ニ於テ試験片カ標点間ノ中心ヨリ標点距離ノ1/4以外ニ於テ切断シタルトキハ其ノ試験ヲ無效トシ更ニ最初ニ試験片ヲ採取セシ鋼材ニ付再試験ヲ行フコトヲ得

第十六条 抗張試験又ハ屈曲試験ノ成績カ規格ニ合セサルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ採取シ再試験ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル鋼材ハ全部之ヲ不合格トス

第六章 鉄ノ試験

第十七条 鉄ニ對シテハ次ノ各号ノ試験ヲ行フモノトス

一、抗張試験 製造者ハ鉄ノ製造ニ用ヰタル材料ノ抗張試験成績表ヲ提出スルモノトス 若其ノ成績不明ナルトキハ製品タル鉄ニ付抗張試験ヲ行フ 此ノ場合ニ於ケル抗張力ハ第九条ノ鉄材ニ関スル規定ニ依ル 但シ伸ノ之ヲ測定セス
註文者又ハ検査員ニ於テ必要ヲ認メサルトキハ本試験ヲ省略スルコトヲ得

二、屈曲試験 常温ノママ鉄ノ脚部ヲ180度タケ屈曲シ第二図ノ如ク密着セシムルモ屈曲部ノ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

三、打展試験 鉄ノ頭部ヲ赤熱シ之ヲ第三図ノ如ク打チ展ハシテ最モ薄ク且其ノ径カ脚部ノ径ノ2.5倍ニ達スルモ其ノ縁ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

四、各試験ニ用ヰル鉄ノ数ハ同一径ノモノノ重量1/4瓲又ハ其ノ端数毎ニ1箇トス

第二図 第三図

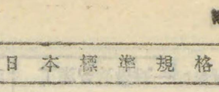

第十八条 鉄ノ再試験ニ付テハ第十六条ヲ準用ス

第七章 寸法及重量ノ公差

第十九条 鋼材ノ公差ハ別ニ定ムル鋼材ノ寸法及重量ノ公差規格ニ依ル
鋼材ノ重量ハ1cm³ノ鋼ヲ7.85gトシテ算出スルモノトス

第八章 検査

第二十条 註文者又ハ検査員ハ随時註文鋼材ノ製造工場及関係工場ニ出入シ註文鋼材ノ製造ノ検査スルコトヲ得

第二十一条 鋼塊、鋼片及鋼材ニハ適當ナル記号ヲ附シ其ノ製造ニ供シタル錠銅トノ関係ヲ明カナラシムルモノトス
鋼材ニハ製造所名又ハ商標及製鋼番号ヲ明示スルモノトス 但シ小サル鋼材ハ之ヲ結束シ1束毎ニ適當ノ方法ニ依リ上記ノ記号ヲ表示スルコトヲ得
試験片採取ニ先タチ製造者ハ鋼材ノ製鋼法、製鋼番号、壓延番号、寸法及重量ヲ明記セル鋼材ノ明細表ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス
註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ前記ノ諸記号ノ外鋼材ノ種別ヲ表示スヘキ塗色ヲ施シ且本規格ニ合格セシコトヲ証明スル記号ヲ鋼材毎ニ明示スルモノトス

第二十二条 鋼材ヲ壓延スル製造所ニ於テ鋼塊ヲ製造セサル場合ニ於テハ鋼材ノ製造ニ使用セル鋼塊ノ製造所名、製鋼法及製鋼番号ヲ明記セル証明書ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス
鋼材ノ記号其ノ他ニ付テハ前条第二項乃至第四項ヲ準用ス

附錄 (日本標準規格第1号抜萃)

金属材料抗張試験片

第一号試験片

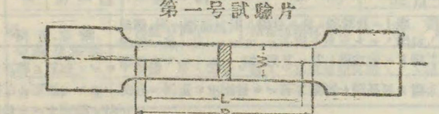

標点距離 L = 200 mm
平行部ノ長 P = 約 220 mm

試験片ノ厚 mm	幅W mm
23ヲ超ユルモノ	40以下
9 — 23	50以下
9未満	60以下

第二号試験片

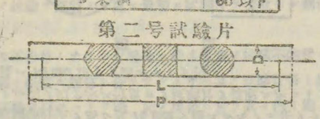

標点距離Lハ径(又ハ対辺距離)Dノ8倍、両端ヲ太クスルモノヲ在リテハ平行部ノ長PハDノ約9倍

第三号試験片

径(又ハ対辺距離)25 mmヲ超ユル試験片

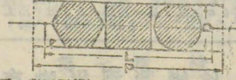

標点距離Lハ径(又ハ対辺距離)Dノ4倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約4.5倍

第一章 総則

第一条 本規格ハ鉄道車輛用壓延鋼材(罐用鋼材ヲ除ク以下單ニ鋼材ト称ス)ニ適用ス 但シ特ニ指定又ハ承認ニ依リ之ニ依ルヲ必要トセサル鋼材ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二章 種別

第二条 鋼材ノ種別ハ之ヲ次ノ4種トス
第一種
第二種
第三種
第四種

第三章 製造法

第三条 鋼材ハ特ニ指定セラレタル限リ酸性又ハ塩基性平爐ニ依リ製造スルモノトス
第四条 鋼材ハ使用上適当ナル程度ニ作成セラレ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス

第四章 化学試験

第五条 鋼材ノ成分中磷及硫黄ノ含有量ハ次表ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

種別	磷 %	硫黄 %
第一種	0.05	0.05
第二種	0.06	0.06
第三種	0.06	0.05
第四種	0.05	0.05

第六条 註文者又ハ其ノ指定シタル検査員(以下單ニ検査員ト称ス)ノ要求アルトキハ製造者ハ各錠銅ノ分析表ヲ提出スルモノトス

第五章 抗張試験、屈曲試験、鍛接試験及縦歴試験

第七条 試験片ハ註文者又ハ検査員ノ指定シタル鋼材ノ断片ヨリ之ヲ採取スルモノトス
但シ註文者又ハ検査員ノ希望ニ依リ指定ノ寸法ニ切断シタル鋼材ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テ試験片カ試験ニ合格シタルトキハ該鋼材ヲ指定寸法ノモノトシテ受領スルモノトス

第八条　抗張試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼(山形鋼、丁形鋼、工形鋼、溝形鋼等)、棒鋼及平鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ之ヲ採取シ若矯正ノ必要アルトキハ常温ノママ之ヲ行フモノトス

試験片ニハ鋼材共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

試験片ニハ成ルベク壓延肌ヲ殺スモノトス　但シ径又ハ對辺距離75 mm以下ノ棒鋼ニ在リテハ適宜機械仕上ヲ為シ又75 mmヲ超ユルモノニ在リテハ製造者ノ希望ニ依リ第一図ニ於ケル小円ノ以ク示ス位置ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得　此等ノ場合ニ於ケル試験片ノ径ハ14 mm以下ト為スコトヲ得ス

第一図

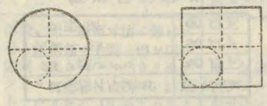

第九条　抗張試験ニ在リテハ標準抗張試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス　但シ鋳鋼板(之ニ類スルモノヲ含ム)及径又ハ對辺距離8 mm未満ノ鋼材並厚6 mm未満ノ鋼材ニハ本試験ヲ行ハス

抗張力ヲ重要トセサル部分ニ使用スル鋼材ニハ註文者又ハ檢査員ノ指定又ハ承認ニ依リ本試験ヲ省略スルコトヲ得　此ノ場合ニ於テハ常温屈曲試験ノミヲ行フモノトス

種別		抗張力 kg/mm²	標準抗張試験片	伸 %
鋼板形鋼及平鋼	第一種	36 — 41	第一号	25以上
	第二種	39 — 47	第一号	21以上
	第三種	44 — 50	第一号	20以上
棒鋼	第一種	36 — 41	第二号	27以上
			第三号	33以上
	第二種	39 — 47	第二号	21以上
			第三号	25以上
	第三種	44 — 50	第二号	20以上
			第三号	24以上
	第四種	50 — 60	第二号	19以上
			第三号	22以上

厚9 mm未満ノ鋼板、形鋼及平鋼ニ在リテハ上表規定ノ伸ヨリ2%ヲ減スルコトヲ得

第十条　常温及焼入屈曲試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼、棒鋼及平鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ採取シ其ノ幅、径又ハ對辺距離35 mm以上ナルコトヲ要ス

但シ「フランヂ」ノ幅50 mm未満ノ形鋼ヨリ採取セル試験片ノ幅ハ35 mm未満ナルヲ妨ケス

径又ハ對辺距離35 mm未満ノ棒鋼又ハ幅50 mm未満ノ平鋼ノ試験片ハ壓延セルママノ材料ヲ用フルモノトス

「フランヂ」ノ幅50 mm未満ノ形鋼ニ在リテハ之ニ壓力ヲ加ヘ若ハ鎚打シテ扁平ト為シタルモノヲ試験片ト為スコトヲ得

常温及焼入屈曲試験ニ在リテハ前項ノ為生シタル鍛肌又ハ縁ノ不整ハ鑢又ハ砥石ニ依リ削除シ又厚25 mm以上ノモノニ在リテハ剪断面ヲ機械仕上ト為スコトヲ得　但シ厚12 mm未満ノ焼入屈曲試験片ニ在リテハ此等ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試験片ニハ前項以外ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

第十一条　常温屈曲試験ニ在リテハ試験片ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ次表規定ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ裂痕ヲ生セサルコトヲ要ス

種別	内側半径
第一種	密着
第二種	厚径又ハ對辺距離ノ1.0倍
第三種	厚径又ハ對辺距離ノ1.5倍
第四種	(試験ヲ行ハス)

第十二条　焼入屈曲試験ニ在リテハ試験片ヲ濃紅色(約650°C)ニ熱シタル後之ヲ約28°Cノ水中ニ急冷スルモノトス　此ノ場合ニ於テハ色ハ日光ノ直射セサル室内ニ於テ判定ス

試験片ハ之ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ前条規定ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ裂痕ヲ生セサルコトヲ要ス

第十三条　鍛接試験ハ第一種鋼材(鋼材ヲ除ク)ニ限リ之ヲ行フモノトス

本試験ニ於テハ鍛接シタル試験片ニ付抗張試験及屈曲試験ヲ行ヒ次ノ条件ニ適合スルコトヲ要ス

一、鍛接部ノ抗張力ハ鍛接セサル部分ノ80%以上タルコト

二、鍛接部ヲ試験片ノ厚、径又ハ對辺距離ノ1.5倍ニ等シキ内側半径ニテ90度タケ屈曲スルモ其ノ部ニ分離ヲ生ゼサルコト

第十四条　總壓試験ハ第二種及第三種ノ棒鋼ニ限リ之ヲ行フモノトス

本試験ニ於テハ径又ハ對辺距離ノ2倍ニ等シキ長ヲ有スル試験片ヲ赤熱シタルママ原長ノ1/3ニ至ル迄總ノ方向ニ壓縮スルモ裂痕ヲ生セサルコトヲ要ス

第十五条　試験片ノ数ハ次表ニ依ルモノトス

種類	抗張試験片、屈曲試験片、鍛接試験片又ハ總壓試験片ノ数
鋼板、形鋼、平鋼及棒鋼	同種、同一断面寸法ノ鋼材ニ付1錠鋼毎ニ1箇　但シ同一錠鋼ニ属シ且「ロール」ヨリ出ヲタルママノ鋼材ノ数50箇以上ナルトキハ50箇又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増ス
台枠板	「ロール」ヨリ出ヲタルママノ鋼材1箇毎ニ1箇

第十六条　試験片ハ供試材ヨリ採取前試験用ノ記号ヲ附シタル上製造者之ヲ規定ノ形狀、寸法ニ作成スルモノトス

試験ハ製造所ニ於テ之ヲ行フ　此ノ場合ニ於テ註文者又ハ檢査員ノ要求アルトキハ其ノ立會ヲ受クルモノトス

第十七条　抗張試験ニ於テ試験片カ標点間ノ中心ヨリ標点距離ノ1/4以外ニ於テ切断シタルトキハ其ノ試験ヲ無效トシ更ニ最初ニ試験片ヲ採取セシ鋼材ニ付再試験ヲ行フコトヲ得

鍛接試験カ不合格トナリタル場合ニ於テ鍛接ノ技術不適當ト認メタルトキ亦同シ

第十八条　各試験ノ成績カ規格ニ合セサルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ採取シ再試験ヲ行フコトヲ得　此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル鋼材ハ全部之ヲ不合格トス

第六章　寸法及重量ノ公差

第十九条　鋼材ノ公差ハ別ニ定ムル鋼材ノ寸法及重量ノ公差規格ニ依ル

鋼材ノ重量ハ1 cm³ ノ鋼ヲ7.85 gトシテ算出スルモノトス

第七章　檢査

第二十条　註文者又ハ檢査員ハ隨時註文鋼材ノ製造工場及関係工場ニ出入シ註文鋼材ノ製造ヲ檢査スルコトヲ得

第二十一条　鋼塊、鋼片及鋼材ニハ適當ナル記号ヲ附シ其ノ製造ニ供シタル鋳鋼トノ関係ヲ明カナラシムルモノトス

鋼材ニハ製造所名又ハ商標及製鋼番号ヲ明示スルモノトス　但シ小ナル鋼材ハ之ヲ結束シ1束毎ニ適當ノ方法ニ依リ上記ノ記号ヲ表示スルコトヲ得

試験片採取ニ先タチ製造者ハ鋼材ノ製鋼法、製鋼番号、壓延番号、寸法及重量ヲ明記セル鋼材ノ明細表ヲ註文者又ハ檢査員ニ提出スルモノトス

註文者又ハ檢査員ノ要求アルトキハ前記ノ諸記号ノ外鋼材ノ種別ヲ表示スベキ塗色ヲ施シ且本規格ニ合格セルコトヲ証明スル記号ヲ鋼材毎ニ明示スルモノトス

第二十二条　鋼材ヲ壓延スル製造所ニ於テ之ヲ鋼塊ヲ製造セサル場合ニ於テハ鋼材ノ製造ニ使用セル鋼塊ノ製造所名、製鋼法及製鋼番号ヲ明記セル証明書ヲ註文者又ハ檢査員ニ提出スルモノトス

鋼材ノ記号其ノ他ニ付テハ前条第二項乃至第四項ヲ準用ス

附　錄　(日本標準規格第1号抜萃)

金属材料抗張試験片

第一号試験片

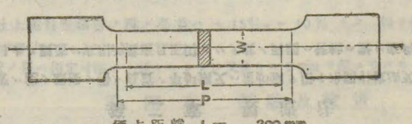

標点距離　L = 200 mm

平行部ノ長　P = 約220 mm

試験片ノ厚 mm	幅 W mm
23ヲ超ユルモノ	40以下
9 — 23	50以下
9未満	60以下

JES 日本標準規格 第23号 類別G12 頁 6

鉄道車輛用壓延鋼材

第二号試験片

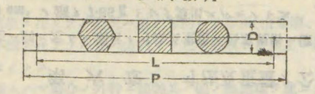

標点距離Lハ径（又ハ對辺距離）Dノ8倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約9倍

第三号試験片

径（又ハ對辺距離）25 mm ヲ超ユル試験片

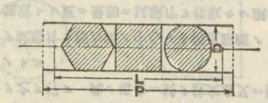

標点距離Lハ径（又ハ對辺距離）Dノ4倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約4.5倍

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第17号 類別G6 頁 1

機関車罐用継目無鋼管

第一章 総則

第一条 本規格ハ鉄道機関車罐ニ使用スル小焔管、大焔管及過熱管ニ之ヲ適用ス

第二章 製造法

第二条 管ハ能ク鍛接シ得ル良質ノ平爐鋼又ハ電爐鋼ヲ用キ冷間引抜法又ハ熱間仕上法ニヲ継目ナク製造シ実用的眞直且正円ニシテ其ノ両端ハ管軸ニ對シ直角ニ切断スルモノトス

冷間引抜継目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ燒鈍スルモノトス

第三条 大焔管ハ熱間仕上法ニヲ小焔管及過熱管ハ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員ノ指定ニ依リ冷間引抜法又ハ熱間仕上法ニヲ製造スルモノトス

第四条 管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス 但シ熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ軽度ノ凹凸又ハ総ニ沿ヒタル些細ノ条痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚カ公差ニヲ許サレタルモノナルトキハ之ヲ妨ケス

第三章 寸法ノ公差

第五条 管ノ外径ノ公差ハ±1%トス 但シ公差ノ最小値ハ冷間引抜継目無鋼管ニ在リテハ±0.3 mm、熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ±0.5 mmトス

第六条 冷間引抜継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ±10%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.3mmトス

熱間仕上継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ＋15%、－10%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.4 mmトス

成形管ニ在リテハ厚ノ公差ハ擴大セシ端ニ於テ＋10%、－15%又絞リタル端ニ於テ＋20%、－10%トス

第七条 管ノ長ハ指定寸法ヨリ短キコトナク長キモ3 mmヲ超エサルモノトス

第四章 試験及検査

第八条 擴大試験 管ノ端ヨリ約30 mm迄ノ部分ヲ常温ノママ外径ノ1.1倍迄擴大スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第17号 類別G6 頁 2

機関車罐用継目無鋼管

第九条 鍔出試験 管ノ端ヨリ常温ノママ管軸ニ直角ニ鍔ヲ作リ出シ其ノ外径ヲ次表規定ノ程度ニ達セシムルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ内径 mm	鍔ノ外径	
	冷間引抜継目無鋼管	熱間仕上継目無鋼管
100 未満	内径ノ 1.5倍	内径ノ 1.4倍
100 以上	内径ノ 1.4倍	内径ノ 1.3倍

第十条 燒入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ切取リ鎚打シテ平片トナシ約650°Cニ熱シタル後之ヲ約28°Cノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

種類	屈曲角度	内側半径
小焔管	180	密着
大焔管及過熱管	180	厚ノ 0.5倍

第十一条 水壓試験 管ハ内壓50 kg/cm² 以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ欠点ナキコトヲ要ス

第十二条 第八条乃至第十条ノ試験ハ同種、同一寸法ノ管50箇又ハ其ノ端数ヲ1組トナシ各組ヨリ各試験毎ニ1箇ノ試験片ヲ取リテ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス 若試験ノ結果本規格ニ合セサルモノアルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ取リテ再試験ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第十三条 水壓試験及寸法其ノ他ノ検査ハ1箇毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

JES 日本標準規格 第16号 類別G5 頁 1

円罐用継目無鋼管

第一章 総則

第一条 本規格ハ円罐ノ焔管及支柱管ニ使用スル冷間引抜継目無鋼管及熱間仕上継目無鋼管ニ之ヲ適用ス

第二章 製造法

第二条 管ハ良質ノ平爐鋼又ハ電爐鋼ヲ用キ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員ノ指定ニ依リ冷間引抜法又ハ熱間仕上法ニヲ継目ナク製造シ実用的眞直且正円ニシテ其ノ両端ハ管軸ニ對シ直角ニ切断スルモノトス

冷間引抜継目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ燒鈍スルモノトス

第三条 管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス 但シ熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ軽度ノ凹凸又ハ総ニ沿ヒタル些細ノ条痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚カ公差ニヲ許サレタルモノナルトキハ之ヲ妨ケス

第三章 寸法ノ公差

第四条 冷間引抜継目無鋼管ノ外径ノ公差ハ＋1%、－0.5%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.3 mmトス

熱間仕上継目無鋼管ノ外径ノ公差ハ±1%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.5 mmトス

第五条 冷間引抜継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ±10%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.3 mmトス

熱間仕上継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ＋15%、－10%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.4 mmトス

第六条 管ノ長ハ指定寸法ヨリ短キコトナク又長キモ5 mmヲ超エサルモノトス

第四章 試験及検査

第七条 擴大試験 管ノ端ヨリ約30 mm迄ノ部分ヲ常温ノママ次表規定ノ程度迄擴大スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス 但シ支柱管ニハ本試験ヲ行ハス

管ノ厚 mm	擴大ノ程度
3 未満	外径ノ 1.10倍
3 — 5	外径ノ 1.07倍
5ヲ超ユルモノ	外径ノ 1.06倍

大正十四年三月二十七日決定 工業品規格統一調査會

第八条 鍔出試験 管ノ端ヨリ常温ノママ管軸ニ直角ニ鍔ヲ作リ出シ其ノ外径ヲ次表規定ノ程度ニ達セシムルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス 但シ支柱管ニハ本試験ヲ行ハス

管ノ外径 mm	鍔ノ外径	
	冷間引抜継目無鋼管	熱間仕上継目無鋼管
60 未満	内径ノ 1·5倍	内径ノ 1·4倍
100 未満	内径ノ 1·4倍	内径ノ 1·3倍
150 未満	内径ノ 1·3倍	内径ノ 1·2倍
150 以上	内径ヨリ大ナルコト 45 mm	内径ヨリ大ナルコト 40 mm

第九条 扁平試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管状試験片ヲ切取リ常温ノママ之ヲ扁平ト為シ其ノ屈曲部ヲ次表規定ノ内側半径ニ達スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

種類		内側半径	
		冷間引抜継目無鋼管	熱間仕上継目無鋼管
焔管	厚 4 mm 未満	厚ノ 0·5倍	厚ノ 1·0倍
	厚 4 mm 以上	厚ノ 1·0倍	厚ノ 1·5倍
支柱管		厚ノ 1·5倍	厚ノ 2·0倍

第十条 焼入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ切取リ鎚打シテ平片ト為シ約550°C ニ熱シタル後之ヲ約28°C ノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

種類		屈曲角度	内側半径
焔管	厚 4 mm 未満	180	厚ノ 1·5倍
	厚 4 mm 以上	180	厚ノ 2·0倍
支柱管		180	厚ノ 3·0倍

第十一条 抗張試験 管状試験片又ハ管ヨリ縦ニ切取リ之ヲ鎚打シテ平片ト為シタル板状試験片(標準抗張試験片第五号)ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス 但シ板状試験片ハ試験前之ヲ焼鈍スルコトヲ得

熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ支柱管ニ限リ本試験ヲ行フ

種類	抗張力 kg/mm²	伸 %(50 mm ニ付)
冷間引抜継目無鋼管	41 以下	35 以上
熱間仕上継目無鋼管	43 以下	35 以上

第十二条 水壓試験 管ハ内壓 50 kg/cm² 以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ欠点ナキコトヲ要ス

第十三条 第七条乃至第十一条ノ試験ハ同種、同一寸法ノ管 50 箇又ハ其ノ端数ヲ1組ト為シ各組ヨリ各試験毎ニ1箇ノ試験片ヲ取リ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス 若試験ノ結果本規格ニ合セサルモノアルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ取リ之ヲ再試験ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇ニテモ不合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第十四条 水壓試験及寸法其ノ他ノ検査ハ1箇毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

附 錄 (日本標準規格第1号抜萃)

金属材料抗張試験片 第五号

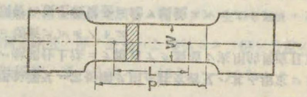

標点距離 L = 50 mm
平行部ノ長 P = 約70 mm
幅 W = 25 mm
厚ハ原厚ノママトス

第一章 総 則

第一条 本規格ハ水管罐ニ使用スル冷間引抜継目無鋼管及熱間仕上継目無鋼管ニ之ヲ適用ス 但シ特殊ノ用途ニ供スル高級品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二章 製造法

第二条 管ハ良質ノ平炉鋼又ハ電炉鋼ヲ用ヒ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員(以下単ニ検査員ト称ス)ノ指定ニ依リ冷間引抜法又ハ熱間仕上法ニヲ継目ナク製造シ実用的ニ真直且正円ニシテ其ノ両端ハ管軸ニ對シ直角ニ切断スルモノトス

冷間引抜継目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ焼鈍スルモノトス

第三条 管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス 但シ熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ軽度ノ凹凸又ハ細ニ沿ヒタル些細ノ条痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚ハ公差ニヲ許サレタルモノナルトキハ之ヲ妨ケス

第三章 寸法ノ公差

第四条 冷間引抜継目無鋼管ノ外径ノ公差ハ +1%、−0·5% トス 但シ公差ノ最小値ハ±0·3 mm トス

熱間仕上継目無鋼管ノ外径ノ公差ハ±1% トス 但シ公差ノ最小値ハ±0·5 mm トス

第五条 冷間引抜継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ +10%、−5% トス 但シ公差ノ最小値ハ+0·3 mm、−0·15 mm トス

熱間仕上継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ +15%、−10% トス 但シ公差ノ最小値ハ±0·4 mm トス

第六条 管ノ長ハ指定寸法ヨリ短キコトナク長キモ 5 mm ヲ超エサルモノトス

第四章 試験及検査

第七条 擴大試験 管ノ端ヨリ約 30 mm 迄ノ部分ヲ常温ノママ次表規定ノ程度迄擴大スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚 mm	擴大ノ程度
3 未満	外径ノ 1·10倍
3 — 5	外径ノ 1·07倍
5 ヲ超ユルモノ	外径ノ 1·05倍

第八条 押擴ケ試験 管ノ端ヲ常温ノママ次表規定ノ程度迄喇叭形ニ押擴クルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス 但シ外径 100 mm 以上ノ熱間仕上継目無鋼管ニハ本試験ヲ行ハス

管ノ外径 mm	押擴ケノ程度
50 未満	外径ノ 1·25 倍
50 以上	外径ノ 1·15 倍

本試験ハ註文者又ハ検査員ノ指定又ハ承認アリタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第九条 扁平試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管状試験片ヲ切取リ常温ノママ之ヲ扁平ト為シ其ノ屈曲部ヲ次表規定ノ内側半径ニ達スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚 mm	内側半径	
	冷間引抜継目無鋼管	熱間仕上継目無鋼管
4 未満	厚ノ 0·5倍	厚ノ 1·0倍
4 以上	厚ノ 1·0倍	厚ノ 1·5倍

第十条 焼入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ切取リ鎚打シテ平片ト為シ約650°C ニ熱シタル後之ヲ約 28°C ノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚 mm	屈曲角度	内側半径
4 未満	180	厚ノ 1·5倍
4 以上	180	厚ノ 2·0倍

第十一条 抗張試験 管状試験片又ハ管ヨリ縦ニ切取リ之ヲ鎚打シテ平片ト為シタル板状試験片(標準抗張試験片第五号)ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス 但シ板状試験片ハ試験前之ヲ焼鈍スルコトヲ得

種類	抗張力 kg/mm²	伸 %(50 mm ニ付)
冷間引抜継目無鋼管	41 以下	35 以上
熱間仕上継目無鋼管	43 以下	35 以上

第十二条 水壓試験 管ハ内壓 100 kg/cm² 以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ欠点ナキコトヲ要ス

水管罐用継目無鋼管

第十三条　第七条乃至第十一条ノ試験ハ同種、同一寸法ノ管 50 個又ハ其ノ端数ヲ 1 組ト為シ各組ヨリ各試験毎ニ 1 個ノ試験片ヲ取リテ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス　若試験ノ結果本規格ニ合セサルモノアルトキハ其ノ試験片各 1 個ニ付更ニ 2 個ノ試験片ヲ取リテ再試験ヲ行フコトヲ得　此ノ場合ニ於テ其ノ内 1 個タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第十四条　水壓試験及寸法其ノ他ノ檢査ハ 1 個毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

附　錄　（日本標準規格第 1 号抜萃）

金属材料抗張試験片　第五号

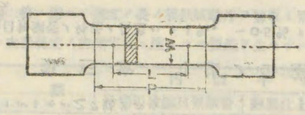

標点距離 L ＝ 50 mm
平行部ノ長 P ＝約 70 mm
幅　　W ＝ 25 mm
厚ハ原厚ノママトス

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

一般用継目無鋼管

第一章　総　則

第一条　本規格ハ別ニ規定スル罐用継目無鋼管以外ノ冷間引抜継目無鋼管及熱間仕上継目無鋼管ニ之ヲ適用ス　但シ特殊ノ用途ニ供スル高級品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二章　種　別

第二条　本規格ニ於テ規定スル継目無鋼管ハ之ヲ次ノ 6 種トス

- 第一種
- 第二種
- 第三種
- 第四種　（冷間引抜継目無鋼管）
- 第五種
- 第六種　（熱間仕上継目無鋼管）

第三章　製造法

第三条　管ハ良質ノ平炉鋼又ハ電炉鋼ヲ用ヒ註文者又ハ其ノ指定シタル檢査員（以下單ニ檢査員ト称ス）ノ指定ニ依リ冷間引抜法又ハ熱間仕上法ニテ継目ナク製造シ実用的真直且正円ニシテ其ノ両端ハ管軸ニ對シ直角ニ切断スルモノトス
冷間引抜継目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ焼鈍スルモノトス

第四条　管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス　但シ熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ軽度ノ凹凸又ハ綫ニ沿ヒタル些細ノ条痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚カ公差ニテ許サレタルモノナルトキハ之ヲ妨ケス

第四章　寸法ノ公差

第五条　管ノ外径ノ公差ハ ±1% トス　但シ公差ノ最小値ハ冷間引抜継目無鋼管ニ在リテハ ±0·3 mm、熱間仕上継目無鋼管ニ在リテハ ±0·5 mm トス

第六条　冷間引抜継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ ±10% トス　但シ公差ノ最小値ハ ±0·3 mm トス
熱間仕上継目無鋼管ノ厚ノ公差ハ ＋15%、－10% トス　但シ公差ノ最小値ハ ±0·4 mm トス

第七条　管ノ長ハ指定寸法ヨリ短キコトナク長キモ 5 mm ヲ超エサルモノトス

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

一般用継目無鋼管

第五章　試験及檢査

第八条　擴大試験　管ノ端ヨリ約 30 mm 迄ノ部分ヲ常温ノママ次表規定ノ程度迄擴大スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ第一種及第二種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハス

管ノ厚 mm	擴大ノ程度
3　未満	外径ノ　1·10 倍
3—5	外径ノ　1·07 倍
5　ヲ超ユルモノ	外径ノ　1·05 倍

第九条　壓壊試験　管ノ端ヨリ長 50 mm ノ管狀試験片ヲ切取リ之ヲ焼鈍スルコトナク常温ノママ試験片ノ長ノ 1/2 ニ至ル迄壓ノ方向ニ壓縮スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ外径 50 mm 以下ノ管ニ在リテハ試験片ノ長ヲ管ノ外径ニ等シクスルコトヲ得又第三種、第四種、第五種及第六種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハス

第十条　扁平試験　管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管狀試験片ヲ切取リ常温ノママ之ヲ扁平ト為シ其ノ屈曲部カ次表規定ノ内側半径ニ達スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ第一種及第二種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハス

種　別	内側半径
第三種及第四種	厚ノ　1·0 倍
第五種及第六種	厚ノ　1·0 倍

第十一条　焼入屈曲試験　管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ切取リ鎚打シテ扁平ト為シ約 650°C ニ熱シタル後之ヲ約 28°C ノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス　但シ第一種及第二種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハス

屈曲角度	内側半径
180	厚ノ 2·0 倍

第十二条　抗張試験　管狀試験片又ハ管ヨリ綫ニ切取リ之ヲ鎚打シテ平片ト為シタル板狀試験片（標準抗張試験片第五号）ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス　但シ板狀試験片ハ試験前之ヲ焼鈍スルコトヲ得

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

一般用継目無鋼管

種　別	抗張力 kg/mm²	伸 % (50 mm ニ付)
第一種	48　以上	20　以上
第二種	44　以上	25　以上
第三種	38　以上	30　以上
第四種	30　以上	35　以上
第五種	38　以上	30　以上
第六種	30　以上	35　以上

第十三条　水壓試験　管ハ豫メ指定シタル水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ欠点ナキコトヲ要ス

第十四条　第八条、第九条、第十条及第十二条ノ試験ハ用途ニ應シ註文者又ハ檢査員ノ指定又ハ承認アリタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十五条　第八条乃至第十二条ノ試験ハ同種、同一寸法ノ管 50 個又ハ其ノ端数ヲ 1 組ト為シ各組ヨリ各試験毎ニ 1 個ノ試験片ヲ取リテ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス　若試験ノ結果本規格ニ合セサルモノアルトキハ其ノ試験片各 1 個ニ付更ニ 2 個ノ試験片ヲ取リテ再試験ヲ行フコトヲ得　此ノ場合ニ於テ其ノ内 1 個タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第十六条　水壓試験及寸法其ノ他ノ檢査ハ 1 個毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

附　錄　（日本標準規格第 1 号抜萃）

金属材料抗張試験片　第五号

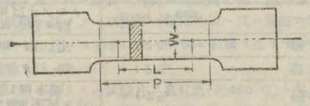

標点距離、L ＝ 50 mm
平行部ノ長 P ＝約 70 mm
幅　　W ＝ 25 mm
厚ハ原厚ノママトス

大正十四年三月二十七日決定　工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第24号 | 類別G13 | 頁 1

壓延鋼材ノ寸法及重量ノ公差

第一条 壓延鋼材(以下單ニ鋼材ト称ス)ノ寸法及重量ノ公差ハ特ニ指定ナキ限リ本規格ニ依ルモノトス

第二条 鋼材ノ寸法ノ公差ハ次表ニ依ル

種類			公差	
棒鋼	径、辺又ハ對辺距離		±2%	但シ最小値 ±0.5mm
	鉄材ノ径		±2%	但シ最小値 ±0.3mm
	長	7m以下	+40mm	———
		7mヲ超ユルモノ	長1mヲ増ス毎ニ上記ノ公差ニ更ニ5mmヲ加フ	但シ最大値 +120mm
		常温ノママ切断シタルモノ	+10mm	———
平鋼 半丸鋼	幅		±2%	但シ最小値 ±1.0mm
	厚		±6%	但シ最小値 ±0.5mm
	長	7m以下	+40mm	———
		7mヲ超ユルモノ	長1mヲ増ス毎ニ上記ノ公差ニ更ニ5mmヲ加フ	但シ最大値 +120mm
		常温ノママ切断シタルモノ	+10mm	———
形鋼	「ウエッブ」ノ高		±1.5%	但シ最大値 ±4.0mm 最小値 ±2.0mm
	「フランヂ」ノ幅		±2%	但シ最小値 ±1.5mm
	厚	10mm以下	±10%	但シ最小値 ±0.6mm
		10mmヲ超ユルモノ	±6%	———
	長	7m以下	+40mm	———
		7mヲ超ユルモノ	長1mヲ増ス毎ニ上記ノ公差ニ更ニ5mmヲ加フ	但シ最大値 +120mm
		常温ノママ切断シタルモノ	+10mm	———
「ユニバーサル」鋼板	幅		±2%	但シ最大値 ±4.0mm
	厚		±6%	但シ最小値 ±0.5mm
	長	7m以下	+40mm	———
		7mヲ超ユルモノ	長1mヲ増ス毎ニ上記ノ公差ニ更ニ5mmヲ加フ	但シ最大値 +120mm
		常温ノママ切断シタルモノ	+10mm	———

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第24号 | 類別G13 | 頁 2

壓延鋼材ノ寸法及重量ノ公差

種類			公差	
鋼板	幅	厚5mm未満ニシテ幅1m未満	+1.2%	但シ最小値 +10mm
		其ノ他	+1.2%	但シ最小値 +15mm
	厚	5mm以下	±1.2%	但シ最小値 ±0.2mm
		5mmヲ超ヘ幅1.6m以下ノモノ	±0.7%	———
		5mmヲ超ヘ幅1.6mヲ超ユルモノ	幅200mmヲ増ス毎ニ上記ノ公差ニ更ニ±0.1mmヲ加フ	但シ最大値 ±1.6mm
	長		+0.5%	但シ最小値 +20mm

第三条 鋼材ノ重量ハ1cm³ノ鋼ヲ7.85gトシテ算出シ其ノ公差ハ次表ニ依ル

種類		公差
棒鋼、平鋼、半丸鋼、形鋼及「ユニバーサル」鋼板		1箇ニ付計量スル場合 ±6%
		同一寸法ノモノ10箇以上ヲ1組トシテ計量スル場合 ±5%
鋼板	厚5mm以下	1箇ニ付計量スル場合 ±10%
	厚5mmヲ超ヘ10mm以下ニシテ幅3m以下	同上 ±8%
	厚5mmヲ超ヘ10mm以下ニシテ幅3mヲ超ユルモノ幅	同上 ±12%
	厚10mmヲ超ヘ3m以下	同上 ±6%
	厚10mmヲ超ヘ幅3mヲ超ユルモノ	同上 ±9%
	縞鋼板、タンク・プレート其ノ他ノ雑用鋼板	同上 ±10%
		同一寸法ノモノ10箇以上ヲ1組トシテ計量スル場合 1箇ニ付計量スル場合ノ1/2

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第21号 | 類別G10 | 頁 1

造船用壓延鋼材

第一章 總則

第一条 本規格ハ造船用壓延鋼材(以下單ニ鋼材ト称ス)ニ適用ス 但シ特ニ指定又ハ承認ニ依リ之ニ依ルヲ必要トセサル鋼材ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二章 種別

第二条 鋼材ノ種別ハ次ノ通リトス

一、鋼板 第一種
第二種

二、形鋼 第一種
第二種

三、鉄材 第一種
第二種

第三章 製造法

第三条 鋼材ハ特ニ指定ナキ限リ酸性又ハ塩基性平炉ニ依リ製造スルモノトス

第四条 鋼材ハ使用上差支ナキ程度ニ於テ成セラレ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス

第四章 抗張試驗及屈曲試驗

第五条 試驗片ハ註文者又ハ其ノ指定シタル檢査員(以下單ニ檢査員ト称ス)ノ指定シタル鋼材ノ断片ヨリ之ヲ採取スルモノトス 但シ註文者又ハ檢査員ノ希望ニ依リ指定ノ寸法ニ切断シタル鋼材ヨリ試驗片ヲ採取スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テ試驗片カ試驗ニ合格シタルトキハ該鋼材ヲ指定寸法ノモノトシテ受領スルモノトス

第六条 抗張試驗片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ鍛ノ方向ヨリ形鋼(山形鋼、丁形鋼、工形鋼、溝形鋼等)ニ在リテハ長ノ方向ヨリ之ヲ採取シ若矯正ノ必要アルトキハ常温ノママ之ヲ行フモノトス

試驗片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ニ

試驗片ニハ成ルヘク壓延肌ヲ残スモノトス

第七条 抗張試驗ニ在リテハ標準抗張試驗片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス 但シ縞鋼板(之ニ類スルモノヲ含ム)及厚6mm未満ノ鋼材ニハ本試驗ヲ行ハス

抗張力ヲ重要トセサル部分ニ使用スル鋼材ニハ註文者又ハ檢査員ノ指定又ハ承認ニ依リ本試驗ヲ省略スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ常温屈曲試驗ノミヲ行フモノトス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

JES | 日本標準規格 | 第21号 | 類別G10 | 頁 2

造船用壓延鋼材

種別		抗張力kg/mm²	標準抗張試驗片	伸%	
鋼板	第一種	41—50	第一号	厚9mm以上	20以上
				厚9mm未満	16以上
	第二種	44—50	第一号	厚9mm以上	20以上
				厚9mm未満	18以上
形鋼	第一種	41—52	第一号	厚9mm以上	20以上
				厚9mm未満	16以上
	第二種	44—50	第一号	厚9mm以上	20以上
				厚9mm未満	18以上
鉄材	第一種	39—48	第二号	25以上	
			第三号	30以上	
	第二種	41—48	第二号	25以上	
			第三号	30以上	

第八条 常温及焼入屈曲試驗片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ鍛ノ方向ヨリ形鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ採取シ其ノ幅35mm以上ナルコトヲ要ス 但シ「フランヂ」ノ幅50mm未満ノ形鋼ヨリ採取セル試驗片ノ幅ハ35mm未満ナルヲ妨ケス

「フランヂ」ノ50mm未満ノ形鋼ニ在リテハ之ニ壓力ヲ加ヘ若ハ鎚打シテ最平ト為シタルモノヲ試驗片ト為スコトヲ得

常温及焼入屈曲試驗片ニ在リテハ剪断ノ為生シタル鋭角又ハ縁ノ不整ハ鑢又ハ研磨機ニ依リ削除シ又厚25mm以上ノモノニ在リテハ剪断面ヲ機械仕上ト為スコトヲ得 但シ厚12mm未満ノ焼入屈曲試驗片ニ在リテハ此等ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試驗片ニハ前項以外ノ加工ヲ為スコトヲ得ス

試驗片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ焼鈍其ノ他ノ熱処理ヲ施スコトヲ得ス

第九条 常温屈曲試驗ニ在リテハ試驗片ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ其ノ厚ノ1.5倍以下ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鉄材ニハ本試驗ヲ行ハス

第十条 焼入屈曲試驗ニ在リテハ試驗片ヲ濃紅色(約650°C)ニ熱シタル後之ヲ約28°Cノ水中ニ急冷スルモノトス 此ノ場合ニ於テハ色ノ日光ノ直射セサル室内ニ於テ判定ス

試驗片ハ之ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ其ノ厚ノ1.5倍以下ノ内側半径ニテ180度タケ屈曲スルモ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鉄材ニハ本試驗ヲ行ハス

大正十四年三月二十七日決定 | 工業品規格統一調査會

第十一条 試験片ノ数ハ次表ニ依ルモノトス

種類	抗張試験片ノ数	常温又ハ焼入屈曲試験片ノ数
形鋼及鋼板（常温ニテ曲縁スヘキ鋼板ヲ除ク）	同一銘鋼ニ属スル形鋼又ハ鋼板毎ニ1箇 但シ其ノ重量25噸ヲ超エルトキハ25噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増シ又其ノ厚9mmノ差アル毎ニ更ニ1箇ヲ加フ	同種、同一断面寸法ノ鋼材ニ付1銘鋼毎ニ1箇、但シ同一銘鋼ニ属シ且「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材ノ数10箇以上ナルトキハ10箇又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増ス
常温ニテ曲縁スヘキ鋼板	同上	「ロール」ヨリ出テタルママノ鋼材1箇毎ニ常温屈曲試験片1箇
鋲材	1銘鋼毎ニ1箇 但シ其ノ重量10噸ヲ超ニルトキハ10噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇ヲ増ス	……

第十二条 試験片ハ供試材ヨリ採取前試験用ノ記号ヲ附シタル上製造者之ヲ規定ノ形状、寸法ニ作成スルモノトス

試験ハ製造所ニ於テ之ヲ行フ 此ノ場合ニ於テ註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ其ノ立會ヲ受クルモノトス

第十三条 抗張試験ニ於テ試験片カ標点間ノ中心ヨリ標点距離ノ1/4以外ニ於テ切断シタルトキハ其ノ試験ヲ無效トシ更ニ最初ニ試験片ヲ採取セシ鋼材ニ付再試験ヲ行フコトヲ得

第十四条 抗張試験又ハ屈曲試験ノ成績カ規格ニ合セサルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ採取シ再試験ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇ニテモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル鋼材ハ全部之ヲ不合格トス

第五章 鋲ノ試験

第十五条 本規格ニ依リ鋲材ノ試験ヲ行ハサル材料ヲ用ヒ製造シタル鋲ニ對シテハ次ノ各号ノ試験ヲ行フモノトス

一、屈曲試験 常温ノママ鋲ノ脚部ヲ180度タタク屈曲シ第一図ノ如ク密着セシムルモ屈曲部ノ外側ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

二、打展試験 鋲ノ頭部ヲ赤熱シ之ヲ第二図ノ如ク打チ展ハシテ扁平ト為シ其ノ径カ脚部ノ径ノ2.5倍ニ達スルモ其ノ縁ニ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

三、各試験ニ用ユル鋲ノ数ハ同一径ノモノノ重量1/4噸又ハ其ノ端数毎ニ1箇トス

第一図 第二図

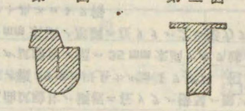

第十六条 鋲ノ再試験ニ付テハ第十四条ヲ準用ス

第六章 寸法及重量ノ公差

第十七条 鋼材ノ公差ハ別ニ定ムル鋼材ノ寸法及重量ノ公差規格ニ依ル

鋼材ノ重量ハ1cm³ノ鋼ヲ7.85gトシテ算出スルモノトス

第七章 檢査

第十八条 註文者又ハ検査員ハ随時註文鋼材ノ製造工場及関係工場ニ出入シ註文鋼材ノ製造ヲ検査スルコトヲ得

第十九条 鋼塊、鋼片及鋼材ニハ適當ナル記号ヲ附シ其ノ製造ニ供シタル銘鋼トノ関係ヲ明カナラシムルモノトス

鋼材ニハ製造所名又ハ商標及製鋼番号ヲ明示スルモノトス 但シ小ナル鋼材ハ之ヲ結束シ一束毎ニ適當ノ方法ニ依リ上記ノ記号ヲ表示スルコトヲ得

試験片採取ニ先タチ製造者ハ鋼材ノ製鋼法、製鋼番号、壓延番号、寸法及重量ヲ明記セル鋼材ノ明細表ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ前記ノ諸記号ノ外鋼材ノ種別ヲ表示スヘキ塗色ヲ施シ且本規格ニ合格セルコトヲ証明スル記号ヲ鋼材毎ニ明示スルモノトス

第二十条 鋼材ヲ壓延スル製造所ニ於テ鋼塊ヲ製造セサル場合ニ於テハ鋼材ノ製造ニ使用セル鋼塊ノ製造所名、製鋼法及製鋼番号ヲ明記セル証明書ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

鋼材ノ記号其ノ他ニ付テハ前条第二項乃至第四項ヲ準用ス

附錄 （日本標準規格第1号抜萃）

金属材料抗張試験片

第一号試験片

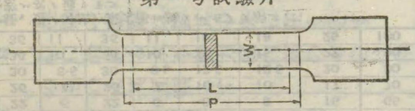

標点距離 L＝ 200 mm

平行部ノ長 P＝ 約 220 mm

試験片ノ厚 mm	幅 W mm
23ヲ超ユルモノ	40 以下
9—23	50 以下
9未満	60 以下

第二号試験片

標点距離 L ハ径（又ハ對辺距離）D ノ8倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長 P ハ D ノ約9倍

第三号試験片

径（又ハ對辺距離）25 mm ヲ超ユル試験片

標点距離 L ハ径（又ハ對辺距離）D ノ4倍、両端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長 P ハ D ノ約4.5倍

第一章 総則

第一条 本規格ハ蒸気、水、蒸気等ノ輸送其ノ他雑種ノ用途ニ使用スル燃目無鋼管若ハ鍛接管ニ之ヲ適用ス 但シ用途ニ應シ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員ノ指定又ハ承認アリタルトキハ本規格ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第二章 製造法

第二条 管ハ良質ノ平炉鋼、電炉鋼、酸炉鋼又ハ鉄ヲ用キテ製造シ実用的満直且正円ニシテ其ノ内外面ニ有害ナル欠点ナキコトヲ要ス

第三条 管ハ其ノ両端ニ別ニ定ムル管用ねじヲ有スルモノ（此ノ管ニハ1箇毎ニ接手管1箇ヲ付スルモノトス）又ハ接続上必要ナル形状ニ加工シタルモノトス

第三章 寸法ノ公差

第四条 管ノ外径ノ公差ハ±1%トス 但シ公差ノ最小値ハ±0.5 mmトス

第四章 試験及検査

第五条 屈曲試験 管内ニ砂ヲ填ノ赤熱ノ状態ニ於テ適當ノ方法ニ依リ管ノ内径ノ1.5倍ニ相當スル内側半径ヲ以テ管ヲ90度屈曲スルモ継目線又ハ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鍛接管ニ在リテハ前項ノ試験ニ際シ其ノ継目ヲ屈曲内側ヨリ約45度ノ位置ニ置クモノトス

第六条 水壓試験 管ハ内壓25 kg/cm²以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ欠点ナキコトヲ要ス

第七条 屈曲試験ハ管ノ外径ヲ異ニスル毎ニ100箇又ハ其ノ端数ヲ1組ト為シ各組ヨリ1箇ノ試験片ヲ取リテ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス 若試験ノ結果本規格ニ合セサルモノアルトキハ其ノ試験片各1箇ニ付更ニ2箇ノ試験片ヲ取リテ再試験ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テ其ノ内1箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第八条 水壓試験及寸法其ノ他ノ検査ハ1箇毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

JES　日本鐵筋規格　第14号　類別B4

總

一、鐵筋ノ本規格ニ於ケル規定スル鉄筋ノ形狀ヲ左ニ掲ク

平鉄　丸鉄　角鉄　三角鉄

二、寸法

形狀	平		丸	角	三角	突起形平丸ノ突起ノ高サ(約)	突起ノ間隔(約)
長	幅	厚	徑	辺	辺		
100	12	4	4	4	10	0.5	6.5
150	17	5	5	6	12	0.5	8.5
200	22	6	6	8	15	0.5	10
250	26	7	7	10	17	0.7	12
300	30	8.5	8.5	12.5	20	0.7	14
350	34	10	10	15	22	0.7	15
400	38	11	11	18	25	1.0	16

輪、厚、徑、辺ノ寸法ハ最大極ヲ於ケルモノヲ示ス
寸法ノ公差ハ次ノ通リトス
1、幅、厚、徑、辺ニ於テ±2%トス　但シ10mm未滿ニ対シテハ±0.2mmトス
2、長ニ於テ±2%トス

三、目

目ノ数 / 鉄筋	上目ノ						下目ノ					
	長 mm	100	150	200	250	300	350	400	角度(約)			
荒	目	14	12	10	9	8	7	6	70			
中	目	19	17	15	13	11	10	9	72			
細	目	28	25	22	19	17	15	14	75			
油	目	45	38	34	30	26	23	21	80			

上目数ノ80～90%ノ普通トス　但シ用途ニ依リ下目数ヲ上目数ノ増加スルコトアリ

四、其ノ他

鉄筋ノ寸法ニ関シ、形狀及目ノ種類ニ依ル

大正十四年三月二十七日設定　工業品規格統一調査會

構造強度計算規準

本書に於ては、主として鐵骨及び鐵筋「コンクリート」構造強度計算の規準を定め並に構造計算の書式を提示するものなり

A　一般方針　B基本事項　C計算書式

A

1　設計に用ふる外力

柱梁等の設計には常時荷重の外地震等に依る横力を加算す

2　常時荷重による曲能率

柱梁等の設計には常時荷重(不平均荷重を含む)に依る曲能率を考慮す

3　横　力

震力は震度を假定して之れを算出す

震度は建物の大小高低に拘らず、全部に對し同一係數を採用す。但屋上突出物或は水槽、煙突等特に高き建造物に於ては之を適當に增加するものとす

風力は土地の狀況により、適當に之れを假定す

横力としては震力及風力の中、其影響の大なるものを採る

4　横力分布

床が剛なる場合を標準とす

5　架構主體及壁體

架構主體は鐵骨又は鐵筋「コンクリート」造とす

壁體は鐵筋「コンクリート」造を標準とし、煉瓦「ブロック」等は、之と比較して其價値を定む

B　基本事項

1　震力計算に用ふべき床の荷重

震力計算に際し震度を乘ずべき床の靜荷重は其全部を採り、動荷重は其五割迄減ずることを得

但倉庫、書庫、陳列室觀覽席、集會室の如きものにありては、之れを減せざるものとす

2　架構の解法

a　横力に對する架構の計算は次の假定による

（等張間を標準とす）

i　柱梁の虚點は皆其中央に在りとす

ii　柱に於ける水平剪力は内部のものは相等しく外側のものは其五割とす

iii　柱に於ける直應力は内部の柱に於ては零とし外側の柱にのみ起るものとす

b　垂直荷重に對する架構の計算には、次の圖に示す如く、曲能率を假定す

（等張間を標準とし等布荷重の場合wを單位とす　但　$w=wl$　l=張間　w=等布荷重）

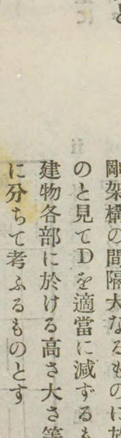

3　横力分布係數(D)の算定

架構の剛度の比によりて計算す

但便宜下の如く假定することを得

剛強なる床が適當の間隔に於て、剛架構に固持せられたるときは、各架構に於ける分布係數次の如し（等張間を標準とす）

柔架構（柱梁よりなる普通の矩形架構）	一張間に付	D=1
梁を「アーチ」形等としたるもの	一張間に付	D=2～4
筋違を有するもの	一張間に付	D=4～3
剛架構、開口ある剛壁を有するもの	一張間に付	D=5～15
開口なき剛壁を有するもの	一張間に付	D=8～20

剛架構の間隔大なるものに於ては、床を可撓なるものと見てDを適當に減ずるものとす

建物各部に於ける高さ大さ等の差大なる時は、個々に分ちて考ふるものとす

4　各種壁體の强度標準

a　鐵筋「コンクリート」壁

剛壁と看做し得るものは、厚さ八糎以上にして、鐵筋は十文字に、一方向に付き其斷面積の三百六十分の一以上挿入せるものとす

開口ある所には、斜角筋を挿入すべし

上記剛壁に於ける剪力が4.5瓲/㎠を超る場合には其れ以上の剪力に對して別に鐵筋を挿入するものとす

b 煉瓦壁

剛壁と看做し得るものは、厚さ三十糎以上のものとし、架構に完全に緊結補強せられたる場合は、同厚の鐵筋「コンクリート」の壁の三分の一の強度を有するものと看做す

c 鐵筋「コンクリートホローブロック」壁

柱梁に完全に緊結し、上記鐵筋「コンクリート」壁に準じ、鐵筋を挿入せる時は、其正味の厚さの鐵筋「コンクリート」壁と同一の強度を有するものと看做す

d 鐵筋「コンクリートブロック」壁

柱梁に完全に緊結し、上記鐵筋「コンクリート」壁に準じ、鐵筋を挿入せる時は、次圖tの厚さの鐵筋「コンクリート」壁と同一の強度を有するものと看做す

e 「ホロータイル」「メタルラス」漆喰壁の類

之等は强度を有せざるものと看做す

C 計算書式

1 一般事項

a 許容應力度其他

f_t= f_c= f_b= f_s=

地耐力= t 抗耐力= 地震々度=0.1

b 假定荷重

i

床 / 屋根	版	小梁	大梁	柱	地震
事務室					
倉庫					
……					

ii 外壁の重さ 地階（厚さ…）kg/□m 一階（厚さ…）〃 二階（厚さ…）〃

iii 間仕切の重さ 「コンクリート」（厚さ…）〃 「スケッチ」を書く事 中空煉瓦（厚さ…）〃

iv 特種荷重

c 平面略圖

（各階に對シ剛架構梁架構等ヲ配置ス）

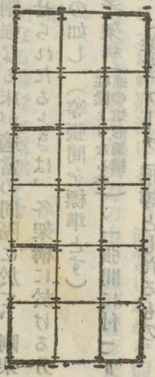

圖の如く全體の計畫を立つること

2 地震に對する計算

a 各階 床 面積の計算

各階 壁 面積ノ計算 各階 間仕切 面積ノ計算

建物の重さの計算全横力並剪力の計算（各階に付ゐ）

b

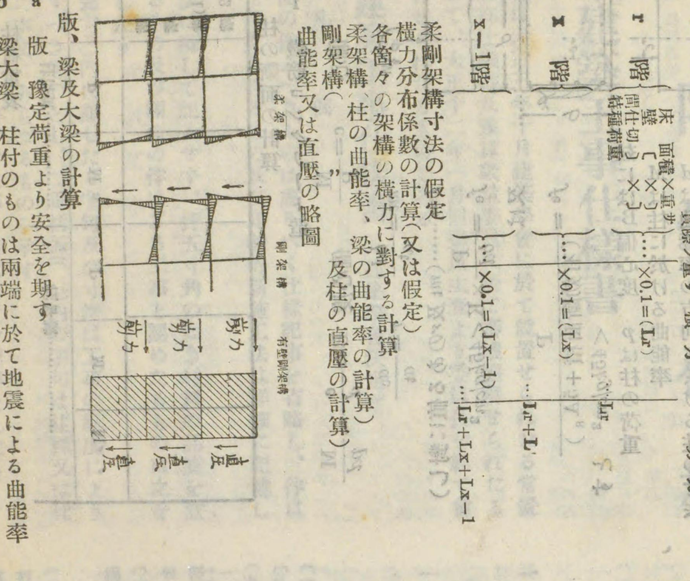

c 柔剛架構寸法の假定

d 横力分布係數の計算（又は假定）

e 各箇々の架構の横力に對する計算

柔架構、柱の曲能率、梁の曲能率の計算）

剛架構（〃 〃 及柱の直壓の計算）

f 曲能率又は直壓の略圖

3 版、梁及大梁の計算

a 版 豫定荷重より安全を期す

b 梁大梁 柱付のものは兩端に於て地震による曲能率を加算す

c 壁梁 主として兩端地震による曲能率を考慮して計算す

以上は各階に付き計算し其結果を一括して表示するものとす

4 柱の計算

次の各項を加算表示す

a 柱の垂直荷重

各階床壁間仕切其他一切を加算す

b 地震による垂直荷重

例……表中ノ數字ハ假ニ記シタルモノナリ。

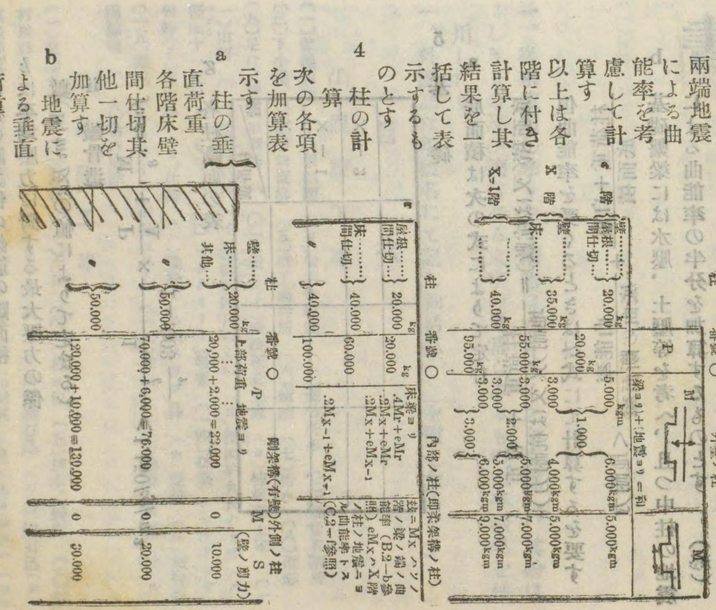

c　垂直荷重による曲能率。d　地震による曲能率

e　柱荷重表

階	柱番號……　P	M	柱番號……　P	M	M′
r X X−1）階 （X−2 階					

f　柱の斷面の計算

i　鐵筋コンクリート造

偏心　$e=\frac{M}{P}$　偏心度　$B=\frac{e}{d}=\frac{M}{pd}$

$mt=\frac{bd}{at}$　$r=\frac{ac}{at}$

$k=\cdots\cdots(mt$ 及 r のある値に對し)

(i)

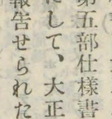

$f_c=\frac{P}{bd}\times K<45kg/cm^2$

又は

(ii)

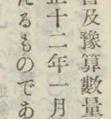

$f_c=\frac{P}{(\text{有効斷面積}+5A_s)}<45kg/cm^2$　とす

茲にはB偏心度　pは柱の荷重

Mは柱に於ける曲能率

dは曲能率の方向に於ける柱の寸法

bは之と直角の方向の寸法

a_tは柱の張力側の鐵筋の斷面積

(iii)

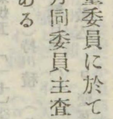

結果が心圓に

a_cは柱の壓力側の鐵筋の斷面積

kは平均壓力に對する最大壓力の係數（B, m 及 rの値によりて定まる）

ii　鐵骨造

$f_c=\frac{M}{s}+\frac{P}{A}\times\frac{1}{1-.003\frac{l}{r}}<1.150kg/cm^2$

g　各柱斷面の表

階 ＼ 柱番號			
×			
× − 1			
× − 2			

5　基礎

a　底面積は次の式によりて定む

$$\text{底面積（又は杭數）}=\frac{\text{柱荷重}+\text{自重}}{\text{地耐力（又は杭耐力）}}$$

但曲能率を受くるときは方式にて計算するを要す

$$\frac{\text{柱荷重}+\text{自重}}{\text{底面積}}+\frac{\text{曲能率}}{\text{底面の斷面率}}<\text{地耐力}$$

b　基礎繫梁には水壓、土壓等を考へ、且つ中柱の地震による曲能率の半分を加算するものとす　（終）

附錄仕樣書

標準建築工事仕樣書

本仕樣書は大正三年十月建築學會に於て設置せられたる常置委員第五部仕樣書及豫算數量委員に於て審議編纂せられたるものにして、大正十二年一月同委員主査より委員長を經て會長に報告せられたるものである

建築工事仕樣書　（建築學會決定）

凡　例

一、圖面の伴ふべきものは成るべく仕樣記事を省略し、伴はずして注文し得るもの及び比較的新施工法は詳細に記述したり

一、寸法は概して記入せず、押五寸角の如き材料の品質を意味するもの及び圖面の伴はざる工事と認めたるものは之を記入したり

一、括弧（　）內に記したる字句及び寸法は工事の程度により變更すべきものとし、二重括弧（（　））內の字句は註釋又は仕樣書の本文にあらざるものを示す

一、市場品等の名稱、寸法等は東京附近を標準としたり

一、從來使用し來りたる術語は成る可く之を採用し、其紛はしきもの及び適當なる文字の見當らざるものは平假名を使用したり

一、外國語は平假名にて記し鉤括弧「　」を附したり

目　次

(I)　假設工事

〔一〕敷地假圍　（イ）板塀圍　（ロ）松六分板圍　（ハ）簗竹矢來　〔二〕監督者詰所　〔三〕下小屋　〔四〕材料置場　〔五〕鐵工場吞所　〔六〕便所　〔七〕給水　〔八〕遣形　〔九〕足代、棧橋、取溜場　〔一〇〕上屋　（イ）鐵波板葺上家　（ロ）柿板葺上家　〔一一〕山留　〔一二〕迫持假枠　（イ）徑間約四尺のもの　（ロ）徑間約九尺のもの（ハ）徑間十一尺以上のもの　〔一三〕コンクリート堰板　〔一四〕鐵筋コンクリート假枠（イ）柱脚枠　（ロ）柱枠　（ハ）梁枠　（ニ）「スラブ」枠　（ホ）壁枠　（ヘ）階段枠　〔一五〕鐵筋コンクリート假枠取外し　〔一六〕養生　〔一七〕模型　形板　〔一八〕機械類　〔一九〕場內掃除

(II)　基礎工事

〔一〕敷地々均し　〔二〕根切　〔三〕古井　〔四〕杭兵他　〔五〕排水、掃除　〔六〕杭打地形　（イ）木杭　（ロ）コンクリート杭　（ハ）蒸錘機打込　（ニ）汽鎚打込（ホ）杭頭間填充　〔七〕等高地形　〔八〕「コンクリート」用材料　（イ）「セメント」（ロ）

生石灰（ハ）火山灰（ニ）川砂、川砂利（九）「コンクリート」調合（イ）「セメント」火山灰「コンクリート」（ロ）「セメント」石灰「コンクリート」「コンクリート」打方（一〇）「コンクリート」練方（イ）手練（ロ）機械練（一一）「コンクリート」打方（一二）理戻（一三）下水（イ）材料（ロ）汚水管敷設（ハ）雨水管敷設（ニ）掃除桝（ホ）附屬品（一四）盛土

(III) 煉瓦工事

（一）煉瓦（二）貼附化粧煉瓦（三）化粧積煉瓦（四）特殊煉瓦（イ）耐火煉瓦（ロ）釉藥掛煉瓦（五）空洞煉瓦（イ）密實煉瓦（ロ）變質煉瓦（ハ）半變質煉瓦（六）テラコッタ（七）鍍銅「タイル」（イ）敷瓦（小形）（ロ）「モザイクタイル」（ハ）貼瓦（八）モルタル（イ）「セメントモルタル」（ロ）「セメントモルタル」石灰「モルタル」（ハ）耐久「モルタル」（九）積方（一〇）化粧煉瓦積方（イ）貼附化粧煉瓦（ロ）化粧積煉瓦（一一）迫持積（イ）見隱れ迫持積（ロ）洗出迫持積（一二）焼爐及烟突（一三）鐵物積込（イ）通氣鐵物（ロ）竪樋及軒樋釣鐵物（ハ）締繋鐵物（一四）木煉瓦（一五）積出し積明け等（一六）防濕層（イ）「アスファルト」（ロ）「スレート」（ハ）通氣煉瓦（一七）空洞煉瓦積方（一八）鐵骨煉瓦造積方（一九）テラコッタ積方（イ）持出積（ロ）梁受孔（ハ）蛇腹下地等（ニ）溝積等（ホ）足代受孔（二〇）化粧目地（二一）敷煉瓦（二二）「タイル」敷込（イ）床瓦又は「モクザイタイル」敷込（ロ）壁瓦貼付（二三）葺生等

(IV) 石工事

（一）石材（イ）花崗石（ロ）白丁場石、月出石、横根澤石、小松石等（ハ）白河石江持石、須賀川石等（ニ）澤田石等（ホ）大谷石（ヘ）房州石（ト）大理石、蛇紋石等（チ）「モルタル」（三）石材加工（イ）壁平石（ロ）蛇腹石、窓臺石等（ハ）柱石等（ニ）繪樣彫刻（ホ）水磨（ヘ）本磨（ト）本磨（四）石材据附（イ）壁石（ロ）蛇腹石、長押石等（ハ）窓臺石、地覆石（ニ）迫持石（ホ）柱石（ヘ）屋内用磨石（五）表面清洗（ト）硬石用（チ）軟石用（六）化粧目地（イ）硬石用（ロ）軟石用（ハ）屋内用（七）割石積（イ）平層積（ロ）亂層積（ハ）間知石積（九）薄石貼附（一〇）石造階段（イ）兩端積込階段（ロ）指出階段（ハ）螺旋階段（一一）敷石（イ）屋外敷石（ロ）屋内敷石（ハ）火山灰（ニ）川砂、川砂利（九）「コンクリート」調合（イ）「セメント」火山灰「コンクリート」（ロ）「セメント」石灰「コンクリート」「コンクリート」打方（一〇）「コンクリート」練方（イ）手練（ロ）機械練（一一）「コンクリート」打方（一二）理戻（一三）下水（イ）材料（ロ）汚水管敷設（ハ）雨水管敷設（ニ）掃除桝（ホ）附屬品（一四）盛土

(V) 「コンクリート」工事

（一）「セメント」（二）砂（三）凝原體（イ）川砂利、碎石（ロ）石炭書（四）「コンクリート」調合（イ）鐵筋入「コンクリート」（ロ）鐵筋を入れざる「コンクリート」（ハ）石炭滓「コンクリート」（五）鐵筋入「コンクリート」練方（六）鐵筋入「コンクリート」打方（イ）柱脚（ロ）柱、壁（ハ）大小梁「スラブ」（ニ）屋根「スラブ」（ホ）階段（七）無筋「コンクリート」施工（八）打込時間（九）養生等（一〇）供試體

(VI) 鐵工事

（一）材料（イ）鋼材（ロ）「リベット」用鋼材（ハ）鑄造もの（二）鋼材の錆止（三）鋼材の裁斷及屈曲法（イ）形鋼、鈑等の裁斷（ロ）曲げ方（ハ）鐵筋曲げ方（四）鋲（リベット）綴（五）柱、梁、小屋組等の結構（イ）結構柱（ロ）結構梁（ハ）トラス」類（ニ）木鐵混用鐵物（六）柱、梁、小屋組等の組建（イ）柱（ロ）梁（ハ）小屋組（七）鐵筋架設（イ）柱筋（ロ）大小梁及桁（ハ）「スラブ」（ニ）壁（ホ）階段（八）鐵製階段（イ）鋼鈑又は鐵鐵製階段（ロ）鑄鐵々段（九）鐵管柱（イ）瓦斯管柱（ロ）鐵柱（一〇）繋結鐵物（イ）石材繋結用鐵物（ロ）木材繋結用鐵物（ハ）釘鋲類（ニ）雜鐵物

(VII) 木工事

（一）材質の程度（イ）無節材（ロ）上小節材（ハ）小節材（ニ）並材（ホ）赤ミ材（ヘ）赤ミ勝材（ト）割れ（チ）腐れ（リ）入皮、脂壺（ヌ）アテ（ル）疵（ヲ）眞去材（ワ）大角材、丸太材（イ）松材（ロ）米松材（ハ）杉材（ニ）檜材（ホ）檜材（ヘ）欅材（ト）椹材（チ）檜材（リ）「チーク」材（ヌ）樅材（ル）椹材（ヲ）楢材（ワ）椚材（一）角材（イ）押角（ロ）山挽角（四）挽立材（イ）松材（ロ）杉材（ハ）檜材（ニ）欅材（ホ）椹材（ヘ）檜材（ト）「チ

外廓石（ロ）屋内敷石（一二）梁受石（一三）鐵物積込其他（イ）通氣孔（ロ）「ボールト」等の積込（ハ）鐵管等の通孔（一四）施工中止

(V) 「コンクリート」工事

（一）「セメント」（二）砂（三）凝原體（イ）川砂利、碎石（ロ）石炭書（四）「コンクリート」調合（イ）鐵筋ハ「コンクリート」（ロ）鐵筋を入れざる「コンクリート」（ハ）石炭滓「コンクリート」（五）鐵筋入「コンクリート」練方（六）鐵筋入「コンクリート」打方（イ）柱脚（ロ）柱、壁（ハ）大小梁「スラブ」（ニ）屋根「スラブ」（ホ）階段（七）無筋「コンクリート」施工（八）打込時間（九）養生等（一〇）供試體

(VI) 鐵工事

（一）材料（イ）鋼材（ロ）「リベット」用鋼材（ハ）鑄造もの（二）鋼材の錆止（三）鋼材の裁斷及屈曲法（イ）形鋼、鈑等の裁斷（ロ）曲げ方（ハ）鐵筋曲げ方（四）鋲（リベット）綴（五）柱、梁、小屋組等の結構（イ）結構柱（ロ）結構梁（ハ）「トラス」類（ニ）木鐵混用鐵物（六）柱、梁、小屋組等の組建（イ）柱（ロ）梁（ハ）小屋組（七）鐵筋架設（イ）柱筋（ロ）大小梁及桁（ハ）「スラブ」（ニ）壁（ホ）階段（八）鐵製階段（イ）鋼鈑又は鐵鐵製階段（ロ）鑄鐵々段（九）鐵管柱（イ）瓦斯管柱（ロ）鐵柱（一〇）繋結鐵物（イ）石材繋結用鐵物（ロ）木材繋結用鐵物（ハ）釘鋲類（ニ）雜鐵物

(VII) 木工事

（一）材質の程度（イ）無節材（ロ）上小節材（ハ）小節材（ニ）並材（ホ）赤ミ材（ヘ）赤ミ勝材（ト）割れ（チ）腐れ（リ）入皮、脂壺（ヌ）アテ（ル）疵（ヲ）眞去材（ワ）大角材、丸太材（イ）松材（ロ）米松材（ハ）杉材（ニ）檜材（ホ）檜材（ヘ）欅材（ト）椹材（チ）檜材（リ）「チーク」材（ヌ）樅材（ル）椹材（ヲ）楢材（ワ）椚材（一）角材（イ）押角（ロ）山挽角（四）挽立材（イ）松材（ロ）杉材（ハ）檜材（ニ）欅材（ホ）椹材（ヘ）檜材（ト）「チ

ク」材（チ）樅材（リ）樅材（ヌ）樅材（ル）樅材（ヲ）山挽材（ワ）板割（一）「ロ」貫（ハ）中貫（ニ）三寸貫（ホ）木摺貫（ヘ）六分板（ト）四分板（チ）四寸敷居（リ）二寸敷居（ヌ）二五分角（ル）二寸角（ヲ）大小割（ワ）小割（一）一寸板（六）軸部構造（イ）土臺（ロ）柱（ハ）「ホゾ」筋違（ニ）胴差（ホ）軒桁敷桁（ト）「煉瓦造ノ屋ノ木製間仕切（七）床構造（イ）軸部木造一階床（ロ）軸部「煉瓦造一階床（ハ）軸部木造二階床大梁（ニ）軸部「煉瓦造二階床大梁（ホ）床小梁（ヘ）軸部「煉瓦造二階床大梁受及小梁（ト）煖爐際仕受（チ）床防音構造（リ）根太（ヌ）「ロ」板張リ（ル）「ロ」床板二重張リ（ヲ）床寄木張リ（ワ）小屋組（八）小屋組（イ）軸部「煉瓦造敷桁（ロ）小屋梁（ハ）東（ニ）斜束（ホ）二重梁（ヘ）合掌（ト）梁繋、小屋筋違（チ）母屋（リ）棟木、隅木（ヌ）谷木（九）特殊小屋組（イ）木鐵混用小屋組（ロ）棟形小屋組（ハ）越屋根（一〇）屋上窓（イ）天窓（ロ）屋根窓（ハ）「ロ」煙突廻り雨仕舞下地（一一）屋根下地（イ）棰（ロ）野地裏板（ハ）野地木摺（ニ）瓦葺（一二）通下地（一四）軒廻り化粧（イ）鼻隱板（ロ）軒裏天井（ハ）軒蛇腹（ニ）持送（一五）化粧棟（一六）出入口枠、窓枠（イ）側出入口枠（ロ）間仕切出入口枠（ハ）開キ窓枠（ニ）上ゲ下ゲ窓枠（一）（ロ）曲形枠（一七）側廻り化粧（イ）間柱（ロ）附壁、雨押、長押（ハ）胴蛇腹（ニ）窓及出入口廻り木部（ホ）務除庇（ヘ）下見板（一八）窓及出入口廻り屋内化粧（イ）腰板（附縁）（ロ）抱板（ハ）抱「パネル」（ニ）額縁（ホ）額縁上飾（ヘ）曲形縁（一九）幅木、腰羽目（イ）幅木（ロ）板張目（ハ）「パネル」羽目（一）（ニ）「パネル」羽目（二）（ホ）「パネル」羽目（三）（二）屋内雜作（イ）化粧柱（ロ）化粧包柱（ハ）中窓化化粧柱（二）柱、臺（ホ）化粧包（ヘ）持送類（ト）陸梁（チ）化粧仕切（二一）木製天井（イ）天井板（ロ）野縁、釣未受、釣木（ハ）網縁、縁縁（ニ）天井板（ホ）通氣孔（ヘ）中心飾（二二）漆塗下地（イ）壁、柱形等（ロ）蛇腹（ハ）天井（ニ）通氣孔（ホ）中心飾（二三）階段（イ）側板階段（ロ）螺旋階段（ハ）螺旋階段（二四）戸（イ）戸（ロ）戸框附棧戸（ハ）唐戸（造出面）（ニ）唐戸（入子面）（ホ）唐戸（附面）（ヘ）練附唐戸（ト）布地張唐戸（チ）腰唐戸（リ）鎧戸（二五）窓障子（イ）上ゲ下ゲ窓子（ロ）開キ障子（ハ）回轉障子

(VIII) 金屬板工事

（一）材料（イ）ブリキ（ロ）亞鉛鍍平銅板（ハ）亞鉛鍍波形銅板（ニ）銅板（ホ）鉛板（ヘ）亞鉛板（ト）「メタルラス」（チ）天井板、羽目板（二）「ワイヤーラス」（リ）補剛ラス」（ヌ）平コハゼ葺（ル）上ゲコハゼ葺（ヲ）六ツ棒葺（ワ）三ツ棒葺（一）平コハゼ葺（ロ）上ゲコハゼ葺（ハ）亞鉛鍍平銅板葺同樋類、同雨押等（イ）軒蛇腹（ロ）谷樋（ハ）軒樋（ニ）竪樋（ホ）平コハゼ葺（ヘ）立上げコハゼ葺（ト）瓦棒葺（チ）棟、隅棟（リ）雨押（ヌ）天窓硝子受（ル）亞鉛鍍波形銅板葺等（イ）波板葺（ロ）波板立上げ葺（ハ）波板羽目張（ニ）床「コンクリート」受（五）銅板葺、同蛇腹、同樋類、同雨押等（イ）軒蛇腹（ロ）谷樋（ハ）軒樋（ニ）竪樋（ホ）平コハゼ葺（ヘ）瓦棒葺（ト）棟、隅棟（チ）雨押（リ）天窓硝子受（ヌ）軒勾欄（ル）木製蛇腹包（チ）霧除庇屋根窓等の木部包（ヲ）「スレート」葺折板（六）鉛板葺、同樋類、同雨押等（イ）谷樋（ロ）軒樋（ハ）瓦棒葺（ニ）虛巻葺（ホ）平コハゼ葺（ヘ）圓蓋形葺（ト）棟包、隅棟包（チ）雨押（リ）垂直面鉛板張（ヌ）箱ナガシ鉛板張（七）亞鉛板葺、同樋類、同雨押類（イ）軒蛇腹（ロ）谷樋（ハ）軒樋（ニ）竪樋（ホ）瓦棒葺（八）「メタルラス」塗下地等（イ）漆喰又は「モルタル」塗下地（ロ）床「コンクリート」受（九）「メタル」天井、同羽目

(IX) 「スレート」工事

（一）材料（二）釘（フェルト）（イ）釘（ロ）「フェルト」（三）葺方（四）調留葺（五）「ニ」蓋形屋根葺方（六）「スレート」製棟、隅棟（七）垂直張（八）小便折羽目板

(X) 瓦葺工事

（一）材料（二）土居葺（三）瓦座、引掛桟（四）瓦葺方（五）棟、隅棟

(XI) 金物工事

(ニ)手摺又は柵　(イ)軟鋼製手摺　(ロ)鐵管又は眞鍮管手摺　(ハ)鐵鑄もの手摺又は柵　(ニ)窓鐵格子　(ホ)雜鐵物　(ヘ)通氣孔及排氣孔鐵物　(ト)避雷針盛(メ)棟飾　(ヨ)雪止　(タ)鋪床廂子鐵枠　(レ)青銅製飾金物類　(ソ)鐵障子、鐵戸、同枠　(ツ)防火用「シヤッタア」　(ネ)重要品庫鐵扉　(ナ)倉庫鐵扉　(ラ)安附臺上椅子金物　(ム)雜具金物　(ウ)鐵製面附肘壺　(ヰ)鐵製丁蝶番　(ノ)鐵(ニ)製蝶番(眞鍮製蝶番　(オ)彈力蝶番、彈力軸釣金物　(ク)錠　(ヤ)制戸機(チ)「クリーモンボルト」、揚落し金物　(リ)廻轉障子開閉金物　(ヌ)開き窓障子調制金物　(ル)雜金物

(XII)　左官工事

(一)材料　(イ)石灰　(ロ)繩灰　(ハ)角又　(ニ)苧麻　濱苧　(ホ)川砂　(ヘ)麻苧　(ト)材料(一)　(イ)生石灰　(ロ)毛苧　(ハ)川砂　(ニ)石膏　(ホ)材料(二)　(イ)「セメント」　(ロ)石灰　(ハ)川砂　(ニ)石粒　(ホ)豆砂利　(ヘ)麻苧　(四)調合(一)　(イ)屋内塗調合　(ロ)屋外塗調合　(五)調合(二)　(六)調合(三)　(イ)下地煉瓦「コンクリート」、貼瓦の場合　(ロ)下地木摺の場合(七)調合(四)　(イ)下地煉瓦、コンクリート」、貼瓦の場合　(ロ)下地木摺の場合(八)屋内外平塗　(イ)煉瓦又は「コンクリート」壁及天井　(ロ)木摺壁、腰羽目壁　(ハ)木摺天井　天井廻縁　(九)屋内平塗　(イ)木摺壁、「コンクリート」壁、同天井(ロ)木摺壁「メタルラス」壁　(ハ)木摺天井「メタルラス」天井　(一〇)繰形塗　(一一)擬石塗「モルタル」塗　(イ)擬石塗　(ロ)洗出擬石塗　(ハ)研出擬石塗　(ニ)投附塗　(ホ)「モルタル」投附塘　(ヘ)「モルタル」平塗　(一二)人造石(小形)　(イ)研出人造石　(ロ)洗出人造石　(一四)人造石(小形)摺附(イ)壁面貼附　(ロ)床面敷込　(一五)床面「モルタル」仕上げ

(XIII)　塗師工事

(一)材料　(イ)鉛白　(ロ)亞鉛華「ペンキ」　(ハ)光明丹　(ニ)色「ペンキ」　(ホ)生亜麻仁油　(ヘ)煮沸油　(ト)荏油　(チ)桐油　(リ)「テレメン」　(ヌ)乾燥料「ルーフオング」專　(一二)室内壁面貼付(ル)「ワニス」　(ヲ)「ラック」　(ワ)節止料　(カ)「パテ」　(ヨ)水「ペンキ」　(一)「ペンキ」調合　(イ)屋内木材面光澤塗　(ロ)屋内木材面艶消塗　(ハ)屋外木材面光澤塗　(ニ)光明丹錆止料　(ホ)辨柄塗　(三)混和及漉過　(四)見本塗　(五)養生等　(六)屋内木材面「ペンキ」塗方　(七)屋内木材面「ペンキ」艶消塗　(イ)艶消塗　(ロ)布目艶消塗　(八)屋外木材面「ペンキ」塗　(九)鐵材錆止塗　(イ)光明丹塗　(ロ)辨柄塗　(ハ)アスファルト」塗　(ニ)「コールタ」塗　(一〇)鐵材面「ペンキ」塗　(一一)亜鉛鍍鐵材面「ペンキ」塗　(イ)「アルミニウムペンキ」塗　(ロ)緑色(又は黒色)「ペンキ」塗　(ハ)「チヨコレート」色「ペンキ」塗　(一二)屋外漆喰壁面「ペンキ」塗　(イ)砧擊　(ロ)胴擊と石鹸　(ハ)砂糖　(一四)煉瓦壁面「ペンキ」塗　(一五)屋外「コンクリート」面漆喰塗面「モルタル」塗面等の「ペンキ」塗　(一六)屋内木材面「ワニス」塗　(一七)木材面色附「ワニス」塗　(一八)屋外木材面「ワニス」塗　(一九)「ラック」塗　(二〇)床板面塗　(イ)「ワニス」塗　(ロ)臘磨　(二一)水「ペンキ」塗　(二二)屋内木材面色塗仕上　(イ)「アンモニヤ」(ロ)重「クロームプレヂボリシエ」(ハ)青色　(ニ)褐色　(ホ)「チヨコレート」色　(ヘ)綠色　(二三)木材面研出塗　(イ)薄片「シエラック」　(ロ)「ポットンシエラック」　(ハ)「ガーネットシエラック」　(二四)文様置　(イ)「ザステンバア」塗　(ロ)「ペンキ」塗　(二五)金箔仕止　(イ)木材面仕上げ　(ロ)漆喰塗面仕上

(XIV)　硝子工事

(一)材料　(イ)薄板硝子　(ロ)厚板硝子　(ハ)磨洩板硝子　(ニ)雜硝子　(二)パテ　(三)雇具硝子切辭め　(四)厚硝子切辭め　(一)屋根硝子葺方　(イ)裝硝子受　(ロ)金屬板製硝子受　(ハ)鉛板押へ　(六)鉛接硝子　(七)鋪床硝子

(XV)　雜工事

(一)「アスファルト」工事　(イ)床面敷均　(ロ)垂直面塗附　(ハ)屋上塗　(ニ)

假設工事

(1)敷地假圍　敷地假板圍は高(六尺)とし、建地杉押(三寸)角、根入(三尺)、六尺まに建て、胴縁竹二通り、矢來子六尺まに二十四本遣ひ、押縁竹、三通り何れも唐竹徑一寸以上、控柱建地と同材、十二尺まゝ留杭打ち、何れも(亞鉛鍍鐵十八番線)を以て結附け、出入口(三)箇所、高(六尺)、幅(八尺)、門柱杉押(四寸)角、根入三尺以上、根械縦横に入れ、扉棧、框とも(松山挽二五分角)、中棧杉大貫、筋違杉中貫にて指立て、扉板(杉中貫)、目透に打ち、締り鐵物附け釣込むべし

(2)監督者詰所　建坪(八)坪以上、屋根(柿板　葺、周圍壁及床とも板張りとし、出入口及窓硝子障子嵌込み、戸締を附し、棚、押入等取設け、便宜の位置に雨便所を建設すべし　卓(三)脚、椅子(八)脚並に大形火鉢又は「ストーブ」を備へ附くべし

(3)下小屋　諸職に要する下小屋は夫々相當の廣さに取設け、屋根(柿板)葺とし、周圍に圍ひ及び雨落溝を取設け　轆場、釜場等は耐火構造となすべし

(4)材料置場　砂利、煉瓦、石材等の置場は適當なる箇所を選定し、「セメント」、石灰其他の雨露に曝すべからざる材料に對しては、夫々適當なる貯藏小屋を取設くべし

(5)職工湯呑所　建坪(十)坪、屋根及び圍ひは亞鉛鍍鐵波板張りのもの、構内適宜の箇所へ建設し、湯沸釜、腰掛等を設備すべし

(6)便所　職工用兩便所を適當の箇所に建設し、常に清潔なら

(ハ)菱竹矢來　菱竹矢來は高(六尺)とし、建地杉押(三寸)角、根入(三尺)、六尺まに建て、胴縁竹二通り、矢來子六尺まに二十四本遣ひ、押縁竹、三通り何れも唐竹徑一寸以上、控柱建地と同材、十二尺まゝ留杭打ち、何れも(亞鉛鍍鐵十八番線)を以て結附け、出入口(三)箇所、高(六尺)、幅(八尺)、門柱杉押(四寸)角、根入三尺以上、根械縦横に入れ、扉棧、框とも(松山挽二五分角)、中棧杉大貫、筋違杉中貫にて指立て、扉板(杉中貫)、目透に打ち、締り鐵物附け釣込むべし

しめ、竣工の上は取拂ひ、汚染土砂は取捨て、清潔なる眞土を以て埋立つべし

(7)給水　工事用水は總て請負者に於て供給すべし、(必要の場合は鑿井、水管敷設等をなし、竣工の上復舊すべし)

(8)雨形　係員の指圖に從ひ繩張をなし、水盛遣形は水杭杉(丸太)(押角)、水貫杉(大貫)を以て、隅々其他必要の箇所へ、堅牢に取設け、水平を定め、壁眞引通し、矩の手等正確に表記し、尙將來水盛及中眞檢めの爲め、構内適宜の箇所に、水準及中眞據標を取設くべし、堅遣形受は工事の進行に從ひ、建地杉(丸太)(押角)、繼手鐵輪繼、「ボールト」締とし、横貫、筋違とも杉(大貫)を以て、隅々其他必要の箇所へ、堅固に取設け、頭部を杉丸太を以て連繫し、堅遣形は杉材を以て、正確に取設け、何れも時々歪み、狂ひ等を檢め、不良なるものは係員の立會を受けて訂正すべし

(9)足代　棧橋、取溜場、各種工事用の足代、棧橋及取溜場の建地、布、筋違、控、切立等は杉丸太、目通(三五分)以上のもの、步板、棚板等は相當の厚を有する脊板類を使用し、亜鉛鍍鐵線、棕梠繩、素繩、釘、鎹等を以て堅牢に結附け、手摺、滑り止め等取設け、工事の進行に從ひ掛拂をなし、日々腐朽、破損等を注意し、不良なるものは直ちに修復すべし

(南及西)側には工事の進捗に應じ、墜落物其他の危險を豫防し、且つ塵芥の飛散を防止すべき相當の設備をなすべし

(10)上屋　(イ)鐵波板葺上家　足代を應用し、建地繼足し、布、筋違等

(9)項に倣ひ結附け、梁、合掌、束、筋違、棟、母屋等杉丸太、目通(三五分)以上、亜鉛鍍鐵十六番線を以て堅固に結附け、葺板亜鉛鍍鐵三十番波板、一山半掛け、重ね五寸以上、棟折同三十番平板を使用し、雨漏無く葺立て、押へ丸太は母屋と同材、母屋毎に、上鞍同丸太、合掌毎に、上み交叉し下も合掌鼻へ、中押へ丸太毎に、何れも亜鉛鍍鐵十六番線を以て堅固に結附け、軒樋及び堅樋は同三十番平板製とし取附くべし

(ロ)柿板葺上家　足代を應用し、建地繼足し、布筋、違等は(9)項に倣ひ結附け、梁、合掌、束、筋違、棟、母屋等杉丸太、目通(三五分)以上、何れも亜鉛鍍鐵十六番線を以て、堅固に結附け、棰(唐竹割約一寸二分)、一尺五寸まに打ち、野地杉三寸貫、小間返しに、素繩を以て搦附け、柿板葺足(二寸五分)棟折長板折掛け、押繰唐竹二つ割り、登り八寸まに打ち、雨漏無きやう葺立て、棟上蔦巻四斗樽(五箇、堅固に据附け、登り梯子杉丸太、亜鉛鍍鐵十六番線を以て堅固に取設け、軒樋、堅樋は同三十番板平製とし取附くべし

(11)山留　寸板は適當の厚を有する脊板の類を使用し、杭、腹起、切張等は(松)(杉)材を以て、地中工事全部終了まで崩壞せざるやう堅牢に取設け、必要に應じ盛換をなし、埋戻の際殘り無く取除くべし

(12)迫持假枠　煉瓦又は石造の迫持假枠は左記仕方に據り、現寸圖又は現物の檢査を受け、化粧迫持の分は上は鉋削ムラ無く施し、何れも堅固に架設し、取外しの時期は係員の認許

を受け、楔金部を同時に弛めて取除くべし

(イ)徑間約四尺のもの　枠板(三)通り松又は杉、厚約一寸、迫形に削り、目地割附け、下ベ枠繋山挽松三寸、簀子板杉中眞、三つ割、何れも枠板へ打附け、支柱は適當の材料を使用し、柱毎に堅木製兩楔カイ、位置正確に取設け、中眞定木を設備すべし

(ロ)徑間約九尺のもの　枠板(三)通り松又は杉、厚一寸六分以上、幅八寸以上、片傍迫形に削り、目地割附け、三本乃至四本繼とし、拜み胴附幅三寸五分以上、目違柄入れ、束松又は杉押三五分角、枠板の繼目毎に輪薙込み、大釘打ち繋梁杉六寸板割二枚を以て、束根柄、枠板とも挾み、大釘打ち又は「ボールト」にて締附け、下ベ枠繋松山挽四寸敷居、繋梁へ、簀子板杉中貫二つ割、枠板へ、何れも打附け、支柱杉押三五分角、建込み、上下繋及筋違等打附け、柱脚に堅木製兩楔かい、位置正確に取設け、中眞定木を設備すべし

(ハ)徑間十一尺以上のもの　示定の圖面に據り現寸圖を調製し係員の檢査を受けて之を製作し、位置正確に取設け、中眞定木を設備すべし

(13)「コンクリート」榱板　榱板は杉又は松板を使用し、內面及傍鉋削をなし、裏桟適當のまに打附け、目違、隙間等無く組立て、「コンクリート」の幅及厚を正確に、横壓に耐るやう堅固に取設け、取外しは係員の認許を得たる後丁寧に之を行ひ、殘り無く取拂ふべし

(14)鐵筋「コンクリート」假枠　假枠は基礎以上(二)階床まで築造に必要なる全部と、(四)階床梁の底板及其支柱の約二分の一を新調し、上階の分は之に必要なる改修補足を加へて使用するものとす

假枠用木材は松又は杉材を使用し、「コンクリート」との接觸面は鉋削をなし、孔隙には埋木を施し、榱板傍(實矧)とし漏水無きやう密着せしめ、枠の結構は總て圖面及左記仕方に據り、形狀正しく「コンクリート」の重量、横壓並に作業荷重等に耐るやう堅固に作り、「ボールト」、「クランプ」其他の鐵物、締枠、木楔等示定の通り使用し、引通し、垂直、矩の手等正しく、總て堅牢に且つ取外し容易に、構設すべし

假枠は打込間際に之を精査し、歪み、狂ひ等を生じたるときは係員の立會を受けて之を訂正すべし

(イ)柱脚枠　板厚正(一寸)榱板とし、幅割合せ、裏桟(松山挽四寸敷居)、眞々(一尺五寸)ま、斜面部とも作り、締枠、楔、鐵物等を使用し、位置正確に構設すべし

(ロ)柱枠　側柱、間柱とも板厚正(一寸)、縦板とし、幅適當に割合せ、裏桟(松山挽二五角)、眞々(一尺五寸)まに打附け、上み梁受口、下も掃除口等示定の通り取設け、鐵物、木楔、締枠等を使用して組立て、位置正確に、垂直に建込み、必要の場合は振止、繋、控木等取附け、總て堅牢に構設すべし

(ハ)梁枠　大小梁とも底板厚正(一寸五分)、側板同(一寸)、何れも全長に繼手を附せず、幅適當に割合せ、裏桟(松山

挽(一五角)、眞々(一尺五寸)まで、側板裏桟、底板裏桟とも延長して相互打附け、「スラブ」根太掛(松山挽四寸敷居)、側板裏桟に打附け、底板を存置して側板其他を容易に取外し得るやう構設し、大小梁相互取合、柱取合並に側梁側板控取等示定の通り作り、支柱(杉押三五角)、底板受肘木、腕木、斜束等取附け、眞々(四尺)まに、堅實なる敷盤上に、堅木製兩楔カイ建て、振止め、繋ぎ、筋違板取附け、總て堅牢に構設すべし、但屋根傾斜「スラブ」を支持する大小梁の側板は「スラブ」の勾配(三十分の一)に應じ其セイを增加すべし、又各階とも階段を支持する大小梁に、打繼用腰掛決りて附すべし

(ニ)「スラブ」枠　板厚正(一寸)、裏桟(松山挽二寸角)、眞々(一尺五寸)まに、目違無く打附け、根太受杉三五分角支柱とも取設け、根太(松山挽五寸敷居)、セイ削り揃へ、眞々(三尺)マに打附け、枠板を置渡すべし、但枠板取外して容易ならしむる爲め、「スラブ」一區劃を三若くは四に區分すべし、但屋根傾斜「スラブ」打立の場合は、勾配正確に、其他は陸「スラブ」に準じ取設くべし

(ホ)壁枠　板厚正(一寸)縦板とし、裏桟(松山挽二五分角)、眞々(一尺五寸)まに、目違無く打附け、裏桟押へ(杉押三五分角)、眞々(三尺)まに、何れも内外同樣に作り、(三尺)まで、「ボールト」にて締附け、控木取設け、壁厚正確に、垂直に構設すべし

(ヘ)階段枠　側板枠は(ハ)に據り、支柱(四尺)まに取設け、繋梁(杉押四寸角)、支柱毎に取設け、根太(松山挽五寸敷居)、(四)通り架渡し、段受板(　)に據り置渡し、蹴込板板厚正(一寸五分)、左右側板枠に支へ、踊場梁は(ハ)に據り同「スラブ」は(ニ)に據り構設すべし、但踊場受柱ある場合は(ロ)に據り取設け、踊場釣り「ボールト」ある場合は其位置移動せざるやう相當の設備を加ふべし

(15)鐵筋「コンクリート」假枠取外し　假枠の取外しは大略左記間經過後に、輕き工具を使用して丁寧に之を行ひ、再用の分は掃拭の上整理すべし、但期間は天候等に因り延期せしむることあるべし

(一)柱側板　六七八九四ヶ月間は　三晝夜
其他の月は　五晝夜
(二)厚一尺以下壁枠　六七八九四ヶ月間は　三晝夜
其他の月は　六晝夜
(三)大小梁側板　六七八九四ヶ月間は　七晝夜
其他の月は　十四晝夜
(四)「スラブ」枠(徑間七尺以内)　六七八九四ヶ月間は　七晝夜
其他の月は　六七八九四ヶ月間は　十四晝夜
(五)大小梁底板　六七八九四ヶ月間は　十四晝夜
其他の月は　廿一晝夜
(六)迫　持　小形(徑間九尺以下)　七晝夜
大　形　三十晝夜

(16)養生　石材、化粧煉瓦、雜作類等の工事中毀損又は汚染の虞ある部分は木材、紙類、莚等夫々適當の材料を以て養生をなすべし

(17)模型、形板　模型は總て現寸圖に據り木材、漆喰、油土又は石膏にて作り、繰形用形板は用途に應じ木又は鐵板を以て、職工用、檢査用とも製作し、一々係員の檢査を受くべし

(18)機械類　工事用の機械類は(總て請負者に於て負擔すべし)(別紙記載の分は當係より貸與すべし)

(19)場内掃除　工事中に生ずる塵芥、殘土、鉋屑、鋸屑、其他不用の木石等は隨時構外に搬出し、建築場内は常に清潔ならしむべし

基礎工事

(1)敷地々均し　建物敷地高低敷き均し、舊建物跡は深さ(五寸)通り鋤取り、湯殿、便所其他不潔なる箇所は汚土全部掘上げ、清潔なる眞土を以て鋤取部分とも跡埋をなし、搗固むべし

(2)根切　根切は圖面に據り正確に掘立て、係員の檢査を受け、掘上土砂の清潔なるもののうち埋戻し及び盛土に所要の量を、示定の箇所へ堆積し、其他は直に構外へ搬出すべし

(3)古井　基礎に危害を及ぼすべき虞ある古井、其他の空壕は、之を浚渫したる上、(古石材に目潰砂利を加へ(厚約二尺づゝ基礎「コンクリート」下ばまで搗固む)(基礎「コンクリート」下ばまで川砂を以て水埋とす)べし

(4)古杭其他　基礎の障害となる舊家屋の基礎、其他の古木石樹木の根株等は總て取除くべし

(5)排水、掃除　根切、杭打、割栗石搗固め、「コンクリート」工事煉瓦積等の地中施工に差支無きやう(排水、掃除を爲すべし

(6)杭打地形　杭打は左記に據り、係員の承認する杭打機を使用し、各杭の位置正確に、垂直に打込むべし

(イ)木杭　杭木は梅雨季以外に伐採したる(内地産)生松丸太、長(三間)、末口六寸以上の筋良材、鬼皮剝取り、頭面取り、(鐵輪箍め)末口尖し方は四面約六十度に、胴附約二寸附とすべし

(ロ)「コンクリート」杭　鐵筋入れ「コンクリート」(調合一八、二、四)製とし、形狀は斷面正八角形、徑(十四吋)、長は夫々示定に相違無く、頭面取り、末口約六十度、胴附約三寸に尖らすべし、鐵筋配置は縦筋丸鋼徑四分の三吋五本、圓周徑十二吋に配敷し、頭部折曲げ、末端集合部を酸素着とし、螺狀纏第十二番銅線、三吋マヽ、兩端各一尺五寸間は漸時間隔を減じ約一吋マとし、第十八番鐵線を以て縦筋に結附け、「コンクリート」打立後四週間以上經過したるものにして、頭部及脚部に示定の鐵物裝置を爲すべし

(ハ)落錘機打込　打込機に應じ夫々適當の足代取設け、丁寧に打沈め(一本毎に)(試驗杭は)最終打込六回以上は係員の立會を受け、錘重(八十貫目)を高(十二尺)より落下し、各回杭の沈下(六分)以内に達したる時打止め、打止沈下の記錄を取るべし、(但し試驗杭の場合は其間隔を(十二尺)以内とすべし)

(ニ)氣鎚打込　打込機に應じ夫々適當の足代取設け、打下

力(三百貫)有効落差(二尺五寸)を以て打込み、杭毎に最終打込十回の平均沈下(四分)に達したるとき打止め、打止沈下の記錄を取るべし

(ホ)杭頭間塡充　各杭頭は圖面に示したる高さに切揃へ、間杭土砂深約八寸深ひ取り、硬質割栗石長約六寸を小端立に列べ、(二)層打とし、一層毎に目潰砂利を加へ、大蛸を以て圖面示定の高さに不陸無く搗固むべし

(7)割栗地形　根切底大胴突を以て充分間突の上幅、厚等總て圖面に據り、割栗石は硬質材にして、長さし約(八寸)、横さし約(六寸)、厚は長さしの二分の一以上のものを使用し、各箇小端立に列べ、目潰し砂利を加へ、重量(五十貫目)以上の胴突を以て、約(五寸)通り搗沈め、更に目潰し砂利を加へ、大蛸を以て、上ば圖面示定の高に、不陸無く搗均らすべし

(8)「コンクリート」用材料　「コンクリート」用材料は左記品質のものを使用すべし

(イ)「セメント」　「セメント」は內國製にして、農商務省「ポートランドセメント」試驗法(大正八年六月改訂告示第百七十七號)に據りたる試驗に合格するもの

(ロ)生石灰　生石灰は淡色石灰石を適度に燒立てたるものにして、其沸化粉は時方四百孔の篩に百分の十五以上の未燒石塊、其他の殘滓を生ぜざるもの

(ハ)火山灰　本邦產にして、左記品質を有するもの

(一)粉末の度　時方五千百八十四孔の篩に百分の五以上の殘滓を生ぜざるもの

(二)水硬性　火山灰に其二分の一(重量にて)の沸化石灰を混和し、適量の水を加へ、糊狀として筒に入れ水中に置き、華氏六十度の氣溫に於て四十八時間以內に硬化するもの

(ニ)川砂、川砂利　川砂及川砂利は酸氣、泥氣、鹽氣、塵芥等の混入無く、砂は粗粒勝のもの、砂利は硬質にして徑一寸以下三分目止りのもの

(9)「コンクリート」調合　調合は左記の通り、量器は一々檢査を受け、正確に計量すべし

(イ)「セメントコンクリート」　「セメント」四分の一樽(九十五听)、川砂三立方尺、川砂利七立方尺

(ロ)「セメント」石灰「コンクリート」　「セメント」四分の一樽(九十五听)、生石灰を現場に於て糊狀となしたるもの一立方尺、川砂五立方尺、川砂利十二立方尺

(ハ)「セメント」火山灰「コンクリート」　「セメント」四分の一樽(九十五听)、火山灰「セメント」と同容量、糊狀石灰八分の一立方尺、川砂五立方尺、川砂利十二立方尺

(10)「コンクリート」練方

(イ)手練　適當の練臺を使用し「セメント」と乾燥したる砂を全部等色に混和し、之を同厚に均らしたる砂利の上に撒均らし、切返し三遍以上、如露を以て示定の水量を注加し、三遍以上切返し練合すべし

(ロ)機械練　係員の承認したる分回混和機(バッチミキサー)を使用し、每回適量を投入し、水量正確に、充分に混和すべし

(11)「コンクリート」打方　「コンクリート」の打込面總て水洗をなし、厚二尺以上は一尺乃至一尺五寸づつ小蛸を以て充分に搗固め、打繼箇所段形に作り、仕上面水平に均し、日光、寒氣、降雨、荷重等に對し夫々適當の養生を施すべし、但練合後直に打込むべし、又氣溫華氏三十八度以下なる時は施工を中止することあるべし

(12)埋戻　煉瓦積(若くは「コンクリート」壁)地盤線以上に達したる後、淸潔なる土を以て厚約一尺づつ埋立て、其都度丁寧に搗固むべし

(13)下水　下水は圖面に據り、左記の通り施工し、敷設終了の上係員の示定する方法により試驗を行ひ、完成の上埋立つべし

(イ)材料　土管は硬質緻密にして、內外釉藥(グレーズ)掛け、寸法及形狀正しく、缺損、罅裂等無きもの「コンクリート」管は「セメント」一、川砂二、三分目砂利四の調合を以て、充分練混ぜ、搗固め、寸法、形狀等正しく、缺損、罅裂等無く、製造後四週間以上經過したるもの、(但し鐵筋入の場合は筋鐵の量、配置方とも示定を受くべし)繼手用、塗立用とも「モルタル」材料は(10)項示定の分と同質たるべし

(ロ)汚水管敷設　根切は遣形及定規に倣ひ、幅、深とも正確に掘り、底面搗固め、假支へ用煉瓦小端立とし、土管一本毎に差下げ定規を以て、通良く据ゑ、繼手麻繩二條卷立て「セメントモルタル」(一)「セメント」(二)、川砂(三)を充分に挿込み、承け口廻り內外とも塗立て、一本毎に內面掃除をなし、「コンクリート」(「セメント」一、川砂二、砂利七)を圖面の通り打立つべし

(ハ)雨水管敷設　根切は遣形及定規に倣ひ、幅深とも正確に掘り、底面搗固め、土管一本毎に差下定規を以て据ゑ、繼手「セメントモルタル」(「セメント」一、川砂三)を以て下塗をなし挿込み、內面掃除を爲し、承け口通り內外とも塗立て、通良く敷設し、掃除桝に集合し、汚水管に連結し、必要の箇所に防臭弁(トラップ)を設くべし

(ニ)掃除桝　圖面に據り基礎工事をなし、煉瓦積立て、鐵物類取附け、桝底水路は幹支管とも半圓若くは溝形とし、何れも「セメントモルタル」を以て据附け、周圍「コンクリート」土管上ばまで打立て、內部總て同「モルタル」を以て厚四分塗立つべし

(ホ)附屬品　屋內外汚水管連結用防臭弁、公下水連結用防臭弁、排氣管等は係員の檢定受けたるものを使用すべし

(14)殘土　盛土は淸潔なる根切土を以て、圖面示定の高に、厚約一尺つゝ搗固むべし

煉瓦工事

(1)煉瓦　煉瓦品質燒過は(一)等品、並燒は(二)等品何れも見本品を標準とし、烙燒充分にして缺損、罅裂等無く、吸水量は浸水二十四時間に、燒過は百分の(八)、並燒は百分の(十二)以下にして、洗出積に使用の分は形狀及び稜角正しく、

規定寸法と百分の(二、五)以上の相違無く、略色揃のもの

(2)貼附化粧煉瓦　貼附化粧煉瓦は色合等見本品を標準とし、(小口)形、厚(五分)、矩折瓦其他の異形瓦とも、形狀及び稜角正しく、略色揃にして示定寸法と百分の(一)以上の相違無く、吸水量は浸水二十四時間に百分の(三)以下のもの

(3)化粧積煉瓦　化粧積煉瓦は半裁、二五分形、矩折形、繰形瓦其他の異形瓦とも表面上磨、形狀及び稜角正しく、略色揃にして、示定寸法と百分の(一)以上の相違無く、吸水量は浸水二十四時間に百分の(六)以下のもの

(4)特種煉瓦　左記特種煉瓦は何れも見本品を標準とし、焼充分にして形狀、寸法等正しく、缺損、罅裂等無きもの

(イ)耐火煉瓦　耐火煉瓦は普通煉瓦形、特製(火)窯形とも品質堅密にして、相當の耐久力を有する(礬土質)煉瓦にして、耐火度は「セーゲル」三角錐三十番以上のもの

(ロ)釉藥掛煉瓦　釉藥掛煉瓦は(並)形、釉藥は厚掛にしてムラ、氣孔等なきもの

(5)空洞煉瓦　寸法及區劃示定の通り、側廻り蟻溝附け、何れも充分に焙焼し、歪れ、缺損、罅裂等無く、示定寸法と百分の(二、五)以上の相違無きもの

(イ)密質煉瓦　密質煉瓦(表積及迫持積用)は側廻り、劃壁とも緻密堅硬に製造したるもの

(ロ)鬆質煉瓦　鬆質煉瓦(柱及梁下ば包用)は原土に鋸屑約二割を混じて製造したるもの

(ハ)半鬆質煉瓦　半鬆質煉瓦(裏積及間仕切積用)は原土に粉炭約二割を混じて製造したるもの

(6)「テラコッタ」　繰形及び彫刻(テラコッタ)は形狀等圖面及模型に據り、空洞モノは外側及び仕切とも厚は長さに應じ一吋乃至一吋半とし、重ね合ば溝決り並に水切り、立上り、取附孔等を附し、焙焼充分に、歪れ、凹凸、疵損等無く、綾角引通し、矩の手等正しく、寸法は示定と百分の(二)以上の相違無きもの、但し繪様モノは特に手際良く製作し、重ねモノは總て假組の上符合を明記し、示定の分は合目摺合すべし、又焼立後缺損部を補修したるものは使用することを得ず

(7)裝飾「タイル」　「タイル」は素焼、釉藥掛とも(本邦)製、(撰良品)にして地質、色合等見本品を標準とし、形狀、寸法等正しく、色むら、缺損等無きもの

(イ)敷瓦(小形)　厚(四分)、素焼、(半硝子化)「タイル」にして、各箇の色合、員數等は割附圖面に據り、太さ百分の一以上の相違無きもの

(ロ)「モザイクタイル」　厚(二分)、素焼、(半硝子化)「タイル」にして、各箇の色合、太さ、員數、とも圖面に適合せしめ、長(二尺)、幅(一尺)の紙上に、意匠圖に據り手際良く貼附したるもの

(ハ)「貼瓦　厚(四分)、釉藥掛、(艶消)「タイル」にして、各箇の色合、太さ、員數、とも圖面に適合せしめ、隅、繰形等の異形「タイル」は(特に製造したるも普通形のもの)

(8)「モルタル」　煉瓦積用「モルタル」の調合は左記の通りとし「セメント」、川砂及び石灰は基礎工事(8)項示定のものと同質、水量は係員の示定を受け、充分に練合せたるもの、但練合後一時間以上經過したるものは使用することを得ず

(イ)「セメントモルタル」　「セメント」四分の一樽(九十五斤)、川砂(三)立方尺

(ロ)「セメント」石灰「モルタル」　「セメント」四分の一樽(九十五斤)生石灰を現場に於て糊狀としたるもの(一)立方尺、川砂(五)立方尺

(ハ)耐火「モルタル」　耐火「モルタル」ハ(4)項(イ)に示定したる耐火煉瓦製造用原料と同質の粘土に、同粘土を焙焼の上粉碎したるもの若くは同質の耐火煉瓦屑を粉碎したるものを、其量の約二分の一を混和し、之に適量の清水を加へ練合したるもの

(9)積方　側壁、間仕切壁、柱形其他の煉瓦積は厚、高等總て圖面に據り、煉瓦割附をなし、煉瓦は適度に浸水せしめ、泥土其他の汚染を洗滌し、「モルタル」を隙間無く填充し、特に示定したるもの、外總て「イギリス」積とし、(化粧煉瓦各積の分は齒形積と爲し)遣形に做い通り良く、隅々垂直に、壁の全部を通じて二十段以上の差無く積立て、日々の積終りは本逃となし、喰み出し「モルタル」は直に掃除すべし、(但「アスファルト」塗下地は目地深約四分掻取るべし)

(10)化粧煉瓦積方　左通化粧煉瓦積は何れも圖面に據り目地割をなし、壁面充分掃除の上、洗滌を爲し、(5)項示定の「モルタル」を以て、遣形に做ひ、隅々垂直に、目地幅揃へ、縦横通り良く積立て、目地掘り、掃除、清洗等丁寧に施すべし

(イ)貼附化粧煉瓦　貼附は煉瓦の色むらを特に目たぬやう適當に分布し、「モルタル」を充分に塡充し、石材等の取合手際良く積立つべし

(11)迫持積　迫持積は穆め煉瓦割をなし、中心定規に據り、迫肩より左右同數に卷立て、「モルタル」を隙間無く塡充し、曲線引通し等正確に積立て、目地掻き取り、充分掃除を爲すべし

(イ)見隱れ迫持積　塗下地其他見隱れ迫持積は、徑間五尺迄小口二卷八尺迄同三卷、以上之に準じ、一卷毎に同地組合せ、補助迫持は推力を楯木に加へぬやう卷立つべし

(ロ)洗出迫持　洗出迫持積は圖面に據り、迫表面、迫下ばとも目地組合せ、目地幅、稜角等正確に卷立つべし

(12)焜爐及煙突　焜爐焚口廻り等圖面に據り煉瓦積をなし、煙道は素焼土管繼目及び周圍に「モルタル」を隙間無く塡充し、屈曲部其他に「モルタル」、塵芥等を推積せしめぬやう積込み、屋根取合に示定の鐵物を積込み、焚口(並)形耐火煉瓦は充分に浸水し、耐火「モルタル」を以て、目地厚一分以内に普通煉瓦積と約一寸の穴隙を存し、四段目毎に控取を附し、吸込具合良く積立つべし

(13)鐵物積込　左記鐵物は係員指圖の通り積込むべし

(イ)通氣鐵物　床下其他に取附くべき通氣鐵物は、夫々圖面に據り、位置正確に積込むべし

(ロ)堅樋及軒樋釣鐵物　釣鐵物は示定の間隔に、通り良く、

堅固に積込むべし

(ハ)締繋鐵物　屋内外木製又は鐵製構造物の取附に要する「ボールト」、其他の締繋鐵物は夫々圖面の通　位置正確に積込むべし

(14)木煉瓦　木煉瓦は檜材を以て、示定の形狀に造り、防腐劑二回塗の上示定位置に積込むべし

(15)積出し、積明け等　積出し、積明け等は圖面に據り左記の通り施工すべし

(イ)持出積　持出積は特に示定するものの外、總て小口積とし、持出は一層に付二五分以下、「モルタル」を充分に塡充して積立つべし

(ロ)梁受孔　梁受孔は示定の位置及び大さ正確に積明け、上部迫持積小口一枚卷とすべし

(ハ)蛇腹下地等　蛇腹下地、屋切、水切、朝顏形、繰形下地、隅切、隅丸等は夫々圖面に據り、瓦葺を爲し、總て形狀正確に積立つべし

(ニ)溝積等　煖房及び瓦斯用鐵管、給水及び排水用管、電線保護管、其他の貫通孔並に埋込溝、床下其他の通氣孔等は總て圖面に據り示定の通り竣工すべし

(ホ)足代受孔　足代腕木孔は適宜取設け、後埋は適當の形に造りたる煉瓦を以て、孔周圍掃除及び撒水の上、「モルタル」を充分に使用して埋立つべし

(16)防濕層　防濕層は側壁、間仕切壁とも、地盤線上二段目又は三段目の煉瓦上ハ充分掃除の上、左記の通り施工すべし、但し層の高さ異れる場合は段形に連續すべし

(イ)「アスファルト」　煉瓦面乾燥の上精製(アスファルト)液を塗敷し、(「アスファルトフェルト」)第二號一層、繼目重ね掛け敷均し、再び前記「アスファルト」を塗り、總厚二分に仕上ぐべし

(ロ)「スレート」　煉瓦面に純「セメント」厚約一分塗立て、「スレート」厚二分、硬質無疵のもの二層、繼目、亂、一層毎に同「セメント」を以て積立て、上ハ同「セメント」厚約一分塗立て、總厚七分に、不陸無く仕上ぐべし

(ハ)通氣煉瓦　釉薬掛石燒通氣煉瓦一段、上下目地厚各二分、竪目地は煉瓦地に倣ひ、何れも純「セメント」を以て、不陸無く積立つべし

(17)空洞煉瓦積方　圖面に據り割附を爲し、泥土其他の汚染を洗滌し、空孔垂直積の分は、目地毎に鐵網三分目以内のものを張り、竪目地とも「モルタル」を隙間無く塡充し、遣形に倣ひ縦横通り良く積立つべし

(18)鐵骨煉瓦造積方　鐵材取合は鐵材の形狀に相當するやう煉瓦拵をなし、積込鐵材の表面を、日々積上ぐべき高以上約一尺五寸づつ、純「セメント」濃液を以て塗り、鐵材との接觸面に隙間無く「モルタル」を塡充し、其他は(6)項に準じて積立つべし

(19)「テラコッタ」積方　積重ねモノは夫々圖面に據り、假組をして割合せ、積込部の空孔は煉瓦積又は「モルタル」を以て塡充し、適當の繋引鐵物、カナガイ、木楔等を使用し、「モルタル」を目地及び合ハ水切溝に隙間無く塡充し、縦横通り良く積込み、一々側足代より適當の假支を爲し、木楔は示定の時間内に取去り、表面充分に水洗の上、化粧目地は洗出積と同樣に施工すべし

(20)化粧目地　洗出壁面は清水を以て、「セメント」液其他の汚染を洗滌し、純「セメント」を以て、敷目地を施し、仕上目地は示定の「モルタル」を以て、(覆輪)となすべし

(21)敷煉瓦　敷煉瓦は豫め割附け及び瓦葺を爲し、(燒過)煉瓦を以て、「モルタル」厚約五分を下地「コンクリート」上ハに敷均し、小端立に、目地幅(三)分に、「モルタル」を以て通り良く敷均し、目地掘を爲し、水洗の上、化粧目地は(20)項に據り施工すべし

(22)「タイル」敷込、貼附　敷込又は貼附下地充分掃除の上、適宜の管所に定木打附け、下地、「タイル」とも適當に濕潤せしめ「モルタル」「セメント」一、川砂三を以て、目地幅揃へ、縦横通り良く、歪れ、目違等無く敷込み、又は貼附け、充分水洗の上、化粧目地を施すべし

(イ)床瓦又は「モザイクタイル」敷込　圖面に據り「タイル」割附を爲し、隅々取合等假敷を爲して檢査を受け、敷込は室の中心線より始め、模樣等符合せしめ、表面水平に、漸次敷擴くべし

(ロ)壁瓦貼附　圖面に據り「タイル」割附け、必要の場合は瓦葺を爲し、隅々取合等手際良く貼附くべし

(ハ)大理石、蛇紋石等　(美濃赤阪)産出材、石理均一にして罅裂、むら等無く、石質、色合、班紋、光澤等見本品に類を爲すべし、又氣温華氏三十八度以下なるときは施工を中止することあるべし

石工事

(1)石材　切石積用石材の品質は夫々左記の通り、何れも見本品を標準とし、風化變色の部分を除き、寸法充分に、各面略平坦に、矩の手正しく、無疵に切出したるものにして、海水に濕浸したることなきもの

(イ)花崗石　(備中北木島)産出材、黄鐵鑛等の鐵氣を含有せず、粗織の不同、雲母等の醜き班點、條線等無く、略色揃のもの

(ロ)白丁場石、月出石、横根澤石、小松石等(相州)産出材、組織の不同、班痕等無く、略色揃のもの

(ハ)白河石、江持石、須賀川石等(岩代)産出材、組織の不同、分解したる混和岩等無く、略色揃のもの

(ニ)澤田石等　(豆州)産出材、組織の不同、スジ、クサリ等無く、緻密、硬堅にして略色揃のものを自然層に從ひ初立てたるもの

(ホ)大谷石　(野州)産出、(白目)材にしてクサリは比較的小なるもの

(ヘ)房州石　(房州)産出材、組織は緻密均一にして、色合、班紋等略揃ひたるもの

(ト)大理石、蛇紋石等　(美濃赤阪)産出材、石理均一にして罅裂、むら等無く、石質、色合、班紋、光澤等見本品に類

(23)養生等　煉瓦積は日光、降雨、寒氣等に對し日々適當の養生

似のもの

(2)「モルタル」　石積用「モルタル」は煉瓦積に使用するものと同質にして、練合後一時間以上經過したるものは使用すべからず

(3)石材加工　石材は石割圖に據り寸法正確に、表面の仕上は見本通り、稜角正しく、無疵に加工し、合口廻り一寸通り小敲、其他は鑿切とし一箇毎に檢査を受け、太枘、繋鐵物等の當り彫バを爲すべし

(イ)壁平ら石　寸法正確に、矩の手正しく、表面平坦に、捻れ、地荒れ、ムラ敲等無く、(上小敲)と爲すべし

同野面ら石　瘤出しは壁面より約一寸以上三寸迄とし、四邊捻れ無く際立て、矩の手正しく、玄翁疵等無く加工すべし、但し野面ら著しく平坦なるものは使用すべからず

(ロ)蛇腹石、窓臺石等　寸法正確に、矩の手正しく、繰形は形板に合せ、隅角立て、引通し良く、捻れ、地荒れ、鑿疵、ムラ敲等無く、(上小敲)と爲すべし

(ハ)柱石等　寸法正確に、矩の手正しく、窄り、「エンタシス」繰形等形板に合せ、捻れ　地荒れ、鑿疵、ムラ敲等無く、(上小敲)と爲すべし

(ニ)繪樣彫刻　柱頭石其他の繪樣彫刻は模型に據り、技能ある職工をして特に注意施工せしむべし

(ホ)水磨寸法正確に矩の手正しく、繰形は形板に合せ、隅角立て、引通し良く、捻れ、地荒れ、鑿疵等無く、合口と共も磨下地と爲し、仕上型に據り、金剛砂、砥石等を以て稜角、引通し等正しく、見本品の通り、ムラ無く水磨を爲すべし

(ヘ)本磨　大理石は六號、七號、微塵、沈澱砂等の金剛砂、青砥、黑名倉、朴炭等順次使用し、又は「カーボランダム」四十號及五十號を以て荒磨の上同百八十號、二百二十號、F號等順次使用し、酸化錫を以て艶出を爲すべし

花崗石は荒磨の上大理石と同樣の金剛砂、青砥、白名倉等を使用し、又は「カーボランダム」七十號、八十號、九十號、百號、百二十號、等を使用し、繰形モノは形板に合せ、引通し、矩の手等正しく、隅角立て、捻れ、ムラ等無く何れも見本品の通り磨き立つべし、但し艶出しに蓚酸を使用すべからず

(4)石材据附　仕上石の据附は石割圖に據り、合口切合せ、繋鐵物を埋込み、充分に洗滌し、海鼠鉛及び木楔をカイ、一箇毎に檢査を受け、位置正確に据へ、堅練「モルタル」を充分に填充し、表面洗滌の上、橫目地深約七分、堅同五分、目地掘を爲し木楔は示定の時間内に取去るべし

(イ)壁石　壁面通り良く、各石合口に目違無く、目地縱橫引通し、隅々垂直に据附くべし

(ロ)蛇腹石、長押石等　各石合口に目違無く、引通し良く据附くべし

(ハ)窓臺石、地覆石　兩端約七寸五分づゝ「モルタル」を填充し、其他は空目地とし、引通し良く据附け、空目地中に石片、塵芥等堆積せざるやう養生を爲すべし

(ニ)迫持石　兩端各一箇づゝ同時に、表面引通し良く、中心定規に倣ひ、迫形、同地幅等正確に据附け、堅練「モルタル」を填充すべし

(ホ)柱石　接目毎に鐵太枘三箇以上、石下バに鉛を以て植込み、「モルタル」を隙間無く填充し、目違無く、竪水正しく、合口水平に据附くべし

(ヘ)屋內用磨石　各石合口目違無く、引通し良く、隅々垂直に、大理石は適當なる銅太枘及び銅線を使用し、石膏を以て、花崗石等は亞鉛鍍鐵太枘及び亞鉛鍍線を使用し、「セメントモルタル」を以て、何れも据附け、表面洗滌は特に注意を加へて之を行ひ、目地仕上の上、艶拭を爲すべし

(5)表面清洗　据附濟石材の表面は清水を以て、充分に洗滌し、「モルタル」其他の汚染無きやう掃除を爲すべし

(6)化粧目地　化粧目地仕上は石面及び目地周圍の塵芥等を洗ひ落し、左記「モルタル」を充分に壓込み、窓臺石下バ空目地の篤所は、表面より深約八分挿込み仕上は(平目地)(覆輪)と爲すべし

(イ)硬石用　花崗石、小松石等の硬石用は「セメント」と川砂の同容量を、數時間前に練合せ、使用間際に之を練直し堅き糊狀となしたるもの

(ロ)軟石用　澤田石等の軟石用は「セメント」一、石灰一、川砂一の割合に練合せ、堅き糊狀と爲したるもの

(ハ)屋內用　大理石用は純石膏を糊狀としたるもの

(7)割石積　用材は(相州堅石)、示定の通り割立て、「モルタル」を隙間無く填充し、表面引通し良く、左記の通り積立て、直に目地掘の上洗滌を爲し、化粧目地仕上は、(6)項に準じ平目地とすべし

(イ)平層積　各石積込(五寸)、控取同(一尺)、壁面石割は大略圖面に據り、大小石を手際良く分布し、大石は長手を下バとして略水平に、控取は縱橫各約(三尺)マ、千鳥に据へ目地幅は最狹部にて三分以上とすべし

(ロ)亂層積　各石表面積(三十六乃至四百)平方寸、積込(五寸)、控取同(一尺)、脆弱なる銳角は割落し壁面は大小石を手際良く割合せ、目地一點に三線以上集合せしめず、壁面約十平方尺毎に、面約(二)平方尺の控取石を入れ、目地幅は最狹部にて三分以上とすべし

(8)間知石積　間知石は(相州)產石材、面(尺)、控(尺五寸)、無疵にして胴落各面(二十分一)以內のものを、合口約一寸(鑿切)仕上とし、示定の法勾配附け、(胴側)(鏡側)を爲し、合口廻り「セメントモルタル」を以て通り良く、目違無く築立て、裏込「コンクリート」一層毎に打ち、均し石(花崗石)、見え掛り、合口とも小敲とし、石面より(一寸五分)突出せしめ、「セメントモルタル」を以て「上バ水平に、引通し良く据附くべし

(9)薄石貼附　石材は(白丁場石)を以て(圖面に據り)示定の厚に、矩折の分とも挽立て、表面其他の加工は(3)項壁石の分に準じて仕上げ、貼附面充分に洗滌の上、繋金物は鐵工事(10)項に示定のもの、各石重ね合端に二箇づゝ入れ、木又は鉛楔を

カイ敷「モルタル」にて位置正確に据へ、外面より假押へをなし、(2)項示定の「モルタル」を堅練と爲し、適當の工具を以て隙間無く挿込み、表面充分に洗滌の上、深約五分目地掘を爲し、化粧目地は(6)項(イ)に據り、注意を加へ施工すべし

(10)石造階段　石造階段は圖面に據り、(白丁場)石を以て(矩の手及び段端繰形正しく、見え掛り、合口とも)上小敲とし、壁體積込部の目地厚四分以上の場合は、「スレート」片を狹み、其他左記の通りとし、海鼠鉛及び木楔をカイ、「セメントモルタル」を以て、各段水平に据附け、充分清洗の上、仕上目地を施すべし

(イ)兩端積込階段　三角段(スパンドレル)石の場合は重ね合口約一寸、斜合口約一寸裏面と直角に造り、左右積込は三寸以上とし、堅固に据附くべし

(ロ)桔出し階段　各段の重ね合口二寸以上、三角段(スパンドレル)石の場合は斜合口約一寸五分裏面と直角に作り、段端繰形矩折とし、壁體積込は七寸五分以上、親柱及び手摺子受孔蟻形に彫り、段毎に假支を設け、堅固に据附くべし

(ハ)螺線階段　各段石寸法圖面に據り割附け、圓軸徑(五)寸作り出し、太枘孔彫り、重ね合口約一寸、斜合口約一寸(裏面と直角に、壁體積込は三寸以上とし、堅固に据附くべし

(11)敷石　敷石は夫々圖面に據り、左記の通り施工すべし

(イ)屋外敷石　緣石は(花崗石)、敷石は(花崗石板)、何れも見え掛り小敲とし、合口切合せ、緣石は「モルタル」据へ、敷石は、目地通り良く、目違無く、示定の水下り階け、清潔なる川砂を以て、空隙無きやう水極めとし、目地に「セメントモルタル」を注ぎ込み、水洗の上、仕上目地を施すべし

(ロ)屋内敷石　(花崗石備中萬成產)を以て、見え掛り、合口とも水磨と爲し、下地充分洗滌の上、「セメント」一、川砂四の「モルタル」を以て、地通り良く、目違無く据附け、表面清洗の上、仕上目地を施すべし

(12)梁受石　木又は鐵梁受石は(花崗石)を以て、上ば小敲、其他は上端切とし、(2)項示定の「モルタル」を使用し、位置正確に据附くべし

(13)鐵物積込其他　左記積込鐵物等は夫々指圖を受け、丁寧に施工すべし

(イ)通氣孔　一階床下等に取設くべき通氣孔は、圖面に據り、灌孔等彫り、鐵物を積込むべし

(ロ)「ボールト」等の積込　樋釣鐵物「ボールト」其他繫鐵物等は何れも圖面の通り、位置正確に「セメントモルタル」を以て積込むべし

(ハ)鐵管等の通孔　煖房及び瓦斯用鐵管、排水及び給水用鉛管、電線保護管其他の貫通孔等は總て示定の通り施工すべし

(14)施工中止　切石積、割石積とも氣溫華氏三十八度以下の時は据附を中止することあるべし

「コンクリート」工事

(1)「セメント」　特に示定するもの、外、基礎工事(8)項(イ)に示したると同質のもの

(2)砂　一方吋十六孔の篩を通過し、同二千五百孔の水篩に殘留したる川砂、其他の硬質粒にして、酸氣、鹽氣、泥粉等の混入、附着等無きもの

(3)凝原體　左記大粒凝原體は使用前水洗を爲し、酸氣、鹽氣、泥粉、硫黃質物、石灰質物等を除去したるもの

(イ)川砂利・碎石　六分目篩を通過し、二分目篩に殘留する硬質の川砂利又は碎石

鐵筋「コンクリート」工事に於て筋鐵の密集部等には四分目篩を通過し、二分目篩に殘留するものを使用すべし

(ロ)石炭滓　八分目篩を通過し二分目篩に殘留する石炭滓

(4)「コンクリート」調合　割合は左記の通り、量器は一々係員の檢查を受け、正確に計量すべし

(イ)鐵筋入「コンクリート」「セメント」四分の一樽(九十五听)、砂二立方尺、凝原體四立方尺

(ロ)鐵筋を入れざる「コンクリート」「セメント」四分の一樽(九十五听)、砂(二)立方尺、凝原體(六)立方尺

(ハ)石炭滓「コンクリート」「セメント」四分の一樽(九十五听)、砂(二)立方尺、石炭滓(六)立方尺

(5)鐵筋入「コンクリート」練方　混和機は係員の承認する分回(バッチー)混和機を使用し、毎回練量は混和機の容量より約四分の一を減じたるものとし、水量は係員の示定に相違無く、充分に混和すべし、但し夏期に於て炎天に曝されたる砂、砂利等は混和前之に冷水を撒加せしむることあるべし、又手練の場合は基礎工事(10)項(イ)に準じて施工すべし

(6)鐵筋入「コンクリート」打方　假枠内が鉋屑、鋸屑、塵芥等無きやう充分に掃除を爲し、枠材に適量の濕氣を加へ、漏水の虞ある箇所は示定の方法を以て之を防ぎ、打方は左記の通り施工し、打終面は濕莚等を以て養生を爲すべし

(イ)柱脚　斜面部とも同時に打込み、上ばは中央部を淺き皿形に打立つべし

(ロ)柱、壁、孤立柱、片蓋柱、壁とも一回の打込高は(六尺)以内とし適當の工具を以て「コンクリート」中に少しも氣泡、滯水等無きやう充分突立て、各回打終りは略水平に均し、上層打込は上ば充分に水洗を爲し、緩硬「セメント」一川砂一の「モルタル」を厚約二分敷均ちしたる上之を行ふべし

(ハ)大小梁、「スラブ」　大小梁と「スラブ」の連續するものは、大梁下ばより「スラブ」上ばまで全厚を一回に打立て、梁、「スラブ」とも打繼の位置は係員の指圖を受くべし

(ニ)屋根スラブ　打込は床「スラブ」に準じ、(ハ)「スラブ」に伸縮繼を設くる場合、並に「スラブ、コンクリート」の調合を變更する場合は、大小梁とも打立てたる後、打繼は段形とし、不陸無打立て、(勾配用に石炭滓「コンクリート」打立の場合は「スラブ、コンクリート」の硬化前に、勾配正確

に打均らし)、樋、吐口襖等圖面の通り、「バラペット」取合其他必要の箇所に雨押及び蛇物止め木片を埋込むべし

(ホ)階段　側板、段形、踊場とも「正確に」、全部を一回に打込み、圖面に據り手摺其他取合穴、溝等取設け、段毎に上バ水平に均し、板類を以て養生を爲すべし

(7)無筋「コンクリート」施工　練方は基礎工事(10)項に據り假枠内の掃除、假枠の濕潤、打込後の突立、養生等(6)項に準じ、壁柱等は一回の打込高を三尺以内とし、同全部を通じ三尺以上の高差を附せず、圖面に據り木煉瓦、繋鐵物等の積込を爲し、不陸無く打立つべし

(8)打込時間　「コンクリート」の打込は總て練合後十五分間以内に、打込及び搗固等を終るべし

(9)養生等　左記事項は一々係員の指圖を受くべし

(イ)雨天　完全なる上わ屋の設備ある場合の外小雨にても施工を禁止すべし

(ロ)氣温　華氏三十八度以下に下りたる時は施工を中止すべし

(ハ)養生　「コンクリート」打立後約七日間は降雨、寒氣日光に對し、相當に養生を爲し、炎暑の時期に施工の場合は時々之に撒水すべし

(10)供試體　鐵筋入「コンクリート」は、日々の打立料を以て、五寸立方の供試體二個つつ作り、之に日附及び番號を明記して係員に差出すべし

鐵工事

(1)材料　材料は(枝光)製鐵所の製品にして、其品質は左記の如きもの

(イ)綱材　軸部、床、小屋組等の構造用形鋼、鈑、丸鋼、角鋼等は「オープンハース」製鋼材にして、其抗張強は一方時に付五萬六千斤以上、彈性極限は其二分の一より少からず、伸(エロンゲーション)は長八吋に對し二割二分より少からず、各材表面平滑にして鱗裂、泡痕條疵等無く、形狀正しく、眞直なるもの、但示定製造所以外の製品を採用するときは、斷面積示定以上を有し、高(せ)、幅、厚とも各百分の二以上の相違無きもの

(ロ)「リベット」用鋼材　「リベット」用材は其抗張強一方時に付五萬斤以上、彈性極限は其二分の一より少からず、伸度は長八吋に對し二割六分より少からざるものにして冷曲百八十度に及ぶも外面に罅裂等を生せざるもの

(ハ)鑄造もの　柱沓鐵、承け鈑、持送、階段等は純良なる銑鐵を以て鑄造したるものにして、其抗張強は一方吋に付(一萬六千)斤以上のもの、鋼鑄モノは其抗張強、抗壓強とも同六萬五千斤以上のもの

(2)鋼材の錆止　鋼材は適當の時期に於て塗師工事(9)項に據り錆止塗を爲すべし

(3)鋼材の裁斷及び屈曲法　材料の裁斷及び屈曲方法は左記の通り施工すべし

(イ)形鋼、鈑等の裁斷　形鋼、鈑等の裁斷は總て寸法及び矩の手正しく、斷面に凹凸及び歪れ無く、特に精密切斷(エキザクトカット)を示定したるものは十六分の一吋以上の長短あらしむべからず

(ロ)曲げ方　圓蓋形(ドーム)合掌其他屈曲して使用すべきものゝ形狀は、現寸圖又は形板の檢査を受け、係員示定の方法に據り正確に施工すべし

(ハ)鐵筋曲げ方　鐵筋「コンクリート」用筋材の屈曲は、適當なる「バーベンダア」を使用し、加熱せず、漸次平等に力を加へ、同寸、同形のものは成るべく同時に、總て正確に圖面に適合せしめ之を行ふべし、但し徑一吋以上のものは加熱の上施工すべし(リベッチング)

(4)鈑綴　「リベット」孔の鑿穿は位置極めて正確に、鈑徑より十六分の一吋以上大ならしめず、壓穿(パンチ)の場合は臺孔を「パンチ」の徑より十六分の一吋以上大ならしめず、孔心の相違を訂正する場合は「リーマー」を使用して之を行ふべし

鈑綴は先づ「ボールト」、「ピン」等を以て、要所を繋結して假組を爲し、止を得ざる局部の外、適宜の動力機を使用して全く間隙無く綴結し、鈑頭は半球形とし、其毀損したるもの、表裏同中心にあらざるもの、緊着せざるもの、並に過度に熱したる鈑は總て切去り、更に適當の方法に據り綴結すべし

(5)柱、梁、小屋組等の結構　結構柱、結構梁、小屋組等は夫々圖面に據り、寸法、矩の手等正しく、全長眞直に、鈑綴は(4)項に據り、示定の分は埋頭鈑(カウンターシンク)とし、露出材は特に「リベット」頭、「ボールト」頭等の形狀、鈑の斷面等手際良く工作し、木材等取附用の孔を穿ち、總て完全に結構すべし

(イ)結構法　上下承け鈑、取附鐵物とも身材と正直角に、胴附密着せしめ、「ラテス」の角度正確に構造すべし

(ロ)結構梁「リベット」の數及び間隔正しく、補剛材(ステファナ)の兩端「フランジ」に密着せしむべし

(ハ)「トラス」類　部材中心線の交叉點、傾斜材の角度等現寸圖に據り正確に切合せ、抗壓材の胴附密着せしめ、抗張材に捻子を附するものは增徑捻(アプセット)とし、總て弛み無く構造すべし

(ニ)木鐵混用小屋組　陸「ボールト」、眞「ボールト」、釣「ボールト」等の抗張材は丸鋼、木部取合用鐵物は鋼鐵もの、夫々圖面の通り、寸法、形狀等正確に、各材とも緊縮自在裝置とし、其他は前項に準じ製作すべし

(6)柱、梁、小屋組等の組建　現場組建は左記に據り、假設繋結材を充分に使用し、位置正確に垂直、水平、引通し等正しく總て順序良く組建つべし

(イ)柱　基礎上に馴染良く建て、植込「ボールト」を以て締固むべし

(ロ)梁　胴差、大小梁、根太、桁とも相互の間隔、高さ等圖面の通り架渡し、接合部等一々示定の通り施工すべし

(ハ)小屋組　合掌尻受鈑を馴染良く据附け、「ボールト」締固め、振止筋違、母屋等示定の通り取附くべし

(7)鐵筋架設　鐵筋「コンクリート」用筋材の寸法、組方等總て

圖面に據る。架筋前に假枠の掃除、洗滌等を爲し、各筋の組方は總て握板と同中心とし、間隔等正しく配合し、交叉筋結束は亞鉛鍍鐵十八番乃至二十番線二卷とし「セメントブロック」、鍋材隔子等示定の通り使用し、「コンクリート」打込の際筋材の移動せざるやう架設すべし

(イ)柱筋　柱身脚部とも竪筋及繩筋相互の間隔正しく、結束は「コンクリート」打込の際移動せざる程度とし、各筋總て弛み、傾斜等無く架設すべし

(ロ)大小梁及楣　筋の配合、形狀、「スタラプ」とも、精密に圖面と符合せしめ筋端の曲げ方、座鐵止め等特に注意を加へて施工し、柱取合、梁相互取合等係員の檢査を受け、入念架設すべし、但し場合により取合に補助筋を加へしむることあるべし

(ハ)「スラブ」床屋根とも縱横各筋相互の間隔、引通し矩の手等正しく架設し、作業等の爲め筋材を著く屈撓したる場合は、更に眞直材を以て架換へしむべし

(ニ)壁　縱横各筋とも總て間隔正しく、弛み、傾斜等無く、二列筋は隔子を使用して架設すべし

(ホ)階段　側板造りの場合、傾斜「スラブ」の場合とも階段材は筋端の曲げ方等完全にし、間隔、引通し等正しく、上下受梁は(ロ)に據り、踊場床「スラブ」は(ハ)に據り、(踊場鈎りボールとも)周圍壁筋と同時に入念架設すべし

(8)鐵製階段　側板取合、段割り、手摺子割りとも、圖面に據り正確に割附け工作は左記に據り、歪み無く、手際良く施工し、「リベット」、「ボールト」、押捻等示定の通り使用し、引通し、矩の手等正しく、堅固に取附くべし

(イ)鋼鐵又は錬鐵製階段　側板(鋼鈑)、厚(八分の三吋)、踏板(鋼網目鈑)、厚(四分の一吋)、蹴込板(鋼平鈑)、厚(四分の一吋)とも正確に切合せ、相互取合は總て鑢仕上とし凹凸、屈曲、隙間等無く「アングル」形又は持送形鐵物等示定の通り使用し、堅固に取附け親柱、手摺子、手摺等は現寸圖及び模型に據り、繪様等手際良く製作し、側板に取附方は示定を受け、見え掛け總て鑢仕上とすべし

(ロ)鑄鐵階段　側板、段板、蹴込板、親柱、手摺子、手摺等の寸法、形狀等圖面及び模型に據り、良質新銑鐵を使用し、表面平滑に、稜角、矩の手引通し等正しく、歪み、厚の不同氣泡其他の鑄疵等無く鑄造し、取附方は(イ)に據り、總て手際良く施工すべし

(9)鐵管柱　鐵製孤立柱に圖面に據り寸法、形狀、引通し等正しく、無疵に製作し、垂直に建て、植込「ボールト」等を以て堅固に取附くべし

(イ)瓦斯管柱　柱管は公稱柱八吋)、厚(四分の一吋)以上の瓦斯管にして、表面平滑、無疵なるものを使用し、兩端接合鐵物は(鋼材を以て鋼鐵物とも)圖面示定の形狀に作り、「カピタル」其他取附用捻孔の鑿穿等は示定の通り施工すべし

(ロ)鑄鐵柱　純良なる銑塊を以て窄り、「エンタシス」等圖面通り、表面平滑に、氣泡其他の鑄疵、厚の不同等無く鑄造し、錆止塗前に於て檢査を受くべし

(10)繋結鐵物　左記繋結用鐵物は、特に示定するもの、外鍛合を施さず、圖面の通り、形狀、寸法等正しく製作し、一々檢査を受け錆止塗を爲すべし

(イ)石材繋結用鐵物　壁石繋引鐵物、太柄、「チギリ」、迫持石目違止め鐵物、鬼「ボールト」等は無疵に製作すべし

(ロ)木材繋結用鑄物　「ボールト」、羽子板「ボールト」、短冊箱鐵物、「ハンガア」、「スタラプ」等の寸法は夫々示定の通り、「ボールト」は總て兩捻と爲し、座鐵大さは徑の三倍以上、厚は三分の一以上とし、何れも無疵に製作すべし

(ハ)釘、鎹類　釘の長は本厚の二倍半以上とし、鎹、目鎹、逆目釘等の寸法及び形狀は一々示定を受け製作すべし

(ニ)雜鐵物　窓及び出入口枠取附用繋引鐵物、樋鈎鐵物、蛇腹類の鐵骨等は夫々指圖の通り製作すべし

木工事

(1)材質の程度　木材品質の程度は左記の通りとす

(イ)無節材　仕上面に節又は節際、根本等無きもの

(ロ)上小節材　仕上面に拔節、死節無く、生節は徑二分以下のものにして、見え掛り面一平方尺以上のものに、一箇以上を有せざるもの

(ハ)小節材　仕上面に拔節、死節無く、生節は徑四分以下のものにして、見え掛り各面一平方尺毎に、二箇以上を有せざるもの

(ニ)並材　拔節、死節無く、生節は見え隱れは徑二寸以下のもの、見え掛りは徑一寸以下のもの、但し流れ節は場合に據り使用を禁ずる事あるべし

(ホ)赤み材　各面全部にシラタを有せざるもの、但し化粧材は見え隱れ面に限りシラタを有するも差支なし

(ヘ)赤み勝材　角材は末口斷面積、板類は幅に於て、何れも五分の一以上のシラタを有せざるもの

(ト)割れ　乾割れ其他の罅裂にして、構造材の抗力上支障と認むべきもの、又は化粧材の見え掛り面にあるもの

(チ)腐れ　腐朽及び腐朽の爲め變質したる部分

(リ)入皮、脂壺　構造材に在ては長四寸以上、深木厚の十分の一以上のもの、化粧材に在ては見え掛り面に在るもの

(ヌ)アテ　化粧材の見え掛り面にあるもの

(ル)疵　鉤孔、虫喰、其他總ての外傷にして、構造材に在ては深三分以上、化粧材に在ては見え掛り面にあるもの

(ヲ)眞去材　樹心を二材以上除去したるもの

(2)大角材、丸太材　左記材料は、何れも伐採後浸水一ヶ年以上の筋良材にして、目廻り、腐れ、疵等無きもの

(イ)松材　(東北地方)產赤松材、長(二間)、(末口)(尺五)以上、木理密にして大節少きもの

(角)以上、木理密にして大節少きもの

(ロ)米松材　米國產「ドグラスファア」材、長(四十呎)、(末口)(十八吋)(角)以上、木理密にして大節少きもの

(ハ)杉材　(東北地方)產材、長(二間)、徑(尺五)以上、木理密にして節少きもの

（ニ）檜材　（尾州）産材、長（二間）、徑（五尺）以上、木理密にして節少きもの
（ホ）臺灣檜材　（阿里山）産扁柏材、長（三間）、徑（二尺）以上木理密にして、節少きもの
（ヘ）欅材　（近縣）産材（長（二間）末口（尺五）角以上、木理密にして節少きもの
（ト）樅材　（東北地方）産材、長（二間）、（末口）（尺五）（角）以上、木理密にして節少きもの
（チ）檜材　（北海道）産材、長（二間）、（末口）（尺五）（角）以上木理密にして節少きもの
（リ）「チーク」材　（東印度）産材、長（三十呎）、（十八吋）角以上、淡色にして輕量のもの
（ヌ）樅材　（遠州）産材、長（二間）、（末口）（尺五）（角）以上、木理密にして節少きもの
（ル）椹材　（尾州）産材、長（二間）、徑（尺五）以上、木理密にして節少きもの
（ヲ）椀材　（北海道）産材、長（二間）、（尺五）角以上、木理密にして節少きもの
（ワ）椹材　（遠州）産材、長（二間）、（尺五）角以上、木理密にして節少きもの

(3) 小角材　杉、檜、松其他の小角材は、何れも割れ、腐れ、疵等無きもの
（イ）押角　筋良し材にして材の末端に於て示定の角寸を有し、丸みは最大部に於て各面とも二分の一以下のもの
（ロ）山挽角　筋良し、赤み勝材にして丸みは末端に於て一割以下のもの

(4) 挽立材　挽立材は左記に據り、寸法、引通し、矩の手等正しく、丸み牽切れ、アテ、割れ、腐れ、疵、入皮、脂壺等無く、雜作及び建具材は浸水一ケ年以上の大材より眞去りに、板類の外は見附柾目取りに挽立て充分に乾燥したるもの、但し構造材は並材にして抗力上支障無き限り、多少の丸みあるものを採用することあるべし
（イ）松材　床梁、小屋組等の用材は（長四間以下は）内國産（四間以上は米國産）並材、雜作材は赤み勝、無節のもの
（ロ）杉材　雜作材は赤み勝、（上小節）、建具材は（赤み）、無節のもの
（ハ）檜材　雜作及び建具材は（尾州）産、（赤み、無節）材
（ニ）欅材　雜作及び建具材は木ごころ良く、赤み無節にして、略色揃のもの
（ホ）椹材　雜作及び建具材は赤み、無節材、但し雜材は見え隱れに多少の節あるものを採用することあるべし
（ヘ）椀材　雜作及び建具材は大割の上、二ケ年以上乾燥したる、無節材にして色合、斑紋等見本品と大差無きもの
（ト）「チーク」材　雜作及び建具材は無節材にして色合、比重等見本品と大差無きもの
（チ）樅材　雜作及び建具材は無節材
（リ）椹材　雜作及び建具材は赤み、無節材
（ヌ）椀材　雜作及び建具材は大割の上、二ケ年以上乾燥し

たる無節材にして、特に指定するもの、外總て柾目取りとすべし
（ル）椹材　雜作材は無節材にして柾目取りとすべし

(5) 山挽材　山挽ハガラ材は左記の正木法を有し、割れ、腐れ、疵、拔節丸み等無きもの
（イ）板　割　杉、長十二尺五寸　幅正寸、厚七分
（ロ）大　貫　杉、長十二尺五寸　幅三寸六分、厚六分五厘
（ハ）中　貫　杉、長十二尺五寸　幅三寸二分、厚五分
（ニ）三寸　貫　杉、長十二尺五寸　幅一寸七分、厚三分
（ホ）木摺　貫　杉、長六尺三寸　幅一寸、厚二分五厘
（ヘ）六分板　杉、松、長六尺一寸　幅正寸、厚四分
（ト）四分板　杉、檜、長六尺一寸　幅正寸、厚二分五厘
（チ）四寸敷居　松、長九尺六寸　十二尺三寸　幅三寸六分、厚一寸五分
（リ）五寸敷居　松、長九尺六寸　十二尺三寸　幅四寸六分、厚二寸七分
（ヌ）二五分角　松、長九尺六寸　十二尺三寸　幅二寸一分、厚一寸八分
（ル）二寸角　松、長九尺六寸　十二尺三寸　幅一寸六分、厚一寸五分
（ヲ）大三寸　松、檜、長九尺六寸　十二尺三寸　幅一寸五分、厚一寸
（ワ）大小割　杉、長十二尺五寸　幅一寸、厚九分
（カ）小　割　杉、長十二尺五寸　幅九分、厚七分
（ヨ）一寸板　松、長六尺一寸　幅正寸二分切れ、厚八分

(6) 軸部構造　側通り、間仕切とも圖面に據り、用材見え掛り鉋削とし、其の他左記の通り施工し歪み、引通し等を檢め、假支へ堅固に取設くべし
（イ）土臺　（檜山挽六寸角）せい削り揃へ、繼手鐵輪、隅々襟輪納差柱枘孔其他必要の仕口切刻み、下ハ防腐料塗立て、楔打固め遣形に倣ひ、水平に据へ、植込「ボールト」にて締附くべし
（ロ）柱　通し柱、管注とも杉押（五寸）角、間柱同材（二）枚割り、何れも圖面の通り削り揃へ、上下枘附け、楣、筋違、胴差等の取合仕口切刻み通り良く建て、栓、楔等打固め、示定の鐵物を以て繫結すべし
（ハ）楣　窓及び出入口の上下楣柱と同材、間柱枘孔彫り、兩端柱に傾大入枘差、込栓若くは割楔打固むべし
結構楣は寸法、形狀等圖面に據り、松挽立材とし、陸材、傾斜材とも兩端傾大入枘差、束は枘差とし組立て、示定の鐵物を以て繫結すべし
（ニ）筋違
（一）柱と同材、間柱取合胴附附ケ枘孔彫り、兩端柱又は横架材に傾大入枘差とし、示定の鐵物を以て繫結すべし
（二）杉（赤み）大貫、柱及び間柱に兩面より襷形に缺込み、打附くべし
（ホ）胴差　寸法圖面の通り松挽立材とし、繼手追掛繼大栓

二本づつ打ち、管柱、間柱、二階梁、筋違等の取合夫々仕口切刻み、隅々襟輪枘差、通し柱取合傾大入枘差とし置渡し楔打固め、示定の鐵物を以て繋結すべし

(ハ)軒桁、敷桁　(杉押五寸)角、圖面の通り木造り、繼手追掛繼大栓二本づつ打ち　隅々襟輪枘差、柱、間柱等の枘孔小屋梁渡鉄、筋違取合等仕口切刻み置渡し、示定の鐵物を以て繋結すべし

(ト)(煉瓦)造家屋の木製間仕切　壁又は床に支持する間仕切は圖面に據り土臺、柱、間柱、楣、敷桁、筋違とも夫々前記に準じて施工し、示定の鐵物を以て締附くべし　持放し「トラス」間仕切は寸法、形狀等圖面に據り、上下陸梁竝挽立材、兩端(煉瓦壁)に積込みたる受石上に架渡し、柱、間柱、筋違等用材、仕口とも夫々前記に準じ各部弛み無く結構し、示定の鐵物を以て繋結すべし

(7)床構造　各階床構造は圖面に據り、繋結鐵物は圖面及び鐵工事(10)項に示定の通り製作したるものを使用し、其他左記の通り施工すべし

(イ)軸部木造一階床　床束(榾)押(五寸)角、上み短枘附け、下も礎石上に馴染良く建て、水貫杉(大貫)縦横束に缺込み、釘打固め、大引(床束と同材)繼手追掛繼大栓打ち、束枘孔及び根太彫を爲し兩端土臺へ(合缺渡缺大入鐵掛)に置渡し、鎹、大釘等示定の通り打固むべし

(ロ)軸部(煉瓦)造一階床　大引受(榾山挽四寸角)、繼手(敷面鎌)、(煉瓦)附防腐料塗立の上置渡し、植込「ボールト」にて締附け、大引(榾)押(五寸)角、繼手(敷面鎌)根太彫を爲し、兩端大引受に仕合せ、(煉瓦)束に馴染良く、下バ防腐料塗立の上置渡し、植込「ボールト」にて締附くべし

(ハ)軸部木造(二)階床大梁　松挽立材、小梁等の仕口切刻み、兩端圖面に據り胴差へ渡腮又は京呂に仕合せ、柱取合は梁端輪薙込み、示定の鐵物を以て締附くべし

(ニ)軸部(煉瓦)造(二)階床大梁　松挽立材、小梁等の仕口切刻み、兩端防腐料塗立の上置渡すべし

(ホ)床小梁　松挽立材、圖面に據り根太彫りを爲し、大梁へ大入枘差　柱取合は傾大入枘差込栓打ち、示定の鐵物を以て締附くべし

(ヘ)軸部(煉瓦)造(二)階床小梁受及び小梁　小梁受松挽立材(四寸)角、繼手(敷面鎌)、(煉瓦)附き防腐料塗立の上置渡し、植込「ボールト」にて締附け、小梁松挽立材、圖面に據り根太彫を爲し、大梁へ大入枘差、小梁受へ京呂に仕合せ、壁附きの分防腐料塗立の上置渡すべし

(ト)煖爐際灰止受　小梁、根太掛とも松挽立材、示定の通り仕口切刻み架渡すべし

(チ)根太　松山挽(五寸敷居)上バ削り、大引、小梁、根太掛等へ亂繼渡腮に、上バ揃の場合は大入に彫込み一本置蟻掛とし、不陸無く架渡すべし

(リ)床防音構造　受棧杉小割、根太の兩側に打附け、底板木摺杉三寸貫二分明に打附け(南鐵漆喰石綿入漆喰)厚二寸以上塗立つべし

(ヌ)床板張り　(杉六寸板割上小節)材、幅及び厚取揃へ、上バ上鉋削り、傍實矧、繼手亂、目違枘入れ、傍充分に締附け隱釘及び目錠打ち、不陸、目違隙間等無く、通り良く張立つべし

(ル)床板二重張り　下張板杉(五寸)板割、幅及び厚取揃へ、傍實矧、(筋違張り)、亂繼とし、傍充分に締附け、板幅に釘四本づつ打ち不陸目違隙間等無く張り(上張板)欅無節材厚(四分)仕上、板割方圖面に據り、上バ上鉋削り、傍實矧、繼手目違枘入れ、充分に締附け、隱釘打ち、不陸、目違、隙間等無く、通り良く張立つべし

(ヲ)床寄木張り　下張り前項に準じて施工し、上張り模様割附ケ等圖面に據り示定の材料(四)種以上、何れも天然色材を使用し厚板二分五厘とし、耐濕性としたる(上漉板)膠を使用し、隱釘打ち引通し、矩の手等正しく、總て手際良く張立て、仕上削りの上、臘拭を爲すべし

(8)小屋組　小屋組は圖面に據り、繋結鐵物は鐵工事(10)項示定のものを使用し、各部胴厚を密着せしめ、夫々左記の通り施工すべし

(イ)軸部煉瓦造敷桁　(檜六寸挽角)、繼手追掛繼大栓打ち、隅々襟輪桐差、小屋張渡缺き其他必要の仕口切刻み、栓、楔打固め、防腐料塗立の上水平に置渡し、植込「ボールト」にて締附くべし

(ロ)小屋梁　松挽立材、繼手、仕口とも圖面に據り切刻み、火打梁、隅梁、投掛梁とも同材、兩端渡腮に架渡し、「ボールト」其他示定の鐵物に締結すべし

(ハ)束　眞束、杵束　隅束とも松挽立材、形狀圖面の通り作出し、仕口切刻み建込むべし

(ニ)斜束　松挽立材、兩端仕口、枘とも圖面に據り切刻み、組立つべし

(ホ)二重梁　松挽立材、兩端傾大入枘差、仕口切刻み、組立を、杵束脚部張木同材、小屋梁上バへ切込み、大釘にて打附くべし

(ヘ)合掌　松挽立材、兩端傾大入枘附け、束、斜束取合、母屋渡缺、轉止等仕口切刻み組立つべし

(ト)梁繋、小屋筋違　梁繋(松挽立材)、繼手(追掛繼)、小屋梁へ渡腮に、仕掛け、小屋筋違(同材)(襷形)に、束當り缺合せ、何れも大釘にて打附くべし

(チ)母屋　(松挽立材)、繼手追掛繼、合掌上にて亂繼、渡腮に、隅切合せ置渡し、示定の鐵物にて締附け、轉止同材合掌上バへ傾大入の大釘二本づつ打固むべし

(リ)棟木、隅木、谷木　棟木(松挽立材)、繼手追掛繼、上バ小返り、棰彫り等示定の通り切刻み、束頭へ輪薙込み　大栓打ち、渡腮に置渡し、隅大入蟻掛に仕合せ、隅木、谷木とも同材上バ勾配に合せ、繼手敷面蟻、棰彫りを爲し、母屋へ渡腮に架渡し、大釘にて打附くべし

(9)特種小屋組　何れも圖面に據り、各部胴附密着せしめ夫々左記の通り構造すべし

(イ)木鐵混用小屋組　合掌、斜束等の木部は(松)挽立材、兩

端仕口鐵工事(5)項(ニ)に示定の鐵物に合せ切刻み、母屋、棟木、隅木、谷木等は(8)項に據り結構すべし

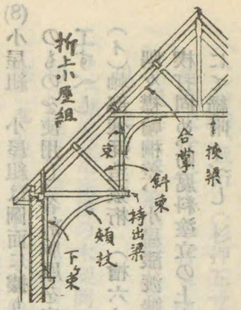

(ロ)折上小屋組　下け束、頬杖、持出梁、束、狹梁、棟束、合掌、斜束等圖面の通り仕口切刻み、見え掛り上鉋削、繰形正確に總て手際良く結構し、示定の鐵物にて繋結すべし

(ハ)柳形小屋組　形狀、仕口とも圖面に倣ひ、敷桁は(8)項(イ)に據り、狹み陸梁(松)挽立材、底板杉板割小孔に簔込み、狹み合掌(松)挽立材、繼手亂繼、添木入れ、大釘打ち、兩端「ボールト」にて締附け、「ラテス」杉板割、幅(二寸五分)に割り、上み母屋兩側面に切附け、下も陸梁間に差込み、交叉點、梁、母屋取合とも釘二本以上打ち、組立て置渡し、母屋(松)挽立材繼手追掛繼、(二尺)ま、渡腮に置渡すべし

(ニ)合板小屋組　形狀、仕口等圖面に倣ひ、柱、合掌、狹梁、肋梁とも何れも三枚合せ、松挽立材、中板厚(二寸五分)、側板厚(二寸)、繼手總て亂繼、目違柄入れ、束、斜束同材、厚二寸五分)、兩端仕口切刻み組立て、柱、合掌、狹梁、肋梁等の取合は「ボールト」締とし、束は大釘にて打附くべし

(ホ)堵形小屋組　敷桁、小屋梁、火打梁、投掛梁、合掌、隅合

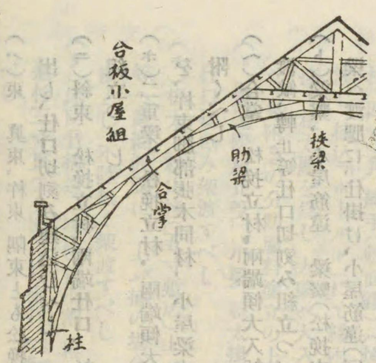

(10)屋上窓　屋上窓木部は總て圖面に據り、

梁、眞束、斜束とも松挽立材、仕口等(8)項に準じて切刻み組立て、狹梁同材合掌側面に缺合せ、「ボールト」にて締附け、母屋(杉板)、外形に應じて木造り、轉止とも取附け、野地(杉板)目違無く張立つべし

(ヘ)越屋根　敷桁、小屋梁、合掌、二重梁、張木、斜束、合掌梁等(8)項に準じ杵束上み延長し、棰掛、二重屋根桁、同梁、同束、同棟木等何れも松挽立材仕口切刻みの上組立て、示定の鐵物を以て繋結すべし

(ト)塔形小屋組　敷桁、小屋梁、火打梁、投掛梁、合掌、隅合

べし

(イ)天窓　枠受松挽立材、母屋へ枘差、窓杵(杉)挽立材を以て、上バ硝子決りを爲し、水切溝突き、隅々組合せ、堅牢に取附け、總て雨仕舞良く施工すべし

(ロ)屋根窓　受梁松挽立材、軸、屋根下地とも杉又は松材、仕口切刻み、堅固に取附け、側板、野地板とも杉板割、傍合決り、目違無く張立て、化粧材は總て杉挽立(赤み勝材を以て、繰形等正確に手際良く取附け、雨仕舞良く施工すべし

(11)烟筒廻り雨仕舞下地　烟筒の小屋根下地は圖面に據り、棰掛、棟木、棰とも松又は杉材、棰、上み棰掛又は棟木へ、下も野地板へ、何れも打附け、野地板(12)項(ロ)に據り張立て、雨仕舞良く施工すべし

(12)屋根下地　棰、野地裏板等は圖面に依り、左記の通り施工すべし

(イ)棰　棰松山挽(二五分角)、約一尺五寸マ、繼手母屋上にて亂繼とし、通り良く配置し、大釘にて打附くべし

(ロ)野地裏板　板杉(六寸)板割赤み勝材を以て、傍(合決)とし、棰毎に釘打二寸マ以內に打ち、目違無く張立つべし

(ハ)野地木舞　木舞杉(大貫)、二寸明き、棰毎に釘二本づつ打附くべし

(ニ)瓦棒　瓦棒(杉挽立)材、示定の形狀に削り、野地板上バに「フェルト」張立の上、(一尺五寸)マに配置し、通り良く打附くべし

(13)樋下地　軒樋及び谷樋下地は(杉)挽立材、鉋削り、繼手目違枘入れ、軒樋は勾配百二十分の一以上とし、段繼の場合は約八尺マ、段一寸五分以上とし、總て圖面に據り指立て、通り良く取附け、吐口廻りは段繼とすべし

(14)軒廻化粧　軒廻木部は夫々圖面に據り、左記の通り構造すべし、但し見え掛りの部分は上鉋削りとすべし

(イ)鼻隱板　(杉挽立)材、繼手目違枘入れ、棰一本置に枘差楔締とし、通り良く打附くべし

(ロ)軒裏天井　廻繰杉挽立材繰形附け)、繼手目違枘入れ、通り良く打附け、天井切板張の分は板(杉板)傍合決り通り良く張立て、布板張の分は野縁(杉木貫)、棰毎に打ち、板(杉板)、傍合決り通り良く張立て、通氣孔は枠杉材を以て作り、金網張立の上、示定の位置に取設くべし

(ハ)軒蛇腹　軒樋下蛇腹杉挽立材、圖面に據り、繰形正確に繼手目違枘入れ、通り良く取附くべし

(ニ)持送り　(杉)挽立材を以て木造り、繰形、彫刻とも手際良く施工し、堅固に取附くべし

(15)化粧棟　化粧棟、隅棟等金屬板張下地は圖面に據り、受木三尺マ、上下枘附け建て、雨押、棟木とも(杉)挽立材、鉋削り、繼手目違枘入れ、受木へ枘差とし、總て繰形正確に、引通し良く取附くべし

(16)出入口枠、窓枠　出入口及び窓枠は夫々圖面に據り、見え掛り上鉋削り、枘差は總て襟輪附二枚枘とし、堅木製楔カイ固め、窓枠は水仕舞良く其他左記の通り製作し、示定の鐵物

を使用し、位置正確に、矩の手正しく、通り良く、堅固に取附くべし

(イ)側出入口枠　用材は(檜挽立、見え掛り無節)材、何れも戸當り決りを爲し、堅枠上ミ襟輪枘差、下も太枘孔彫り、上枠兩端角枘各(三寸五分)、欄間無目竪枠に蔭入枘差、中束上ミ枘差、下二枚寄蟻とし、何れも楔締固め、袴石又は地覆石上ハに、眞鍮又は「スレート」製太枘植え仕合せ、角柄は積込み又は缺込とすべし

(ロ)間仕切出入口枠　用材吝摺は(欅無節)材、其他は(檜挽立見え掛無節)材、何れも戸當り決りを爲し、竪枠上下襟輪枘差、上枠、吝摺とも兩端角柄(二寸)、無目及び中束は前項に準じ、楔締固め、角柄は積込又は缺込とすべし

(ハ)開窓枠　用材は(檜枘立無節)材、戸當り及び水切決りを爲し、竪枠上ミ襟輪枘差、下も片蟻車知栓打ち、上下枠兩端角柄とし、無目及び中束は(イ)に準じて施工し、楔締固め、角柄は積込又は缺込とすべし

(ニ)上げ下げ窓枠(一)　用材(檜挽立無節)材、下枠及び無目水返し決りを爲し、上枠、竪枠とも組立等とし、畦、附樋端とも木捻締め儉鈍口、滑車孔等取設け、裏板及び隔板(杉上小節)材を以て、「夫々圖面に據り、水仕舞良く」、堅固に組立つべし

(ホ)上げ下げ窓枠(二)　用材(檜枘立無節)材、下枠及び無目水返し決り、上枠戸決りを爲し、兩端角柄とし、竪枠外樋端造出し、畦、附樋端とも小穴に仕合せ、木捻締とし、儉鈍口、滑車孔等取設け、上み襟輪枘差、下も片蟻、何れも楔打ち、無目竪枠へ蔭入枘差、堅固に組立て、分銅箱、隔板とも取附くべし

(ヘ)曲形枠　上枠(三本繼、圖面の通り曲形に造り、繼手竪枠取合とも見附胴附三枚組、車知栓打ち、又は箱目違枘入れ「ボールト」締とし、竪枠其他は本項(イ)、(ロ)又は(ハ)に據り、捻れ、歪み等無く組立つべし

(17)側廻り化粧　圖面に據り、見え掛り上鉋削り、繰形、短の手、引通し等正しく、總て水仕舞良く、用材仕口等左記に據り、示定の鐵物を使用し、(釘頭は潰し打沈め)、位置正確に、堅固に取附くべし

(イ)附柱　定規柱其他の附柱は(檜挽立上小節)材(羽重み)を爲し、定規柱隅は蔭小穴に仕合せ、垂直に打附くべし

(ロ)附土臺、雨押、長押　用材(檜挽立上小節)材、水返し決り等を爲し、隅々留、繼手とも目違枘入れ、定規柱取合等は圖面に據り施工すべし

(ハ)胴蛇腹　用材(檜挽立無節)材、(板決り散決り)水返し決り等を爲し、部材小穴に仕合せ(繼手亂)隅々留目違枘入れ受木二尺ヴ以内に取設け通り良く取附け通氣孔指定の位置に取設け、銅網張立つべし

(ニ)窓及び出入口廻り木部　用材(檜挽立上小節)材、窓臺水切り決り等を爲し、(兩端留に仕合せ)、竪額縁(羽刻み散決り)を爲し(上額縁)上飾とも(水返し決り出し)何れも雨仕舞良く取附くべし

(ホ)霧除庇　用材(檜挽立上小節)材　下げ束、持送、腕木、桁出し桁、梁、束、棟木等繰形面取り、仕口切刻み、枘差、楔締め、「ボールト」にて取附け、銅板葺屋根下地、軒廻り等は(12)項乃至(14)項に準じ施工すべし

(ヘ)下見板　用材、檜挽立上小節)材、幅、重ねとも圖面に據り割合せ、繼手亂、目違枘入れ、定規柱無き場合は、隅(二)枚に組合せ柱、間柱毎に釘二寸ヴ以内、通り良く打ち、地ムラ無く張立つべし

(18)窓及び出入口廻り屋内化粧　窓及び出入口額緣並に抱廻り木部は圖面に據り、見え掛り上鉋削り、繰形正確に、彫刻精巧に、枘差は總て二枚枘とし、其他左記の通り施工し、總て通り良く、示定の鐵物を以て位置正確に、堅固に取附くべし

(イ)膳板(附緣)　用材(杉挽立上小節)材、下ハ小穴、其他の仕口切刻み、吸附桟約一尺五寸ヴ、下枠へ小穴に仕合せ、附緣隅留、膳板へ小穴に仕合すべし

(ロ)抱板　板は(杉上小節)材、吸附桟二尺ヴ以内、隅々襟輪枘差、枠取合小穴に仕合すべし

(ハ)抱「パネル」　用材(杉上小節)材、框、桟廻り枘差、入子緣隅留三枚に組み、鏡板とも四方小穴に仕合せ、楔締固め、隅々襟輪枘差、枠取合は小穴に仕合すべし

(ニ)額緣　用材(杉上小節)材、繰形、地鋤彫等手際良く仕上げ、散決りを爲し、隅留目違枘入れ、枘差)下膳板又は袴木へ目違枘入れ(釘打)引鉤鉸)にて通り良く取附くべし

(ホ)額緣上飾　用材(杉小節)材、蛇腹、幕板、持送等の部材

取合小穴に仕合せ、隅留(三枚)に組み、狂ひ止の裝置を爲し、手際良く取附くべし

(ト)曲形額緣　用材(杉上小節)材、繼手枠と亂に、(二本)繼とし、目違枘入れ、假組の上歪み捻れ等を訂し、其他(ニ)に據り取附くべし

(19)幅木、腰羽目　用材(杉上小節)材、夫々圖面に據り、見え掛り上鉋削り、繰形正確に、其他左記の通り施工し、額緣、膳板等に仕合せ、取附下地相當に取設け、釘、木捻等を使用し通り良く取附くべし

(イ)幅木　繼手目違枘入れ、出隅繰形の部分大留、以下雛留入隅繰形の部分着せ掛け)、以下襟輪留に仕合すべし

(ロ)板羽目　幅木は(イ)に據り(羽目板幅割揃へ)傍(玉緣附實矧)、上下隅々とも小穴に入れ、垂直に、隱釘打ち張立て、笠木繼手目違枘入れ、隅々仕口等幅木に準じ、不陸無く取附くべし

(ハ)「パネル」羽目(一)　桟、框繰形造出し、枘差し、鏡板小穴に仕合せ、楔締固め(幅木)笠木等(イ)及び(ロ)に據り施工すべし

(ニ)「パネル」羽目(二)　桟、框枘差、入子面隅留三枚に組み鏡板とも四方小穴に仕合せ、楔締固め、幅木、笠木等(イ)及び(ロ)に據り施工すべし

(ホ)「パネル」羽目(三)　桟、框枘差、鏡板四方小穴に仕合せ楔締固め、附面隅留(釘打)とし、幅木、笠木等(イ)及び(ロ)に據り施工すべし

(20)屋内雜作　木部は夫々圖面に據り、見え掛り上々鉋削り、繰形正確に彫刻精巧に、其他左記の通り施工し、示定の鐵物を使用し、堅固に取附くべし

(イ)化粧柱　孔立圓柱は(欅)(眞持見え掛り無節材中心徑約三寸劍抜き上下堅木太枘入れ)片蓋柱同挽立材、上下枘附け、何れも窄り等正確に造り、垂直に建て込み、柱頭飾、礎盤飾等同木、方形は隅留三枚に組み、圓形は四本繼、目違枘入れ、狂び無きやう取附くべし

(ロ)化粧包柱　圓柱は(檜板立見え掛り無節)材(八)枚矧、雇實入れ、引獨鈷(二尺)マに立て、方柱は同材、吸附棧(二尺)マ以内に切り隅襟輪留、引獨鈷に仕合せ、何れも窄り等正確に造り、相當の受木を使用して眞材に取附け、柱頭飾、礎盤飾は(イ)に準じ施工すべし

(ハ)中空化粧柱　圓柱は(欅挽立見え掛り無節)材(八)枚矧、矧目圓面の通り切刻み、雇實入れ矧口、裏添木とも(膠着)とし、方柱は同材、四枚矧、吸附棧(二尺)マ以内、隅留に仕合せ、雇實入れ、矧口、裏添木とも(膠着)(楔矧)とし、何れも穿り等正確に造り、通り良く建て、柱頭飾り、礎盤飾りとも(イ)に據り施工すべし

(ニ)柱臺(ベタガル)　用材は(檜挽立上小節)材、仕口其他は(ロ)及び(19)項に準じ施工すべし

(ホ)化粧包　床梁其他の化粧包は(杉上小節)材、底板吸附棧(二尺)マに、傍、取合附緣とも小穴に仕合せ、隱し釘、引獨鈷等にて張包むべし

(21)木裏天井　用材(杉上小節)材を以て夫々圖面に據り、見え掛り上鉋削り、繰形正確に、(彫刻精巧に)、散決り等を爲し仕口等左記の通り施工し、短の手、引通し等正しく、示定の鐵物を使用して堅固に取附くべし

(イ)天井蛇腹　下地受棧(木燒瓦)(釘木受け)に取附け、下地板(杉板割)、(二尺)マ以内に設け、化粧材は部材取合小穴に仕合せ、隅々留、繼手亂、何れも目違枘入れ、狂び無きやう取附べし

(ロ)持送類　用材(杉上小節)材、造出持送は壁附(太枘植ゑ見隱より釘打)(引獨鈷にて取附け)組立持送は各材取合枘差、繰形面取り(繪樣彫刻)透彫板等は小穴に仕合せ、楔締固め、太枘、「ボールト」締とし)「ボールト」等にて通り良く、堅固に取附くべし

(ト)陸手摺　用材(杉上小節)材、地履上ゞ枘穴彫り、繼手箱目違長枘車知栓打ち、隅々襟輪留枘差込栓打ち、柱取合は大入、通り良く据附け、手摺子上下枘附け、(三)本置に、下も長枘約三尺マ受梁に打抜き、何れも込栓打固め、手摺繼手箱目違枘入れ「ボールト」締め、隅仕口、柱取合は地履に準じ施工すべし

(チ)化粧仕切　用材(檜挽立見え掛り無節)材、土藏繼手鎌繼、隅々楔輪留枘差楔打固め「ボールト」にて締附け、柱戸決り、散決り等を爲し、上下枘附け建て、壁際の分は「ボールト」又は引獨鈷にて取附け、無目兩端大入、笠木繼手、箱目違長枘車知栓打ち、隅々襟輪留枘差、柱取合とも割楔打固め、通り良く組建て、無目以下は(19)項に準じて施工すべし

(ロ)野縁、釣木受、釣木　野縁(松山挽二寸角)、下ゞ鉋削り、繼手(鴛輪)亂繼、(二尺)マ以内に、不陸無く、通り良く配置し、釣木受(杉)材、取合面附け架設し、釣鎚打固め、釣木松又は杉材、上ゞ腮缺、下も格緣は寄蟻、野緣は片蟻、三尺マ以内に打附け、燈具受は示定の通り構造すべし

(ハ)廻緣、格緣　廻緣隅留、繼手とも目違枘入れ、格緣取合は面越、襟輪枘差又は「ボールト」締めとし、箱格緣は部材小穴に仕合せ、繼手亂、隅々留、何れも目違枘入れ、下地板等使用して立て、釣木等は(ロ)に據り、狂び無きやう取附くべし

(ニ)天井板　板幅圓面に據り割合せ、傍(玉緣附實矧)とし、目違無く通り良く(隱釘打)(釘頭潰し)張立つべし

(ホ)通氣孔　格は隅々留、目違枘入れ指立て、鏡板示定の透彫を爲し、(銅網裏板)張の上張立て、位置正確に取附くべし

(ヘ)中心飾　飾緣(三)木繼、繼手箱目違枘入れ「ボールト」締とし、相當の釣木を以て取附け、中心板(四枚傍實、膠矧吸附棧二通)ゞ二十五枚合周圍壺錐揉を爲し、伸縮自在に取附くべし

(ト)漆喰塗下地　木摺(杉三寸貫二つ割)、繼手亂、明き(四分)、間柱、野緣等毎に釘二本つゝ、左記の通り打附け、狂を生じたる部分は打替を爲すべし

(イ)壁、柱形等　圓面に據り木摺切揃へ、柱、間柱、筋違、添木、受棧等の當り毎に打附くべし

(ロ)蛇腹　受棧は柱及び間柱毎に缺込み、煉瓦壁の場合は木煉瓦又は釘承けに取附け、下地板(杉板割)を以て圖面の形狀に造り、一尺二寸マ以内に取設け、木摺を打附くべし

(ハ)天井　野緣(松山挽二寸角)、繼手(鴛輪)亂繼、一尺二寸マ、不陸無く、通り良く置渡し(釣木受、松丸太末口三寸ゞ取合面附け架渡し、釣鎚打固め、釣木、(松山挽二寸角)上ゞ腮缺き、下も片蟻、三尺マ以内に打附け、燈具受は示定の通り構造し、木摺を打附くべし

(ニ)通氣孔　枠は木製とし、(銅網張りの上)、示定の位置に取設け塗緣下地圖面に據り打附くべし

(ホ)中心飾　野緣及び釣木圖面に據り取設け、木摺打附け、飾緣下地杉材、釿目荒し附け、(四)本繼に打附け、燈具受は示定の通り構造すべし

(23)階段　階段は夫々圖面に據り割合せ、側板、(骨桁)、踏板、蹴込板、手摺子、親柱、手摺、踊場床板、裏張板とも欅無節)材、見え掛り上鉋削、繰形正確、彫刻精巧に、仕口等左記の通り施工し、示定の中受桁、添木、楔、鐵物等を使用し、堅固に、狂び無く、歩辷を生せざるやう取附くべし

(イ)側板階段　側板段刻み、手摺子枘孔彫り、親柱取合は大入蟻落し及び大入枘差込栓打ち、梁取合は大入蟻架とし、壁附の分は梁取合側板の通り、幅木取合目違枘入れ、植込「ボールト」にて締附け、踏板吸附棧(三通)仕合せ、側板へ大入楔締とし、蹴込板側板へ大入釘打ち、上ゞ小穴に入れ、下も木捻止め、附緣隱釘にて取附け、親柱彫刻等手際良く施工し手摺取合は(大入隱「ボールト」にて緣附け)建

込み、手摺子下も枘差、上み大入枘差(二本)置に何れも込栓打ち、手摺繼手箱目違枘入れ、通り良く、親柱取合とも隱し「ボールト」にて締附け、埋木を施し、踊場床根太(松山挽四寸敷居)、一尺五寸マ、床板傍實矧、隱釘打ち張立て階段裏野縁(杉)材、(一尺二寸)マ、(二)本置に寄蟻、踊場下大入に彫込み、裏張板傍實矧、丸面取り、隱し釘にて張立て、附緣隅留に仕合せ取附くべし

(ロ)箱桁階段　箱桁段刻み、兩端仕口切刻み、梁へ大入蟻掛其他枘差、壁附の分は(イ)に準じ施工し、初段蹴込眞物を使用し、受梁へ引獨鈷鼻栓締め、踏板吸附桟(二)本仕合せ手摺子枘孔彫り、箱桁取附は目違枘入れ引獨鈷止み、壁附の分は大入楔締とし、蹴込板上み小穴に入れ、下も踏板へ木捻止め、箱飾板との取合留に仕合せ、壁附は大入釘打ち箱飾板は引獨鈷にて取附け、附緣隅留隱釘打ち、手摺子下も枘差、上み大入枘差、(三)本置に何れも込栓打ち、手摺繼手箱目違枘入れ、隱し「ボールト」にて締附け、埋木を施し、踊場天井、裏張とも(イ)に據り施工すべし

(ハ)螺旋階段　眞柱圓形に木造り、踏板、蹴込板との取合仕口切刻み、上み下も枘附け建て、鐵物締とし、側板曲形に木造り、繼手目違枘入れ、鐵物にて締附け、取付は(イ)に準じ、踏板、蹴込板とも(イ)に準じ施工し、階板裏漆喰梁下地(22)項により施工すべし

(24)

戸　唐戸及び腰唐戸は(檜無節)材、其他は(杉上小節)材、何れも圖面に據り上々鉋削り、寸法、繰形等正しく(彫刻精巧に)、仕口等左記の通り、手際良く製作し、(一ヶ月)以上假組を爲し枘は、(二枚枘元一)、糊差とし、楔は總て樫木製とし捻れ狂ひ等無く充分に締固め、示定の金物を以て具合良く釣込むべし

(イ)桟戸　桟、筋違桟とも水垂附け、取合傾大入目違枘れ、板幅揃へ傍實矧、桟吸附に仕合せ、筋違桟とも木捻止とし帶蝶番を以て釣込み、面附錠、翻止とも取附くべし

(ロ)框附桟戸　框、上桟とも小穴突き、取合二枚小根枘、下桟帶桟とも輪薙枘差し、筋違桟兩端傾大入目違枘差し指立て、板副揃へ、傍(玉緣)面取り實矧、二方小穴に仕合せ、下桟、帶桟及び筋違桟へ木捻止めとし、(眞鍮)製(四寸)蝶番三枚釣り(面附錠)、翻止とも取附くべし

(ハ)唐戸(造出面)　框、桟とも繰形造出し、小穴突き、(出合框は圖面の通り召合せ決りを爲し)、上桟二枚小根枘、下桟、帶桟とも二枚輪薙枘差、鏡板小穴に仕合せ、指立て、(眞鍮)製(四寸)蝶番三枚釣り、箱錠彫込み、(揚落し金物又は「クリモンボールト」を仕合せ)、翻止金物を取附くべし

(ニ)唐戸(入子面)　框、桟とも小穴突き、(出合框は圖面の通り召合せ決りを爲し)、上桟二枚小根枘、下桟、帶桟とも二枚輪薙枘差、入子隅留二枚に組合せ、鏡板とも小穴に仕合せ、指立て、(眞鍮)製(四寸)蝶番三枚釣り、箱錠彫り込み、(揚落し金物又は「クリモンボールト」を仕合せ)、翻止金物を取附くべし

(ホ)唐戸(附面)　框、桟とも小穴突き(出合框は圖面の通り召合せ決りを爲し)、上桟二枚小根框、下桟、帶桟とも二枚輪薙枘差し、鏡板小穴に仕合せ、指立て、附面隅留目違枘入れ木捻止め、(眞鍮)製(四寸)蝶番三枚釣り、箱錠彫り込み、(揚落し金物又は「クリモンボールト」を仕合せ)、翻止金物を取附くべし

(ヘ)練着唐戸　框、桟とも軟木を眞材とし小穴突き、(出合框は圖面の通り召合せ決りを爲し)、練附材堅木厚三分、隅々留に仕合せ、充分壓搾し、上桟一枚小根枘、下桟、帶桟とも一枚輪薙枘差し、入子面練附材と同材、隅留三枚に組合せ、鏡板三枚に練附け、何れも小穴に仕合せ指立て、金物は(ハ)に據り施工すべし

(ト)布地張唐戸　框、桟とも(ニ)に據り施工し、鏡板框と同厚、四方胴附け小穴に仕合せ、目違無く指立て、下張分厚西洋紙張立の上、上張見本品同質の裂地、眞鍮鋲を以て手際良く張立て、釣金物、錠、把手又は押板等示定の通り取附くべし

(チ)腰唐戸　框、桟、組子とも硝子決りを爲し、(鏡板入子面)小穴突き、(出合框は圖面の通り召合せ決りて爲し)、上桟二枚小根枘、帶桟傾胴附、下桟とも(二枚)輪薙枘差、面は唐戸に準じ、組子取合(着せ掛け面越)枘差、鏡板仕合せ指立て、硝子は(パテ押緣)止めとし釣込み、締り、翻止金物とも(ハ)に據り施工すべし

(リ)鎧戸　框、桟二枚小根枘差、(出合框は圖面の通り召合せ決り)を爲し、鎧板兩端大入枘差指立て、楔打ち固め、蝶番其他の金物は(ハ)に準じ施工すべし

(25)

窓障子　用材は(檜上小節)材、圖面に據り、上々鉋削り、寸法、繰形等正確に、仕口等は左記の通り、手際良く製作し、(一ヶ月)以上假組を爲し、枘は總て(二枚枘元一)糊差とし、下桟下バに水切決りを爲し、楔は樫木製とし、捻れ狂ひ等無く充分に締固め、示定の金物等を以て、具合良く釣込むべし

(イ)上げ下げ障子　框、桟、組子とも硝子決り及び繰形決りを爲し、出合桟圖面の通り掛引附け、框、桟、組子取合は(着せ掛け面越)枘差し指立て、示定の滑車、錘等を使用し、(木綿打紐)にて釣込み、締り金物を取附くべし

(ロ)開き障子　框、桟、組子とも硝子決り、繰形決りを爲し、框、桟取合は(着せ掛け面越)、二枚小根枘差、組子取合は(着せ掛け面越)枘差指立て、出合框圖面の通り召合ひ決りを爲し、(内開の場合は水返し附緣を示し)、示定の蝶番(二)枚にて釣込み、締り金物、翻止金物等を取附くべし

(ハ)回轉障子　框、桟、組子とも(ロ)に準じて施工し、水返し附緣を附し、(軸釣を以て釣込み)示定の開閉金物を取附くべし

金屬板工事

(1)材料　金屬板は品質等夫々左記の通り、何れも無疵の新材たるべし

(イ)「ブリキ」　冷曲百八十度に耐ゆべき、厚(三十)番鋼板、

（ヘ）錫　鉛の合金を鍍したる、長（二十吋）、幅（十四吋）のもの

（ト）亞鉛鍍平鋼板　冷曲百八十度に耐ゆ厚き、厚（二十四）番鋼板、完全に亞鉛鍍したる、長（六呎）、幅（三呎）のもの

（チ）亞鉛鍍波形鋼板　冷曲百八十度に耐ゆべき厚（二十四）番鋼板、完全に亞鉛鍍したる、波幅（三吋）山（四分の三吋）長（六呎）、幅（二呎六吋）のもの

（リ）銅板　品質純良なる冷展製又は電解製銅板（尺方）百匁附、長（四尺）、幅（一尺二寸）のもの、但し各枚の重量は百分の一以下の差あるも、十枚毎の合計は定量を下らざるもの

（ヌ）鉛板　品質純良なる冷展製鉛板、尺方（六斤附、幅（六呎）、長（三十呎）のもの

（ル）亞鉛板　淡色にして、斑點等無く、折返しに耐ゆべき、厚（十五）番板、長（八呎）、幅（三呎）のもの

（ヲ）（一）「メタルラス」　十九番鋼線製繊網、（力骨を有し）、錆止塗完全にして、重量一坪に付十二斤九分（力骨を有せざるものは一坪に付九斤五分）、以上のもの

（ヲ）（二）補剛「ラス」　二十四番鋼板製引延「ラス」、補剛由を有し、錆止塗完全なる、重量一坪に付十三斤三分以上のもの

（ワ）天井板、羽目板　二十八番鋼板製打出板、錆止塗完全にして、繰形、模様等見本品と相違無きもの

(2)「ブリキ」葺　野地上に耐濕性（フェルト）（特製紙）を、重ね、（二寸）に縦張とし、葺板コハゼ折を爲し、裏面「ペンキ」塗の上、樋、雨押

等の取合はコハゼ掛け、蟇羽等は水切附コハゼ掛とし、何れも釣子を使用し引通し正しく、雨仕舞良く葺立て、接合部は鎔剤樹脂を使用し、完全にハンダ錫一鉛二、着を爲し、表面鎔剤等拭取りの上、「ペンキ」塗立つべし

（イ）平コハゼ葺　コハゼ四分以上折曲げ、釣子長邊に二個、短邊に一個、鋲各二本づゝ打ち、コハゼ掛け相互密着せしめやう葺立て、縦横とも約（千尺）毎に伸縮繼とし、其他は全部ハンダ着とすべし

（ロ）立上げコハゼ葺　横矧コハゼ掛けとし、約二十尺に繼合せ、兩端より八ンダ着を施し、縦矧一端（一寸）他端（一寸二分）立上げ、割釣子一尺ㇺ以内に、鋲二本づゝにて打附け、葺板の立上げを銜ひ込みの上二重に折曲げ、示定の形に葺立て、流し約二十尺毎に伸縮繼とすべし

（ハ）瓦棒柄　瓦棒（フェルト）（特製紙）にて張包み、葺板横矧はコハゼ掛け、ハンダ着とし、左右、棟、雨押等の取合とも立上げ（一寸五分）以上、コハゼ折を爲し、釣子（一尺五寸）ㇺに打ち葺立て、瓦棒鼻包を爲し、冠板横矧（ロ）に準じ、葺板にコハゼ掛とすべし

(3)亞鉛鍍平鋼板葺、同樋類、同雨押等　本板工事は夫々圖面に據り、寸法、矩の手等正しく工作し、（コハゼ掛四分以上）（重ね八分以上約一寸ㇺ鋲）（板幅一寸以上約一寸ㇺ鋲）鐵手を用ひ、各部取合雨仕舞良く、接合部は鎔劑（樹脂酸）を使用して完全にハンダ（錫一鉛二）着とし、長延約二十尺毎に伸縮繼を設け、下地木材、煉瓦等の表面には酸氣無き防濕性（特製紙）（フェルト）を張り、取附万等左記の通り施工すべし

（イ）軒蛇腹　繰形正確に、隅角立て、高（二枚矧）コハゼ掛け又は添附繼ハンダ着とし、（齒飾、持送飾等は手際良く打出し取附足挿込み折曲げハンダ着とし）、蛇腹骨（二尺ㇺ以内）に「ボールト」及び釣子を使用し、堅固に、通り良く取附け、蓋受板、木製捻鋲にて取附け、蓋板矧目コハゼ掛け、釣子を使用し張立つべし

（ロ）谷樋　板裏面「ペンキ」二回塗塗、左右立上げ、葺板との接合は水切附コハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し（五寸）通り張上げ、端折返し釣子止とし、陸谷は板繼二重コハゼハンダ着とし、勾配八十分一以上、伸縮繼は段繼（二寸）とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取附くべし

（ハ）軒樋　（樋幅は屋根流れ二十尺まで四寸以上）同三十尺まで五寸以上、同四十尺まで六寸以上、同五十尺まで七寸以上、勾配は八十分の一以上とし、樋下地に馴染良く張立て、葺板との接合は水切附コハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し（五寸）通り張上げ、端折曲げ釣子止とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取附くべし

釣樋は線卷鐵線入れ、吐口漏斗形に造り、釣鐵物三尺ㇺ以内に使用し、通り良く釣込むべし

（ニ）竪樋　竪樋は大さ圓形方、形とも（三寸）とし、縦矧目コハゼ掛け、繼手覆輪打出し挿込み、下部に漏斗形掃除口取設け、（四間ㇺ以内に配置し）、受鐵物四尺ㇺ以内に（呼樋）流し、通頭部受裲とも圖面に據り製作し、雨仕舞良く取附くべし

（ホ）平コハゼ葺　葺板割合せ、長邊二尺以内に切揃へ、コハゼ折四分以上、通り良く折曲げ、釣子一尺ㇺ以内、鋲二本づつ打ち、軒、棟、雨押とも取合　コハゼ掛け、縦横通り良く葺立つべし、伸縮繼は二重コハゼとし、其他の繼目は總て完全にハンダ着とし、鎔劑拭取るべし

二重折曲、釣子

（ヘ）立上げコハゼ葺　葺板（裏面「ペンキ」塗）立上げ眞々（一尺七寸）ㇺ立上げ一寸二分以上とし、二重折曲釣子、一尺ㇺ以内に、鋲二本づつ打ち、上板折掛け、釣子當り「パラフキン」紙を挾み締附け、横矧コハゼ掛け一寸以上、釣子二個づつ使用し、縦横通り良く葺立つべし

（ト）瓦棒葺　瓦棒（特製紙）（フェルト）にて張包み、葺板横矧（ホ）に據り、左右、棟、雨押等の取合とも立上げ（一寸五分）以上、コハゼ折を爲し、釣子（一尺五寸）ㇺに打ち葺立て、瓦棒鼻包を爲し、冠板横矧コハゼ掛け、ハンダ着の上、葺板にコハゼ掛とすべし

(チ)棟、隅棟　下地に馴染良く張立て、葺板上の垂下は(六寸)以上とし、端折返し、繼手コハゼ掛け、釣子止とし、波板葺の場合は相當の面戸板を附し、「スレート」葺の場合は翻止釣子(二尺)マに取設くべし

(リ)雨押　各所雨押は板兩面(ペンキ)塗、繼手コハゼ掛け、ハンダ着とし、石、煉瓦又は「コンクリート」壁取合の場合は、積込幅約三寸、同鉛埋の場合は、幅約二寸、塗下げ立上は約一寸五分、垂下は(三寸)とし、葺板、樋板等の取合はコハゼ掛け、勾配に浴びたる分は鋸齒形に作り、總て雨仕舞良く施工すべし

(ヌ)天窓硝子受　棟及び竪桟は力板入れ、横桟、軒桟、冠板とも夫々圖面に據り折曲げ、板兩面「ペンキ」塗とし各部取合示定の通り、冠板取附は「ボールト」締とし、總て雨仕舞良く施工すべし

(4)亞鉛鍍波形鋼板葺等　波板葺、同羽目、床「コンクリート」受等は左記の通り雨仕舞良く施工すべし

(イ)波板平葺　縦矧重ね一山半、(一尺)マ以内に鋲綴し、横矧重ねは屋根勾配五寸に對し約五寸、同三寸五分に對し約七寸の割合とし、母屋當り一山置に鉛製座金當て、亞鉛鍍鐵鋲打附け、通り良く葺立つべし

(ロ)谷樋　底板左右充分に立上げ、コハゼ折を爲し、葺板との接合は水切附けコハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は瓦座打越し(五寸　通り張上ぐ、端折返し釣子止めとし、蛇腹取合はコハゼ掛とすべし、陸谷は(勾配八十分の一以上、伸縮繼は段繼(二寸)とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取べくべし

(ハ)軒樋　樋板繼手重ね繼とし、(樋幅は屋根流れ廿尺まで四寸以上、同三十尺まで五寸以上同、四十尺まで六寸以上同五十尺まで七寸以上(勾配八十分の一以上)、樋下地に馴染良く張立て、蛇腹板及び葺板との接合はコハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し(五寸)通り張上げ、端折返し、釣子止とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取附くべし

釣樋は重繼ぎ、縁巻鐵線入れ、吐口漏斗形に造り、釣鐵物三尺マ以内(鋼線止め鉄線)とし通り良く架け渡すべし

(ニ)竪樋　竪樋は大さ圓形、方形とも(三寸)とし、縦矧目はコハゼ掛け、繼手覆輪打出し挿込み、下部に漏斗形掃除口取設け、(四間マ以内に配置し)受鐵物四尺マ以内に、呼樋流れ樋、頭部受桝とも圖面に據り製作し、雨仕舞良く取附くべし

(ホ)平コハゼ葺　葺板二尺以内に切合せ、コハゼ掛密着せぬやう折曲げ、釣子一邊に二個以上取設け、引通し及び雨仕舞良く葺立つべし、但し勾配二寸以下の時は縦横伸縮繼二重コハゼ掛けとし、其の他のコハゼ掛は總て完全にハンダ着とすべし

(ヘ)瓦棒葺　葺板横矧コハゼ掛け左右、棟、雨押等の取合とも立上げ一寸五分以上、コハゼ折をなし釣子(一尺五寸)マに打ち葺立て、瓦棒鼻包コハゼ掛の上ハンダ着け、冠板コハゼ掛ハンダ着とし、樋、棟、隅棟、雨押等の取合雨仕舞良く施工すべし

(ト)棟、隅棟　繼手及び取合コハゼ掛け釣子止め、瓦棒及び相互取合は縁二分以上馴染良く打出し重ね掛け、ハンダ着とし、(瓦又は「スレート」葺の場合は垂下げ六寸以上、端折返し、翻止釣子三尺マ以内に設け)、鼻包はコハゼ掛けハンダ着とし總て通り良く張立つべし

(チ)雨押　陸雨押は圖面に據り、繼手コハゼ掛け、石、煉瓦、「コンクリート」等より釣下げの場合は、一端約三分折返し、一寸以上挿込み、鉛楔約五寸マにカイ、純「セメント」にて目地埋を爲し、垂下は三寸以上とし、端約三分打返し葺板、樋板等に重ね掛け、又はコハゼ掛けとし、勾配雨押は葺地より二寸上を鋸齒形に造り、一齒毎に重ね(三寸)以上、壁取合は陸雨押に準じ、一端(五寸)折曲げ、「スレート」又は瓦と葺合せ總て雨仕舞良く施工すべし

(リ)天窓硝子受　棟及び竪桟力板入れ、横桟、軒桟、冠とも製「ボールト」を以て締附くべし

(ロ)波板立上葺　縦矧は葺板兩面約一寸二分立上げ、母屋取附は長釣子を使用し、(野地板、葺立の場合は割釣子約一尺マに設け)、冠板は兩側約八分つつ冠せ掛け、(一尺)マ以内に鋲綴し、横矧重ね及び母屋取合は(イ)に據り施工すべし

(ハ)波板目張り　縦矧重ね一山、横矧重ね約三寸五分、縦、平、矢切等取合馴染良く切合せ、大頭連目附亞鉛鍍鐵鋲を以て、胴縁當り板幅に(四)本づつ、重ねとも打附け、通り良く張立つべし

(ニ)床「コンクリート」受　長さ圖面　據り切合せ、(楕形に曲げ、上面「ペンキ」塗り二回以上)縦矧重ね一山とし、(五寸)マ以内に鋲綴し、通り良く架渡すべし

(5)銅板葺、同蛇腹、同樋類、同雨押等　銅板工事は夫々圖面に據り、寸法、矩の手等正しく工作し、繼手(コハゼ掛四分以上重ね繼八分以上)約一寸マ鋲綴(添板繼幅一寸以上約一寸マ鋲綴)各部取合雨仕舞良く、接合部はコハゼ代完全にハンダ、錫三、五鉛六(五)渡し、鎔劑樹脂を使用し、ハンダ着隙間無く施し、必要の箇所はキシャゲ仕上とし、延長約二十尺毎に、適當の伸縮繼を設け、下地木材又は煉瓦等の表面には、酸氣無き防濕性(フェルト)特製紙を張り、取附方等左記に據り總て引通し正しく、弛み無く、施工すべし

(イ)軒蛇腹　繰形正確に、隅角立て引出し、高(ケイ)(二枚矧)、コハゼ掛け又は添板繼ハンダ着とし、(歯飾持送飾等手際良く打出し、取附足挿込み折曲げハンダ着とし)、蛇腹骨(二尺マ以内)に「ボールト」及び釣子を使用し、通り良く、堅固に取附け、蓋受板、(木製)捻鋲にて取附け、蓋板矧目コハゼ掛け、釣子を使用し張立つべし

(ロ)谷樋　底板左右充分に立上げ、コハゼ折を爲し、葺板との接合は水切附けコハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は瓦座打越し(五寸　通り張上ぐ、端折返し釣子止めとし、蛇腹取合はコハゼ掛とすべし、陸谷は(勾配八十分の一以上、伸縮繼は段繼(二寸)とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取べくべし

(ハ)軒樋　樋板繼手重ね繼とし、(樋幅は屋根流れ廿尺まで四寸以上、同三十尺まで五寸以上同、四十尺まで六寸以上同五十尺まで七寸以上(勾配八十分の一以上)、樋下地に馴染良く張立て、蛇腹板及び葺板との接合はコハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し(五寸)通り張上げ、端折返し、釣子止とし、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取附くべし

釣樋は重繼ぎ、縁巻鐵線入れ、吐口漏斗形に造り、釣鐵物三尺マ以内(鋼線止め鉄線)とし通り良く架け渡すべし

(ニ)竪樋　竪樋は大さ圓形、方形とも(三寸)とし、縦矧目はコハゼ掛け、繼手覆輪打出し挿込み、下部に漏斗形掃除口取設け、(四間マ以内に配置し)受鐵物四尺マ以内に、呼樋流れ樋、頭部受桝とも圖面に據り製作し、雨仕舞良く取附くべし

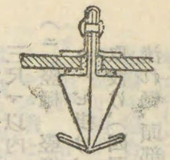

夫々圖面に據り折曲げ、各部取合示定の通り、冠板取附は「ボールト」を使用し總て雨仕舞良く施工すべし

(ヌ)軒勾欄　軒勾欄圖面に據り、鐵製下地骨を積込み「ボールト」にて締附け、包板は繰形正確に、隅角立て、手摺子等の打出し手際良く工作し、隅々添板繼ハンダ着け、樋板、蛇腹板等並に相互の取合コハゼ掛ハンダ着とし、相當の釣子又は「ボールト」を使用し、表面に歪み、弛み等無く、引通し及び雨仕舞良く施工すべし

(ル)木製蛇腹包　繰形正確に、隅角立て、繼手コハゼ掛け、釣子止め、出隅は添板繼ハンダ着とし、冠板外端其他示定の箇所に水切附け(齒飾、持送飾等手際良く打出し、取附足挿込み折曲げ、ハンダ着とし)總て下地に馴染良く弛み無く張立つべし

(ヲ)霧除庇、屋根窓等の木部包　木部包板は夫々圖面に據り繰形正確に、隅角立て、水切附け(持送其他の打出物手際良く施工し)繼手は總てコハゼ掛け、下地に馴染良く釣子止とし張立て、取合等總て雨仕舞良く施工すべし

(ワ)「スレート」葺捨板　棟、隅棟、谷及び垂直面取合等の「スレート」葺に使用すべき捨板は、夫々圖面の形狀に裁斷し、上み及び左右は約四分づつ折曲げ、「スレート」葺足毎に葺合すべし

(6)鉛板葺、同樋類、同雨押等　鉛板工事は夫々圖面に據り、小形板を使用する場合の外は、勾配約八十分の一とし、木製下地は目違を去り、稜角を圓め、隙間は確實に埋木を爲し、良質「フエルト」厚一分を縱張りとし、軒樋吐口廻り等特に示定する箇所は、附代をキシヤゲ磨の上、鎔劑樹脂又は瞿麥脂を使用し(ハンダ)錫三、鉛七、着とし、繼手流れに直角のものは、八尺マ以内に、段繼(二寸五分)とし、下板立上げ二寸五分、折曲げ一寸五分、下地板上ゞ揃に折附け、上板垂下げ二寸、棟、隅棟、雨押下等の水上取合は、隅々疊上げとし、立上げ、折曲げ等に板厚を減せぬやう馴染附け、銅製平鋲を使用し張立つべし

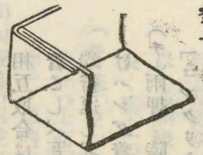

(イ)谷樋　下地に馴染良く、繼手段繼とし、左右立上げ、葺地に約、五寸、通り折掛け、銅製平鋲を以て約一尺マに打附け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し(五寸)通り張上げ、(陸谷吐口は漏斗形に造り芥除龜甲網取附け)總て雨仕舞良く施工すべし

(ロ)軒樋　(樋幅は屋根流れ二十尺まで四寸以上、同三十尺まで五寸以上、同四十尺まで六寸以上、同五十尺まで七寸以上とし)、樋下地に馴染良く、繼手段繼とし、葺地及び蛇腹蓋受板上ゞに、約三寸折掛け、銅製平鋲を以て、約一尺マに打附け、瓦又は「スレート」葺の場合は、瓦座打越し(五寸)通り張上げ、吐口は漏斗形に造り、芥除龜甲網取附け、內樋の場合は各段水上に於て、溢流管鉛製徑(二吋半)

一端を樋側面にハンダ着とし、他端は蛇腹を貫通して外面に排水するやう設備すべし

(ハ)瓦棒葺　瓦棒眞々三尺マ以內に設け、横段繼とし、左右立上げ、下板は瓦棒中心一寸以上打越し、銅製平鋲を以て(八尺)マ以內に打附け、上板重ね掛け、垂下は葺板より(一寸)上りとし、瓦棒鼻包とも、馴染附け冠せ掛け葺立て煉瓦壁其他垂直取合は、立上り(五寸)とし、必要の箇所に銅製釣子(クロキ)を使用し、總て雨仕舞良く張立つべし

(ニ)虛卷葺　虛卷距離三尺マ以內に、横段繼とし、銅製釣子幅一寸五分以上、眞鍮製木捻を以て二尺マ以內に取附け、葺板左右立上げ、下板釣子止め、上板重ね掛け、四分以上銜ひ込み、虛卷外徑(一寸五分)に通り良く卷込み葺立て、鼻包ハンダ着け、各取合等雨仕舞良く施工すべし

(ホ)平コハゼ葺　縱三尺マ以內コハゼ繼、横段繼とし、釣子銅製幅一寸五分以上、眞鍮製木捻を以て二尺マ以內に取附け、コハゼ幅約一寸、通り良く卷込み葺立て、各取合等雨仕舞良く施工すべし

(ヘ)圓蓋形葺　瓦棒眞々一尺マ以內に設け、横繼約一尺五寸マコハゼ掛け、釣子銅製幅一寸五分、眞鍮製木捻を以て約(五寸)マに取附け、左右立上げ、瓦棒包とも(ハ)に據り隅包は横繼コハゼ掛け釣子止とし、左右垂下は葺板より(一寸)上りとし、總て雨仕舞良く施工すべし

(ト)棟包、隅棟包　「スレート」葺其他の棟、隅棟等は、包板繼手コハゼ掛け釣子止め、垂下は(六寸)以上、下地に馴染良く張立て、翻止釣子銅板(百二十匁附)製、幅約二寸五分三尺マに設け、包板押へ附け、各取合鼻包等總て雨仕舞良く施工すべし

(チ)雨押　雨押は夫々圖面に據り、繼手コハゼ掛け、石、煉瓦、「コンクリート」等の壁取合は、端折曲げ、深一寸以上挿込み、鉛楔を約五寸マにカイ、純「セメント」にて目地埋を爲し、木製下地の場合は、銅鋲約五寸マに打ち、垂下は何れも(五寸)以上とし、勾配雨押は水線、葺地より二寸上を鋸齒形とし、一齒毎に重ね(三寸)以上、壁取合は陸雨押に準じ、一端五寸ご折曲げ「スレート」又は瓦と葺合せ、總て雨仕舞良く施工すべし

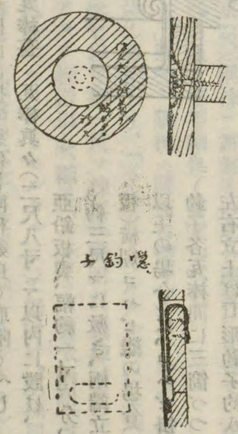

(リ)垂直面鉛板張り　屋根窓側面其他の垂直面張立は、板幅三尺以內とし、繼手コハゼ掛け、釣子銅板製一尺マに取附けたる上、板巾中央に於てハンダ鉛着(下地經三寸皿刳りを爲し、鉛板馴染附け庫銅附木捻にて締附け面を擦りにハンダ埋を爲す)若くは隱し釣子鉛板製幅(三寸)長(六寸)、約一尺五寸マにハンダ着とし、下地を貫通し

て折曲げ、大頭釘を以て取附くべし

(ヌ)箱ナガシ鉛板張り　寸法圖面に據り、隅々丸み附け叩(ボッ)接(シング)とし、上ベ外側面へ約一寸折返し、銅鋲約二寸マに打ち馴染良く張立て、吐口徑(一寸)、緣約四分打出し、鉛管長(二寸)ハンダ着とすべし

(7)亞鉛板葺、同樋類、同雨押等　亞鉛板工事は夫々圖面に據り、寸法、矩の手等正しく工作し、鉛、鐵、石灰及び杉、檜其他の酸氣を有する木材等に接觸する面には酸氣無き「フエルト」厚一分、亞鉛板を以て隙間無く張立て、特に示定する箇所に限り、鎔劑鹽化亞鉛を使用して、ハンダ(錫二、鉛一)着を爲し、葺方等は左記に據り、總て接合はコハゼ掛とし、張下地等に固着せしめず、各部分とも伸縮自在に、雨仕舞良く施工すべし

(イ)軒蛇腹　繰形正確に、隅角立て、高(イ)二枚矧、コハゼ掛とし、蛇腹骨(二尺マ以内)に、釣子にて堅固に、通り良く取附け、蓋受板、木製捻鋲にて取附け、蓋板は、釣子を使用して張立つべし

(ロ)谷樋　底板左右充分に立上げ、コハゼ折を爲し、葺板との接合は水切附コハゼ掛け、瓦又は「スレート」葺取合は、瓦座打越し(五寸)通り張上げ、端折返し釣子止め、蛇腹樋合はコハゼ掛け、陸谷(勾配六十分の一以上)板繼は約七尺五分マ、段繼とし、吐口は漏斗形、三尺五分角、に造り、芥除鐵甲網取附くべし

(ハ)軒樋　樋下に馴染良く張立て葺板との接合並に瓦又は

「スレート」葺取合等谷樋に準じ、勾配、板繼、吐口とも陸谷に準じ施工すべし

(ニ)竪樋　竪樋は大さ徑(三寸)とし、縱矧コハゼ掛け、繼手覆輪打出し挿込み、下部漏斗形掃除口取設け、(四間マ以內に配置し)受鐵物四尺マ以內に、呼樋、流し樋、頭部受桝とも圖面に據り製作し雨仕舞良く取附くべし

(ホ)瓦棒葺　瓦棒眞々(二尺八寸)マ以內に設け、U形釣子亞鉛板製、幅約一寸六分、瓦棒下に、約三尺マに敷き、兩端立上げ(葺板)橫矧コハゼ繼の場合(勾配三寸以上の場合は、コハゼ掛八分以上釣子各瓦棒間に三箇づつ使用し、左右立上げU形釣子約八分折返し、銜ひ込み、橫矧段繼の場合、勾配三寸以下の場合)は、段二寸以上、約七尺五寸マに設け、渦卷コハゼ繼とし、瓦棒鼻包は上み及び兩側コハゼ掛け、ハンダ着け、下も渦卷繼に沿ひ折曲げ、冠板下部內側に折曲げ、隱し釣子同板の內側面にハンダ着とし、U形釣子毎に挿込み、繼手押へ釣子亞鉛板製を使用して繼合せ、棟、軒、雨押等の取合總て雨仕舞良く施工すべし

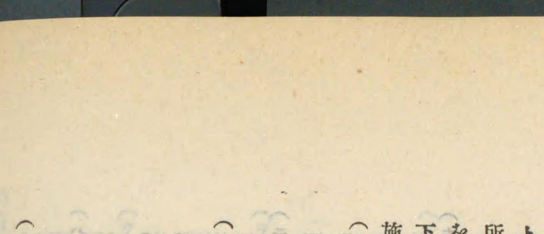

(8)「メタルラス」塗下地等　左記「メタルラス」工事は夫々圖面に據り、寸法正しく、堅固に張立つべし

(イ)漆喰又は「モルタル」塗下地「メタルラス」は四方重ね掛け一寸以上とし、弛み無く、棧又は間柱毎五寸マ以內に、堅矧三寸マ以內に(棧及び間柱鐵材の場合は十六番線二重掛捨附け、棧及び間柱木材の場合は亞鉛鍍U形釘打ち)通り良く張附くべし

(ロ)床「コンクリート」受　補强「ラス」は圖面に據り切合せ(楕形に曲げ)、矧目重ね掛け密着せしめ、五寸マ以內に鐵線を以て緊結し、通り良く架渡すべし

(9)「メタル」天井、同羽目　圖面に據り正確に割合せ、隅留正しく、縱橫通り良く堅固に打附くべし

「スレート」工事

(1)材料　陸前雄勝郡產出「スレート」、又は之と同質と認むべき(黑)、色揃品、葺板は長一尺二寸、幅(六寸)、厚約(一分)著しき不同、缺損罅、裂等無く、矩の手正しく、長の中央まで水中に十二時間投入し浸潤水面上、三分、以上に昇らざるものにして、釘孔は釘方に應じ示定する位置に(揉明打拔)くべし

(2)釘「フエルト」

(イ)釘　「スレート」葺用釘は平頭徑三分以上、長(一寸)にして、銅約七、亞鉛約四の合金を以て一所の箇數二百五十以內に造りたるもの、又は、鋼釘に完全に亞鉛鍍したるもの、

(ロ)「フエルト」　下敷用「フエルト」は「アスファルト」の浸潤充分なる厚約一分、長尺に製造したるもの

(3)葺方　「フエルト」重ね二寸縱張りとし、軒、棟、隅棟、谷等際棧打ち、軒先二枚重ね、平葺は(一文字)形、葺足四寸以內に(瓦釘)打ち、棟、隅棟、谷等の取合適當に切合せ、通り良く葺立て、烟突、屋根窓等の取合は一足毎に捨板銅板製を使用し、總て雨仕舞良く施工すべし

(4)隅留葺　谷、隅棟等の留葺は圖に據り「スレート」切合せ、捨板銅板尺方百匁附、を一足毎に使用し、雨仕舞良く葺立つべし

(5)圓蓋形屋根葺方　「フエルト」は(3)項に準じ、張立て、小形「スレート」板裄を爲し、(鱗)形、葺足(二寸)以內、銅釘打ち、軒二枚重ね、(隅棟)露盤等の取合適當に切合せ、雨仕舞良く、外形、引通し等手際良く葺立つべし

(6)「スレート」製棟、隅棟　圖面に據り下まへあふり板幅(六寸厚(五分)磨仕上げ、「セメントモルタル」にて張附け、眞鍮製木捻を以て約一尺マ棟木へ締附け、圓棟、徑(二寸五分)上マへアフリ板造出し、繼手「スレート」製太柄鉛「ペンキ」にて挿込み、「セメントモルタル」にて据附け、隅棟同形、取合雨仕舞良く、適當の辻止を使用し、「セメントモルタル」を以て通り良く据へ、何れも純「セメント」にて地目埋を爲すべし

(7)垂直張　(屋根窓側面)張下地「フエルト」は(3)項に倣ひ張詰め、小形「スレート」一文字形、足四寸以內葺地取合水線二寸上りとし、張初二枚重ね、胴釘打ち、隅々捨板を使用し縱橫

通良く、雨仕舞良く、強附くべし

(8)小便所羽目板　圖面に據り溝石幅(五寸)、厚一寸五分は磨仕上、純「セメント」にて通良く据附け、壁際羽目板厚五分、仕切羽目板同(一寸)何れも磨仕上げ、取合大入れ、純「セメント」にて据附け、砲金製金物を以て堅固に取附くべし

瓦葺工事

(1)材料　葺瓦は(三州)産、(漉土製)(深切込)、(面取り)(兩面磨)何れも見本品を標準とし、烙燒充分に且つ平等にして、疵、捻れ等無く、道具物は其品質上記に準じ、形狀等夫々示定の通り、正確に燒上げたるもの

(2)土居葺　土居葺用柿板は杉赤み勝、山扮板、長八寸五分、厚八分十六枚扮のものを使用し、葺足(二寸)、軒先二枚重ね、釘約六分歩み、一足置に胴釘とも打ち隅谷增葺を爲し、(棟折長板二枚重ね折掛け　透切け無く葺立つべし

(3)瓦座、引掛桟　瓦座杉大小割、引掛桟杉、中貫二つ割り、瓦足に割合せ、何れも揃毎に、通良く打附くべし

(4)瓦葺方　軒廻り瓦數割合せ、軒(唐草)瓦、敷平入れ)出(二寸)、通り良く並べ、止釘打ち、桟瓦南蠻漆喰を以て馴染良く葺立て、五枚目毎に止釘打ち、谷廻り筋違瓦を、切妻は螻羽目瓦を使用し、縦横、筋違とも通り良く葺立て軒面戸漆喰塗を爲すべし

(5)棟、隅棟　面戸、肌熨斗、割熨斗、特製棟瓦、冠瓦、紐瓦等何れも南蠻漆喰を充分に使用し、棟、隅棟取合は相互重ね掛け總て引通し良く築立て、棟止飾瓦は銅線を以て堅固に取附くべし

金物工事

(1)手摺又は柵　左記手摺又は柵は夫々圖面に據り、總て手際良く製作し、錆止塗は檢査後に之を施し、堅固に、通り良く取附くべし

(イ)軟鋼製手摺　平鋼、角鋼、丸鋼とも疵無く、平滑なるものを選び、屈撓、打展べ、打縮め、捻曲げ等形狀正しく、接合部は打貫き、合缺、鉸締等示定の通り施工し、石、煉瓦、「コンクリート」等の取合は(鉛埋)となすべし

(ロ)鐵管又は眞鍮管手摺　屈撓等手際良く施工し、繼手心鐵入れ、捻鋲止め(又は「ソケット」繼ぎ)、磨仕上とし、約二尺マに、捻鋲等を以て締附け、階段等の壁附手摺は、持送金物約三尺マに設け取附くべし

(ハ)鐵鑄もの手摺又は柵　木型檢査を受け、良質新銑鐵を以て、表面麗潔(隅角立て(捻れ)泡孔、砂溜り、厚の不同其他の瑕疵無く鑄造し、繼手「ボールト」又は「リベット」にて堅固に、通り良く接合し、石、煉瓦、「コンクリート」等の取合は(鉛埋)(セメント埋)とすべし

(ニ)窓鐵格子　枠平鐵幅(一吋半)、厚(八分の三吋)、隅々(納造出鉸締)(添板鐵鋲締)(酸素鎔接)格子(八分の五吋角鐵)を以て、箱模様等は適宜材料を使用し、取合は打貫き、合缺き、鉸締等示定の通り施し、取附足(鉛埋)(鐵セメント埋)とし、堅固に取附くべし

(2)雜鐵物　通氣孔鐵物等は夫々圖面に據り、左記の通り製作し、堅固に取附くべし

(イ)通氣孔及び排氣孔鐵物　枠平鐵、幅(一吋半)、厚、八分の三吋)隅々堅固に接合し、格組又は模樣圖面と相違無く製作し、內面に銅網張立の上取附くべし

鑄鐵製の分は格組、模樣等圖面と相違無く、鑄型檢査を受け、良質銑鐵を以て、表面平滑に隅角立て、歪み、氣泡其他の鑄疵無く鑄造し、內面に銅網張立の上、位置正確に取附くべし

(ロ)避雷針臺　眞棹(三十尺以內に配置し)(一)本繼とし、下部は瓦斯管徑(二吋半)、眞束に「ボールト」締とし(鐵小屋には沓鐵物を使用し合掌上ゞ取附け、(上部同管徑)(一吋半)、避雷針取附の裝置を爲し、導氣線引出孔を穿ち、長一尺以上下部管に挿込み、「ボールト」締とし、垂直に建て接目「コーキング」を施し、飾鐵物平鐵等を以て製作し、堅固に取附け、根飾包板等の取合雨仕舞良く施工すべし

(ハ)棟飾　下桝「アングル」鐵(二吋半)、添板繼、其他(1)項(イ)に準じ製作し、取附足平鐵(八分の三吋製、約(一尺五寸マに鋲綴し)棟上に据へ、棟木、木製又は鐵製)側面より「ボールト」締とし、堅固に、通り良く取附くべし

(ニ)雪止　軒先適宜の箇所に、短柱丸鋼經(四分の三吋、高約六寸)(五尺)マに、堅固に木捻止とし、控平鐵幅、二分の一、吋厚(四分の一)吋、柱及び野地へ捻鋲を以て取附け堅牢なる亞鉛鍍鐵鋼を柱に、取外し自在に結附くべし

(ホ)鋪床硝子鐵枠　形狀、寸法等圖面と相異無く、良質銑鐵を以て、表面平滑に、隅角立て、歪み、氣泡其他の鑄疵無く取附足(一尺マ以內)とす鑄造、位置正確に取附くべし

(3)青銅製飾金物類　柱頭飾、礎盤飾、飾持送、階段用親柱、同寸摺等青銅鑄造のものは夫々圖面に據り、模型及び木型を造り檢査を受け。材料は銅及錫の新材を調合(銅八、錫一)し、總て手際良く鑄造し、「仕上方等見本品に準じて施工し」「ボールト」、太枘、捻鋲等を以て堅固に取附くべし

(4)鐵障子、鐵戸、同枠　形狀、寸法等圖面の通り、何れも軟鋼製とし、植跡其他の瑕疵無く、部材取合は胴附密着せしめ(枘造出鉸締)(酸素鎔接)(合)完全に施工し、捻れ無く組立て、枠は取附足約(二尺)マに設け、垂直に建込み、建具金物は蝶番、締り金物、開閉調制器等何れも砲金製、磨仕上のものを使用し、鐵部完全に錆止塗の上、開閉具合良く、釣込むべし

(5)防火用「シャッタア」　形狀、寸法等圖面の通り、軟鋼(十六)番鈑製、(鎧)形、捲揚「シャッタア」とし、重ね目隙間無く製作し、左右溝鐵、上部滑り棒とも取設け、鐵部は總て完全に錆止塗りを爲し、具合良く取附くべし

(6)重要品庫鐵扉　寸法圖面の通り、用材總て「レース」仕上とし、內外枠「アングル」鋼、隅々添鈑當て鋲綴とし、引鐵物受二尺マ以內に取附け、沓摺網目鋼鈑、抱羽目鋼鈑とも厚(四分の一)吋、何れも枠に鋲綴し、捻れ無く組立て、引鐵物を以

て堅固に、垂直に据附け、扉總厚(四寸)以上、框、桟は枠に倣ひ、周圍煙返等仕合せ、外鈑厚 四分の三吋)、捻鋲を以て(五寸)マに捻附け、中仕切鈑厚(八分の 一吋)受鐵物を使用し、石綿繩及び石綿粉を填充したる上、捻鋲を以て張立て、内鈑厚(四分の一吋)、蝶番にて釣り、締り用サル鐵幅(三吋)、厚(八分の五吋)左右各(四)箇、上下各(二)箇具合良く裝置し、錠前はサル鐵閉鎖用の外に、(鍵孔閉鎖錠)、文字合せ錠)(鍵變形錠等設備し、把手鍵座、文字合せ等砲金製とし取附け、特製軸釣鐵物を以て垂直に具合良く釣込み、鐵部は磨仕上面の外、總て完全に錆止塗を爲し、鍵は軟鋼製とし、上記釣前に相當するもの各二箇づつ附すべし

内部格子戸は框「アングル」鋼、桟平鋼、格子鋼管約二寸マに建て、(鋼網張り)、組鍵附箱錠、締り「ボールト」、把手等を附し、錆止塗の上、(軸鐵物)にて開閉具合良く釣込むべし

窓鐵扉及び人孔鐵扉は、構造等上記鐵扉と同程度のものを据附くべし

(7)倉庫鐵扉　圖面に據り、竪枠及び上下枠とも(二吋半)「アングル」鋼を以て隅々添鈑當て鋲綴し、軌道、戸當等堅固に取附け、引鐵物二尺マ以内に取設け、捻れ無く据附け、扉框及び桟(二吋)、筋違桟(一吋四分の三)、何れも「アングル」鋼を以て、取合馴染良く切合せ、添鈑當て鋲綴し、扉鈑厚(四分の一)鋼鈑を五寸マ以内に、捻れ無く鋲綴し、引手、摺車、釣車とも取附け、具合良く釣込み、堅牢なる締り金物を附すべし

(8)受附臺上格子金物　形狀、寸法圖面に據り、クロミガネ(銅九、苔鉛一)製とし、縁金(二分)角、其他は幅(二分)、厚(一分)、屈撓、打展、捻曲げ等形狀正しく、接合部は合缺、カラクリ等總て手際良く製作し、木捻等を以て通り良く取附くべし

(9)建具金物　建具金物は左記の通り、寸法、形狀等圖面に據り何れも見本品を標準とし、眞鍮又は砲金は何れも新材を適量に配合したるもの、鐵製の分は示定に據り、軟鋼、鋼鑄もの、又は「マリエブル 鑄モノとし、形狀、寸法等正確、運用具合良く製作すべし

(イ)鐵製面附肘壺　肘鐵幅(二寸)、厚(三分)、軸徑(一寸)、足長(五寸)(目釘止め)(埋込み)(植込み)とし、壺鐵幅及び厚肘鐵と同寸、腕長(二尺五寸)、鋲孔割合せ、皿彫を爲し、肘鐵に摺合せ、蛇の目金物眞鍮製とし仕合すべし

(ロ)鐵製丁蝶番　丁蝶番厚(二分五厘)、圖面の形狀に造り、軸徑(五分)、(管)三枚に組み摺合せ、鋲孔(八)箇っつ皿彫を爲すべし

(ハ)鐵製蝶番　(四寸)角、厚羽端にて(一分五厘)以上、管五枚に組合せ、抜差蝶番とし、中心の狂ひ無く、鋲孔片羽、四づゝ皿彫を爲し、磨仕上とし、銅鍍の上「ニッケル」鍍を施箇すべし

(ニ)(眞鍮)(砲金)製蝶番　(五寸)角、厚羽端にて(二分)以上、管五枚に組合せ、抜差蝶番とし、管内面鋼圈嵌め、接觸部は、「レーヌ」仕上げ、軸鋼製、徑(二)分、下端二枚に割り彈力附け、中心狂ひ無く、上下飾は(眞鍮)(砲金)製とし、鋲孔片羽(五箇)以上、皿彫りを爲し番ひ目に目違を生ぜぬやう製作すべし

(ホ)彈力蝶番、彈力軸釣金物　彈力蝶番は(自在開き)、長(六寸)、戸框厚(一寸五分)、見え掛り砲金製、彈條は耐久質にして外部より容易に整調し得るやう製作したるもの

彈力軸釣金物は(自在開き)、見え掛り砲金製、戸框厚(一寸五分)に相當し、床面下彫込深、三寸四分、以下とし、内部に浸水の慮無く、彈條は耐久質に、容易に整調し得るやう製作したるもの

(ヘ)錠　(米國ニールタウン會社)製品又は之と同等品と認むべき、彫込、兩勝手、横杆錠にして、見え掛り(砲金)製、箱丈(三寸)、幅(二寸八分)、厚 四分)、把手中心は面ら板より(二寸二分)、把手、鍵座等意匠見本品を以て撰定を受け、鍵は堅牢にして、全數異形もの、親鍵附とすべし

(ト)制戸機　(米國ニールタウン會社)製品又は之と同等品と認むべきもの、見え掛り砲金製、開き勝手、取附用持送等圖面に據り、彈條は耐久質にして、調制用卿子は具合良く、轡液は凍結せざるもの

(チ)「クリーモンボルト」、揚げ落し金物　「クリーモンボルト」は砲金製とし、把手其他の意匠撰定を受け具合良く製作すべし

揚げ落し金物は見え掛り砲金製とし、大さ等圖面に據り揚げ落しとも、横杆、裝置とすべし

(リ)廻轉障子開閉金物　(砲金)製とし、單獨障子押上げ裝置、連續障子は回轉把手聯動裝置とし、何れも堅牢に具合良く製作すべし

(ヌ)開き窓障子調制金物　開き障子調制金物は、砲金、錠とし、長さ、取附方等圖面に據り、留捻下端に圓座金物を附したるもの

(ル)雜金物　翻止楴掛、戸當り、上げ下げ障子滑車、同締り、手掛け、引戸車、軌道、引手、建附錠、廻轉軸其他の小金物は何れも見け掛り(砲金)製とし、形狀、寸法等正しく、堅牢に製作したるもの

左官工事

(1)材料(一)　漆喰塗(本邦式)用材料は左記品質のもの

(イ)石灰　沸化後(六)ヶ月以上經過し、塵芥、未沸化粒等を篩ひ去りたるものにして、上塗用は特に白色なるもの

(ロ)蠣灰　白色にして塵芥等を篩ひ去りたるもの

(ハ)角又　乾燥充分なる、肉厚、小葉にして、不溶解性の海草等の混入無きもの

(ニ)苧苆(濱苆)　油脂氣、凝塊等無く、乾燥充分にして、質强靱なるもの、上苧切は晒し方充分、淡色にして、長さ約八分のもの

(ホ)川砂　粗粒勝にして、鹽氣、泥氣等無く、塵芥、小砂利等を篩ひ去りたるもの

(ヘ)麻苧　下げ苧及び引苧は生麻にして混物無きもの

(2)材料(二)　漆喰塗(歐米式)用材料は左記品質のもの

(イ)生石灰　燒生立後一ヶ月以上經過せず、未燒石等の混入無く、濕氣を帶びざるもの

(ロ)毛茨　牛馬又は山羊の毛にして、長さ六分以上、油脂氣凝塊等無く乾燥したるもの

(ハ)川砂　粗粒勝にして、鹽氣、泥氣等無く、塵芥、小砂利等を篩ひ去りたるもの

(ニ)石膏　純白にして、硬化に三十分以上を要するもの

(3)材料(三)「モルタル」塗、擬石塗等に使用する材料は左記品質のもの

(イ)「セメント」　基礎工事(8)項(イ)に示定したると同品質のもの

(ロ)石灰　(2)項(イ)に示定したると同品質のもの

(ハ)川砂　(1)項(ホ)に示定したると同品質のもの

(ニ)石粒　(稻田花崗石を碎き、清水にて洗ひ、(一分)目篩を通過し(四厘)目篩に殘留するもの

(ホ)豆砂利　(多摩川)產豆砂利にして(三分)(目篩を通過し)、一分目篩に殘留するもの

(ヘ)麻莩　(1)項(ヘ)に示定したると同品質のもの

(4)調合(一)　屋內外漆喰塗(本邦式)は左記の通り調合し、使用に應じ練合すべし、但し蛇腹等繰形もの塗立には砌の量を增し、角又を減せしむることあるべし

(イ)屋內塗調合

材料	下塗	中塗	上塗
石灰	六斗	四斗	二斗
飛粉石灰			
蠟石灰	四斗	二斗	一斗
飛粉蠟石灰			
角又	一貫二百匁	一貫目	八百匁
並濱砌	下地煉瓦九百匁 下地木摺一貫目		
中濱砌			
上濱砌			
川砂			

(ロ)屋外塗調合

材料	下塗	中塗	上塗
石灰	六斗	四斗	二斗
飛粉石灰			
蠟石灰	四斗	二斗	一斗
飛粉蠟石灰			
角又	一貫二百匁	一貫目	八百匁
並濱砌	下地煉瓦九百匁 下地木摺一貫目		
中濱砌			
上濱砌			
川砂			

(5)　(一)　屋內漆喰塗(歐米式)調合は左記の通り、糊狀石灰は現場に於て、生石灰を沸化せしめ、溶解、攪拌したるもの

の下塗料及び中塗用は一方吋に付一百孔、上塗料は同二百五十六孔の篩を漉過、沈澱せしめ水中にて糊狀と爲し、下塗料及び中塗料は三週間乃至四週間、上塗料は三ヶ月以上、何れも被覆貯藏したるもの

材料	下塗	中塗	上塗
糊狀石灰	一、〇立方尺	一、〇立方尺	一〇、立方尺
砂	二、五立方尺	三、〇立方尺	特種砂二、〇立方尺
毛茨	下地煉瓦〇、八听 下地木摺一、〇听	下地煉瓦〇、五听 下地木摺〇、八听	
石膏			〇、二立方尺

(6)調合(三)　屋內外擬石塗、投附塗等の材料は左記の通り調合し、練合後一時間以內に使用すべし但し仕上面の意匠に因り、上塗料に色砂、彩色等を加へしむることあるべし

(イ)下地煉瓦「コンクリート」又は貼瓦の場合

材料	下塗	上塗
「セメント」	二、〇立方尺	二、〇立方尺
川砂	四、〇立方尺	―
沸化石灰	―	(適量)
石粒又は豆砂利	―	二、〇立方尺

(ロ)下地木摺の場合　(4)項(ロ)調合中の下塗料を以て下附を爲したる上、(イ)の調合に據り塗立つべし

(8)屋內外平塗　平塗(本邦式)は塗遍數、厚とも左記の通りに、毎回塗下地の乾燥及び掃除檢查を受け、大ムラ直し及び小むら直し毎に散附を爲し、毎回鏝擦充分に、表面平坦に、ムラ無く、隅々垂直に曲形正しく、龜裂を生ぜざるやう塗立つべし

(イ)煉瓦又は「コンクリート」壁及び天井　地ムラ削り取り水洗を爲し、下塗厚約一分、大ムラ直し厚約二分、小ムラ直し厚約一分五厘、中塗厚約一分五厘、上塗厚約一分、總厚七分に塗立つべし

(ロ)木摺壁、腰羽目壁　木摺下げ苧約六寸マ、千鳥(一坪に付六十匁遣ひ)に打ち、下塗及び大ムラ直しに塗込み、下塗は裏面にハミ出すやう押附け、木摺(又は腰羽目)面より厚約一分、大ムラ直し厚約二分、小ムラ直し厚約一分五厘、中塗厚約一分五厘、上塗厚約一分、總厚七分に塗立つべし

(ハ)木摺天井、腰羽目天井　下塗(ロ)に準じ塗立て、乾燥の上、裏塗砂漆喰(大ムラ直しと同調合)厚約二分塗立て、大ムラ直し、小ムラ直し、中塗、上塗とも(ロ)に準じて施工

(7)調合(四)　屋內外「モルタル」塗は左記の通り調合し、練合後一時間以內に使用すべし

(イ)下地煉瓦「コンクリート」、貼瓦の場合

材料	下塗	上塗
「セメント」	二、〇立方尺	二、〇立方尺
川砂	六、〇立方尺	―
沸化石灰又は火山灰	―	適量

すべし

(9)屋内平塗　屋内平塗(歐米式)は各回塗厚左記の通りに、下地掃除を爲し、煉瓦又は「コンクリート」壁の場合は地ムラ削り取り、水洗の上、下塗鏝押充分に、下地の孔隙等殘り無く塡充し、各部同厚、同密度に塗り、一時間乃至二時間經過後、木製櫛を以て、兩筋違に、櫛目八分乃至一寸マに掻附け、中塗は下塗乾燥後、出入隅其他必要の箇所に、定規塗正確に施し、總て之に倣ひ塗立て、定盤擦を爲し、乾き加減見計らひ木鏝擦を爲し、三時間乃至五時間を隔て再び本鏝擦を施し、乾燥の程度に應じ鯨骨櫛又は釘尖櫛を以て、櫛目約一寸マに掻附け、上塗は中塗充分乾燥したる場合は、一兩日前に濕氣を加へ、二回に塗立の上、木鏝擦二回、鐵鏝擦一回、艶消「ブラシ」擦二回、表面平坦に、ムラ無く、隅々眞直に、曲形正しく、龜裂を生ぜざるやう塗立つべし

(イ)煉瓦壁、「コンクリート」壁、同天井　下塗厚約三分、上塗厚約一分塗立つべし

(ロ)木摺壁、「メタルラス」壁　下塗厚下地面より約三分、中塗厚約三分、上塗厚約一分塗立つべし

(ハ)木摺天井、「メタルラス」天井　下塗厚下地面より約三分、幹燥の上裏塗厚約二分、中塗厚約三分、上塗厚約一分塗立つべし

(10)繰形塗　蛇腹、長押、廻緣、格緣、「パネル」等は下地ムラ改め及び掃除の上、遍數、厚さとも夫々平塗に準じ、繰形圖面に據り、現形を作り檢査を受け、之を標準とし塗立て、型拔物は形狀正しく拔立て、堅固に、引通し良く取附け、總て手際良く施工すべし

(11)繪樣塗　中心飾其他の繪樣塗は、現寸圖に據り模型を作り檢査を受け、之を標準とし塗立て、型拔物は形狀正しく拔立て、堅固に、引通し良く取附け、總て手際良く施工すべし

(12)擬石塗、「モルタル」塗　下地ムラ改め及び掃除檢査を受け、煉瓦又は「コンクリート」の場合は適當に濕潤せしめ、下塗厚、四分、鏝押充分に定規塗を施し、表面平坦に、繰形正しく塗立て、上塗は見本塗を爲し、檢査を受け、塗厚其他は左記の通り、總て手際良く、龜裂を生ぜざるやう施工すべし、但し施工中に壁面其他を汚染せざるやう注意すべし

(イ)擬石塗　下塗面全部充分に濕潤せしめ、上塗厚二分)、木鏝擦、木鏝敲とも施し、表面平坦に、繰形、目地とも通り良く、隅々角立て塗附け、接目、鏝目、色ムラ等無く仕上ぐべし

(ロ)洗出擬石塗　下塗面充分に濕潤せしめ、上角厚(二分)、鏝押充分に表面平坦に、繰形、目地とも通り良く、隅々塗立て塗附け、適當の時期見計らひ水洗を爲し、接目、色ムラ等無く仕上ぐべし

(ハ)研出擬石塗　上塗は(ロ)に準じ塗立て、(七)晝夜經過後に、粗研の上目潰しを爲し、(二)晝夜經過後研上げ、磨仕上を爲すべし

(ニ)投附塗　下塗面全部充分に濕潤せしめ、下附「モルタル」厚約一分五厘塗立て、示定の豆砂利を、「セメント」濃液に混和したるものを、平等に、手際良く投附け、接目、色

ムラ等無く仕上ぐべし

(ホ)「モルタル」投附塗　下塗面充分に濕潤せしめ、下附厚約一分五厘塗立て、示定の「モルタル」厚約(三分)、平等に手際良く投附け、接目ムラ等無く仕上ぐべし

(ヘ)「モルタル」平塗　下塗乾燥前に上塗厚約二分、表面平坦に、引通し良く、矩の手、隅留等正しく、接目色ムラ等無く塗立て、箒目附け)仕上ぐべし

(13)人造石(小形)形狀、寸法等圖面の通り、堅牢なる鐵製又は木製型枠を使用し、左記方法に據り、品質硬密に、隅角立て、矩の手正しく、捻れ龜裂、缺損等無く製造し、表面仕上は研出し、洗出し等見本品程度に施工すべし、但床敷用の分は表面に硅酸曹達を塗立つべし

(イ)研出人造石　下地料は「セメント」一、川砂四、仕上料は「セメント」一、石灰二分の一、石粒二の割合(何れも容量にて)に調合し、充分に練合せ、木製型は內面濕潤せしめ、仕上料厚(二分)敷均らし、直に下地料厚(四分)、充分に打固め、時期見計ひ拔出し、適當の濕氣を加へ(七)日間屋內にて經過後、粗研を爲し、目潰し塗の上、仕上研を爲すべし

(ロ)洗出人造石　下地料「セメント」一、川砂五、仕上料は「セメント」一、示定の石粒一、の割(何れも容量)に調合し示定の水量を加へ、充分に練合せ、木製枠は內面濕潤せしめ、下地料厚(八分)打込み、表面に水氣滲出するまで敲き固め、直に仕上料厚(二分)敷均し、充分に打固め、時期見計らひ水洗を爲し、適當の濕氣を加へ(七)日間屋內にて硬化せしむべし

(14)人造石(小形)据附け　貼附、敷込とも夫々圖面に據り、目地割を爲し、下地掃除の上、充分濕潤せしめ「セメント」一、川砂三の「モルタル」を以て、壁面垂直に、床面水平に、ムラ無く下塗を爲し、乾き加減見計らひ左記に據り、手際良く施行すべし

(イ)壁面貼附　人造石貼着面を適當に濕潤せしめ、純「セメント」の濃液に浸し「モルタル」を使用し、總て通り良く貼附け、表面水洗を充分に爲し、化粧目地は(白)「セメント」を以て、(覆輪)に仕上ぐべし

(ロ)床面敷込　人造石下バ適當に濕潤せしめ、「モルタル」を以て通り良く敷込み、水洗を充分に爲し、化粧目地は「セメントモルタル」を以て仕上ぐべし

(15)床面「モルタル」仕上　下地掃除の上充分濕潤せしめ、「セメント」一、川砂三の割合(何れも容量)に練合せ、厚一寸)、約三尺方宛塗立て、表面に水氣滲出するまで敲き固め、不陸無く、仕上げ、(七)日間濡蓆を以て養生を爲すべし、(但し仕上面廣大なる場合は目地約八尺以內に設け、純良「アスファルト」を注ぎ込むべし)

塗師工事

(1)材料　左記材料は(內地製)、純粹品にして係員の品質試驗に合格するものたるべし

(イ)鉛白　粉末なる炭酸鉛にして醋酸鉛を含有せず、製造後一ケ月以上經過し、純亞麻仁油(重量約一割)に混和し、完全に練磨したるもの

(ロ)亞鉛華「ペンキ」　粉末、純白なる酸化亞鉛に純亞麻仁油(重量約一割五分)を混和し、完全に練磨したるもの

(ハ)光明丹　粉末なる酸化鉛にして、色良く、不純物百分の二以上を含有せざるもの

(ニ)色「ペンキ」　色料は辨柄、黄土、伊太利(シエンナ)土、「アンバア」其他の天産顔料、並に「プルシアンブリユー」、「クロームグリーン」群青其他の化學製品中示定品を、何れも純亞麻仁油を以て練磨したるもの

(ホ)生亞麻仁油　清澄にして異臭無く、華氏五十度の温度に一週間放置し、濁り、沈澱物等を生せざるもの

(ヘ)煮沸油(ボイロ)　濁り、混吊物、異臭等無く、硝子盤面に點滴したる液は華氏六十度の氣温に曝し、十八時間以内に乾燥し、光澤ある皮膜を生するもの

(ト)荏油　濁り、混吊物、異臭等無きもの

(チ)桐油　濁り、混吊物、異臭等無きもの

(リ)「テレメン」　清澄にして混吊物、異臭等無く、比重は攝氏二十度に於て〇、八六二以上、〇、八七〇以下にして、同百五十度以上、百七十度以下の温度に蒸發するもの

(ヌ)乾燥料(ドライキ)　亞麻仁油以外の油脂類を含有せざるものにして、其量七听を鉛白百二十听と亞麻仁油二ガロン」を練合せたる「ペンキ」に混和し塗抹後十時間以内に乾燥するもの

(ル)「ワニス」　製造後六ケ月以上を經過し、塗立後二十四時間以内に乾燥し、皮膜强靱、光澤充分にして、塗立面に粘氣無きもの

(ヲ)「ラック」　純良なる軟質「ゴム」「類」を酒精に溶解したるもの

(ワ)節止料　黄色「シエラック」五听を木精(六十四度)一ガロン」に溶解したるものにして、樹脂等の混和無きもの

(カ)「パテ」　粉末なる胡粉(ワイテング)と鉛白との等重量を混和し、亞麻仁油を注加して充分に練合せたるもの

(ヨ)水「ペンキ」(ダスチンパー)　粉末なる胡粉に、良質「サイズ」の適量を混和して製造したるもの、(但し顔料は「ペンキ」塗りに使用のものと同質)

(2)「ペンキ」調合　調合は左記の割合とし、特種塗りの場合並に仕上方、天候等に應じ必要なる變更は係員の認許を得て之を行ふべし

(イ)屋内木材面光澤塗り

材料	下塗	第二回塗	第三回塗	仕上塗
鉛白(听)	一六、〇〇	一二、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇
生亞麻仁油(舛)	一、八九	一、一〇	〇、七九	〇、七九
「テレメン」(舛)	—	〇、四七	〇、四七	〇、四七
糊狀乾燥料(听)	〇、二五	〇、二五	〇、二五	〇、二七

(ロ)屋内木材面艶消塗

材料	下塗	第二回塗	第三回塗	艶消仕上塗
鉛白(听)	一六、〇〇	一二、〇〇	一二、〇〇	九、〇〇
生亞麻仁油(舛)	一、八九	一、二六	一、二六	少量
「テレメン」(舛)	〇、一六	〇、四七	一、一〇	一、一〇
糊狀乾燥料(听)	〇、一三	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇

(ハ)屋外木材面光澤塗(純白仕上の場合を除き生油の代として煮沸油を使用するを得)

材料	下塗	第二回塗	第三回塗	仕上塗
鉛白(听)	一八五〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇
生亞麻仁油(舛)	〇、六三	〇、六三	〇、六三	〇、九五
煮沸油(舛)	〇、六三	〇、六三	〇、六三	〇、七九
「テレメン」(舛)	—	〇、一六	〇、一六	—
糊狀乾燥料(听)	〇、二五	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇

(ニ)光明丹錆止料

材料	下塗	上塗	上塗
光明丹(听)		二八、〇〇	二八、〇〇
生亞麻仁油(舛)		三、五〇	三、五〇

(ホ)辨柄塗

材料	下塗	上塗	上塗
辨柄(听)	一五、五		一五、五
煮沸油(舛)	二、五		二、五

(3)混和及び濾過　「ペンキ」、油類、「テレメン」、乾燥料等は手練、混和機練とも充分に混和し、濾過は「モスリン」布又は綿布を以て、粗密二度濾とし、仕上用料は上記の外、更に吉野紙又は眞綿を以て濾過すべし

(4)見本塗り　「ペンキ」塗り、「ワニス」塗りとも仕上色合等見本塗立の上檢査を受くべし

(5)養生等　戸、障子等完備せざる場合の塗立には、假仕切を取設け、飛塵、濕氣等多量なる日は、屋外塗りを中止し、屋内塗は着手前に飛塵等を生せざるやう掃除を爲し、床面其他に汚染の虞無きやう假蓋を設くべし

(6)屋内木材面「ペンキ」塗方　塗面全部(〇)號硝子紙を以て、稜角等毀損せざるやう磨擦し、生節は節止料二回塗立て、(釘頭は押込み)、塗面「塵拂」檢査を受け、下塗ムラ無く、地薄に塗立て、釘頭其他の孔隙は「パテ」カイを施し、第二回塗第三回塗とも「前塗」乾燥の程度、硝子紙磨き、塵拂等一々檢査を受け、下塗同樣に塗立て、仕上塗は下地硝子紙磨、塵拂の上、ムラ、刷毛目等無く手際良く仕上ぐべし、但小穴入の部分、合決り、羽重ね等の下塗、及び建具硝子決りは取附前に又は硝子切箍前に二回塗立つべし

(7)屋内木材面「ペンキ」艶消塗　下地備準、塗方等、(6)項に準じ其他左記の通り手際良く施工すべし

(イ)艶消塗　(2)項(ロ)の調合を以て、五回塗りとし、第四回塗面には硝子紙磨を加へず、仕上塗は手早く施工すべし

(ロ)布目艶消塗　(2)項(ロ)の調合を以て、五回塗りとし、仕上塗は少量の「コーバルワニス」を混じ塗立て、乾き加減

見計らひ、塗面全部ムラ無く（刷毛突き）を爲すべし

(8) 屋外木材面「ペンキ」塗　調合(2)項(ハ)に據り、下地準備及び塗方は(6)項に準じ施工すべし

(9) 鐵材錆止塗　塗面の錆氣は鐵線「ブラシ」等を以て完全に除去したる上、各面左記の通り二回塗と爲すべし

(イ) 光明丹塗　(2)項(ニ)に示定塗料を使用毎に煉合せ、ムラ無く、厚膜に塗立つべし

(ロ) 辨柄塗　(2)項(ハ)に示定塗料を使用毎に練合せ、ムラ無く、厚膜に塗立つべし

(ハ)「アスファルト」塗　揮發油に溶解したる「アスファルト」液を華氏三百度以上に熱して、ムラ無く、厚膜に塗立つべし

(ニ)「コールタ」塗　石油（又はベンザィン）一乃至一、五容量にて以下同じ）、「セメント」（又は石灰）一乃至二を混和し、之を「コールタ」八に滴注し、充分攪拌したる液を以てムラ無く、厚膜に塗立つべし

(10) 鐵材面「ペンキ」塗　錆止塗は(7)項(イ)に據り塗立て、(2)項(イ)に示定したる下塗以外の塗料を以て(二)回塗り、塗方は(6)項に準じ施工すべし

(11) 亞鉛鍍鐵材「ペンキ」塗　塗面掃除の上、左記下地塗を爲し、(2)項(い)に示定したる下塗以外の塗料を以て三回塗り、塗方は(6)項に準じ施工すべし

(イ) 皓礬　皓礬（硫酸亞鉛）を同重量の清水に溶きたるもの一回塗立

(ロ) 明礬と石鹼　明礬水一回塗り、乾燥後加里石鹼水一回塗立

(ハ) 砂糖　砂糖を酢にて溶きたる液一回塗立

(12) 放熱器、蒸氣管等「ペンキ」塗　塗面掃除の上、鑢鬆（イス）等は、堅練「パテ」を以て地拵を爲し、塗方左記の通り施工すべし

(イ)「アルミニアムペンキ」塗　下塗「ジャパン」と「ゴールドサイズ」とに溶きたる鉛白「ペンキ」一回塗立て、耐熱「アルミニアムペンキ」を一回塗立つべし、金色塗の部分は上記塗立の上砲金粉を「ゴールドサイズ」に溶きたる塗料一回塗立つべし

(ロ) 綠色（又は黑色）「ペンキ」塗　乾燥顏料を「コーバルワニス」に溶き稀薄料とし、之に少量の「テレメン」を混じたる塗料(二)回塗立つべし

(ハ)「チョコレート」色「グンキ」塗　「テレメン」に溶きたる油煙一听、「インデアンレッドペンキ」半听の割合に練交せ「ジャパン」一、「テレメン」二の混液を以て適當に薄めたる塗料三回塗立つべし

(13) 屋内漆喰壁面「ペンキ」塗　漆喰塗立後一ヶ年以上經過せざる壁面は、左記の通り地塗の上(2)項(イ)の調合を以て塗方(6)項に據り施工すべし

(14) 煉瓦壁面「ペンキ」塗　塗面充分に掃除を爲し、鉛白（又は亞鉛華）「ペンキ」に、多量の煮沸油を混和し、一回塗立の上、(2)項(イ)に示定下塗以外の塗料三回、塗方(6)項に據り塗立て、乾燥後目地塗（白色）を施すべし

(15) 屋外「コンクリート」面　漆喰塗面、「モルタル」塗面等の「ペンキ」塗地塗(15)項(い)に據り一回塗立て、堅練「パテ」を以て地拵の上、第二回地塗を爲し、二十四時間以上經過後、左記塗料(二)回、塗方(6)項に準じ施工すべし

鉛白七、亞鉛華三、（何れも重量にて）の割合に混和し、生亞麻仁油を以て練合せ、同油に四分の一の「テレメン」を混じたる液を以て稀め、之に液體乾燥料の少量を加へたるもの但仕上塗料は「テレメン」の量を減じ、油の約九分の一とし、且つ塗料二升五合に對し三合の割合を以て「コーバルワニス」を加へたるもの

(16) 屋内木材面「ワニス」塗　塗面殘り無く（〇）號硝子紙を以て稜角等毀損せぬやう磨擦し、粉芥等充分に拂ひ去り、檢査を受け、欅、檜等堅木類は示定の材料を以て目止め塗りを爲し約二晝夜經過後、下塗ムラ無く、薄膜に塗り、（五）晝夜經過後、（〇）號硝子紙を以て、全く光澤無きに至るまで磨擦し、第二回塗、第三回塗とも塵拂、硝子紙磨き、塗方等下塗同樣に施工し、仕上塗艶出しは塗立の儘、艶消しは「フエルト」（厚八分）を、清水に濕し、輕石粉を附着して磨擦し、ムラ、刷毛目等無く施工すべし、但小穴入の部分、合決り、羽重ね等の下木は取附前二回塗立つべし

(17) 木材面色附け「ワニス」塗　下地磨擦、掃除等(16)項に據り、堅木目止め塗は、示定の色料を混じて施工し、檜材、塲材類の孔隙は、油顏料使用の時「パテ」を以て、水顏料使用の時石膏を以て塡充し、色着は示定の材料を以て、手際良く施行し、「ワニス」塗は(16)項に準じ塗立つべし

(18) 屋外木材面「ワニス」塗　下地磨擦、掃除等(16)項に據り、堅木類も目止塗りを施さず（米國製「バルスパーワニス」）を以て塗方(16)項に據り、光澤仕上げと爲すべし

(19)「ラック」塗　下地磨擦、掃除等(16)項に據り、「ラック」二回塗立て、六時間經過後、第二回塗を爲し、爾後の壁立は、二晝夜以上經過後に、每回硝子紙磨等(16)に據り、(七)回塗り、光澤仕上と爲すべし

(20) 床板面塗　下地掃除等(16)項に據り、塗方左記の通り施工すべし

(イ)「ワニス」塗　樫、檜等は示定の材料を以て目止塗を施し、色着の場合は、亞麻仁油に「テレメン」油混和し、下塗を爲し「油顏料を使用して、ムラ無く色着を爲し」早乾質「ワニス」を以て、二回塗立つべし

(ロ) 臘磨　良質「ラック」を以て下塗を爲し、白色にして異臭無き蜜臘一回塗立て、數時間經過後に、乾燥したる綿布を以て充分に磨擦し、爾後一週間每に同施工（五）回繰返し、第六回は「テレメン」にて溶きたる蜜臘を塗り、乾燥綿布を以て充分に磨き上ぐべし

(21) 水「ペンキ」塗　木材塗面は充分掃除の上、下塗薄く塗て、上

塗は室の戸、障子とも全部閉鎖し、幅廣刷毛を使用し、刷毛返しを爲さず、手早く塗立て、塗了後直に戸、障子等開放すべし

漆喰塗面は(18)項(イ)に示定の地塗を爲し、二十四時間經過後に、鉛白「ペンキ」に「テレメン」の少量を加へ、一回塗立て乾燥後、水「ペンキ」塗り木材面同樣に施工すべし

(22) 屋内木材面色着仕上　仕上見本檢査を受け、木質に應じ「サイズ」塗り又は目止め塗を施し、(1)號及び(1)號硝子紙を以て順次磨擦し、(孔隙ある場合は水顔料色着の時、水「パテ」を以て之を以て、酒精、油、「ワニス」等使用色着の時、油「パテ」を以て之を塡充し)、色着は左記材料を以て、手際良く一回又は數回ムラ無く塗立つべし

(イ)「アンモニヤ」「アンモニヤ」と菱酒とを調合し、之に少量の「サイズ」を加へたる液

(ロ)重「クローム」酸加里　重「クローム」酸加里を冷水に溶き塗立て乾燥後「サイズ」一回塗立

(ハ)青色　「インデゴフ」を稀硫酸に溶き、少量の胡粉を混和したる液

(ニ)褐色　「バンダイクブラオン」四分の一斤「バントシエナ」少量、石鹸一斤を混和し、之に清水一升二合五勺を加へ、二十分間沸騰せしめたる液

(ホ)「チョコレート」色　「バントシエナ」一斤、「テレメン」六合、「ワニス」三合を混和攪拌したる液を塗り、五分間經過後、綿布を以て拭取るべし

(23) 木材面磨出　磨　仕上程度は見本品に準じ、下地捺、色着等は(22)項に據り、磨液は左記中木質に應じ撰定し、擦絮は綿花製「キヤリコ」包とし)下　磨　擦絮に磨液を充分濕潤せしめ木理に逆らひ、輕く擦塗を爲し、數分間置に同施工二回繰返し、一時間以上經過後、(〇)號硝子紙擦り、丁寧に施し、包布取換へ、磨液を補足し、約十分間置に　同施工二回繰返し、六時間以上經過後上記硝子紙に、亞麻仁油三四滴を注加して、丁寧に磨擦し、磨面檢査を受け、ムラ直し等を爲し、中磨擦絮に磨液の小量を滴注し、包布取換へ、連續8字形に輕く擦塗を爲し、約三十分置に同施工二回繰返し、爾後の磨立は、木質及び仕上程度に應じ、同施工數回(擦絮磨液を補足し、油は滑料として少量使用)繰返し、磨面に光澤を生ずるまで磨立て、一晝夜以上經過後、(〇)號又は(〇〇)號硝子紙擦りを加へ、仕上　磨は磨液に其四分の一の「メチールアルコール」を混和し、之を少量づつ滴注し、木理に從ひ、丁寧に磨塗を爲し、三四時間置に　同施工を繰返し、約二晝夜經過後、「フエルト」を濕し、輕石粉を附して、丁寧に磨擦し、磨面油拭等を爲したる上　磨液と「メチールアルコール」の等量を混和し少量づつ滴注し、同施工數回繰返し、磨面に光澤を生ずるに從ひ、磨液の量を減じ「メチールアルコール」を增加し、磨面に充分なる光輝を顯はすに至るまで磨立て、新擦絮「メチールアルコール」の少量を滴注し、包布は(四)枚重ね其乾燥するに從ひ一枚づつ順次取去り擦立て、總て丁寧に施工すべし

(イ)薄片「シエラック」三十八匁を「メチールアルコール」の三合一勺に溶きたるもの

(ロ)「ボツトムシエラック」三十八匁を「メチールアルコール」の三合一勺に溶きたるもの

(ハ)「ガーネツトシエラック」三十八匁を「メチールアルコール」の三合一勺に溶きたるもの

(24) 文様置　型紙は使用度數に應じ澁紙、藥袋紙、鉛箔等を使用し、文様圖面に據り正確に切抜き、紙型は「ワニス」一回又は二回塗りとし、必要の場合は二枚又は三枚型とし、見本塗檢査を受けたる上、左記に據り、文様間隔、引通し等正しく總て手際良く施工すべし

(イ)「ヂステンバア」塗　「ヂステンバア」に「サイズ」を混じ堅めに練合せ、良質海綿を以て塗附くべし

(ロ)「ペンキ」塗　「ペンキ」は堅練りとし、豚毛製筆形刷毛(穗先切揃)を以て、厚膜に塗附くべし

(25) 金箔仕上　箔は質、色合とも見本品の通り、粗面、厚ムラ等無きものを使用し、油置とし、熟練の職工を撰び、總て手際良く仕上ぐべし

(イ)木材面仕上　仕上面掃除の上、下塗は純粹、粉末なる胡粉(ワイデング)を、温「サイス」に溶き塗立て、乾燥後、孔隙等「パテ」(胡粉を「サイズ」にて練合せたる)カイを爲し、乾燥後第二回塗「サイズ」の量を減じ厚膜に塗立て、第三回塗、第四回塗、第五回塗、何れも第二回と同樣に、總塗厚六厘以上に仕上げ、良質輕石を以て、繰形型とも造り　ムラ無く水研を爲し、乾燥後硝子紙にて磨擦し、表面極めて平坦に、隅角立て、引通し、矩の手等正しく下地捺を爲し、仕上面に(亞麻仁油)を數回、全く吸收を終るまで塗立て、箔は巧に切合せ、凸出部、幅廣部等を先に、箔置用「ゴールドサイズ」、(約四時間後に適當の粘氣を有し硬化するもの)を、軟毛刷毛を以て、平等に刷毛目等無く、小部分づつ塗り、乾き加減見計らひ、箔置重ね約一分、ムラ、隙間等無く施工　綿花等を以て、輕く拭均らしたる、上特製清澄「サイズ」一回塗立つべし

艶出仕上は下地捺等(イ)に據り、箔置用「ゴールドサイズ」の特に長時間に硬化するもの、一回塗立て、乾燥後清澄「サイズ」を小部分づつ塗り、直に箔置を爲し、乾燥後瑪瑙又は燧石製磨具を以て、手早く磨擦して艶出しを爲すべし

(ロ)漆喰塗面仕上　漆喰塗乾燥充分ならざる場合は、皓礬(硫酸亞鉛)を等重量の清水に溶きたる液二回塗て、二晝夜經過後、木材面同樣胡粉塗下地捺を爲し、其他とも總て(イ)に準じ施工すべし

硝子工事

(1)材料　硝子は左記品質のものたるべし

(イ)薄板硝子（シートグラス）（內地製）(二)等品、厚並一分(十四乃至十六「オンス」)及び正一分(十九乃至二十一「オンス」)にして、何れも厚の著しき不同、捻れ、氣泡、波曲等無きもの

(ロ)薄板硝子（プレートグラス）（英國製(二)等品、厚(四分の一)吋、(上磨)品にして氣泡、波曲其他の瑕疵無きもの

(ハ)磨薄板硝子（ブラシドプレートグラス）（英)國製、(二)等品、厚第四番(二十四「オンス」)、(上磨)品にして、厚の不同、捻れ、氣泡、波曲等無きもの

(ニ)雜硝子　「ステンドグラス」(英)國製　厚(正一分)、色合地合とも示定の通り、型附硝子(英　國製(二)等品、厚(十六分の三)吋　型模樣等見本品と等しく、氣泡　瑕疵等無きもの、金網入硝子(英)國製、厚(十六分の五)吋　網目(一吋)、地合等見本品の通り氣泡著しき瑕疵等無きもの

(2)「パテ」　純良胡粉十听、鉛白一听の割合に、適量の亞麻仁油を混和して、充分に練合せたるもの

(3)建具硝子切箝め　硝子板寸法實測の上、長、幅とも約五厘小形に切り、(示定の分艶消しとし)、敷「パテ」を施し、馴染良く箝込み、(亞鉛鍍鐵板製)三角押へ金物適當の間隔に打ち、詰「パテ」隙間無く塡充し、上わ「パテ」壓附け、切均らし、喰み出しは一週間後　掻取り、兩面とも拭掃除を爲すべし、但艶消硝子は艶消子の周圍約一寸、「ゴールドサイズ」一回塗りの上箝込むべし

鐵製建具は「パテ」決りを有するものは押へ金物使用し、有せざるものは硝子止釘挿し、其他は木製建具に準じ施工すべし

(4)「プレートグラス」切箝　硝子板適當に切合せ、(示定の分面取りと爲し)、敷「パテ」の上箝込み、押縁木捻止とし又は小穴に仕込むべし

(5)屋根硝子葺方　圖面に據り、寸法實測の上、幅約一分小形に重ね蛤形に切合せ、重ねは勾配六寸以上のとき一寸五分とし、勾配一寸を減ずる毎に五分を增加し、釣子(銅板製、厚五厘、幅四分、折曲げ約二分、一枚に付二箇づつ使用し、葺方は左記の通り、雨仕舞良く施工すべし

(イ)鐵製硝子受　接觸面に牛毛製分厚「フエルト」又は「アスベスト紐」を敷き、硝子箝込み、冠板は「ボールト」又は(押捻)を以て、一尺五寸マ以內に締附くべし

(ロ)金屬板製硝子受　金屬板工事(6)項(リ)に示定の硝子受使用の場合は、敷「パテ」を爲し、硝子箝込み、冠板「ボールト」を以て一尺五寸マ以內に締附くべし

(ハ)鉛板押へ　木製又は鐵製硝子受にして鉛製冠板使用の場合は(ハ)听以上のものを以て、圖面に據り折曲げ、木槌を以て板厚を減せぬやう馴染附くべし

(6)鉛接硝子　文樣、色合等圖面に據り、幷骨撰定を受け、各板寸法、形狀とも正確に切合せ、鉛骨に仕合せ、必要の箇所には「アスファルト」を塡充し、箝込み、骨取合兩面より「バンダ」着を爲し組立て、力骨は眞鍮製、銅線を以て堅固に手際良く取附け、又は銅骨入れ鉛骨とし、手際良く取附け、枠箝込みは敷「パテ」の上押緣止とし、總て兩仕舞良く施工すべし

(7)鋪床硝子　寸法、形狀等圖面に據り、(三稜　硝子見本品を以て撰定を受け、鐵枠取合は「アスファルト」を使用し漏水無く箝合すべし

雜　工　事

(1)「アスファルト」工事　左記「アスファルト」は「コールタ」類の混和無き天然土瀝青にして、之に土瀝青油又は重油を混じて約五時間三百六十度(華氏、以下倣之)の熱度に煮沸し、充分攪拌したるものを以て同厚同密度に、接目　空隙、泡孔等無く、表面平坦に、押均らし又は塗附け仕上面は百三十度の氣溫に於て、吋方十五听の重量を加るも、認むべき凹入を生ぜず、屋上等日光に曝露さるゝ個所は零下十五度以上、地下に於ては零度以上の氣溫に、柔靭性を失はざるやう施工すべし、但下地は充分乾燥せしめ且つ掃除の上施工すべし

(イ)床面敷均　敷繼位置(一尺マ)に「アスファルト」に瀝青油を混和したる熱液を塡充し、「アスファルト」厚(四分)、烙鏝を以て不陸無く押均し、繼手及び隅立上げ等は特に注意を加へて密着せしむべし

(ロ)垂直面塗附　煉瓦壁の場合は目地深約四分、附着「モルタル」とも掻取り、「コンクリート」壁の場合は、塗繼位置に、横溝約一尺マに掘設け、(イ)項示定の「アスファルト」液を塡充し、壁面より約(四分)を隔て、濡煉瓦厚半枚以上高約一尺、空積を爲し、直に「アスファルト」を注入し、順次同樣に施工し、空積煉瓦を取拂ひ表面烙鏝を以て平坦に押均すべし

(ハ)屋上塗　二層仕上とし、第一層下地「コンクリート」に、「アスファルトフエルト」液厚約一分、ムラ無く塗り冷却前に「アスファルトフエルト」百平方尺に付十五听以上のもの」を張立て繼手重ね掛け約一尺六寸、「重ね目同「アスファルト」液塗こし、何れも平等に「壓附け第二層同「アスファルト」液厚五厘以上塗立て、其冷却前に同「フエルト」張立て繼手重ね掛け二尺、其他第一層に準じて施工し仕上塗同「アスファルト」液厚約二分五厘塗立て、其冷却前豆砂利(四分目篩ル通過し、二分目篩に殘留するもの)を隙間無く敷き、木鏝を以て、不陸無く打均らすべし

(ニ)「ルーフキング」葺　下地掃除の上、「アスファルト」の熱液一坪に付七听以上、ムラ無く塗り、冷却前に「アスファルトフエルト」(百平方尺に付十五听以上のもの)、重ね掛け五寸以上、重ね目同「アスファルト」液塗りとし、何れも平等に壓附け、「アスファルト」液第二層、同第一層と同樣に施工し、「フエルト」第二層繼手亂、其他は同第一層と同樣に施工し、「アスファルト」液第三層一坪に付十听以上、其他は第一層と同樣に施工し、「アスファルト」冷却前に(米國、〻)製「ルーフキング」(二)「プライ」品、繼手重ね掛け五寸以上「フエルト」に亂に同「アスファルト」液を塡充し、壁面より約(四分)を隔て、濡煉瓦厚半枚以上

第三層と同樣に施工し、冷却前に二分乃至三分目砂利を敷き、木鏝を以て打均らし、垂直面取合は充分に立上げ、立上部は總て平面部と同樣に施工すべし、但「ルーフルング」に附着したる防粘粉は充分に除去すべし

(2) 室内壁面張附　漆喰面に壁紙張附の場合は、孔隙等石膏を以て塡め、硝子紙磨擦を加へ、充分に掃除の上、良質「サイズ」一回塗立て、下張美濃紙、重ね五分以上、(二)遍張立て、上張用壁紙は見本品と同質のもの、文樣等手際良く切合せ、ノリは夫々材料に適するものを使用し、壁紙は張附面實測の上、切合せ、重ね矧の場合は矧目紙挿を爲し、光線側を下へへとし、約二分五厘重ね、ツキツケ矧は眞直に、密接せしめ、矧目通り良く、皺、汚染等無く、切附正しく、隅々眞直に、總て手際良く張立つべし

織物は張枠檜材楔形幅約(一寸五分)、厚約(四分)、縦横約十尺五寸マに組合、下張綿「フランネル」矧目掛縫を爲し、周圍枠裏面に折返し、銅鋲にて張立て、上張幅矧合の場合は、文樣等符合せしめ、手際良く裁縫とし、周圍枠裏面に折返し銅鋲、(二分)マ以内に打ち、弛無く張立て、隅々密着せしめ、文樣、矧目上下、隅々とも通り良く、總て手際良く取附くべし

建築學會標準仕樣調査委員會
決定案
コンクリート工事仕樣書

(大正十三年十一月十九日標準仕樣調査委員會決定案)

原料	セメント	農商務省告示ポートランド・セメント試驗方法の規定に依る。
	砂及凝原體	鐵筋コンクリート工事にありては市街地建築物法施行規則第八十八條第一項及第二項二、普通コンクリート工事に在りては左記の標準に依る。
		砂　(荒　目)　砂利又は碎石(〇センチ以下〇センチ以上)
		(石　炭　殻)(〇センチ以下〇センチ以上)
調合		容積を以てし割合は左記に依る。但し凝原體重類に依り之を變更することあり
	鐵筋コンクリート	セメント　砂と凝原體との和　(一立方米の重量一千五百五十瓩)　一　六
	普通コンクリート	セメント　砂と凝原體との和　(同上)　一　二　九
假構材料組立		木材、鐵材等にして歪を生せざるものとす。コンクリートとの接觸面は平滑に爲し、接手は漏水なからしめ、棧同押等必要なる間隔に取付け設計圖面及示定に依り寸法を正確に爲し、要所には鐵物及支柱等を使用し、各種荷重及作業等に耐ふる構造と爲すを要す
		梁枠は側板其他を容易に取外し得る構造となし且つ枠全體は堅實なる敷盤上に組立つるを要す
除去		市街地建築物法施行規則第九十三條及左記の標準に依る。但し現場の狀況又は天候に依り之を斟酌す。
雜		基　礎　二　日　後
		版、壁體及柱類　十五日後
		壁梁及小梁　二十日後
		階段及大梁　廿五日後
練方	機械練	適當なる混和機を使用し、原料全部を投入したる後、示定量の水を注加し、十回以上回轉し混和す。
	手練	練臺を使用し、セメントと砂を均質に混和したる後、凝原體及水を加へ三回以上切返し混和す
打方		假構内は充分に掃除を爲し、且つ潤したる後、徐々に打込み、突き固むるを要す。
	柱及壁	流し樋を使用する場合には、一旦容器に受入れたる後打込むものとす。
		示定に依り一回打込の高を定め、氣泡滯水等なき樣充分突き固め各回打終り面はノロを除去し、水平に均すを要す
		梁及版
コンクリート使用時限		梁版と連續する場合に在りては、梁下端より版上端迄全厚を一回に打込むものとす。
		梁及版共打繼の位置は示定に依る。
保護	寒暑	練合後一時間以内とす。
		氣温攝氏四度以下なるか又は以下に降下するの虞あるときは、特殊の保温方法を講ずるに非ざれば施行せざるものとす。
		炎熱に曝されたる凝原體は、混和前なるべく冷却せしむるものとす。
		打終り後降雨及寒暑に備ふるため、適當なる保護法を施し、且つ五日以内は主要構造部に甚だしき震動を與へざるを要す。

鐵筋工事仕樣書

(大正十四年四月二十二日標準仕樣調査委員會決定案)

(農商務省工業品規格調査委員會に於て不日發表せらるべき鐵材規格に依る)

加工	曲方
	圓ひ
	異形
組立	結合
	取付
	足場棧橋
	建登足橋
	棧橋
	特殊足場
雜	移動防止
	有害物除去

假設工事（四案）（大正十四年十一月二十五日標準仕樣調查委員會決定案）

工期及周圍の狀態を考慮し、適當なる材料を以て、……の位置に設くるものとす。

材質、寸法、形狀及構造は工事の種類規模、工期等に應じ、所要の位置に正確堅牢に設け、時々檢査を行ひ、歪を修正し垂直、水平の規準を明瞭に標示するものとす。

工事の種類、規模、工期等に應じ材料及方法を選擇し、堅牢に施工及監督に便なる樣設置し、常に維持保存に注意するものとす。

建地、布、肘木、筋違、控、切立等は適當なる強度を有する細長丸太又は角材を用ひ、歩板、棚板等は相當の厚さのものを用ひ、素繩、棕梠繩、亞鉛引鐵線、釘、鎹ボールト等を以て緊結し組立つるものとす。

○○箇所に前項に準じ設置するものとす。

組立張出、釣、移動足場等の特殊足場は當事者間に於て協議の上、適當なる

上家	
下小家	
材料置場	
事務所	
便所	
養生	
危害防止	
防火設備	
排水	
給水	
電氣	
機械器具類	
材料	壓延鋼品
	鍛鋼品
	鑄鋼品
	試驗法
工作	切斷面
	罫線

ものを使用する事とす。

材料及構造は足場棧橋の項に準じ、特に風雪等の外力を考慮構成し、屋根は亞鉛引波形鐵板其他の不燃質材料を以て覆葺するものとす。

諸職の必要に應じ建設し、火氣を使用する場所には特別なる設備を施すものとす。

材料の種類、用途、數量等に依り適當なる貯藏所を設くるものとす。

現場係員事務所○造○階建延○平方メートル……等を適當なる位置に建設するものとす。

大便所○個、○棟、小便所○個、○棟を適當の位置に配置建設し、常に衞生上の注意を爲すものとす。

工事中毀損又は汚染の虞ある箇所には適當なる養生を施すものとす。

作業場の內外を問はず、從業者其他に危害を及さゞる爲、適當なる設備を爲すものとす。

適當の位置に消防器具を配備し、其附近は不時の際支障なき樣常に整頓し置くものとす。

構內に適當なる排水設備を設くるものとす。

必要なる場所に設備するものとす。

動力、電燈、電熱等の電氣設備は電氣事業法、同施行規則、電氣工作物規程及供給會社の規程に依るものとす。

左記機械、器具を備へ、常に手入れを爲し、故障危險等なからしむるものとす。

一、……

一、……

其他工事上必要なるもの。

鐵骨工事仕樣書（大正十五年七月十三日標準仕樣調查委員會決定案）

日本標準規格第○號に依る

同上第九號に依る

同上第一○號に依る

日本標準規格に依る但し原鋼塊の分別明かならざる鋼品は斷面の形狀大さの異なる每に試驗片を採取するものとす

各材の切斷面は特殊のものを除き、軸線に直角ならしむるものとす。

圖面○○○○○により各部工作圖又は

曲方鋲

現寸圖を引き、型板及定期を作り、鋲孔其他の必要なる位置を定むるものとす。

曲方を要する鋼材は強度上滅損なき程度に當該部分を熱するか、又は機械に依り。型板に合せ加工するものとす。日本標準規格第〇號に依る。其大さは圖面其他に明示なき場合には左記の通りとす。

一、〇〇　徑〇〇粍
一、〇〇　徑〇〇粍
一、、、、、、、、

鋲孔

大さは日本標準規格第〇號に依る、位置を正確にし、材料を組合せたる場合之れを全く一致せしむべきものとす材片厚一〇粍以上のものは採明けとし孔の周邊に生じたる捲れは取除くべきものとす。但し打拔機械を使用するときは厚二〇粍迄打拔を爲す事を得。鋲の赤熱狀態に於てなし燒過又は冷却せるものは使用せざるものとす。接合材の鋲孔に喰違ひある場合之を一致せしむるには「リーマー」に依り、整孔鐵栓を使用せざるものとす。鋲綴は總て機械打とす。但し現場に於ては止むを得ざる場合に限り手打と爲すことを得。鋲綴不完全なるものは綴直すべきものとす。

鋲綴

日本標準規格第〇號に依る。鋲に代用するものは其緩み一粍以下とし所要鋲の強さに相當するものとす。孔は總て揉明けとす。

組立

ボールト及孔

熔接

鋼材は如何なる部分と雖も之れを鍛接せざるものとす。電氣熔接及瓦斯熔接は強度に支障なき限り合議の上施工することあるものとす。

柱底結合

柱底と基礎との間はセメント一、川砂二のモルタルにて些の空隙を生ぜざる樣填充し、正確なる位置に建築するものとす。

圖面に示さざる箇所は〇〇〇〇標準繼手又は此の結合に必要なる鋲綴を爲すものとす。工作上止むを得ざる箇所はボールトを代用することを得。鋲綴すべき鋼材の接合面は總て錆及汚れ等を除去したる後結合するものとす。但し露出する部分に對しては必要に應じ錆止めを施すものとす。

構材組立

柱の建方に伴ひ横架材を架渡しボールトを以て假組立を爲し歪直しの上鋲綴するものとす。

防錆

鋼材は錆、汚れ等を除去し、左記により被覆塗料を施すものとす。

一、コンクリートにて被覆せらるゝもの　〇〇〇〇
一、コンクリートにて被覆せられざるもの　〇〇〇〇
一、〇〇〇　〇〇〇〇

抗打工事

（大正十五年九月二十一日標準仕樣調査委員會決定案）

材料

木杭

〇〇〇九太、長〇〇米、末口〇〇糎以上の直材を皮剝ぎ、節削りの上、先を尖したるものとす。

コンクリート杭

長〇〇米、徑〇〇糎、左記方法にて構成し、材齡〇〇日以上を經たるものとす。

其構成材料はコンクリート工事及鐵筋工事仕樣に準ず。

其構成方法は……

鋼製シートパイル

〇〇〇〇鋼製シートパイル長〇〇米巾〇〇糎、一米の重量〇〇斤とす。

木製シートパイル

〇〇〇材、長〇〇米、巾〇〇糎、厚〇〇糎にて節〇等以上の材料を使用し、先を尖らしたるものとす。

コンクリートシートパイル

長〇〇米、巾〇〇糎、厚〇〇糎、左記方法にて構成し、材齡〇〇日以上を經たるものとす。

其構成材料はコンクリート工事及鐵筋工事仕樣に準ず。

其構成方法は……

杭頭を鐵輪嵌めとなすか、其の他の方法により破碎を防ぎ、重量〇〇斤以上の錘を以て墜錘打に依り打込みを爲し市街地建築物法施行規則第百〇六條の規定により一本に對し、荷重〇〇斤以上を支持するを要するものとし、不要部分ある時は其切取をなすことあるべし。

但し、支持荷重の大小に依り設計變更することあるべし。

打込

墜錘打

動力に依る打込機械を使用し、杭頭の破碎を防ぐべき適當なる設備を爲し打込み、其機械特有の公式により算出し、一本に對する荷重〇〇斤以上を支持するを要するものとし、不用部分あるときは其切取をなすことあるべし。但し支持荷重の大小に依り設計變更す

機械打

荷重試験

ることあるべし。

市街地建築物法施行規則第百〇六條の公式を適用し得ざる杭打機械を使用したる場合は杭總數中〇本、打込の日後實施するものにして、荷重材の動搖又は不平均を來さざる適當なる設備を爲し、沈下の有無並其狀況を精査記錄し荷重積載の順次並に放置時間は〇耐毎に〇〇〇時間とし、實施積載荷重〇〇〇耐に至り止め、爾後〇〇〇時間放置し、試驗を終るものとす。

本試驗に於て、沈下〇〇粍以上なるときは增杭其他の方法を實施することあるべし、其費用は請負者の負擔とす。

土工事（大正十五年十二月十四日標準仕様調査委員會決定案）

敷地整理

敷地内にありて處分を要するものは左記の通とす。

一、
一、
一、
一、
一、其他工事に支障を生ずるもの。

本建築物の地盤面は

地盤面

根切土

掘鑿機械

山留

水替

盛土

割栗石又は玉石張

空搗

砂地形均しコンクリート

埋戻

地均

より〇〇糎なりとす。

所要の幅及深さに掘り、土砂其他の處分は左記の通とす。

左記機械を使用すべきものとす。

土砂の崩壞を防ぐ爲適當なる傾斜を附すか、又は山留柵を設くるものとす。

隣接工作物其他に對する危害防止の方法は左記に依るものとす。

工事に支障を及ぼす湧水及溜水は適當なる設備に依り水替を爲すものとす。

在來地面を清掃し、〇〇〇〇〇〇〇〇を厳り充分搗固むるものとす。

材料は硬質のものを用ひ柾立に張り、目潰砂利を塡充し、左記方法に依り固むるものとす。

左記方法に依り固むるものとす。

「コンクリート」工事仕様に準じ〇〇〇上に均し「コンクリート」打を爲すものとす。

基礎及擁壁工事等完了後埋戻土には〇〇〇〇〇〇〇〇を用ひ〇〇〇〇〇〇以て搗固めつゝ埋戻しを爲すものとす。

山留柵其他に使用したる「シートパイル」は左記方法に依り處理するものとす。

工事完了後既定地盤面に據り敷均を爲すものとす。

煖房、給汽、給湯、瓦斯給水、排水及屋内消火栓 裝置工事標準使用書

本仕様書は滿鐵建築課の起案にかゝる標準仕様書案にして、大正十二年度同課制定にかゝる煖房、給汽及濕水供給裝置工事標準仕様書に加筆改正を加へ、新に瓦斯、給水、排水及屋内消火栓裝置に關するものを追加せるものにして、本年二月より昭和二年度中假に實施し究議修正の上會社一般標準仕様書に追加するか然らざれば適宜の方法にて正式公布實施せらるべきもの也。

昭和元年十二月

滿鐵建築課　川井廣胖

第一章　工事仕様書型式

某地何々煖房、給汽、給湯、瓦斯、給水、排水及消火栓、裝置工事仕様書

一、工事種別　イ、煖房裝置一式　(1)汽罐裝置一式　(2)放熱器裝置一式　(3)配管裝置一式　ロ、給汽裝置一式　ハ、給湯裝置一式　ニ、瓦斯裝置一式　ホ、給水裝置一式　ヘ、排水裝置一式　ト、屋内消火栓裝置一式

二、建物概要　構造、棟數、延秤

三、設計大要　イ、煖房裝置　(1)型式　(2)汽罐溫水罐ノ型式、能力及臺數　(3)放熱器ノ型式、放熱面積及設置箇所數　ロ、給汽裝置　(1)型式　(2)汽罐ノ型式容量及臺數　(3)給汽箇所　汽槽(口徑幾粍)幾箇所、土リ湯(口徑幾粍)幾箇所、クイツクヒーター(口徑幾粍)幾箇所、計　幾箇所　ハ、給湯裝置　(1)型式、(2)溫水罐、汽罐、加熱器ノ型式容量及臺數、(3)給湯箇所　手洗器(口徑幾粍)幾箇所、一口コック(口徑幾粍)幾箇所、四口コック(口徑幾粍)幾箇所、計　幾箇所　ニ、瓦斯裝置　瓦斯口數　吊下燈(口徑幾粍)幾箇所、壁附燈(口徑幾粍)幾箇所、一口コック(口徑幾粍)幾箇所、二口コック(口徑幾粍)幾箇所、計　幾箇所　ホ、給水裝置　給水箇所　大便器シスタン(口徑幾粍)幾箇所、小便器(口徑幾粍)幾箇所、其他給水栓(口徑幾粍)幾箇所、手洗器(口徑幾粍)幾箇所、排水裝置　(1)雨水排水箇所　ルーフドレーン(口徑幾粍)幾箇所、雨樋受(口徑幾粍)幾箇所、(2)汚水排水箇所　大便器　幾箇所、小便器　幾箇所、手洗器　幾箇所、床トラップ(口徑幾粍)幾箇所　計　幾箇所　(3)特殊排水箇所　氷室(口徑幾粍)幾箇所、冷藏室(口徑幾粍)幾箇所、消毒器(口徑幾粍)幾箇所、計　幾箇所　(4)溜桝　徑幾種　幾箇所、計　幾箇所　ト、屋内消火栓裝置　屋内消火栓　幾箇所、サイヤメースコンネクション　幾箇所

四、添附圖面　煖房裝置圖　幾枚、同上ピット圖　幾枚、給汽裝置圖　幾枚、給湯裝置圖　幾枚、瓦斯裝置圖　幾枚、給水裝置圖　幾枚　排水裝置圖　幾枚、屋内消火栓裝置圖　幾枚　計　幾枚

五、竣工期間　大正　年　月　日　或ハ建物竣工後　日（但シ建物竣工期限ハ大正　年　月　日）

契約後　日　著手後　日

六、本工事ハ總テ本仕様書及圖面ニ據ルハ勿論該地ニ於ケル關係法規會社請負規則工事標準仕様書及ビ大正　年　月會社建築課ニテ制定ノ一セル煖房、給汽、給湯、瓦斯、給水、排水及屋内消火栓裝置工事標準仕様書ニ據リ遺漏ナク施工スベシ。

七、特記事項

八、社給品　品名　品質形狀寸法　數量

第二章　定議及範圍

一、煖房裝置　煖房裝置トハ次ノ形式ノ一ツ或ハ一ツ以上ニ據ル採煖ノ設備ヲ謂フ。

イ、重力式低壓蒸汽煖房裝置　ロ、眞空式蒸汽煖房裝置　ハ、半重力式蒸汽煖房裝置　ニ、溫水煖房裝置

二、重力式低壓蒸汽煖房裝置　重力式低壓

蒸汽煖房裝置トハ低壓汽罐ヨリ發生スル壓力毎平方糎〇、二八瓩未滿ノ蒸汽ヲ蒸汽主枝管ヲ通ジテ各放熱器ニ給汽シ凝結水ヲ再ビ汽罐ニ回歸セシムル裝置ヲ謂フ但シ蒸汽管ト回歸管トヲ兼用セシムルコトアリ。

三、眞空式蒸汽煖房裝置　眞空式蒸汽煖房裝置トハ汽罐ニテ發生スル壓力平方糎〇、二八瓩未滿ノ蒸汽ヲ蒸汽主枝管ヲ通ジテ各放熱器ニ給汽シ凝結水ハ回歸主枝管ヲ經テ卑筒ニ依リ汽罐或ハ給水槽ニ回歸セシムルモノニシテ、放熱器中ノ空氣ヲ別ニ配管セル空氣主枝管或ハ前記回歸主枝管ヲ通ジテ眞空ポンプニテ排除スル裝置ヲ謂フ、高壓蒸汽罐ニテ發生スル壓力毎平方糎〇、二八瓩以上ノ高壓蒸汽ヲ使用スル場合ハ放熱器ニ至ル前ニ一回以上減壓弁ヲ通ジテ低壓ニ變ジ給汽スルモノトス。

四、半重力式蒸汽煖房裝置　半重力式蒸汽煖房裝置トハ回歸管系ノ中途迄ハ全ク重力式ニテ凝結水ヲ流下セシメ之ヲ回歸水卑筒ニテ汽罐又ハ給水槽等ニ回歸セシメル裝置ヲ謂フ、高壓蒸汽ヲ使用スル時ニ減壓弁ヲ用フルコト全ク眞空式ノ時ト異ナラズ。

五、温水煖房裝置　温水煖房裝置トハ温水罐ニテ熱媒タル水ヲ加熱シ之ヲ放熱器トノ間ニ

一條又ハ二條ノ配管ヲ通ジ重力式或ハ卑筒ニ依リテ循環セシムル裝置ヲ謂フ。

六、汽罐裝置　汽罐裝置トハ汽罐、温水罐、給水槽膨脹水槽及ビ之ニ附隨シテ必要ナル諸設備及汽罐室内ノ配管ヲ謂フ。給汽或ハ給湯裝置用ノ汽罐、温水槽等モ汽罐室内ニ併置セラルル時ハ汽罐裝置中ニ加フルモノトス。

七、放熱器裝置　放熱器裝置トハ各種放熱器放熱器弁放熱器トラップ、エヤーバルブ、ユニオンエルボウ、シールド、放濕器其他放熱器取附ニ要スルモノヲ謂フ。

八、配管裝置　配管裝置トハ汽罐裝置ト放熱器裝置トヲ連結スル配管及之ニ關聯シテ必要ナル諸設備ヲ謂フ、回歸水ポンプニシテ汽罐室以外ニ在ル時ニハ配管裝置ニ包含セシム。

九、給汽裝置　給汽裝置トハ上水道或ハ私設源ヨリ建物内ニ給水スルニ要スル配管其他ノ設備ニシテ本道水ヲ用フル時ニハ施工範圍ハ量水器ヲ經タル後一米ノ點ヨリ給水栓ニ至ル迄ノ給水設備即チ流水裝置トス、但シ衛生器具附屬ノ給水栓ハ排水裝置ニ含ムモノトス。

一三、排水裝置　排水裝置トハ雨水又ハ各種衛生器具及之等ヨリ出ル汚水或ハ排水ヲ下水道ニ導ク排水管及之ニ附隨シテ必要ナル諸設備ニシテ施工範圍ハ第一溜桝ヨリ

一〇、給湯裝置　給湯裝置トハ汽罐裝置ヨリ温水ノ供給ヲ受ケ或ハ給汽裝置ヨリ高低壓蒸汽ノ供給ヲ受ケテ水ヲ加熱シ採暖以外ノ目的ノ爲ニ之ヲ各所ニ配給スルニ要スル諸設備ヲ謂ヒ次ノ如ク分類ス。

イ、中央{重力{卑筒／循環式{直接加熱／間接加熱}}}給湯裝置

（註）直接加熱トハ温水罐ニテ直接水ヲ熱スルモノニシテ間接加熱トハ蒸汽罐ニテ發生スル蒸汽ニテ水ヲ熱スルモノヲ謂フ。

ロ、局所{タンク式{クイックヒーター式}}給湯裝置

一一、瓦斯裝置　瓦斯裝置トハ市街瓦斯主管ヨリ供給セラル、瓦斯ヲ建物内ノ所要箇所ニ導ク爲メノ配管其他ノ設備ニシテ施工範圍ハ瓦斯計量器直後ヨリ瓦斯ノ出口迄トス。

一二、給水裝置　給水裝置トハ上水道或ハ私設源ヨリ建物内ニ給水スルニ要スル配管其他ノ設備ニシテ本道水ヲ用フル時ニハ施工範圍ハ量水器ヲ經タル後一米ノ點ヨリ給水栓ニ至ル迄ノ給水設備即チ流水裝置トス、但シ衛生器具附屬ノ給水栓ハ排水裝置ニ含ムモノトス。

一三、排水裝置　排水裝置トハ雨水又ハ各種衛生器具及之等ヨリ出ル汚水或ハ排水ヲ下水道ニ導ク排水管及之ニ附隨シテ必要ナル諸設備ニシテ施工範圍ハ第一溜桝ヨリ

ヲ設ケザル時ハ建物外壁外面ヨリ外方へ一米ノ點迄トス。

一四、屋内消火栓裝置　屋内消火栓裝置トハ建物内ノ屋内消火栓ト之ニ對スル配管及諸設備ニシテ建物外壁外面ヨリ外方へ一米ノ點迄或ハ特ニ指定スル點迄トス。

第三章　汽罐裝置工事

一、汽罐ノ据附　汽罐ハ設計圖指示ノ種類及能力ノモノニシテ指定ノ位置ニ煉瓦若クハコンクリートニテ完全ナル基礎ヲ築造シ其上ニ製造者ノ指定スル方法ニテ組立テ据付ケ壓力計サイホンパイプ及ユニオンコック共安全弁又ハセーフチーチャンバー、水位計（硝子管共）檢水コック、主要阻止弁、ダンパー、自働調整器、排水コック等總テ精良ナル附屬品ヲ選ビ適當ニ取附ケ之ニ焚火道具一切ヲ完備セシムルモノトス。

二、温水罐ノ据付　温水罐ハ汽罐ニ倣ヒテ据付クベシ但シ安全弁セーフチーチャンバー、水位計、檢水コックハ用ヒズ、水頭計（ユニオンコック共）及温度計ヲ取附クルモノトス。

三、水壓試驗　汽罐及温罐水ハ組立後水壓試驗ヲ施行シ監督員ノ檢査ヲ受クベシ、水壓試驗ニハ破損ノ懼レアル各種附屬品ヲ取除ニ其取附口ニハ「盲」ヲ施シ最頂ノ開口ヨリ空氣ヲ

抜キツツ徐々ニ水ヲ滿シテ後水壓ポンプニテ壓力ヲ加ヘ所定ノ壓力ニ達シタル後ニ十分間保持シ漏水其他ノ缺點ナキモノヲ以テ合格ト認ム、但シ試驗壓力ハ次ノ標準ニヨルモノトス。イ、温水罐又ハ低壓汽罐、常用壓力毎平方糎七瓩以下ノ時ニハ其ノ二倍ノ壓力常用壓力毎平方糎七瓩ヲ超過スル時ニハ其ノ一、五倍ニ三、五瓩ヲ加ヘタル壓力。

四、基礎コンクリート　汽罐、温水罐、水槽等ノ基礎コンクリートハセメント一砂三碎石六ノ配合トス。

五、モルタル塗　モルタル塗ニ使用スルモルタルハセメント一、砂二ノ配合トス。

六、セクショナル型罐　セクショナル型罐ヲ施工スル時ニセクション接合部ニ注意シテセクション接合部ニ鉄筋苅クモ窒氣ノ流入或ハ燃燒瓦斯ノ如キコトナカラシムベシ。

七、内焚汽罐或ハ温水罐ノ下部基礎トノ接觸部　内焚汽罐或ハ温水罐ノ下部基礎トノ接觸部ハ空氣ノ流通セザル樣必ズ密着セシメ尚灰出作業ヲ容易ナラシムル如キ構造ニ基礎ヲ造ルモノトス。

八、煉瓦積煙道　煉瓦積煙道ハ内部半枚ヲ耐火煉瓦、外部ヲ燒過一等赤煉瓦ニテ汽罐煉瓦積ニ倣ヒ施工スベク汽罐ニ依リ夫々連結口ヲ設ケ又適宜ノ位置ニ鐵板扉及枠付掃除口ヲ設クルモノトス。

九、鐵板製煙道　鐵板製煙道ハ厚サ一、五粍以上ノ鐵板ニテ汽罐ニ適合スル樣指定ノ寸法ニ鉄留堅固ニ製作シ煉瓦積煙道及汽罐トノ接合部ハ完全ニ密着セシメ漏煙漏氣ナキ樣施工スベシ。

一〇、鐵板製煙道及煙突ノ防火設備及雨仕舞　鐵板製煙道或ハ煙突ガ屋根、梁等ノ木部ニ接近スル時ニハ防火設備ヲ施シ屋根ヲ貫通スル時ニハ防火設備及雨仕舞ヲ施工スベシ。

一一、高壓汽罐用給水槽　高壓汽罐用給水槽ハ一、五粍厚以上ノ鐵板ヲ指定ノ寸法ニ鉄綴シテ製作シ鐵板製蓋ヲ付ス、圖示ノ位置ニモルタル塗煉瓦臺ヲ築造シテ其上ニ据付ケ次ノ如ク諸管ヲ連結スベシ。イ、給水口ハ側板上部ニ設ケフロデングバルブ及止水栓或ハ單ニ止水栓ヲ經テ給水管ヲ連結スベク給水口ヲ設ケザルモノニアリテハ給水栓ヲ水槽ニ臨マシムベシ。ロ、出水口ハ側板ノ底板近クニ設ケ給水喞筒又ハインゼイターノ吸水管ニ連結スベシ。

ハ、排水口ハ底板ニ設ケ排水コックヲ經テ床排水又ハ適當ノ箇所ニ導クベシ。ニ、溢水口ハ側板上部ニ設ケ排水管ニ連結スベシ。

一二、低壓汽罐用給水槽　低壓汽罐用給水槽ハ一、五粍以上ノ鐵板ニテ鋲綴セル鐵板製蓋附水槽トシ適當ナル支持金物ヲ以テ汽罐水面ヨリ槽底迄二米以上ノ高サニ堅固ニ取附クルモノトシ下記ノ如ク諸管ヲ連結スベシ。

(一)重力式ノ時　イ、給水口ハ側板上部ニ設ケフローチングバルブ及止水栓ヲ給水管ニ連結スベシ。ロ、出水口ハ側板底部ニ設ケバルブヲ經テ汽罐ノ回歸側ニ連結スベシ。ハ、排水口ハ底板ニ設ケ排水コックヲ經テ床排水又ハ適當ノ箇所ニ導クベシ。ニ、溢水口ハ側板上部ニ設ケ排水管ニ連結スベシ。

(二)眞空式或ハ半重力式ノ時　イ、給水口ハ側板上部ニ設ケフローチングバルブヲ用ヒズ單ニ止水栓ヲ經テ給水管ニ連結スベシ。ロ、回歸水入口ハ側板上部ニ設ケ回歸水ポンプ或ハ眞空ポンプノ吐水管ニ連結スベシ。ハ、出水口ハ側板底部ニ設ケバルブヲ經テ汽罐滿水部ニ連結スベシ。ニ、排水口ハ底板ニ設ケ排水コックヲ經テ床排水又ハ適當ノ箇所ニ導クベシ。ホ、溢水口ニハ側板上部ニ設ケ排水管ニ連結スベシ。

一三、空氣分離作用ヲナス給水槽　眞空式或ハ半重力式蒸汽煖房裝置ニ於テ空氣ノ分離作用ヲナス給水槽ハ密閉式水槽トシ蓋ニ空氣口ヲ設ケ空氣管ニヨリ屋外適當ノ位置ニ排氣セシムベシ。

一四、膨脹水槽　膨脹水槽ハ其包藏スル水ノ冷温ニヨリ膨脹温水槽膨脹冷水槽トニ區分スルコトヲ得、熟レモ鐵板ニテ製作シ前者ハ空氣管付密閉槽トシ後者ハ鐵板製蓋附開放槽トシ總テ支持金物ニ依リ温水煖房裝置或位置ニ堅固ニ取附クベク其容量ハ全裝置容水量ノ1/20以上トス。

一五、フローチングバルブボックス　フローチングバルブボックスハ温水煖房裝置或ハ給湯裝置ニ於テ給水槽或ハ膨脹水槽ヲ包藏シ其中ニ直接フローチングバルブヲ容ルルコト能ハザル時自働給水ヲナスガ爲ニ使用スルモノニシテ鐵板製蓋附厚一、五粍以上ノ鐵板製長方形水槽トシ作用完全ナルフローチングバルブヲ附屬セシムベク其取附ハ支持金物ニ依リ堅固ニナシ給水管及給水箇所ト完全ニ連結スベシ。

一六、ウオシングトンポンプ　ウオシングトンポンプハウオシングトン會社製若クハ之ト同等以上ノ完全ナルモノニシテ參考圖ニ依リ据付ケ配管遺漏ナク施工スベシ。

一七、眞空調節器、眞空計、ストレーナー　眞空喞筒或ハ吸水側ヲ大氣ニ開放セザル回歸水ポンプニハ適當ナル位置ニ眞空調節器、眞空計、ストレーナヲ設備スベシ。

一八、電動回歸水喞筒　回歸水汲ミ上ゲノタメ電動喞筒ヲ使用スル時ニハ自動運轉裝置ヲ附スベシ。

一九、配電盤　喞筒其他ノ動力トシテ電動機ヲ使用スル時ニハ配電盤ノ設備ヲナシ表示燈主幹開閉器、電流計等ノ附屬品ヲ具備セシムベシ。

二〇、各種排水管　汽罐ノブローオフパイプ等ハ下水若クハビルヂ溜ニ導クベク如何ナル場合モ下水管系ニ壓力ヲ加フル如キ直結ヲナスベカラズ。

二一、汽動喞筒ノ排汽　汽動喞筒ノ排氣ヲ低壓煖房裝置ニ補給スル時ニハ完全ナル油分離器ヲ通ジ油ノ分離ヲナスベシ屋外ニ放出スル排汽管ト切換ヘ得ル樣施工スベシ。

第四章　汽罐煉瓦積工事

一、汽罐ノ煉瓦積　外焚式汽罐ニアリテハ組立後正規ノ水壓試驗ヲナシ監督員ガ完全ナリト認メタル後煉瓦積ヲナスベシ。

二、赤煉瓦　赤煉瓦ハ缺損鰹裂歪ミ等少ナキ燒過一等品ヲ用フベシ。

三、耐火煉瓦　耐火煉瓦ハ缺損、鰹裂、歪ミ等少ナキモノニシテ耐火度ゼーゲルコーン三三度以上ノ優良品ヲ用フベシ。

四、赤煉瓦積用モルタル　赤煉瓦積用モルタルハ通稱灰トロト呼バルルモノヲ用フベクセシムベシ。

其配合ハセメント一、石灰二、砂六乃至八トシ硅藻土ヲ含マシムルモ可ナリ熱ノ影響ヲ受ケザル部分ノ煉瓦積モルタル及化粧目地モルタルハセメント一、石灰一、砂二ノ配合トス。

五、耐火煉瓦積用モルタル　耐火煉瓦積用モルタルハ石灰一、耐火粘土四、耐火煉瓦粉六ノ配合トシ孰レモ毎平方糎ニ付二三八箇ノ網目ヲ有スル篩ヲ通ジタルモノタルベシ。

六、耐火煉瓦積　爐内火氣ニ觸ルル部分ハ耐火煉瓦〇、五枚乃至一枚厚トシアーチ又ハ火格子ノ部分ハ一枚厚以上トス。

七、耐火煉瓦積ノ目地　耐火煉瓦積ノ各目地ハ出來ル丈少ナカラシムベシ、特ニアーチ煉瓦ニ於テハ特製ノ或ハ豫メ煉瓦拵ヘヲナセル扇形ノモノヲ用ヒ各々目地ナキ迄ニ摺合セ積込ムベシ。

八、壁積　側壁ハイギリス積トシ爐ニ面セル厚サ一枚ノ耐火煉瓦壁(丙〇、五枚丈赤煉瓦ト交錯ス)ト厚サ一枚又ハ一、五枚ノ全赤煉瓦壁トノ二ツノ部分ヨリ成リ兩壁ノ間ニ二〇粍ノ間隙ヲ置ク、コノ間隙ハ有孔ノ保溫劑ヲ充塡スルカ或ハ空虛ノ儘トスベシ、且ツ兩壁ヲ連結スル爲ニ縱三段目ニ長手二枚目毎ニ一箇ノ控煉瓦ヲ配置スベシ。

九、煉瓦積ノ注意　赤煉瓦ハ積込ノ際水ニ浸シテ用フベク耐火煉瓦ハ乾燥ノママ用フベシ

第五章　放熱器裝置工事

一、放熱器　放熱器ハ鑄巢鑄掟偏肉等ナキ肌密ニシテ肌砂完全ニ除去セル外觀ヨキモノヲ用フベシ。

二、ニツプル　放熱器ニツプルハ可鍛鑄物製トシ夫々ノ放熱器ニ應ジ完全ニ捻子切リセルモノタルベシ。

三、プラツグ及ブツシング　プラツク及ブツシングハ鑄鐵或ハ可鍛鑄物製トシ放熱器ニ應ジ完全ニ捻子切リセルモノタルベク出口用ノブツシングハ偏心ノモノヲ用フベシ。

四、ガスケツト　放熱器組合セノ際各セクションノ間ニ用フルガスケツトハ厚サ〇、四粍ノ油紙ニ黒鉛ヲ塗布シタルモノトス。

五、水壓試驗　放熱器ハ夫々設計圖指定ノ放熱面積ニ細ミ合セタル後監督員立會ノ上毎平方糎二瓩ノ水壓試驗ヲ行ヒ各部共漏水ナキモノタルベシ。

六、放熱器取附　放熱器ハ壁面ヨリ五〇乃至六五粍ノ間隙ヲ保ツ樣取附クルモノトス。

七、ウオールブラケツトノ數　放熱器ヲ側壁ニ懸垂スル場合ガ取附ニ要スルウオールブラケツトノ數量ハ次ノ如シ。

イ、柱型放熱器ノ場合

放熱器ノ數	ウオールブラケツト數
一箇以下	二箇
一〇箇以上一五以下	三箇
一六箇以上一九以下	四箇
二二箇以上	五箇以上

ロ、ギルト型放熱器ノ場合

放熱器ノ數	ウオールブラケツト數
一箇	二箇
二箇以上六箇以下	三箇
七箇以上	五箇以上

ハ、ウオール型放熱器(一重)ノ場合

放熱器ノ數	ウオールブラケツト數
一四箇以下	二箇
一五箇以上二四箇以下	三箇
二五箇以上	四箇以上

八、ブラケット埋込　ウォールブラケットハ壁塗トラ煉瓦壁ニ埋込ムニハ十分煉瓦ニ水ヲ含マセブラケットヲ正シク支持シッツ配合一、三ノセメントモルタルヲ隅々迄完全ニ搗キ込ムベシ。

九、取附順序　ウォールブラケットハ壁塗前ニ施工シ仕上塗前ニ放熱器ノ假取附ヲナシ各種管系ノ連結ヲ定ムベク仕上塗ノ際ハ再ビ放熱器ヲ取外シ壁塗後放熱器ノペンキ塗ヲナシテ本取附ヲナスモノトス。

一〇、放熱器及放熱器トラップ　蒸汽煖房裝置用ノ放熱器ニハ各組毎ニ放熱器弁（砲金製ニツケル鍍金、ハンドル及ユニオン附）及ビ放熱器トラップ（砲金製ニツケル鍍金、ユニオン附）ヲ取附クベク濕水煖房裝置用ノ放熱器ニハ入口ニユニオンエルボウ（砲金製ニツケル鍍金）ヲ附シ出口ニハ放熱器弁（砲金製ニツケル鍍金ハンドル及ユニオン附）ヲ取附クベシ、但シ蒸汽用放熱弁トシテハコンプレツション式或ハプラッグ式ノ弁ヲ用ヒ濕水用放熱器弁トシテハプラッグ式或ハゲート式弁ヲ用フベク、凍結ノ懼レアル部ノ濕水用放熱器弁ニハ閉止ノ時モ幾分濕水ノ循環スル樣小孔アルモノヲ使用スベシ。

一一、放濕盤或ハ放濕器　放濕盤ハ二八番以上ノ亞鉛引鐵板製トシ其箇所ニ應ジテ體裁ヨク有効ナル形ニ造リペンキ塗ヲ施セルモノタルベク、放濕器ハ眞鍮製ニツケル鍍金トシ調節ハンドル附タルベシ。

第六章　煖房配管裝置工事

一、煖房ノ配管　煖房裝置ノ配管ニハ瓦斯管ヲ使用スルモノトス。

二、蒸汽煖房配管ノ勾配　蒸汽管ハ管末ノ方向（下リ勾配）ニ、七五%以上ヲ附シ回歸管ハ汽罐ノ方向（下リ勾配）ニ、五%以上ヲ附スベシ、已ムヲ得ズ逆勾配ヲ用フル場合ハ放熱器ニ向ヒ供給法ナル場合ハ放熱器ニ向ヒ下向キ供給法ナル場合ハ放熱器ノ後ヨリ一廻リ大ナル管ヲ用フルモノトス。

三、温水煖房配管ノ勾配　温水煖房裝置ニハ膨脹セル時ニ其長サヲ短縮シテ配管ノ內力ヲ緩和スルニ適スル如キ取付トナスベクエキスパンションベンドハ參考圖ニ依リテ製作スベク徑六五粍以上ハ引抜銅管製トシ六五粍未滿ハ引抜銅管或ハ瓦斯管製トス。

一三、管系ノ固定點　エキスパンションベンド或ハエキスパンションジョイントノ機能範圍ノ兩端及ビ管ノ膨脹ヲ或方向ニ制限セザルベカラザル箇所ニハ頑丈ナル固定點ヲ設クベク枝管ノ分岐ハ可成固定點ノ附近ヨリナスベシ、已ムヲ得ズ管ガ膨脹ニヨリ移動スル部ヨリ分枝スル時ニハ特ニ其移動ノ爲ニ枝管ニ生ズル內力ヲ緩和スル腕部ヲ設クルモノトス主管ノ固定點ハクランプヲ以テスベク、クランプハ變形移動等ノ缺點ナキ頑丈ナルモノタルベシ。

一四、バルブ及コック　徑五〇粍以下ノバルブ及コックハスベテ砲金製トシ徑六五粍以上ノモノハ砲金製バルブ及シート附鑄鐵製タルヲ妨ゲズ低壓蒸汽及ビ温水煖房用バルブハ總テゲート式ノバルブトシ前記末滿ノ高壓蒸汽ニ對シテハコンプレツション式バルブヲ用フルモノトス、總テバルブ及コックハパラピン類ヲ塗抹スルコトナクシテ每平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セルモノタルベシ。

一五、クイツクベント　重力式煖房ニ在リテハ送汽主管末及汽罐附近回歸主管ニクイツクベントヲ取附クルモノトス。

一六、疊敷ト配管　疊敷ノ部ニハ配管ヲ貫通セシムルモノトス。

第七章　給汽裝置工事

一、蒸汽管及回歸管　給汽裝置ニ使用スル蒸汽及廻歸管ニハ瓦斯管ヲ使用スルモノトス

二、接手類　接手類ハ鑄鐵製或ハ可鍛鐵製ノ頑丈ナルモノヲ用フルモノタルベシ。

三、配管ノ勾配　送汽管ハ立上リノ外管末ニ向ッテ〇、五%以上ノ勾配ヲ附スベク回歸管ハ重力式ナル時ハ回歸水槽或ハ喞筒ニ向ッテ〇五%以上ノ勾配ヲ附シ壓送式ナル時ハ排水ニ便ナル方向ニ向ッテ傳カノ勾配ヲ付スベシ。

四、バルブ及コック　徑五〇粍以下ノバルブ及コックハスベテ砲金製トシ徑六五粍以上ノモノハ砲金製バルブ及シート附鑄鐵製タルヲ妨ゲズ、總テ每平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セル完全ナルモノニシテバルブハ全部コンプレツション式バルブトス。

五、サイレンサー　給汽裝置ニシテ直接水中ニ給汽スル時ニハ音響ヲ防グタメサイレンサーヲ取附クベシ、サイレンサーハニッケル鍍金砲金製バイパス調整裝置附トシ、水中或ハ水面近クニ取附ケサクションヌ及デクベリパイプ共槽ノ循環ヲ良好ナラシムル構造ドカスベシ。

六、送汽壓力　送汽壓力ハ每平方糎三瓩以下トス。

七、スチームトラップ　給汽管ヨリノ凝結水及使用後ノ凝結水ヲ放流セシムルカ或ハ回歸セシムルカニ關ラズ必ズ適當ノスチームトラップヲ使用スベシ、トラップヨリ出ル凝結水ヲ放流スルニハ適當ノ位置ニ導クベシ。

八、其他仕樣　本章ニ特記セザル事項ハ第六章煖房配管裝置工事仕樣ニ準ズ。

一方ノ側ヲ導キ修理及點檢ニ便ナラシムベシ

五、露出立上リ管　室內ニ露出スル立上リ管ハ壁面ヨリ二〇粍ノ間隙ヲ保タシメ途中接手ヲ避ケ體裁ヨク配管スベシ。

六、隱蔽立上リ管　立上リ管ヲ煉瓦壁中ニ敷設スル場合ハ參考圖ニヨリ豫メ設ケタル側壁渠內ニ成ル可ク接手ナキ樣配管シ所定ノ保溫ヲナシ支持金物ヲ以テ頑丈ニ支持シ水壓試驗ノ後煉瓦ヲ小場立トシテ積上ゲ壁塗リニ供フルモノトス。

七、スチームトラップ　蒸汽管末及蒸汽主管立上リ下部ニハ凝結水ノ停滯セザル樣スチームトラップヲ設備スベシ、スチームトラップハ使用汽壓ニ於テ機能正確ナルモノヲ用フベク其前後ニハ各ストップバルブヲ附ス、トラップノ入口側便直ノ位置ニ壓抜コックヲ出口側ニハ點檢用コックヲ取附クベシ。

八、異徑接手　配管中管徑ヲ變ズル際ニハ可成異徑接手ヲ使用シブッシングノ使用ヲ避クベシ。

九、ブッシング　已ムヲ得ズブッシングヲ使用スル時ニハ一回リ及ビ二回リ違ニハ練鐵或ハ可鍛鑄物製ヲ用ヒ夫以外ハ鑄鐵製ヲ用フルモノトス。

一〇、分枝及曲　蒸汽管ノ分枝ニ際シテハ凝結水ヲ停滯セズ管ノ膨脹移動ニ對シテ便ナル形ニ造リペンキ塗ヲ施セルモノヲ使用スベシ。

形トシ濕水管ノ分枝ニ際シテハ可成丁字形ヲ避ケテ濕水ノ分布ヲ完全ニナスベク總テ曲リハ可成摩擦少ナキ形トナスベシ。

一二、特種接手　煖房配管中特ニ重要ナル主管ノ分枝ニハ特種接手ヲ使用スベシ、特種接手ハ其管徑ニ應ジテ特ニ製作セル鑄鐵製Y或ハダブルY型接手ニシテ五〇粍未滿ハ雌ノ捻子接手トシ五〇粍以上ハフランヂ接手トス孰レモ每平方糎二〇瓩ノ水壓試驗ニ合格セルモノタルベシ。

一三、エキスパンションベンド及エキスパンションジョイント　エキスパンションジョイント或ハベンドハ配管ガ熱ニヨリ膨脹セル時ニ其長サヲ短縮シテ配管ノ內力ヲ緩和スルニ適スル如キ取付トナスベクエキスパンションベンドハ參考圖ニ依リテ製作スベク徑六五粍以上ハ引抜銅管製トシ六五粍未滿ハ引抜銅管或ハ瓦斯管製トス。

一四、バルブ及コック　徑五〇粍以下ノバルブ及コックハスベテ砲金製トシ徑六五粍以上ノモノハ砲金製バルブ及シート附鑄鐵製タルヲ妨ゲズ低壓蒸汽及ビ温水煖房用バルブハ總テゲート式ノバルブトシ前記末滿ノ高壓蒸汽ニ對シテハコンプレツション式バルブヲ用フルモノトス、總テバルブ及コックハパラピン類ヲ塗抹スルコトナクシテ每平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セルモノタルベシ。

一五、クイツクベント　重力式煖房ニ在リテハ送汽主管末及汽罐附近回歸主管ニクイツクベントヲ取附クルモノトス。

一六、疊敷ト配管　疊敷ノ部ニハ配管ヲ貫通セシムルモノトス。

第七章　給汽裝置工事

一、蒸汽管及回歸管　給汽裝置ニ使用スル蒸汽及廻歸管ニハ瓦斯管ヲ使用スルモノトス

二、接手類　接手類ハ鑄鐵製或ハ可鍛鐵製ノ頑丈ナルモノヲ用フルモノタルベシ。

三、配管ノ勾配　送汽管ハ立上リノ外管末ニ向ッテ〇、五%以上ノ勾配ヲ附スベク回歸管

第八章　給湯裝置工事

一、中央循環式　間接加熱温水槽、中央循環式間接加熱温水槽ハ横置圓筒形軟鋼板製密閉タンクニテ内部ニ加熱用蒸汽管ヲ裝置シ掃除及加修用ノ人孔、適當ニ保護セル温度計及ビ感度銳敏ナル自働温度調節裝置ヲ設備スベク接續ノタメ下記ノ開口ヲ設クルモノトス。

イ、温水出口　胴板上部ニ設ケ給湯主管連結ス。ロ、温水回歸口胴下板部ニ設ケ温水回歸主管ニ連結スベク管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムベシ。ハ、蒸氣入口　便宜ノ位置ニ設ケ内部加熱管ニ連結シ外部給汽管ニ連結スルモノトス。ニ、蒸氣出口　胴或ハ鏡板ノ下部ニ設ケ内部加熱管ニ連結シ外部「スチームトラップ」ヲ經テ給汽裝置ノ回歸管ニ連絡スルモノトス。ホ、給水口　胴ノ下部ニ設ケ逆止弁ヲ經テ給水管ニ連絡シ管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムルモノトス。ヘ、排水口　胴ノ最下部ニ設ケ排水コツクヲ經テ便宜ノ排水口ニ導クモノトス。

二、中央循環式直接加熱水槽　中央徑環式直接加熱温水槽ハ横置圓筒形軟鋼板製開放「タンク」ニシテ温水罐上部給湯管中ノ最高所ニ置クモノトシ其接續口二箇所、空氣管接續口及溢水口各一箇所ヲ設ケ水位計ヲ取付クベシ

三、局所タンク式温水槽　局所タンク式温水槽ハ蓋付開放槽トシ内部ニ銅管製「スチームコイル」ヲ有シ次ノ開口及附屬品ヲ有セシムベシ。イ、給水口　側板下部ニ設ケ自働給水ナル時ハ「ボールタップ」ニ人爲給水ナル時ハ給水管ニ連結スベシ。ロ、温水出口　側板下部ニ設ケ給湯管ニ連結スベシ。ハ、蒸氣入口　側板ニ設ケ給汽管ニ連結ス。ニ、蒸汽出口　側板下部或ハ底板ニ設ケ「スチームトラップ」ニ接續スベシ。ホ、排水口　排板ニ設ケ排水「コック」ヲ經テ溢水管ト合シ便宜ノ排水口ニ導クベシ。ヘ、溢水口　側板上部ニ設ケ排水管ニ接續スベシ、ト、水位計　硝子管共適宜ノ位置ニ取設クベシ

四、膨脹水槽　中央循環式給湯裝置ニハ最高部ニ膨脹水槽ヲ設クベク其仕樣ハ温水燒房裝置ニ做フベシ但シ、直接加熱ノ給湯裝置ニ在リテハ温水槽ト膨脹水槽トヲ兼用セシムルコトヲ得。

五、安全弁ト逆止弁　中央循環式給湯裝置ニテ「フローチングバルブ」ニ依ラズ水道ニ直結シ其壓力ニテ自働給水ヲナス時ニハ其接續口側板ニ設ケ給湯主管連結ス。ロ、温水回歸口胴下板部ニ設ケ温水回歸主管ニ連結スベク管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムルモノトス。ハ、蒸氣入口　便宜ノ位置ニ設ケ内部加熱管ニ連結シ外部給汽管ニ連絡スルモノトス。ホ、給水口　胴ノ下部ニ設ケ逆止弁ヲ經テ給水管ニ連絡シ管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムルモノトス。ヘ、排水口　胴ノ最下部ニ設ケ排水コツクヲ經テ便宜ノ排水口ニ導クモノトス。

二、由央循環式直接加熱水槽　中央徑環式直接加熱温水槽ハ横置圓筒形軟鋼板製開放「タンク」ニシテ温水罐上部給湯管中ノ最高所ニ置クモノトシ其接續口二箇所、空氣管接續口及溢水口各一箇所ヲ設ケ水位計ヲ取付クベシ

三、局所タンク式温水槽　局所タンク式温水槽ハ蓋付開放槽トシ内部ニ銅管製「スチームコイル」ヲ有シ次ノ開口及附屬品ヲ有セシムベシ。イ、給水口　側板下部ニ設ケ自働給水ナル時ハ「ボールタップ」ニ人爲給水ナル時ハ給水管ニ連結スベシ。ロ、温水出口　側板下部ニ設ケ給湯管ニ連結スベシ。ハ、蒸氣入口　側板ニ設ケ給汽管ニ連結ス。ニ、蒸汽出口　側板下部或ハ底板ニ設ケ「スチームトラップ」ニ接續スベシ。ホ、排水口　排板ニ設ケ排水「コック」ヲ經テ溢水管ト合シ便宜ノ排水口ニ導クベシ。ヘ、溢水口　側板上部ニ設ケ排水管ニ接續スベシ、ト、水位計　硝子管共適宜ノ位置ニ取設クベシ

四、膨脹水槽　中央循環式給湯裝置ニハ最高部ニ膨脹水槽ヲ設クベク其仕樣ハ温水燒房裝置ニ做フベシ但シ、直接加熱ノ給湯裝置ニ在リテハ温水槽ト膨脹水槽トヲ兼用セシムルコトヲ得。

五、安全弁ト逆止弁　中央循環式給湯裝置ニテ「フローチングバルブ」ニ依ラズ水道ニ直結シ其壓力ニテ自働給水ヲナス時ニハ其接續口側板ニ設ケ給湯主管連結ス。ロ、温水回歸口胴下板部ニ設ケ温水回歸主管ニ連結スベク管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムベシ。ハ、蒸氣入口　便宜ノ位置ニ設ケ内部加熱管ニ連結シ外部給汽管ニ連絡スルモノトス。ホ、給水口　胴ノ下部ニ設ケ逆止弁ヲ經テ給水管ニ連絡シ管口ハ槽内面ヨリ五〇粍突出セシムルモノトス。ヘ、排水口　胴ノ最下部ニ設ケ排水コツクヲ經テ便宜ノ排水口ニ導クモノトス。

六、配管　全部亞鉛引瓦斯管及亞鉛引接手ヲ用フルモノトシ曲部分枝部ハ特ニ摩擦少ナキ形トナスベシ。

七、温水槽　温水槽ハ亞鉛引鐵板、銅板、銅鈑ノ如キ錆ヲ生ジ難キ材料ニテ製作スベク、軟鋼材ニテ作レル時ハ耐熱性ノ防錆「ペイント」ニテ内部ニ錆止ヲナシ銅材ニテ作レル時ハ内部完全ニ錫鍍金ヲナスベシ。

八、其他仕樣　本章ニ特記セザル事項ハ第六章煖房配管裝置工事仕樣ニ準ズ。

第九章　瓦斯裝置工事

一、瓦斯管　配管ハスベテ瓦斯管ヲ使用シ完全ニ「ベンキ」塗ヲナスベク特ニ壁及地中ニ埋込ムモノニアリテハ防錆「ベンキ」ヲ完全ニ施スベシ。

二、接手類　接手類ハ可鍛鑄物製トス。

三、ユニオン　配管ノ分解用接手ハ埋設部ニハ送リ込ミ又ハ左右捻子ヲ用ヒ「ユニオン」ノ使用ハ寄リ付キ易キ所ニ限ルモノトス。

四、引込立上リ管及計量器位置　引込立上リ管ハ外氣ニ曝サル壁面ヨリ一米以上ヲ距ツル位置ニ配置シ計量器ハ點檢ニ便ニシテ凍結ノ懼レナキ位置ニ置クベキモノトス。

五、配管勾配　配管ハ成ル可ク計量器ノ方向ニ僅ニ下リ勾配ヲ付シ途中撓ミナキ樣施工スベシ、止ムヲ得ズ撓ミ又ハU字形トナル時ニハ監督員ノ指示ニヨリ水拔「プラッグ」ノ設備

ナスモノトス。

六、立上リ底部及偏心ノ底部　立上リノ底部及偏心ノ底部ニハ下向ニ開口ヲ有スル「チー」ヲ使用シ「プラッグ」ヲ施シ停滯水ノ排除ニ便スベシ。

七、瓦斯管ノ分枝　瓦斯管ノ分枝ハ上又ハ横向キニナシ決シテ下向キニナスベカラズ。

八、バルブ　管系中ニ設クル「バルブ」ハ總テ砲金製圓轉止附「メーンコック」ヲ用フベク適宜ノ把手ヲ取附ケ正確ナル指確ヲ付シ開閉ニ便スベシ。

九、燈火用瓦斯口　吊下灯及「ブラツケツト」灯ヲ取付クル瓦斯出口ハ取付器具ニ適合スル樣配管シ表シニ配管スルモノニアリテハ座附ノ特別接手ヲ用ヒ壁又ハ天井ニ緊ク木捻子ニテ取付ケスベテ瓦斯灯ヲ完全ニ支ヘ得ル樣施工スベシ。

一〇、燃料用瓦斯口　燃料用瓦斯口ニハ眞鍮製「ニップル」鐵金或ハ眞鍮「イブシ」ノ一ツロニツロ又ハ四ツロ瓦斯「コック」ヲ取附クベシ瓦斯「コック」ハ熟レモゴム接管續ヲナシ得ルモノトシ机上ニ取附クルモノハ臺附トナスベシ。

第十章　給水裝置工事

一、ハウスタンク　水道ノ壓力ニテ給水シ得ザル高層建物或ハ斷水ヲ懼ルル重要ナル建物ニハ「ハウスタンク」ヲ設備スルモノトス、「ハウスタンク」ハ厚三粍以上ノ鐵板ヲ鋲綴シテ作リ變形セザル樣補強セルモノタルベク壓埃等ノ侵入セザル樣完全ナル蓋ヲ設クベシ、「タンク」ニハ掃除及修理ニ便スル爲人孔ヲ設備スベシ。

二、人孔　蓋ヲ容易ニ取除キ得ザル「ハウスタンク」ニハ掃除及修理ニ便スル爲人孔ヲ設備スベシ。

三、テルテルパイプ　「ハウスタンク」ノ溢水管ノ吐キ口ガ操業者ノ容易ニ點檢シ得ザル位置ニ在ル時ニハ「テルテルパイプ」ヲ設備ス、「テルテルパイプ」ハ溢水管糸ノ横引管ノ下部ヨリ分岐シ、便宜ノ位置迄導ク管系ニシテ徑二五粍以上タルベク成ル可ク二%以上ノ勾配ヲ附スベシ。

四、汽働給水喞筒　汽働給水喞筒トシテハ吐水壓力毎平方糎三、五瓩以下「タンクボンプ」ト稱スル型ニシテ二聯復働式ノ直働「ボンプ」ヲ使用スルモノトシ注油器其他ノ附屬品ヲ具備セシムベシ。

五、電働給水喞筒　電働給水「ポンプ」トシテハ電働機直結「セントリフユーガル」喞筒トシ「デリベリースルイスバルブ」、チエツキバールブフートバルブ」、壓力計「アンメーター」表示灯、開閉器、迎水漏斗及「コック」、エヤー」及「ドレーンコック」等一切ノ附屬品ヲ具備セシムルハ勿論自働起動機ヲ設備スベシ。

六、迎水管　吸水管ヨリ自然ニ水ノ流入セザル「セントリフユガルポンプ」ニハ必ズ「デリベリー」管或ハ其他ノ水源ヨリ迎水ヲナシ得ル樣迎水管ノ設備ヲナスベシ。

七、プレッシユアータンク　「ハウスタンク」ヲ屋上ニ設備シ得ザル時ニハ「プレッシユアータンク」ヲ設備スベシ、「プレッシユアータンク」ハ地中或ハ地下室ニ置キ自働給水設備及ビ壓搾空氣供給設備ヲ設クベシ。

八、鑄鐵管　鑄鐵管ハ一八三米水頭ノ水壓試驗ニ合格セル當社標準普通壓水道管ヲ用フルモノトシ土中ニ埋設スル部ハ「ソケツト」接手トシ其他「ハフランヂ」接手トス。

九、瓦斯管及接手類　瓦斯管ハ亞鉛引トシ接手類ハ亞鉛引可鍛鐵製又ハ鑄鐵製トシ特強接手ヲ用フベシ。

一〇、鉛　管　鉛管ハ歪ミ延ビ突傷等ノ缺點ナキ引拔鉛管ニシテ次ノ仕樣ノモノタルベシ（所謂神戸型以上）

内徑（粍）	米當り最小重量（瓩）	内徑粍	米當り最小重量（瓩）
一〇	二、二五	二五	七、四八
一三	三、〇〇	三〇	一〇、四八
一六	三、七四	四〇	一四、九七
二〇	五、二四		

一一、バルブ　徑五〇未滿ノ「バルブ」ハスベテ砲金製「ストップバルブ」或ハ止水栓ヲ使用シ徑五〇以上ノ「バルブ」ハ砲金製「シート」及「バルブ」附鑄鐵製制水弁ヲ使用スルモノトシ孰レモ毎平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セルモノタルベシ。

一二、水栓　水栓ハ砲金製革駒入「コンプレツション」式「バルブ」ニシテ毎平方糎二〇瓩水壓試驗ニ合格セル完全ナルモノヲ使用スベク鉛管ニ接合スル時ニハ砲金製「ハンダ」附ケ「ニツプル」ヲ使用スルモノトス。

一三、眞鍮管及接手類　眞鍮管及接手類ハ瓦斯管ノ基本ニヨリ引抜キ完全ニ燒鈍セルモノタルベク歪ミ突傷其他ノ外傷ヲ受ケタルモノヲ使用スベカラズ。

一四、蒸溜水配管　蒸溜水管系ニハ内部ニ錫或ハ「ニツケル」鍍金ヲナセル材料ヲ使用スベシ。

一五、埋　管　給水管ノ地中ニ埋設スル深サハ下表ノ通トシ管ノ布設位置ヲ移動セザル樣注意シテ埋戻シ後日ノ地陷ナキ樣入念ニ搗キ固ムベシ。

（糎）

名稱＼種類＼位置		長春	公主嶺	四平街	開原	鐵嶺	奉天	本溪湖	遼陽	鞍山	大石橋	安東	瓦房店	沙河口
深サ	屋内	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	屋外	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	建物ニ接近シ又ハ建物ノ下ヲ通ズル場合	140	140	140	140	140	140	—	—	—	—	—	—	—
	備考	170	170	170	170	170	200	200	170	170	170	170	170	170

但シ外壁ヲ貫通スル部ハ屋外ノ深サニ倣フモノトス。

一六、地中ニ埋設スル水止栓　地中ニ埋設スル水止栓ハ砲金製乙水止栓使用ス、敷設箇所ニハ周圍及下部ヲ割栗石又ハ碎石ノ類ニテ水ノ吸込完全ナル樣ニ充塡シ上ニ給水管ヲ壓セザル樣九糎藥掛土管ヲ一本乃至三本眞直ニ立テ上部ニ水止栓筐ヲ接續ス、尙水止栓ハ開閉ニ便スル爲ニ振止防鐵製接足「キー」ヲ付スベク「キー」ノ長サハ其上端地面下一〇糎以内ニ在ル如クナスベシ

一七、地中ニ埋設スル制水弁　地中ニ埋設スル制水弁ノ箇所ニハ周圍及下部ヲ割栗石及碎石ニ充塡シタル上制水弁筐ヲ立テ絲石ヲ取附クベシ、尙制水弁ニハ開閉ニ便スル爲振止附鐵製接足「キー」ヲ付スベシ、其長サハ上端地面下一〇糎以内ニ在ル樣施工スベシ。

一八、保　温　凍結ノ懼レアル給水管或ハ外面ニ水蒸汽ノ凝結シテ滴下スル懼レアル給水管ニハ保温工事ヲ施工スベシ。

一九、ペンキ塗　給水管ハスベテ隱蔽前ニ防錆「ペンキ」ヲ完全ニ施スベク見エ掛リ配管ハスベテ調合ヨキ色ノ「ペンキ」ニテ二回以上體裁ヨク塗リ上グベシ。

第十一章　衞生器具裝置工事

一、衞生器具　洗面器、大小便器、流シ等ノ陶製器具ハ歪ミ燒傷外傷「ニウ」等ナキ優良品ヲ使用スベク其他ノ器具モ缺點ナキ優良品ヲ使用ベシ。

二、器具附屬品　衞生器具附屬品ハ完全ニ「ニツケル」鍍金ヲ施セル構造堅牢體裁優美ノモノタルベシ。

三、器具取附　衞生器具ハ製造者ノ指定スル方法ニ依リ「ブラツケット」其他ノ支持金物ニヨリ頑丈ニ取付ケ給排水管接續ヲ完全ニ施工スベシ。

四、器具取附順序　衞生器具ノ取付位置ハ建物壁積後掛員ノ指示ニヨリ付位置ヲ定メ器具ニ應ジテ必要ナル穴明ノ位置ヲ罫書キ建築工事ト連絡ヲ取リツツ施工スルモノトシ煉瓦牛枚壁或ハ「ホローブリック」ノ如キ補強ヲ要スル壁ニ在リテハ豫メ鳥居型ノ取付枠又ハ適當ノ樫ヲ積込ミ或ハ埋込ムモノトス。

五、水栓及給水弁　器具ニ附屬スル水栓及給水弁ハ孰レモ砲金製「ニツケル」鍍金ノモノヲ用ヒ毎平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セルモノタルベシ。

六、和風大便器　洗滌式和風陶製大便器ハ金隱附前穴「ウオッシュウト」式トシ「フラッシングリム」ヨリ一樣ニ洗滌水ヲ噴出シ汚物ノ排除完全ナルモノタルベク各箇ニ内徑一〇〇粍ノ陶製「トラップ」（最下階用）或ハ鉛製「トラップ」（上階用）ヲ附スベシ。

七、洋風大便器　洋風大便器ハスベテ陶製トシ「ウオッシュアウト、ウオッシュタウン、サイホン、サイホンゼツト」等ノ各種夫々指定ノ品ヲ用フベク孰レモ洗滌及汚物排除ノ作用完全ナルモノタルベシ。

八、シート　洋風大便器ニハ必ズ「シート」ヲ附スベシ「シート」ハ筋金入堅木製ニシテ優美ニ塗リ上グ「ニツケル」鍍金セル蝶番及取付金具ヲ附シ陶器トノ接觸ヲ圓滿ナラシムル爲下面ニ「ゴム」座ヲ附セルモノタルベシ。

九、カバー　寢室、浴室等ニ設置スル大便器「シート」ニハ「カバー」ヲ附スベシ「カバー」ハ「シート」ト同種ノ材料ニテ同種ノ塗上ゲヲナシ同種ノ蝶番及金具ヲ附シ「シート」當リ「ゴム」座ヲ附スベシ。

一〇、臍ゴム　大便器「カバー」ヲ開キタル時之ガ接觸スル壁「フラッシュパイプ、クリップ、ローシスタン」等ニハ臍「ゴム」ヲ附シテ接觸ヲ緩和スベシ「シート」ナキ「カバー」ニ在リテモ男子用小便器ニ兼用セラルル大便器ニハ前記臍「ゴム」ヲ用フルモノトス。

一一、小便器　陶製小便器ハ壁掛式、「デスタル」型ナルヲ問ハス孰レモ「フラッシングリム」或ハ「スプレッダー」ニ依リテ洗滌水ヲ均一ニ分布シ洗滌排水共完全ナルモノタルベシ。

一二、ハイシスタン　大便器洗滌用「ハイシスタン」一四立（二ガロン）以上ノ容量ヲ有スル陶器製、銅板張木製或ハ鑄鐵製トシ孰レモ優美ナル外觀ヲ有シ「サイホンパイプ」、引手、給水裝置及取附金物ヲ具備スベク其取附高サハ「シスタン」底ヨリ床上迄一、八米トス。

一三、ローシスタン　大便器洗滌用「ローシスタン」ハ「サイホン」式又ハ「サイホンゼツト」式洋風大便器ニ限リ使用スルモノニシテ一四立（二ガロン）以上ノ陶器製、銅板張木製又ハ鑄鐵製ニシテ外觀優美ニ作リ「サイホンパイプ」、ハンドル」給水裝置及取附金物等一切ヲ具備セシムベシ。

一四、小便器ノ洗滌　小便器ノ洗滌ハ小便器「カラン、シスタン」或ハ「フラッシュバルブ」ノ方法ニ依ルベク「フラッシュバルブ」ハサイホンゼツト」式ノ壁掛或ハ「ペデスタル」型及ビ「ストール」型ニ限リ用フルモノトス。

一五、小便器用シスタン　小便器用「シスタン」ハ陶器製、鑄鐵製又ハ銅板張木製トシ優美ナル外觀ヲ有シ「自働サイホンパイプ」、給水裝置及取附金物ヲ具備スベク其容量ハ小便器一箇ニ付七立（一、五ガロン）ヲ標準トス。

一六、木製シスタンノ裏張　大小便器洗滌ニ用フル木製「シスタン」ノ裏張ハ毎平方米六

一五瓩（毎平方一〇呎）以上ノ銅板ヲ用フベク決シテ亞鉛引鐵板ヲ用フベカラズ

一七、フラッシュバルブ　「フラッシュバルブ」ハ一度把手ヲ動カスコトニヨリ一定量ノ水ヲ放出シ自働的ニ閉止スルモノニシテ流量加減用「バルブ」及流出時間調節ノ構造ヲ有スベシ而シテ執レモ砲金製トシテ見エ掛リニ置グモノニ美麗ニ「ニッケル」鍍金セルモノタルベシ。

一八、和風大便器ノフラッシュバルブ　「フラッシュバルブ」ヲ和風大便器ニ使用スル時ニハ把手カ床面上一〇、五米ノ高サニヲル如ク取付クルモノトス。

一九、ハイシスタンノフラッシュパイプ　「ハイシスタン」附大便器ノ洗滌用「フラッシュパイプ」ハ内徑二五粍或ハ二五粍ノ鉛管外徑三〇或ハ四〇粍眞鍮管又ハ銅管ヲ使用スベシ「フラッシュパイプ」ハ雜用又ハ水道用ヲ使用スベシ「フラッシュパイプ」ヲ露出ニ配管スル時ニハ饅裁ヨキ「パイプクリップ」ニテ一箇所以上堅固ニ支持スベシ。

二〇、ローシスタンノフラッシュパイプ　「ローシスタン」附大便器ノ洗滌用「フラッシュパイプ」ハ外徑五〇粍「ニッケル」鍍金眞鍮管ヲ使用スベシ。

二一、小便器ノフラッシュパイプ　「シスタン」附小便器ノ「フラッシュパイプ」ハ隱蔽配管ニハ雜用又ハ水道用鉛管或ハ亞鉛引瓦斯管ヲ使用シ露出配管ニハ「ニッケル」鍍金眞鍮管又ハ亞鉛引瓦斯管ヲ使用スルモノトス露出配管トスル時ニハ饅裁ヨキ「パイプクラップ」ニテ要所ヲ支持シ管ノ動搖ヲ防グベシ。

二二、フラッシュパイプノ寸法　「フラッシュパイプ」ノ大サハ鉛管及瓦斯管ノ時ニハ內徑ニテ示シ其他ノ時ハ外徑ニテ示ス。

二三、小便器ノ高サ　壁附小便器ノ取付高サハ次ノ標準ニヨルモノトス。

用途	床面ヨリ受口迄ノ高サ（糎）	
小學校用	四三	
中等學校及家庭用	五五	
一般用	五〇乃至五七	

二四、洗面器及手洗器ノ高サ　洗面器及手洗器取付高サハ次ノ標準ニヨルモノトス。

用途	床面ヨリ上緣迄ノ高サ（糎）	
小學校用	五五	
中等學校用	六六	
一般用	七六	

二五、流シノ高サ　洗シノ取付高サハ次ノ標準ニヨルモノトス。

用途	床面ヨリ上緣迄ノ高サ（糎）	
小學校用	六〇	
中等學校用	八〇	
一般用	八六乃至九〇	

二六、排水栓　洗面器、手洗器及洗濯器等ノ水ノ必要アル器具ニハ其排水口ニ「ポップアップ」式或ハ鎖附「ニッケル」鍍金眞鍮製排水栓ヲ取附クベシ。

二七、カラン穴　洗面器類ノ「カラン」穴ハ必要箇數丈ノモノヲ用フベシ已ムヲ得ズ不要ノ「カラン穴」アルモノヲ用フル時ハ「陶製」カラン穴埋ニテ完全ニ充塡スベシ。

二八、洗面器ノ溢水及唾吐　別ニ接續ヲ要スル洗面器ノ溢水及唾吐ハ遺漏ナク洗面器「トラップ」ノ上部ニ接續スベシ。

二九、トラップ　器具主體中ニ「トラップ」ヲ有セザル器具ニハ「トラップ」ヲ附スベシ「トラップ」ハS型、P型、圓筒型或ハ特ニ指定スル型ノ陶器製、鉛製、眞鍮製又ハ鑄鐵製トシ相當排水管ト同等以上ノ厚サヲ有シ總テ自働洗滌作用ヲナスモノタルベシ。

三〇、水封ノ深サ　「トラップ」ノ水封ノ深サハ五〇粍以上一〇〇粍以上タルベシ。

三一、眞鍮製トラップ　眞鍮製「トラップ」ハ鑄造セル主體及掃除口栓ヲ有シ連結管ハB.W.G.番以一九上ノ厚サノモノタルベシ。

三二、トラップノ掃除口　「トラップ」ニハ其入水口側ノ曲部其他便宜ノ位置ニ掃除口ヲ附シ體裁ヨキ栓ヲ附スルモノトス。

三三、床トラップ　床「トラップ」ハ接續管ノ口徑ニテ大サヲ示ス、砲金又ハ鑄鐵製ノ閉塞シ難ク且ツ掃除ニ便ナル構造トシ見エ掛リ優美仕上ゲタルモノタルベシ、上階又ハ特ニ洩水ヲ懼ルル床ノ「トラップ」ニハ防水層受ケ「フレンヂ」ヲ附シ漏洩セル水ヲ水封ノ上部ニ流入セシムル小孔ヲ設クルモノトス。

三四、給水給湯ヲナス器具　水及湯ヲ供給スル器具ニアリテハ常ニ向ッテ左側ヲ湯右側ヲ水トナシ水栓ノ把手ハ水或ハ湯タルコトヲ明示セルモノタルベシ。

三五、ミツキシングバルブノ接續　「ミツキシングバルブ」ヲ使用スル時ニハ兩管ノ水壓ヲ均等ナラシムル爲特殊ノ裝置ヲナスベシ

三六、逆止弁　水及湯ヲ一箇ノ給水口ヨリ供給スル器具ニアリテハ給水管又ハ給湯管ニ逆流ヲ防グ構造ノ器具ヲ使用シ然ラザルモノニアリテハ各管ニ逆止弁ヲ設備スベシ。

三七、床ノ防水工事　水ノ流ルル懼アル床ニ器具ヲ付スル時ニハ防水工事ニ注意シテ床ノ漏水セザル樣注意スベク足踏「バルブ」ヲ埋込ム時ニハ其四圍及底部ヲ完全ナル防水層ニテ取リ圍ムベシ。

三八、ストレーナー　大便器以外ノ器具ノ排水口ニハ鉋金製格子ヲ附シ「トラップ」及排水管ノ閉塞サレザル樣ナスベシ。

三九、トラップノ大サ　「トラップ」ニハ次ノ表ヨリ小ニスベカラズ。

大便器	內徑（粍）	ソケット合ノ長サ（粍）	每米最小重量（瓩）
一〇〇粍、汚物流シ	七五粍、臺所	流シ及實驗臺用流シ	五〇粍、小便器 四〇粍、洗面器 三〇粍

第十二章　排水配管

一、排水配管工事　排水裝置ノ配管ニハ土管、低壓水道用鑄鐵管、排水用鑄鐵管、亞鉛引瓦斯管、眞鍮管等ヲ使用スルモノトス。

二、土管　排水管系中地中ニ埋設スル部ニ限リ土管ヲ使用スルコトアリ土管ハ良質ノ粘土ニテ均一ナル厚ミニ作リ乾燥セル後內外面共ニ釉藥ヲ施シテ燒キタル圓筒形「ソケット」管ニシテ內面平滑ニシテ龜裂、泡胞、裂傷等ナキ完全ノモノタルベシ。

三、低壓水道用鑄鐵管　上階ヨリ下階ニ向ッテ五層以上ノ部ニテ排水用鑄鐵管ニテハ不十分ナリト認ムル排水配管ニハ低壓水道用鑄鐵管ヲ使用ス、本鑄鐵管ハ一二二米水頭ノ水壓試驗ニ合格セル當社標準低壓水道管ニシテ「ソケット」接手ノモノヲ使用スベシ。

四、排水用鑄鐵管　排水用鑄鐵管ハ總テ「ソケット」管トシ每平方糎四粍以上ノ水壓試驗ニ合格セル下表ニ示ス重量以上ノモノタルベク曲管分岐管等ハ直管同等以上ノ耐力及重量ノモノタルベシ。

內徑（粍）	米當リ最小重量（瓩）	內徑（粍）	米當リ最小重量（瓩）
二〇	二、三八	三〇	三、九八
二五	三、一三	四〇	三、四二
五〇	五、九五	一〇〇	一一、九一
六五	七、四四	一一四	一三、三九
七五	八、一九	一二五	一四、八八
八三	九、六七	一四〇	一五、六三

九〇	一〇、四二	一五〇	一七、一一		

八、雑用鉛管　「フラッシュパイプ」等ノ如キ給水ノ壓力ヲ直接受ケザル導水管及排水管系ノ重要部ニ使用スル雑用鉛管ハ歪ミ延ビ突傷等ノ缺點ナキ引抜鉛管ニシテ次ノ仕様ノモノタルベシ（古河電氣會社及日本鉛管會社製以上）

内徑（粍）	米當リ最小重量（瓩）	内徑（粍）	米當リ最小重量（瓩）
一〇	〇、九三	七五	一六、六九
一三	一、四九	九〇	二一、八八
一六	二、一六	一〇〇	二四、八五
二〇	二、五二	一一四	二六、七九
二五	四、三六	一二五	二九、七七
三〇	五、三〇	一四〇	三二、八四
四〇	七、三〇	一五〇	三五、七二
五〇	九、四六	一七五	四一、六七
六五	一四、一一	二〇〇	四七、六三

九、眞鍮管　排水用及給水ノ壓力ヲ直接受ケザル「フラッシュパイプ」ノ如キ導水管ニ用フル眞鍮管ハ次ノ仕様ニ依ルモノニシテ完全ニ「ニツケル」鍍金セルモノタルベシ。

外徑（B.W.G.）	最小厚サ（B.W.G.）	外徑（B.W.G.）	最小厚サ（B.W.G.）
二〇	一八	五〇	一二
二五	一四	六五	一二
三〇	一三	七五	一二
四〇	一三		

一〇、眞鍮管接手　眞鍮管ノ接手ハ捻子ヲ用ヒ瓦斯管ト同型ノ頑丈ナル眞鍮鑄物タルベク完全ニ「ニツケル」鍍金ヲ施スベシ。

一一、排水用鑄鐵管ノ刻印　排水用鑄鐵管ニハ各ニ寸法重量及製造所名ヲ鑄込ムベシ。

一二、鑄鐵管ト土管トノ接合　鑄鐵管ノ流尻ニ土管ヲ接續スルニハ同徑ノ時ハ土管ノ「ソケット」中ニ鑄鐵管ノ「スピゴット」ヲ差込ミ其上ヲ固練光明丹ニテ充塡スルモノトス、鑄鐵管ノ徑小ナルトキハ鑄鐵製漸縮管或ハ「フエルール」ヲ用ヒ前記ノ方法ニ依ルモノトス。

一三、瓦斯管ト土管トノ接合　瓦斯管ノ流尻ニ土管ヲ接續スルニハ同經ノトキハ土管ノ「ソケット」中ニ瓦斯管ヲ差込ミ先ヅ卷肌ヲ輕ク打チ込ミ其上ヲ配合一：三ノ「セメントモルタル」ニテ充塡スルモノトシ瓦斯管ノ經小ナルトキハ鑄鐵製漸縮管或ハ「フレンヂ」ヲ用ヒ卷肌及「セメントモルタル」ニテ接續スルモノトス。

一四、瓦斯管ト鑄鐵管トノ接合　瓦斯管ノ流尻ニ鑄鐵管ヲ接合スル時ニハ同經ナラバ鑄鐵管ノ「スピゴット」ヲ瓦斯管ノ經小ナルトキニハ鑄鐵製「フエルール」ヲ鑄鐵ノ「ソケット」中ニ卷肌及鉛管ニテ接合シ「フエルール」ヲ用ヒ前記ノ方法ニ依ルモノトス。

一五、鉛管ト鑄鐵管トノ接合　鉛管流尻ニ鑄鐵管ヲ接合スルハ眞鍮製「フエルール」ヲ鑄鐵管ノ「ソケット」中ニ卷肌及鉛ニテ接合シ「フエルール」ニ鉛管ヲ拭接スルモノトス。

一六、鉛管ト土管トノ接合　鉛管ハ流尻ニ土管ヲ接合スルニ鉛管ノ端ニ鉛板ノ「フレンヂ」ヲ付シ之ヲ土管ノ「ソケット」中ニ入レ卷肌及固練光明丹ニテ接合スルモノトス。

一七、フエルール　「フエルール」ハ鑄鐵製ナルト眞鍮製ナルトヲ問ハズ鑄鐵管以上ノ耐力ヲ有スルモノニシテ其長サハ「コーキング」ニ便ナル長サトス。

一八、掃除口　排水管系ニハ要所ニ掃除ヲ付ス其大サハ經一〇〇粍以下ノ排水管ニ對シテハ排水管ト同大タルベク經一一四粍以上ノ排水管ニ對シテハ一〇〇粍以上タルベシ。

一九、掃除口ノスクリウキャップ及フエルール　掃除口ニ使用スル「スクリウキャップ」ハ眞鍮製トシ厚サ三粍以上タルベク捻子山六以上ノ捻込部ヲ有シ開閉ニ便ナル構造トス鑄鐵管ニハ鑄鐵製「フエルール」ヲ用ヒ一一四粍以上ノ瓦斯管ノ掃除口ニハ鑄鐵製「プッシング」ヲ用ヒ鉛管ニハスベテ眞鍮製口金ヲ使用スルモノトス。

二〇、エリヤ排水管　「エリヤドレーン」ニ接續スル排水管ハ常ニ七五粍以上ノ直經ノモノヲ使用スベシ。

二一、地下室ノポンプ排水　重力ニテ排水シ得ザル地下室等ノ排水ハ室隅ニ防水、防臭ノ完全ナル「ピルヂ」溜ヲ設ケ「ポンプ」ニヨリテ一度附近ノ排水口ヘ開放排水スルモノニシテ如何ナル場合ト雖モ排水管ニ直結シテ管ニ壓力ヲ加ルガ如キ施工ヲナスベカラズ。

二二、屋内雨水管　屋内ヲ立チ上ケル雨水管ハ鑄鐵管或亞鉛引瓦斯管ヲ使用スベシ。

二三、屋外雨水管　屋外ノ雨樋ハ建築工事ニテ施工スルモノナレバ雨樋下ヨリ土管ニテ接續スルモノトシ汚水管ト直接連結スベカラズ。

二四、ランニングトラップ　雨水管ガ已ムヲ得ズ汚水管ト連絡セラルル時ニハ凍結セザル位置ニ鑄鐵製「ランニングトラップ」ヲ使用ス「ランニングトラップ」ハ一箇以上ノ掃除口ヲ有シ相當鑄鐵管以上ノ耐力ヲ有スルモノタルベシ。

二五、排水立上リ管下基礎　排水立上リ管ノ下横引管ト連結スル部分ニハ煉瓦或ハ「コンクリート」ノ基礎ヲ設ケ曲部ヲ「コンクリート」ニテ卷キ込ムカ「ボールド」ニテ完全ニ締メ付クベシ。

二六、排水横引管ノ勾配　排水裝置中排水ノ通ズル横引管ハ可成二％以上ノ勾配ヲ付スベク已ムヲ得ザル時ハ主管ニ限リ一％以上トナスコトヲ得、通氣管系ハ一％以上ノ勾配ヲ附スルモノトス。

二七、曲部及合流部　排水ノ通ズル排水管ニハ四五、以下ノ曲リ及Y字型（四五°合流）ノ合流トナスベシ、但シ立上リ管ニ天井裏ニテ接續スル時ニハ已ムヲ得ザルセノニ限リTY型（六〇°合流）ノ合流トナスコトヲ得。

二八、通氣管　二階以上ノ階ニテ器具ノ排水ヲ受クル排水管ニシテ大便器等ノ如キ水封ヲ破ル懼アル器具ヲ有スルトキハ通氣管ノ設備ヲナス、通氣管ガ屋根ヲ貫通スル時ニハ屋根面上三〇糎以上突出セシメ凍結ノ懼アル寒地ニテハ管ガ一〇〇粍末滿ナラバ屋根面下三〇糎ノ點ヨリ一〇〇粍ニ擴大シ一〇〇粍以上ナラバ其儘ノ徑ニテ配管スルモノトス、屋根ヲ庭園其他ノ目的ニ使用スル時ニハ屋根面上二米以上突出セシムベシ。

二九、ワイヤーボール　通氣管ノ頂上ニハ鳥等ノ侵入ヲ防グタメ「ワイヤーボール」ヲ附スベシ。

三〇、雨仕舞　通氣管ガ屋根ヲ貫ク部ニハ厚サ二粍以上ノ鉛板ヲ管ノ周圍一五糎以上ノ巾ニ敷キ中央ヲ一五糎以上突起セシメテ管ニ接續スルカ或ハ別ニ管ニ附シタル圓筒型筮ニ差込ミ雨漏ナキヤウ勿論管ノ膨脹ニ對シテモ耐ヘ得ル構造トナスベシ。

三一、排水管ノ大サ　排水管ノ大サハ設計圖ニ依ルハ勿論如何ナル時モ次ノ表ニ示スモノヨリ小ナルベカラズ。

大便器アル排水主管	一〇〇粍、五階以上ノ大便器アル排水主管　一二五粍、大便器アル排水枝管　一〇〇粍、大便器ナキ排水主管五〇粍、五階以上ノ臺所流シ排水主管　七五粍、洗濯槽用排水枝管　四〇粍、三箇以上列ベル洗濯槽用排水管　五〇粍、臺所用排水枝管　五〇、其他器具用排水枝管　四〇粍。

三二、陶製トラップト通氣管トノ接續　大便及汚物流シノ陶製「トラップ」ノ各々ニ通氣管ヲ設クルトキニハ陶製「トラップ」ニ直接接續セズ其直下ノ排水管ニ接續シ汚物ノ爲閉塞セラレザル如ク施工シ「トラップ」トコノ點ノ間ニ決シテ他ノ器具ヲ接續スベカラズ。

三三、通氣管ノ大サ　器具毎ニ通氣管ヲ設クル時即「バックベンド」ヲ設クルトキニハ次ノ表ニ示スモノヨリ小ナルベカラズ、但シ大便器排水管ノ尻ヲ其儘通氣管トスルニハ一〇〇粍以上トス。

通氣主管及長キ枝管	五〇粍、三階以上ニ亘ル大便器ノ通氣主管　七五粍、七階以下ニ亘ル大便器以外ノ器具ノ通氣主管　五〇粍八階以下ノ建物ノ通氣主管　七五粍、九階以上十六階以下ノ通氣主管　一〇〇粍、七五粍以上

ノトラップニ對スル通風枝管　五〇粍、五〇粍以下ノトラップニ對スル通風枝管　四〇粍、特ニ短キ三〇トラップニ對スル枝管　三〇粍。

三四、特殊排水　冷藏室、氷室及消毒器等ノ排水ハトラップヲ通ゼル後一度大氣ニ放流シ之ヲ受流シ又ハ流シノ類ニ受ケテ排水スルモノトシ決シテ直接排水管ニ接續スベカラズ。

三五、ペンキ塗　排水配管ハスベテ防錆「ペンキ」完全ニ施セル後見エ掛リ配合ヨキ化粧「ペンキ」ニテ二回以上塗リ上グベシ。

第十三章　屋内消火栓裝置工事

一、屋内消火栓　屋内消火栓ハ口徑五〇粍砲金製「ニッケル」鑛金、「アングル」型ニシテ毎平方糎二〇瓩以上ノ水壓試驗ニ合格セルモノヲ使用シ床上一米ノ位置ニ取付ケ消火用具箱ヲ壁中ニ埋込ミ布「ホース」掛「スパナー」等一式ノ用具ヲ收メ非常ノ際直チニ使用シ得ル樣ナシ置クモノトス。

二、消火用具箱　消火用具箱ハ堅木製或ハ鐵板製ノ長方形ノ箱トシ其大サハ用具ヲ便利ニ收メ得ル最小大サトス、箱ノ前面ハ硝子張扉ヲ付シ消火栓ト明記シ相當優美ナル構造トサスベシ。

三、布ホース　布「ホース」ハ内徑五〇粍ニシテ消火水壓ニ耐ユル優良品ヲ選ビ折隈其他完全ナルモノヲ使用スベシ、「ホース」ノ總長サハ指定通リタルベク如何ナル時モ其一本ノ長サハ七、五或ハ一〇米トナスベシ。

四、ホースカップリング　「ホースカップリング」ハ頑丈ナル砲金製トシ接續及分解ニ便ナル構造ノモノタルベク布「ホース」ノ消火栓側ニ雌「ノツズル」側ニ雄ヲ付ス、熱レモ眞鍮製「クランプ」ニテ緊握スルカ或ハB.W.G.一六番銅線ニテ密ニ卷キ體裁ヨク半田附ヲナスベシ。

五、ノツズル　消火栓ノ「ノツズル」ハ砲金製トシ口徑一三粍ノモノヲ使用スベシ。

六、サイヤミーズコンネクション　消火栓管系ニ消防「ポンプ」ノ接續ヲ容易ニナスタメ「サイヤミーズコンネクション」ヲ設クルコトアリ「サイヤミーズコンネクション」ハ徑一〇〇粍管接續ニシテ該地ノ消防「ポンプ」ノ「ホースカップリング」ニ適合スル接續口二箇ヲ有スル砲金製ノ美麗ナルモノタルベシ、其取附位置ハ建物ノ出入口附近外部ヨリ寄リ付キ易ク凍結ノ懼ナキ場所ヲ選ブベク、其側ニ優美ナル眞鍮板ニ「消防喞筒接續口」ト明記シタルモノヲ取付クベシ。

七、チエツキバルブ　「サイヤミーズコンネクション」ノ「ホースカップリング」接續口ニハ各ニ「チエツキバルブ」ヲ附シ接續ノ際屋内消火栓配管ヨリ水ノ洩出セザル樣ナスベシ。

八、配管　屋内消火栓裝置配管ニハ當社標準普通壓水道用鑄鐵管或ハ亞鉛引瓦斯管ヲ使用スルモノトシ瓦斯管接手類ハスベテ特強型ヲ使用スベシ。

九、ペンキ塗　配管ハ防錆「ペイント」ヲ完全ニ施スハ勿論見エ掛リ配合ヨキ色ノ「ペンキ」二回塗以上ナスベシ。

一〇、保温　配管中水滴ノ滴下ヲ懼ルル部分ニ適當ノ保温工事ヲ施スベシ。

第十四章　塗料工事

一、塗料工事　磨キ仕上及鐵金ヲ施セル部分以外總テノ材料及ビ粉飾ヲ要スル總テノ施行物ハ適當ノ塗斯ニテ完全ニ塗リ上グベシ。

二、錆止塗料　錆止ヲ要スルモノニハ豫メ光明丹或ハ「コールタール」ニテ下地塗ヲナスベシ但シ化粧塗ヲナス部分ニハ「コールタール」ヲ使用スベカラズ。

三、保温下ノ錆止　保温裝置ヲナス鐵管或ハ鐵管ニテ錆止ヲ要スル部ニハ保温工事前完全ニ光明丹ヲ塗布スルモノトス。

四、保温上ノペンキ塗　「シエル」或ハ布卷ノ上ヲ「ペンキ」塗スルニハ先ヅ砥粉或ハ石灰微粉ヲ膠皮糊ニ溶シタルモノ或ハ普通ノ「ペンキ」ニテ目潰下塗ヲナシ其上ニ二回以上配

合ヨキ色ノ「ペンキ」塗ヲナサザルモノトス。

五、放熱器塗　放熱器及放濕盤等ノ室内ニ露出スル部ノ「ペンキ」塗ハ特ニ注意シテ體裁ヨクナスベシ。

六、ペンキノ種類及色　仕上「ペンキ」ノ種類及色ハ特ニ監督員ノ指示ヲ受クベク、殊ニ色ノ濃淡等ニ對シテハ見本ヲ作リ監督員ノ承認ヲ受クルモノトス。

第十五章　保温工事

一、保温　汽罐、温水罐、蒸汽管、温水槽温水管、回歸管等ノ如ク放熱ヲ忌ム部分及ビ水槽、給水管、消火栓配管等ノ如ク水蒸汽ノ凝結シテ滴下スル懼アリ又ハ凍結ノ懼アル部分ニハ防錆「ペンキ」塗後完全ニ保温工事ヲ施スベシ。

二、保温材料

種別	保温材料	備考
高壓汽罐	マグネシヤ粉、伊藤式保温剤、アスベスト粉	
低壓汽罐	伊藤式保温剤　アルベスト粉	
温水罐	同上	
温水槽	同上	
水槽	「アエルト」伊藤式保温剤「アスベスト」粉	膨脹水槽ニ含ム

「マグネシヤ」粉或ハ「シエル」、アスベスト粉或ハ「シエル」伊藤式保温剤或ハ同

高壓蒸汽管　上

低壓蒸汽管　同上

同歸管　同上

温水管　同上

給水管　「ピヤレスウール」或ハ「アエルトセル」或ハ「フエルトセル」　上

屋内消火栓配管　同上

三、保温ノ厚サ　「アスベスト」粉或ハ「シエル」伊藤式保温剤「アスベスト」粉或ハ「シエル」伊藤式保温剤或ハ同「ピヤレスウール」或ハ「シエル」伊藤式保温剤或ハ保温筒「ピヤレスウール」或ハ「ピヤレスウールセル」

	最小厚（粍）
高壓汽罐	五〇
低壓汽罐、温水罐	四〇
温水槽等ノ配管	五〇
内徑二五粍以上五〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇
内徑五〇粍以上一〇〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍以上五〇粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇
内徑五〇粍以上一〇〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇
内徑五〇粍以上一〇〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇
内徑五〇粍以上一〇〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇
内徑五〇粍以上一〇〇粍未滿ノ配管	四〇
内徑二五粍未滿ノ配管	二五
内徑一〇〇粍以上ノ配管	二〇

規定厚ノ約半ニ達セル時B.W.G.一六番ノ亞鉛引鐵線製四〇粍目位ノ金網ヲ卷キ同種ノ針金ニテ緊縛セル後尙保温材料ヲ塗抹シ規定厚ニ達シテ表面完全ニ鏝仕止ヲナスベシ。

五、配管ノアスベスト塗　「配管ヲアスベスト」粉、「マグネシヤ」粉等ノ粉狀保温材料ニテ保温スルニハ前項汽罐ノ例ニ倣フベク唯金網ヲ使用セズ上部ニ乾燥後布卷キヲナシ見エ掛リハ眞鍮帶金ニテ隱蔽部ハB.W.G.一六番以上ノ亞鉛引鐵線又ハ同等品ニテ六〇〇粍以下ノ間隔ニ緊縛スルモノトス。

六、配管ノ布卷　配管ノ保温ニ使用スル布ハペンキ塗ヲナス部分ニハ帆布ノ如キ油ヲ吸收シ難キ防水性ノモノヲ使用シペンキ塗ヲナサザル部分ニハ上等ノ生木綿ヲ使用スルモノトシ執レモ約七五粍ノ巾ニ引キ割キ見エ掛リノ緣ハ行儀ヨク折疊ミ緊ク卷キ込ムモノトス。

七、シエル　配管ノ保温ニ「シエル」ヲ使用スル時ニハ緣端ヲ完全ニ接觸セシメ長サヲ程ヨク切リ合セテ使用シ被布ヲ角又糊ニテ張リ體裁ヨク施工スベク見エ掛リハ配合ヨキ色ノ「ペンキ」塗ヲ二回以上ナスベシ、「シエルヲ」用ヰ得ザル彎曲部ハ「シエル」ト同質ノ粉末保温材ニテ保温スベシ。

八、フランヂ及バルブ　配管中ノ「フランヂ及「バルブ」ニハ保温ヲナサザルモノトス。

九、ピヤレスウール「ピヤレスウール」ハ毛織物ノ繊屑ヲ木綿糸ニテ綴リタル徑一六粍以上ノ紐狀保溫材料ニシテ孰レノ部分モ殆ンド均一ナルモノヲ用フベク、卷數次ノ標準ニヨリ外部ヲ布卷ヲナスベシ、體裁ノ必要ナル露出部ニハ「ピヤレスウール」保溫ヲ用ヒザルモノトス。

瓦斯管內徑(粍)	一米ニ對スル最小卷數	一米ニ對スル最低長サ米
一三	五六	六
二五	五六	七
三〇	六〇	一〇
四〇	六〇	一一
五〇	六六	一四
六五	六六	一七
七五	六六	二〇
九〇	六六	二三
一〇〇	六六	二六
一一五	六六	二八
一二五	六六	三一
一五〇	六六	三五
		四〇

第十六章　各工事共通仕樣

一、鑄鐵管　鑄鐵管ハ優良ナル鼠色銑鐵ニテ鑄造シタル緻密ニシテ均一ナル組織ヲ有スルモノタルベク氣泡氣窩、歪ミ、偏肉等ノ缺點ナク正規ノ水壓試驗ニ合格セル後內外共完全ニ防錆塗料ヲ施セルモノタルベシ。

二、瓦斯管　瓦斯管ハ練鐵或ハ鋼ニテ引拔或ハ溶接セル所謂標準瓦斯管ト稱スル品質形狀寸法ノモノニシテ製造所名ヲ刻印シ完全ニ試驗濟ノモノタルベク錆ヲ生ゼルモノ及ビ外傷ヲ受ケタルモノハ使用スベカラズ。

亞鉛引瓦斯管ハ管ノ內外共完全ニ亞鉛鍍金セルモノタルベク鍍金ノ不完全ナルモノハ使用スルモノトス。

三、瓦斯管接手類　瓦斯管接手類ハ鑄鐵可鍛鐵又ハ鍛鐵製トシ亞鉛引瓦斯管用接手類ニハ亞鉛引ヲナス、總テ龜裂擴大漏洩等ヲ生ゼザル丈夫ナルモノヲ使用スベク特ニ給水及ビ消火栓裝置用トシテハ特強型ヲ使用スベシ、但シ總テノ場合見エ掛リニハ成ル可ク鎖鐵製接手類ヲ避クベシ。接手類ハ日本鋼管會社或ハ米國ナショナル會社製品ヲ使用スルモノトス。

四、減壓弁　減壓弁ハ其狀態ニ適應スル作用確實ナルモノヲ選ビヨク其機能ヲ考慮シテ製造者ノ指定スル接續ヲ完全ニナシ如何ナル時ニモ其入口側ニハ金鋼入「ストレーナー」ヲ設ケ弁ノ前後ニハ「ストツプバルブ」及壓力計(「サイホンパイプ」及「ユニオンコック」附)ヲ取附クルモノトス。

五、減壓弁ノバイパス　減壓弁ニハ「バイパス」管ヲ設クベク其內徑ハ入口側蒸汽管內徑ノ1/2トス。

六、捻子接手　配管ノ捻子接手ハ「ホキツトウオース」式瓦斯捻子トス其捻込部ハ次表ノ規定以上トシ接合劑ヲ使用スル必要アルトキハ必ズ雄捻子ニ塗リ瓦斯管切口ノマクレハ完全ニ除去スルモノトス。

管內徑(粍)	一〇、一三、二〇、二五、三〇	四〇、五〇、六五、七五、九〇、一〇〇、一一五。
捻込長(粍)	九五、一三、一三、一三、一四三、	一五九、一五九、一七五、一七五、二五、二七、二七、二八六

七、接合劑　捻子接手ニ使用スル接合劑ハ配管ノ種類ニヨリ適合スルモノヲ選ブベク次ノ標準ニヨルモノトス。

配管種別	接合劑
高低壓蒸汽管、回歸管、給汽管、給湯管、排水管	植物性油ニテ固煉スル光明丹固煉白ペンキ、アルコールニ溶解セル「ラツク」或ハ「グリセリン」ニテ固煉トセル密陀僧
瓦斯配管	カシメ接ヲナスモノトス。

八、瓦斯管ノ取外シ接手　瓦斯管ヲ使用スル配管ニハ直線部一五米毎ニ或ハ分岐曲リ等ノ要所ニ取外シ接手ヲ設クルモノトス、但シ取外シ接手ハ排水裝置ニハ設ケザルモノトシ給水及消火栓配管ニハ成可之ヲ避クベシ。

而シテ瓦斯裝置ニテハ五〇粍未滿ノモノニハ送リ込ミ右左捻子或ハ「ユニオン」ヲ使用シ其他ニハ「フレンヂ」接手ヲ使用スベシ、但シ「フレンヂ」ハ「パツキング」入換可能ナル位置ニ設クベク「ユニオン」ハ隱蔽部ニ使用スベカラズ。

九、フレンヂパツキング　「フレンヂパツキング」ハ配管ノ種類ニヨリ夫々適應モルモノヲ選ブベク次ノ標準ニヨルモノトス。

配管種別	「フレヂパツキング」
高壓蒸汽管	銅板、「スーパーヒートパツキング」、「ハイヒートパツキング」
低壓蒸汽及回歸管	同上、或ハ石綿クロス、光明丹「ボテ」ヲ充セル眞鍮網
溫水管	同上或「ハフアイバー」、鉛線
給水管	一、五粍厚布入ゴム板、鉛板、鉛線
蒸溜水及滅菌水管	フアイバー

一〇、玉接手　鉛管ト鉛管及ビ鉛管ト眞鍮又ハ砲金製品トノ接合ハ總テ「モールスキン」拭玉接手ヲ使用スルモノトス。

一一、半田　半田ハ總テ純良ナル鉛ト錫トノ合金ニシテ拭接ニハ鉛六三%錫三七%ノ配合共他ノ鉛工事ニハ鉛五〇%錫五〇%ノ配合ヲ用ヒ、孰レモ小量ノ硫黃ヲ投入シテ完全ニ混合セルモノヲ使用スベシ。

一二、鑄鐵製リケツト管ノ接手　鑄鐵製ソケット」管ノ接手ニハヘツドニ浸潤セル麻糸ニテ肌打ヲセル後純良ナル溶鉛ヲ注入シ十分

管ノ徑粍 ＼ 種類	瓦斯管	鉛管	鑄鐵管	瓦斯管	鉛管	鑄鐵管
一三	二	一、二	各一本毎ニ二箇所(約一八)	二、五		
二〇	二、五	一、二		二、五		
二五	二、五	一、二		二、五		
三〇	三	一、二		二、五		
四〇	四	二、〇		各階		
五〇	四	二、〇		〃		
六五	四	二、〇		〃		
七五	五	二、〇		〃		
九〇	五	二、〇		〃		
一〇〇	五	二、〇		〃		
一二五	五	二、〇		〃		
一五〇以上	五	二、〇		〃		

横引管ノ最大支持距離(米)　直立管ノ最大支持距離(米)

一三、瓦斯管ト鉛管トノ接合　瓦斯管ト鉛管トノ接合部ニハ先ヅ瓦斯管ニ半田付ニ「ツプル」ヲ捻子接シ「ニップル」ト鉛管トヲ玉接手ニテ接續スルモノトス、半田付「ニップル」ハスベテ砲金製トシ標準瓦斯管以上ノ耐力ヲ有スルモノタルベシ。

一四、配管ノ支持金物　瓦斯管、鉛管、鑄鐵管等ノ支持金物ハ參考圖ノ如キ構造トシ其支持距離ハ次ノ表ニ依ルモノトス。

管ノ徑粍 ＼ 種類	瓦斯管	鉛管	鑄鐵管
一三	一、二	一、二	各一本毎ニ二箇所(約一八)
二〇	一、二	一、二	
二五	一、二	一、二	
三〇	一、二	一、二	
四〇	一、二	一、二	
五〇	一、二	一、二	
六五	一、二	一、二	
七五	一、二	一、二	
九〇	一、二	一、二	
一〇〇	一、二	一、二	
一二五	一、二	一、二	
一五〇以上	一、二	一、二	

一五、水栓駒　水栓駒ハ給湯用ニハ「ファイバー」ヲ使用シ給水用ニハ革ヲ使用スベシ。

一六、壁及床ノ穿孔　壁及床ノ穿孔ハ總テ必要ナル大サヲ超エザル樣注意スベシ。

一七、パイプカラー及スリーブ　配管ガ床天井壁等ヲ貫通スル時ニハ其見エ掛リ側(床

側或ハ天井側共）ニ「ニツケル」鍍金ヲ施セル「バイブカラー」ヲ取付クベク「コンクリート」床ニ對シテハB.W.G.二八番以上ノ亞鉛引鐵板製「スリーブ」ヲ取附クルモノトス。

一八、損部ノ復舊　工事中建物其他ヲ損ゼザル樣注意スルハ勿論、汚損セル場合ハ完全ニ復舊スベシ。

一九、木部ニ使用スル座金　木部ニ使用スル「ボールト」ニハ角座金ヲ使用スルモノトシ其各邊ノ長サハ「ボールト」ノ徑ノ三倍以上、厚サ三粍以上トス。

二〇、工事用具　總テ工事用具ハ其目的ニ適應スル工具ヲ使用スベク監督員ノ不適當ト認ムル工具ハ使用セシメザルコトアルベシ。

二一、工事豫定表　工事豫定表ハ監督員立會ノ上請負人間ニヨク打合セ協議ヲ爲シテ之ヲ作製シ工事ヲ順調ニ進捗セシムベシ。

二二、跡片附及掃除　工事竣工前工事現場ハ完全ニ跡片附掃除ヲナスベク特ニ暗渠內ノ如キ隱蔽部ハ注意スベシ。

二三、工事材料ノ掃除　工事材料ハ總テ使用前附着セル塵埃ヲ完全ニ除去スベシ、管類ハ特ニ內部ヲ注意スベク一々立テテ塵埃ヲ拂ヒ落ショク點檢シテ後接續スベシ、「スチームトラップ」其他ノ精巧ナルモノハ分解シテ石油洗ヲナシテ取附クベシ。

第十七章　試驗及檢查　注意

一、試驗及檢查　試驗及檢查ハ必要ノ都度之ヲ行フ、之ニ要スル費用ハ請負人負擔トス。

二、試驗　總テノ試驗ハ監督員立會ノ上施行ノ其承認ヲ受クベシ、但シ監督員ハ該試驗部分ニ於テ工事竣工檢査迄ニ起ル故障ニ對シテ負ハザルモノトス。

三、汽罐　溫水罐及放熱器試驗、汽罐溫水罐及放熱器等ハ組立完了後正規ノ水壓試驗ヲナスモノトス。

四、配管ノ試驗　各種配管ハ保溫工事前或ハ埋設前部分的ニ或ハ全般的ニ次ノ試驗ヲナスモノトス。

高壓蒸汽及回歸管給水管、屋內消火裝置配管（每平方糎七瓩以上）
低壓蒸汽及回歸管、溫汽及水管（每平方糎四瓩以上）ノ水壓試驗
瓦斯裝置配管）水銀柱二五糎以上ノ空氣壓力試驗
鉛管瓦斯管鑄鐵管ヨリナル排水裝置配管（同管系中ノ最頂部迄ノ水盛試驗又ハ夫以上ノ水壓試驗）
（土管ヨリナル排水管）水流シ試驗

五、實地試驗　各工事ハ其竣工前、通水通汽等ノ實地試驗ヲ施行ス實地試驗ニ於テ不良ナル部分ハ工事期限內ニ手直シヲナスベシ。

注意

一、本仕樣書ハ昭和二年三月一日以降決定セル請負工事ニ準用ス。

二、本仕樣書準用ト同時ニ從來使用セル次ノ各仕樣書ハ廢止ス。

イ、大正十二年地方部建築課制定
煖房裝置、給汽及溫水供給裝置工事標準仕樣書

ロ、大正十五年六月地方部建築課制定建物給排水工事標準仕樣書

ハ、大正十五年六月地方建築課制定建物瓦斯配管工事標準仕樣書

標準建築工事請負規程

建築學會　建築業協會、日本建築協會、日本建築士會聯合決定

豫テ建築學會、日本建築士會、日本建築協會建築業協會は正式に標準請負契約書及同規程聯合調査會を設け、建築學會は大熊喜邦、笠原敏郎、久野節、渡邊洋三郎、和田信夫を日本建築士會は中條精一郎、出浦高介、中村傳治を、日本建築協會は舟橋喜一、吉木久吉、渡邊節を建築業協會は橫河民輔淸水釘吉、小倉保治を各會より夫々委員を選出し、大正十一年四月十日第一回委員總會を開催し、各委員より種々意見の發表を觀、同時に役員の選擧に移り、同委員會委員長に橫河民輔を、幹事に出浦高介を互選し、各會より久野節、出浦高介、舟橋喜一小倉保治を特別委員に擧げ、特別委員會に於ける研究案は更に全委員會に諮るべく申合し、爾來橫河委員長は侍別委員會及全委員會を招集開催する十數回に達し、建築學會案及日本建築士會案並建築業協會案の三案に就て、愼重熱議を重ね、竟に斯業界の多年翹望して止まざりし標準請負規程の成案を議定するに至つたは洵に慶賀に堪へず是れ各會代表委員の賜と稱すべく、斯くて該委員會案を四會は夫れ夫れ其總會に附議可決し愈々四會協定案を公にするに至つたのである。猶ほ標準建築工事請負契約書並規程は等しく施主、設計、請負業者に直接に共通關係を有するが故に何れにも偏するなく、双務對等の見地より歐米各國の建築技術家の團體である學會又は協會等の成案を參考とし我國建築界の現狀に基き種々研究の上作成致したるものである。極めて穩健妥當の左に其の全文を掲げる。

印紙ハ本書記載金額ノ一萬分ノ五但百圓ヲ限度トス

契約書

今般（以下請負人ト稱ス）ハ下注文者ト稱ス）ヨリ別紙圖面　葉及ヒ仕樣書　冊ニ記載スル　工事ヲ請負ヒタルニ依リ當事者ハ左記條項ニ同意ス

第一條　工事請負代金ハ　タル事

前項ノ仕拂ハ

第二條　請負人ハ　年　月　日迄ニ工事ニ着手シ　年　月　日迄ニ之ヲ完成スヘキ事

前項ノ期日迄ニ完成セサルトキハ請負人ハ完成引渡ニ至ル迄違約金トシテ一日ニ付キ注文者ニ支拂フヘキ事

第三條　當事者ハ本契約書ニ添附セル工事請負規程ニ遵フヘキ事

第四條　保證人ハ本契約ヨリ生スル一切ノ債務ニ付務契約當事者ト連帶シテ其責ニ任スヘキ事

第五條　注文者ハ監督技師トシテ　ヲ委囑スル事

本契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ當事者及ヒ保證人各自署名捺印ノ上當事者各壹通ヲ保管ス

年　月　日

住所　注文者

住所　右保證人

住所　請負人

住所　右保證人

工事請負規程

（※ハ缺字挿入ノ符合トス）

第一條　請負人ハ圖面仕樣書其他ノ書類ニ依リ工事ニ要スル一切ノ費用ヲ詳記シタル內譯明細書ヲ請負契約締結後

日以內ニ注文者ニ提出スヘシ但內譯明細書中ニ誤記遺算又ハ遺漏等アルモ之カ爲ニ請負代金ノ總額ヲ變更セザルモノトス

第二條　契約當事者ノ保證人ハ相手方ノ承認セル者タルヘシ若シ其保證人カ保證債務ノ履行不可能ナルコト明ナルニ至リタルトキハ當事

者ハ他ノ同資格アル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス

第三條　請負人ハ請負工事ノ全部又ハ大部分ヲ一括シテ更ニ之ヲ他人ニ請負ハシムルコトヲ得ス

第四條　請負人ハ本契約書ニ添附シタル圖面、仕樣書其他ノ書類竝ニ將來示スヘキ本圖書ニ準據スル詳細圖ニ依リ監督技師ノ指圖ニ遵ヒ施工スヘシ

圖面及ヒ仕樣書中其一ニ記載シアリテ他ニ漏レタルモノハ圖面及ヒ仕樣書ノ各々ニ記載シタルモノト看做シ施工スヘシ圖面及ヒ仕樣書中不明ナル部分アルトキ請負人ハ其工事ニ着手スル前監督技師ノ指圖ヲ得ヘシ

第五條　請負人ハ工事着手前工程表ヲ作成シ監督技師ノ承認ヲ得之ニ準據シテ施工スヘシ

第六條　現寸圖ハ監督技師之ヲ作成シ適當ノ時期ニ於テ請負人ニ交附ス但請負人之ヲ作成シタルトキハ監督技師ノ承認ヲ得ヘシ

工作圖ハ請負人之ヲ作成シ監督技師ノ承認ヲ得ヘシ

第七條　監督技師ハ圖面、仕樣書其他ノ書類ニ基キ工事ノ監督ヲ爲スモノトス

監督技師ハ何時ニテモ現場ニ臨ミ施工上ノ指圖ヲ與ヘ又ハ材料ノ檢査ヲ行フコトヲ得

契約當事者雙方ヨリノ申出ハ監督技師ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第八條　監督技師ハ工事監督上必要ト認メタルトキハ現場係員ヲ置クコトヲ得

現場係員ハ監督技師ノ指圖ヲ受ケ施工上ノ監督ニ從事スルモノトス

現場係員ハ監督技師カ現場ニ在ラサルトキノ代理ス

現場係員ハ監督技師ノ承認ヲ得タル上ニ非サレハ請負人ヲシテ工事ノ變更ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第九條　工事ニ要スル材料ハ圖面及ヒ仕樣書ニ依リ監督技師ノ檢査ヲ受ケタル後之ヲ使用スヘシ

第十條　注文者カ請負代金ニ增減ヲ及ホスヘキ工事ノ變更又ハ追加ヲ要求シタルトキハ請負人ハ工費增減明細書、完成期限等ヲ明記セル請負代金ノ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條　請負人カ契約ノ本旨ニ違背シテ施工シタル場合ニハ監督技師ハ其旨ヲ明示シ請負人ニ改工セシムルコトヲ得

但請負人ハ之カ爲ニ完成期間ノ延長ヲ求メ又ハ請負工費ノ增額若クハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十二條　工事場構內ニ於ケル勞務取締及ヒ就業時間ハ請負人監督技師ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十三條　請負人又ハ其代表者ハ日々工事場ニ出張シ請負ニ關スル諸般ノ事項ヲ處理スヘシ

但自ラ出張スルコトヲ得サルトキハ監督技師ノ承認ヲ得タル代理人ヲシテ之ヲ處理セシムヘシ

第十四條　監督技師ハ請負人ニ屬スル使用人、職工、人夫等ノ施工動作不適當ナリト認メタルトキハ請負人ニ之カ更迭ヲ要求スルコトヲ得請負人ハ現場係員ノ指圖カ不穩當ナリト認メタルトキハ監督技師ニ對シ其理由ヲ陳述シ其判定ヲ要求スルコトヲ得

第十五條　請負人ハ工事施工中又ハ材料運搬ニ際シ他人ノ生命、身體、財產等ニ損害ヲ加ヘサル樣充分ナル注意ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ請負人其賠償ノ義務ヲ負擔スルモノトス

建築ノ目的物ニ隣接セル營造物ノ保護及ヒ之ニ關聯シ特殊ノ施設ト費用ヲ要スル工事ハ本

請負ノ範圍外トシ當事者及ヒ監督技師協議ノ上別ニ之ヲ施工スルモノトス

第四條及ヒ前項ニ準據シ施行セラレタル工事ノ爲隣接營造物ニ損害ヲ生シタルトキハ請負人ハ其損害カ自己ノ施工上ノ瑕疵又ハ不注意ニ基因セル場合ニ非ラサレハ賠償ノ責ニ任セス

第十六條　天災、地變、戰亂、暴動、同盟罷工其他ノ不可抗力ニ基因スル事實發生ノ爲メ止ムコトヲ得サルトキ及ヒ注文者又ハ工事場ノ都合ニ依リ契約書第二條工事着手期日迄ニ工事ニ着手スルコト能ハサルトキハ完成期間ヲ延長スルコトヲ得但延期ノ日數ハ當事者及ヒ監督技師協議ノ上之ヲ定ム

第二十八條　及ヒ第二十九條ノ場合ニ於ケル中止日數ハ完成期間ニ算入セス

第十七條　請負代金ハ工事完成ノ後其目的物ノ引渡ヲナスト同時ニ通貨ヲ以テ支拂フヘシ但請負人ハ工事完成前ト雖契約書第一條ニ依リ其一部竣成ニ對シ及ヒ工事場ヘ搬入シタル材料ノ檢査ヲ終ヘタル部分ニ對シ監督技師ノ承認ヲ得テ其價格ノ十分ノ九ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ支拂請求ヲ得タルトキハ注文者ハ日以內ニ其支拂ヲ爲スヘシ

第十八條　工事完成シタルトキハ請負人ハ直ニ監督技師ノ檢査ヲ得注文者ニ引渡ノ手續ヲ爲シ注文者ハ遲滯ナク引渡ヲ得ヘシ

第二十條　注文者カ請負代金ノ支拂ヲ爲サヽルトキハ工事ノ一部ヲ解發セシメ之ヲ注文者ニ於テ前條ニ依ル請負代金ノ支拂停止ノ狀態ニアルトキハ請負人ハ其目的物ノ引渡ヲ拒ムコトヲ得之カ爲メニ生スル損害ハ注文者ノ負擔トス

第二十一條　契約當事者ハ相手方ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ヨリ生スル權利及ヒ義務ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

第二十二條　工事中及ヒ工事完成後ト雖引渡終了前ニ本契約ノ目的物ニ付テ生シタル損害ハ請負人ノ負擔トス但不可抗力ニ基因スルモノ及ヒ第十八條第二項ノ場合ニ對シテハ此限ニ在ラス

第二十三條　請負人ハ自己ノ費用ヲ以テ本契約及ヒ第十八條第二項ノ場合ニ對シテハ此限ニ在ラス

第二十四條　材料ノ不良工事ノ粗惡其他契約ノ本旨ニ背キタル原因ニ因ル各部ノ狂ヒ破損雨漏其他ノ瑕疵ニ對シテ請負人ハ引渡ノ時ヨリ木造建築物ニ付テハ一箇年其他ノ建築物ニ付テハ二箇年間擔保ノ責ニ任ス但請負人ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ基因セルモノニ對シテハ此限ニ在ラス

第二十五條　本契約ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ノ責ニ歸スヘキ事由又ハ監督技師ノ與ヘタル指圖ニ因リテ生シタルトキハ請負人ハ其責ニ任セス

第二十六條　請負人ハ契約締結後違算、見積違ノ目的物ヲ豫メ火災保險ニ付スヘシ但其時期

除ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十七條　請負人カ請負契約ヨリ生スル義務ニ違背シタルトキハ注文者ハ工事ノ中止ヲ請求スルコトヲ得

若シ前項ノ違背ニ因リ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ注文者ハ監督技師ノ意見ヲ聽キ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

監督技師カ工事ノ進行及ヒ工程表ニ鑑ミ期間内ニ正當ニ完成不可能ト認メタルトキハ亦前項ノ規定ニ從フ

前二項ノ場合ニ於テ注文者ハ請負人ニ對シ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條　工事ノ完成以前ニ於テ注文者ハ自己ノ都合ヲ以テ何時ニテモ請負人ノ損害ヲ賠償シテ工事ヲ停止若クハ中止シ又ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但中止期間カ　日以内ノ場合ハ損害ノ賠償ヲ要セス

第二十九條　請負代金ノ分割支拂ノ期日到來シ請負人カ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スモ注文者ニ於テ支拂ヲ爲ササルトキハ請負人ハ其支拂フル迄工事ヲ中止スルコトヲ得

第三十條　前二條ノ中止期間カ　日ニ及ヒタルトキハ請負人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第二十九條及ヒ前項ノ場合ニ於テ請負人ハ注文者ニ對シ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條　前數條ニ依リ請負契約ヲ解除シタルトキハ注文者ハ内譯明細書ニ記載シタル單價ニ依リ使用材料代價及ヒ工手間賃金ヲ支拂フヘシ但内譯明細書ニ據リ難キモノハ當事者及ヒ監督技師協議ノ上之ヲ定ム

第三十二條　本規程ニ依リ延期、中止又ハ停止ノ事由カ發生シタル場合ニ於テハ契約書第二條ノ違約金ハ其日數倒減ノ時ヨリ之ヲ計算ス

第三十三條　請負人ハ本規程ニ定メタルモノノ外請負契約ノ義務ヲ履行スルニ當リ善良ナル管理者ノ注意ヲ用フルコトヲ要ス

第三十四條　本規程ニ關シ當事者及ヒ監督技師カ協議ノ結果協定ヲ得サル事項ニ付テハ仲裁合資會社及株式合資會社ノ業務執行社員、株式會社ニ從フ前項ノ仲裁人ハ當事者各一人ニ從フ組合員タリシ者ニ付テハ其ノ在任期間中當該工事、製造又ハ物品ノ供給ニ從事シタルモノト看做ス

第二條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ前條ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ證明スヘシ

一　個人ニ在リテハ二年以來其ノ每年納メタル地租、第三種所得稅及營業稅ノ合算額見積入札金額千分ノ一ヲ下ラサルコト

二　法人又ハ組合ニ在リテハ出資額又ハ拂込資本金額見積入札金額ヲ下ラサルコト但シ法人ニシテ二年以來其ノ每年納メタル地租會計規則第九十六條ノ規定ニ依リ一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ一年以來其ノ工事、製造又ハ物品供給ノ業務ニ從事スルコトヲ證明スヘシ但シ合名會社、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ其ノ業務執行社員ノ一人、株式會社ニ在リテハ其ノ會社ヲ代表スル取締役ノ一人組合ニ在リテハ其ノ業務ヲ執行スル組合員ノ一人一年以來其ノ工事、製造又ハ物品供給ノ業務ニ從事スルコトヲ證明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工事、製造又ハ物品ノ供給ヲ營ム合名會社、合資會社及株式合資會社ノ業務執行社員、株式會社ノ代表スル取締役又ハ組合ノ業務ヲ執行スル組合員タリシ者ニ付テハ其ノ在任期間中當該工事、製造又ハ物品ノ供給ニ從事シタルモノト看做ス

第二條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ前條ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ證明スヘシ

一　個人ニ在リテハ二年以來其ノ每年納メタル地租、第三種所得稅及營業稅ノ合算額見積入札金額千分ノ一ヲ下ラサルコト

二　法人又ハ組合ニ在リテハ出資額又ハ拂込資本金額見積入札金額ヲ下ラサルコト但シ法人ニシテ二年以來其ノ每年納メタル地租

一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ關スル件

（大正十一年四月一日大藏省令第三十三號）

第一條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ内務大臣ノ所管大臣ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前一般ノ競爭ニ付スヘキコトヲ公告シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

實費精算式工事委托契約書（請負業協會決定）

一、工事名稱

一、工事建設地

一、工事實費豫算額ハ金　圓ナリトス

第七條　朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ於テ工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ朝鮮總督府所屬ノ經費ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督府所屬ノ經費ニ付テハ臺灣總督、樺太廳所屬ノ經費ニ付テハ樺太廳長官、關東廳所屬ノ經費ニ付テハ關東長官、南洋廳所屬ノ經費ニ付テハ南洋廳長官、各省所屬ノ經費ニ付テハ各其ノ所管大臣ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前一般ノ競爭ニ付スヘキコトヲ公告シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

實費精算式工事委托契約書（請負業協會決定）

一、工事名稱

一、工事建設地

一、工事實費豫算額ハ金　圓ナリトス

第七條　朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ於テ工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ朝鮮總督府所屬ノ經費ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督府所屬ノ經費ニ付テハ臺灣總督、樺太廳所屬ノ經費ニ付テハ樺太廳長官、關東廳所屬ノ經費ニ付テハ關東長官、南洋廳所屬ノ經費

額千分ノ二ヲ下ラサルコトヲ證明シタルトキ又ハ合名會社合資會社及株式合資會社ニシテ其ノ無限責任社員ノ一人、組合ニシテ其ノ組合員ノ一人前號ニ該當スルコトヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　工事、製造又ハ物品ノ供給ニ關スル營業ヲ承繼シタル場合ニ於テハ前營業者ノ當該營業ニ從事シタル期間及納付シタル稅額ハ承繼人ノ從事スル期間及納付シタル稅額ニ之ヲ通算ス

第四條　本令ノ規定ニ依リ證明ヲ要スル事項ハ當該官公署ノ認證アル書面ヲ以テ之ヲ立證スヘシ

第五條　公共團體ニ於テ工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスルトキハ本令ニ定ムル資格ヲ有スルコトヲ要セス

第六條　各省大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ノ資格ニ付大藏大臣ト協議シテ本令ノ規定ニ特例ヲ設クルコトヲ得

ト定ム

第六條　當事者ハ本契約書ニ添附セル實費精算式施行規定ニ遵フヘシ

本契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ當事者各自署名捺印ノ上各一通ヲ保管ス

昭和　年　月　日

受托者住所氏名

受托者住所氏名

實費精算式施工規定案

（請負業協會決定）

第一條　受托者ハ遲滯ナク本工事實費豫算額ニ對スル明細書ヲ委托者ニ提出スヘシ

第二條　受托者ハ總テ建築技師ノ指圖ニ從ヒ施行スヘク圖面及仕樣書ノ解釋ニ就テハ建築技師ノ裁定ニ從フヘシ

第三條　工事實費ハ本工事完成ニ要スル一切ノ費用ノ總額ニシテ左記項目ニ依ルモノトス

イ　材料代金　ロ　勞銀　ハ　諸運搬費　ニ　現場其他工事ニ關係アル諸設備費經常費　ホ　前項ト同樣ナル機械器具及土地家屋等ノ賃借及ハ使用料　ヘ　前項ト同樣ナル諸公課　ト　火災及傷害保險料　チ　工事執務員ノ諸給與但シ受托者ノ代理行爲ヲナスモノヲ除ク　リ　其他工事施行上必要ナル諸費

第四條　天災又ハ不可抗力ニ因リテ生シタル補

修費及隣接土地家屋其他第三者ニ關スル補修費ハ之レヲ工事實費ニ計算スルモノトス。前項補修費以外ノ損害賠償ハ工事費ト別途ニ計算ス

第五條　委託者ハ建築技師ヲ通シテ工事ノ變更ヲ爲スコトヲ得ヘク之レガ爲メニ工費ノ增減ヲ生ズル場合ハ當事者協議ノ上契約書ノ第二條ノ工事實費豫算額ヲ變更スルモノトス

第六條　受托者ハ材料購入工賃ノ取極メ其他豫算ニ關係スル事項ニ就テハ常ニ委托者ト協議ノ上其ノ進捗ヲ圖ルベキモノトス

第七條　委托者ハ毎月　日迄ニ工事費支拂豫定書ヲ委托者ニ提出シ委托者ハ　日以内ニ之レニ對スル金額ヲ通貨ヲ以テ受托者ニ交付スベシ。受托者前項ノ交付ヲ受ケタル時ハ支拂手續ヲ了シ證憑書類ヲ添附シタル支拂費目明細書ヲ作成シ之ヲ委托者ニ提出スベシ

第八條　受托者ニ於テ金錢ノ立替拂ヲ爲シタル場合委托者ハ其ノ請求ニヨリ直チニ受托者ニ之ヲ償還スベシ。前項立替金ニ對シテハ立替當日ヨリ利子ヲ附シ工事費ト別途ニ計算シ受托者ニ支拂フベシ

第九條　本工事ニ對スル一切ノ割引拂戻及剩餘材料設備等ノ賣却ニヨル金額ハ工事實費ヨリ控除スベシ。前項剩餘材料設備等ハ委托者ト協議ノ上之ヲ處分ス

第十條　委托者ハ受托者ニ對シ工事實費支拂ノ都度契約書第三條ニヨル報酬金内拂トシテ其ノ　ヲ支拂フモノトス

第十一條　報酬金ハ工事實費額カ契約書第二條ノ豫算額ヲ超過シタル場合ト雖モ豫算額ニ對スル所定ノ額ヲ超過スルコトヲ得ス。但シ第四條第十五條ノ事實ニ基因シ特ニ費用ヲ要シタル場合又ハ勞銀及材料代金ノ著シキ騰貴ニヨリ工事費ノ增加シタル場合ハ此限ニアラス

第十二條　委托者ハ自己ノ都合ヲ以テ工事ノ中止又ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ既成工事費手配濟材料ノ代價並ニ本工事ノ爲メニ既ニ要シタル費用ハ總ヘテ工事實費ニ計上ス。前項ノ場合ニ於テハ當事者協議ノ上契約書第三條ノ報酬ノ所定率ヲ增加スル

第十三條　受托者ハ工事ノ工程其他關係事項ニ付毎月委托者ニ對シ報告書ヲ提出シ且ツ本工事ニ關スル文書諸記錄會計帳簿等一切ノ書類ヲ整理シ何時ニテモ委托者ノ檢閱ニ應スヘシ

第十四條　受托者ノ過失又ハ怠慢ニ基因スル損害費用ハ總テ受托者ノ負擔トシ受托者ハ之レヲ工事實費ニ計上スルコトヲ得ス

第十五條　天災騷擾、同盟罷工、怠業其他不可抗力ニ基因スル事實發生セル場合又ハ委托者ノ承認セル設計變更アリタル場合ハ委托者ハ必要ニ應シ相當ナル工期ノ延長ヲ承諾スヘシ

第十六條　契約當時者ハ其ノ一方ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ本契約ヨリ生スル權利及義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十七條　委托者カ本契約以外ノ工事ニシテ本工事ニ關聯スル部分ヲ第三者ニ施行セシムル場合ハ該工事ノ進行ニ關シ受托者ノ同意ヲ得セシムルモノトス

建築士ノ業務報酬規程

（大正六年十月決定、同九年二月第十四回臨時總會、十年四月第十六回定期總會同十二年四月第二十回定期總會ニ於テ修正）

日本建築士會ハ建築士ノ業務ニ對スル報酬ヲ左ノ通リ規定ス建築物ノ略圖案、設計及監督ノ業務ニ對シ建築士ノ受クル報酬定率ハ工費總額ノ百分ノ五ヲ最低トス

一　略圖案トハ依頼者トノ相談ヲ經テ大略ノ考案ヲ提供スルモノヲ云フ

一　設計トハ建築ヲ實施スルニ要スル設計圖及詳細圖仕樣書及工費豫算書ノ作成ヲ云フ

一　監督トハ工事ノ指導監督　請負契約事務　工事支拂ノ調査及承認ヲ云フ

工費總額五萬圓以内ノモノハ定率ニ約百分ノ一ヲ增加シ、以下壹萬圓ヲ減スル毎ニ約百分ノ一宛ヲ增加スルモノトス

一　住宅、住宅附屬建造物、紀念建築物、家具、庭園建築裝飾物等

一　各種建造物ノ修繕及變更

一　工事ヲ直營、分業請負若クハ實費計算請負ニ付スルモノ

一　設計、監督ヲ建築士二人以上ニテ分擔スルモノ

一　依頼者ノ請求ニ依リ略圖案決定後變更シタルトキ

左ノ場合ニハ報酬定率ヲ減少スルモノトス

一　同一ノ設計ヲ以テ同時ニ二個以上ノ建物ニ實施スルトキ、此場合ニ於テ其一ニ對シ報酬定率ヲ課シ他ハ相當ノ減額ヲナスモノトス

一　工場、倉庫其他建築ノ性質簡單ニシテ建坪ノ大ナルモノ

業務ヲ分割シテ依頼ヲ受クルトキハ左記報酬定率ヲ以テ最低トス

一　略圖案　規定報酬ノ五分ノ一

一　設計　規定報酬ノ五分ノ三

一　監督　規定報酬ノ五分ノ一

一　設計及監督　規定報酬ノ五分ノ五

一　略圖案及設計　規定報酬ノ五分ノ三

報酬金ハ便宜ニ依リ左ノ割合ニ分割シテ之ヲ受クルモノトス但シ工費確定前ニ受取ルヘキ部分ハ概算ニ依リテ受領シ其確定後之ヲ精算ス

一　略圖案作成後　五分ノ一

一　設計作成後　五分ノ二

一　監督業務擔當中　五分ノ二ヲ適宜分割

注意　增新築届書式に住宅、工場、店舗等の建築物の種類によりて設計書、坪數、面積等を書入れるものが異なるものゝみにして書式は凡て同一なる爲め省略することゝせり

建築届出及申請書

一　增築新築届書式

增築及改築届書式は本新築届書式に準じ作成し然して之等の書類は正副弐通を製して所屬警察署を經て監督官廳に提出すべきものとす

（A）一般建築物の場合

實例一、建築面積百坪以下の平家（住宅）

木申請又ハ圖ノ書換、圖面ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ速ニ變更申請又ハ變更届ヲ出ス其ノ要領左ノ如シ

（一）使用目的、敷地又ハ敷計ヲ變更スルトキ（以上建築申請ヲ爲シタルモノ又ハ市街地建築物法施行細則第十二條ノ届出ヲ爲シタルモノニ付テハ除ク）變更届ノ手續ヲ爲スベシ（二）建築主、敷地所有者、建築工事管理者、設計者又ハ工事監督主任者ノ氏名住所、起工及竣功ノ期日等ヲ變更スルトキ（以上ハ變更届ノ手續ヲ要ス）1

（本用紙ハ主トシテ木造建築物ニ使用スルモノトス）

文字ハ楷書ニテ明瞭ニ記入スベシ

○

百坪以下ノモノ

本（正本カ副本カ）

建築課	受付	印

大正　年　月　日進達　署

受付	印

經過	月　日返戻	印
	月　日再提出	印
○　○	月　日	印
	月　日	印

建築届（届カ）

申請ハ百坪以上ノ平家七ヶ坪以上ノ二階建、三ヶ以上ノモノノ特殊建築物等ノ建築物ト同敷地ニ建ツルモノ、幅九尺未滿ノ道路ニ接スル敷地ニ建ツルモノ及ビ本ハ調查濟ノ交付スル副本ニ交付スベキ工事監理者ニ關スル事項ヲ變更セムトスルトキニ之ヲ準用ス詳細ハ前記以外ノモノハ提出ノ後十日ヲ經過スレバ起工スルコトヲ得

敷地ノ地名番號　北豊島郡西巣鴨池袋町一三二〇番地

敷地内建築物ノ主ヒ用途　住宅

申請届ノ要旨　新築（新設、増設、改築、移轉、大修繕、大變更等申請又ハ届ノ要旨ヲ記スベシ）

右關係圖書ヲ具シ此段及御届候也

住所　東京府北豊島郡瀧ノ川町田端一五二番地

大正十五年四月一日　建築主　○　○　○　○　電話小石川○○○番

警視總監　太田政弘殿

敷地所有者　住所氏名　北豊島郡瀧ノ川町田端一五二番地　（電話○○○番）

設計者　住所氏名　北豊島郡西巣鴨町五番地　（電話○○番）

建築工事請負者　住所氏名　設計者ニ同ジ

敷地面積　五十七坪七合

敷地面積ニ對スル建築面積ノ割合十分ノ五割

敷地内建築物ノ面積ノ合計　二十八坪五合

右内譯（一）二十八坪五合（二）坪合（三）坪合（四）坪合

道路	東	公道幅員	十八尺〇寸（概存）
	南	公道幅員	十八尺〇寸（概存）
建築線	東	距離（幅員）	十八尺〇寸（概在）
	南	距離（幅員）	十八尺〇寸（同）

敷地面ト道路面トノ高低　敷地面ハ道路ヨリ〇尺五寸　高シ　低シ　高低ナシ

起工及竣功ノ期日　御認可ノ日ヨリ　日後ニ起工シ　日間ニテ竣功（建築届ナラバ）

大正十五年四月一日起工シ大正十五年六月三十日竣功（建築届ナラバ）

右各建築物ノ概要、敷地計畫、圖面別紙ノ通リ

道路ノ幅員ト敷地ノ高低トノ關係ハ建築申請ニ關スル法令ニ準ジ取調ベ之ヲ記入スベシ

建築工事竣功シタルトキハ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキ又ハ建築工事ヲ中止シタルトキハ速ニ届出ヅベシ

建築主法人ノ場合ハ其ノ名稱事務所及代表者ノ氏名住所ヲ記入スルコトヲ要ス

工事管理者、監督主任者ヲ請負人アルトキハ別紙ニ記載添附スベシ後日決定シタルトキハ五日以内ニ届出ヅルコトヲ要ス

建築物法施行令第十四條、第十五條、第十六條參照

建築物法第七條、第八條（第九條）、第二十六條參照

建築物法施行細則第七條、第八條參照

建築物法施行細則第八條乃至第十條參照

警視廳公給建築申請届用紙

設計書

様式　半洋風

基礎　外部周圍は南京下見張りとし防腐劑を塗り、内部は西洋間にして床は板張り壁は尺五寸間に間柱を建て木摺打漆喰壁仕上、他の部は置壁作りにして敷居鴨居使用し天井も普通日本造りと同じ

屋根　形狀　方形　四寸五分勾配

屋根葺材料　銅葺

棰の後割栗石敷き、大蛸にて搗き固め目潰を行ひ後コンクリート厚六寸幅八寸を打上げ側ゐ大谷五六角を据付のこと

軸組

軸は主臺形四寸角とし柱杉及米松三寸五分角桁は土臺と同寸にして小屋は松丸太米六寸及五寸丸太使用世屋は押三寸角とす

鐵骨構造、鐵筋コンクリート構造、煉瓦造、準耐火構造建築物等なるときは其の構造設備に關する仕樣書を別紙に詳細記載すべし

建築物ノ概要

敷地内ニ建築物ヲ數棟建築スルトキハ一棟毎ニ作成シ第一號用紙ニ添附スベシ

用途ニ依リ住宅　木造一部煉

工事ノ要旨	一階	二階	三階
新築	廿八坪五合	坪合	坪合
增築、改築、移轉、大修繕、大變更等ヲ記入スベシ	坪合	坪合	坪合
一棟ノ建築物ニシテ一部分ヲ改築且增築スル場合ハ改築ノ部分何坪增築ノ部分何坪ト記入スベシ	坪合	坪合	坪合
變更ノ要旨	坪合	坪合	坪合
計	廿八坪五合	坪合	坪合

工事ノ要旨ノ欄ニハ新築、增築、改築、移轉、大修繕、大變更等ヲ記入スベシ

一棟ノ建築物ニシテ一部分ヲ改築且增築スル場合ハ改築ノ部分何坪增築ノ部分何坪ト記入スベシ（後前通リ）

合計二十八坪五合

建築物ノ最高部ハ地盤面上　尺　寸ニシテ最高軒高ハ地盤面上十尺カ寸

各軒高	道路ト敷地ノ關係	一階	二階	三階
	幅員　尺　寸	軒高 十尺五寸	尺　寸	尺　寸
階及ノ軒ノ出	道路ノ高サ敷地ノ高サ	一尺五寸	尺　寸	尺　寸
	道路側ニ於ケル軒ノ出	尺　寸	尺　寸	尺　寸
	幅員　尺　寸高サ敷地ノ高サ	尺　寸	尺　寸	尺　寸
	道路側ニ於ケル軒ノ出	尺　寸	尺　寸	尺　寸

道路ニ面スル側ニ於テ下階ニ軒高又ハ軒出ヲ異ニスルトキハ記入スベシ

道路ニ以上アルトキハ各道路側ノ軒高又ハ軒出ヲ記入スベシ

軒先、庇、樋其ノ他建築物ノ部分ハ總テ建築線ヨリ突出セシメズ

警視廳公給建築申請届用紙

敷地、構造、設備等ニ關シ法令中特ニ許可又ハ認可ヲ要スルコトニ規定セラレタル事項ハ詳細洩レナク記入スベシ

屋根ヲ「モルタル」塗ノ類ニテ葺カムトスルトキ又ハ茅屋ヲ不燃材料ニテ葺カザルトキハ別ニ其ノ許可申請書ヲ添附スベシ

軒出トハ柱眞ヨリ軒先外端マデノ水平距離トス（軒先ニ樋アルトキハ樋ノ外端マデ）

警察犯處罰令第十二條參照

日本風カ洋風カ

建築物法施行令第一條乃至第三條參照

ビルディング賃借證書式の例

参錄印紙

賃借證

所在地　東京市何區何町何丁目番地
何ビルディング鐵骨煉瓦造七階建物内
賃借室　第　階　號室（室數　室此坪數合計　坪）

一、室内の取付の床數、ブラインド、煖房器、瓦斯水道管、電燈及電話配線等附屬の儘、但昇降器、私設郵便筒、便所、洗面所、物洗所、湯沸所、塵芥捨場、紙屑捨筒、下駄置場等は共同使用の事

賃借期間　自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日
　ケ年間

賃借料　一ケ月金　圓也

使用の目的たる事務所の種類
何會事務所

一、拙者儀今般前記貴社貸室を拙者事務所に使用の爲め右條件を以て賃借仕候に付ては左記契約條項堅く遵守可仕候

一、賃借室は期間中拙者に於て繼續使用致す可く假令事實に使用を廢止したるときと雖も滿期に至る迄の賃借料支拂の義務を免れざるべし、但萬一拙者より中途解約を申出て本契約殘期間に對する賃借料の十二分の一に相當する賠償金を貴社に支拂ひ貴社の承諾を得たる場合に限り其當時迄の賃借料を支拂ふ義務を免ぬべし

一、賃借料は契約締結と同時に六ケ月分を支拂ひ爾後六ケ月毎に六ケ月分を支拂ふべし、但一ケ月未滿は之を一ケ月として計算すべし

一、本契約期間中と雖も貴社の負擔に屬する地代の騰貴若くは前記建物又は敷地に對する公租公課の增徴等の事由に因り一ケ月前の豫告を以て相當なる賃借料の增額を請求せらるゝときに異議なく之を承諾すべし

四、煖房電氣瓦斯水道の諸設備、昇降機災害防止及人命救護を目的とする設備及衛生交通設備の運行、新設又は改良等に對し臨時又は特殊の經費を要したる時は賃借室坪數相當の分擔額を支拂ふべし

五、賃借室は專ら前記の事務所用のみに使用し貴社の承諾を得ることなくして左記事項を變更又は追加すべからず

イ、常に清潔と整頓とを旨とすること

ロ、賃借室内に於て炊事其他飲食物の調理をなさゞること

ハ、失火の豫防に注意し、發火の虞れあるもの、紙屑及塵芥等は貴社指定の場所に限り棄捨すること

ニ、瓦斯又は電氣「ストーヴ」及火鉢類は貴社の承諾を得るにあらざれば之を使用せざること

ホ、發火、爆發其他危險の物品及不潔なる又は臭氣ある物品を室内に持入れざること

ヘ、建物を汚損すべき物品、重量品又は容積大なる物品を室内に持入れざること

ト、便所、洗面所、物洗所及湯呑所等は清潔に使用し各其目的以外に使用せざること

七、貴社及び他貸借人に迷惑を及ぼすべき行爲、其他貴社に於て安寧、秩序、風俗、衛生、信用を害すべしと認めらるゝ所業は拙者に於て之をなさざるは勿論拙者の使用人及拙者も本建物内に出入せしめたる者に於ても一切之をなさしめざるべし

八、賃借室内の造作、間仕切、建具其他の新設又は模樣替、電燈電話及瓦斯の施設、金庫の

据付、看板掛額の取付、其他類似の敷設及變更は豫め貴社の承諾を得るにあらざれば着手せざるべし、窓及扉硝子に氏名商號等記入の場合は書體、寸法、色合等凡て貴社一定の様式に從ふべし

貸借室内に据付の金庫は總て六號型以下とし一個の重量百五十貫を限度とすべし

九、貸借室内に取付たる電話配線先より連接すべき電話線の費用に拙者之を負擔すべし

貸借室内の水道栓使用の設備は貴社指定の構造となし且つ其費用は拙者之を負擔すべし

電燈、電話、瓦斯及其計量器の使用料（共同使用の分を除く）は拙者之を負擔すべし

一〇、貸貸室及其室内の物件は拙者保管の責に任ずべし

拙者若くは拙者使用人其他拙者が本建物内に出入せしめたる者の行爲に因りて貸借又は共同使用物件に生ぜせしめたる故障、破損、滅失等の損害は直に拙者に於て辨償すべし、窓硝子及「ブラインド」破損の場合は直に貴社に通知し貴社指定の材料を用ひ原因の何たるを問はず一切拙者の費用を以て速かに修繕すべし

貸借室又は之に附屬せる物件に修繕を要する個所生じたるときは速に其旨を貴社に通知すべく假令拙者の負擔に屬する部分と雖も其修繕方法は豫め貴社と協議の上着手すべし

貸借室内壁の塗換は拙者の都合に依り拙者の費用を以て爲すことを得べしと雖も色合、塗要の場合には貴社使用人は何等通告をなさずして貸借室内に入るを得べし

一五、拙者に於て貸借料の前拂を怠りたるときは貴社は何等の豫告をなさずして本契約を解除することを得

一七、貸借室明渡の際は其原因の如何に拘らず左の規定に從ふべし

イ、拙者の費用を以て加へたる造作、建具及間仕切、模様替其他の工事は總て貴社の指圖に從ひ貴社指定の期間内に拙者の費用を以て原狀に回復すべし若し其期間内に右の回復を竣らさるときは貴社は拙者の費用を

用法に依る自然の破損と認め難き床敷の損所は材料、方法等凡て貴社と折合せの上拙者の費用を以て修繕すべし

貸借室又は附屬金庫室の鍵を修繕又は新調せんとするときは必ず貴社の承認を受くべし

一一、貸借室は一切他に轉貸をなさざる可し

但業務上已むことを得ざる理由ある場合は豫め貴社の承諾を得て其一部に限り他に轉貸することを得可しと雖も使用の目的は事務所に限る可し

轉借人に對し貴社より貸借室の明渡しを請求せらるゝ場合は其理由の如何に拘らず直に明渡を爲さしむ可し

一二、本契約に據る貸借權は貴社の承認なき限り一切之を他人に讓渡せざる可し相續人と雖も當然承繼することなし

一三、前條により轉貸したる場合に於ても本契約上一切の義務は拙者に於て負擔すべきは勿論尚轉借人をして本契約の趣旨を遵守せしむべし

一四、貴社使用人又は貴社の紹介に係る貸借希望者は拙者又は拙者の使用人に通告して貸借室内に入るを得べし、但掃除の爲め若くは緊要の場合には貴社使用人は何等通告をなさずして貸借室内に入るを得べし

一五、拙者に於て貸借料の前拂を怠りたるときは貴社は何等の豫告をなさずして本契約を解除することを得

一六、拙者に於て本契約滿期後引續き貸借希望の場合は滿期前三ケ月に於て之か豫告をなすべし

拙者に於て滿期後に亘り事實上使用を繼續する場合に於て貴社より特に異議申出たき時と雖も之に因りて貸貸借契約の更新と見做すことなかるべし

以て第三者をして隨意回復工事をなさしむるか若くは模様替又は取付けたる物件は無償にて貴社に讓渡したるものと見做し貴社に於て任意處分せらるゝか何れとも一切貴社の任意たること

ロ、貸借室内に於ける拙者所有の物件の搬出を遲滯したるときは無償にて貴社に讓渡したるものと見做し貴社は任意に之を處分することを得ること

ハ、貸借室又は附屬物件に復舊又は修繕を要する個所あるときは總て貴社の指圖に從ひ貴社指定の期間内に拙者の費用を以て之が復舊又は修繕をなし尚貴社より賠償金の請求ありたるときは異議なく之を支拂ふこと前二號及本號の規定に依る復舊又は修繕を竣らざる間は明渡を完了せざるものと見做すこと

ニ、貸借室内に於て次者の費用を以て取付けたる造作、間仕切等は拙者の都合に依り豫め貴社の承認をうけ新規貸借者に讓渡し得ること

ホ、如何なる場合たるを問はず有益費必要費の償還又は移轉料は一切之を請求せざること

一八、火災、震災、瓦斯水道昇降機廢房裝置の故障、其他本建物内の設備又は工作物の瑕疵に因りて生じたる損害に關しては貴社又は貴社使用人に過失ありたる場合に於ても貴社に對して賠償を求めざるべし

貸借室内は素より本建物内に於ける盜難に就ては何人の所爲に出つるを問はず貴社に對し賠償を求めざるべし

拙者の希望により貴社の使用人をして室内を掃除せしむる場合其使用人の行爲に因り損害を被むることあるも貴社に對し賠償を求めざるべし

一九、廢房、電燈、瓦斯、水道、昇降機、私設郵便筒、紙屑捨筒其他附屬の設備故障の爲め其固有の目的を妨ぐることあるも貴社は其責に任ぜざるべし

二〇、本建物共同出入に開閉日時、昇降機運轉日時の制限其他に就ては貴社に於て隨時制定の建物内細則に從ふべし

二一、保證人は本契約に據る貸借人の一切の義務に付連帶保證の責に任ずべし（以上）

昭和　年　月　日

住所　貸借人　何

住所

（職業）

保證人　何

何ビルヂング事務所御中

租稅

凡我が國に於ける稅法としては國稅徵收法及同法施行規則、地租條例及同條例施行規則、所得稅法及同法施行規則、營業稅法及同法施行規則登錄稅法及同法施行規則並印紙稅法等あれど本章には建築に關係ある所得稅、營業稅、登錄稅及印紙稅法等の主要條項をそのまゝ摘記こゝに掲ぐ

所得稅

第一種（法人の所得）

甲　法人の超過所得（所得金額中資本金額に對し）

イ　年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の四

ロ　年百分の二十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の十

ハ　年百分の三十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の二十

乙　法人の留保所得　百分の五

丙　法人の配當所得　百分の五

丁　法人の清算所得　百分の七、五

戊　外國法人の所得（即ち本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の本法施行